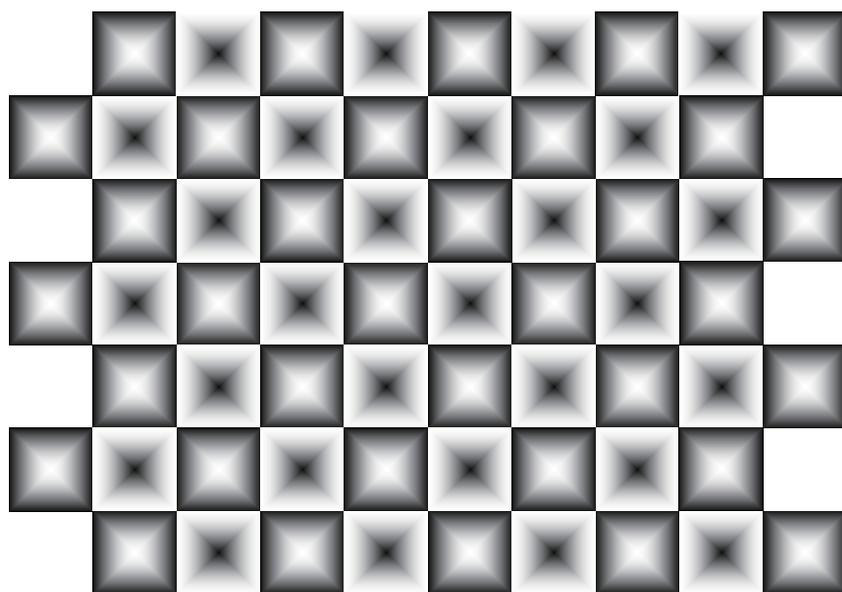


各委員会所管事項の動向

—第219回国会(臨時会)における課題等—



令和7年10月

衆議院調査局

以下の方法により、本資料の電子ファイル（PDFファイル）を閲覧することができます。

○「衆議院立法情報ネットワークシステム」（イントラネット）にて

＜電子ファイルへのアクセス方法＞

「立法調査情報」クリック→「調査局刊行物等」クリック→「各委員会所管事項の動向」クリック→必要な情報をクリック→電子ファイルが開きます。

○「衆議院ホームページ」にて

＜電子ファイルへのアクセス方法＞

「衆議院ホームページ」（<https://www.shugiin.go.jp/>）→国会関係資料「調査局作成資料」クリック→「各委員会所管事項の動向」クリック→必要な情報をクリック→電子ファイルが開きます。

本書は、各委員会の所管事項に関する、最近の主なトピックスについて、これまでの経緯や今後の動向等を取りまとめたものです。本書が国会における皆様の御活動の一助となれば幸いです。

本書の執筆は、各調査室が担当いたしました。記載内容についてのお問合せは、各調査室の担当者までお願いいたします。

なお、御意見等がございましたら、調査局調査情報課（内線31853）までお電話いただければと存じます。

衆議院調査局長 近藤 博人

目 次

○内閣委員会	1
経済財政政策（岸田内閣の方針 / 石破内閣の方針 / 物価高への対応等）	
経済安全保障（経済安全保障推進法 / 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度 / 総合的なシンクタンク機能の構築に向けた検討）	
国家公務員制度（令和7年人事院勧告 / 勧告後の動き）	
ストーカー対策（ストーカー規制法の概要 / ストーカー事案の現状とその対策 / 近時の課題と法改正に向けた動き）	
個人情報保護制度（個人情報保護制度の概要 / 制定及び改正の経緯 / 個人情報保護制度の今後）	
○総務委員会	13
地方行政（持続可能な地方行財政の在り方 / 地方創生 2.0 への対応 / 地方公務員制度）	
地方財政（補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い / 令和8年度の地方財政への対応等）	
地方税（令和7年度与党税制改正大綱における検討事項 / いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止（軽油引取税） / 令和8年度税制改正要望）	
行政の基本的制度の管理及び運営（国勢調査）	
情報通信（デジタル空間における情報流通の健全性確保 / オンラインカジノに係るブロッキングの在り方）	
放送（中継局設備の共同利用 / 放送事業者におけるガバナンス確保 / NHKラジオ国際放送での中国籍外部スタッフによる発言）	
郵政事業（郵政民営化の再見直し / 郵便料金制度の見直し / 日本郵便㈱の点呼業務不備問題等の不祥事）	
消防行政（林野火災への対応）	
○法務委員会	26
民事関係（選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）をめぐる現状 / 船荷証券に関する制度の見直し / 性同一性障害者特例法に関する最高裁判所大法廷決定 / 同性婚をめぐる現状）	
刑事関係（保護司制度 / 再審制の見直し / 自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討 / 死刑）	
出入国在留管理関係（出入国管理及び難民認定法と在留管理制度 / 外国人技能実習制度 / 特定技能制度 / 育成就労制度）	
○外務委員会	36
日米関係（米国の関税措置をめぐる日米合意 / 安全保障関係）	
日中関係（日中両国間の最近の動き / 日中両国間の懸案事項）	
日韓関係	
北朝鮮（核・ミサイル問題 / 拉致問題）	
ロシア（ウクライナ侵略 / 北方領土問題）	
イスラエル・パレスチナ問題（ガザ情勢 / パレスチナ国家承認の動き）	
○財務金融委員会	45
財政（我が国の財政の現状 / 財政に関する最近の動き（財政健全化目標））	
税制（税収の推移 / 令和7年度税制改正 / 今後の税制改正に関する動向）	
金融（日銀の金融政策 / 金融行政）	
○文部科学委員会	61
教育振興基本計画	
初等中等教育（学習指導要領改訂に向けた動向 / 教員を取り巻く環境整備（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教員の処遇改善） / 部活動改革（部活動の地域展開） / いじめ、不登校 / 高等学校の授業料の無償化 / 学校給食の無償化）	
高等教育（大学改革 / 国立大学の財務状況・授業料の引上げ / 奨学金等の学生に対する経済的支	

援)

科学技術及び学術の振興(科学技術政策 / 研究開発の現状 / 科学技術の基盤的な力の強化 / 大学の研究力の向上 / 原子力損害賠償制度)

文化及びスポーツの振興(文化芸術政策 / 文化財 / 著作権 / 世界平和統一家庭連合(旧統一教会)に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求 / スポーツ施策の推進とスポーツ基本法の改正)

○厚生労働委員会 76

社会保障(社会保障給付費等 / 全世代型社会保障の構築)

医療・健康施策(医療保険制度 / 医療提供体制)

介護保険制度

年金制度(公的年金制度の概要 / 年金制度改革の動向 / 年金積立金の運用)

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

障害者施策

労働政策(近年の雇用情勢 / 働き方改革 / 賃金 / 三位一体の労働市場改革等 / 雇用保険制度 / 女性活躍の推進・ハラスメント対策の強化)

○農林水産委員会 86

農業構造転換集中対策の内容と予算の在り方

米問題(国内の状況 / 貿易 / 政府の施策の在り方)

地域計画に基づく適正な農地利用の推進とその課題

森林・林業政策(森林・林業基本計画の変更 / 森林資源循環利用の推進)

海洋環境への変化への対応

○経済産業委員会 96

我が国経済の動向

中小企業政策(中小企業をめぐる現状 / 生産性向上等に向けた設備投資の促進 / 価格転嫁対策・下請取引の適正化 / 事業承継の促進)

資源・エネルギー政策(我が国の一次エネルギー供給 / 各エネルギーの現状 / GX実現に向けた動き / エネルギー価格高騰問題)

産業政策(自動車産業 / 半導体)

知的財産政策

通商政策

独占禁止政策

○国土交通委員会 109

国土政策及び社会資本整備の動向(国土政策 / 次期「社会資本整備重点計画」の策定 / インフラ老朽化対策 / 土地政策 / 建設産業政策 / 都市政策 / 水管理・国土保全 / 道路政策 / 住宅政策)

交通政策の動向(地域交通の再構築 / 鉄道政策 / 物流・自動車政策 / 海事政策 / 港湾政策 / 航空政策)

観光施策、気象業務、海上保安の動向(観光施策 / 今後の気象業務の在り方 / 海上保安)

○環境委員会 123

脱炭素社会の構築(気候変動に関する国際的な取組 / 気候変動に関する我が国における取組 / 今後の主な課題)

循環型社会の形成(循環型社会を形成するための法体系等 / 循環経済(サーキュラーエコノミー) / プラスチックごみ問題への対応 / 災害廃棄物処理に関する取組)

自然共生社会の形成(生物多様性に関する国際的な取組 / 生物多様性に関する我が国の取組 / 国内における個別課題への対応)

健康被害の補償・救済及び懸念への対応(水俣病 / 有機フッ素化合物(PFAS)問題)

東日本大震災対応等(放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応 / 原子力規制委員会の発足等)

○安全保障委員会 136

我が国を取り巻く安全保障環境
安保三文書をめぐる諸問題（防衛力整備計画に係る予算、財源 / トランプ政権による防衛費増額要求 / 国家防衛戦略、防衛力整備計画の改定）
自衛官の人的基盤の抜本的強化の取組（自衛官等の採用状況 / 自衛官の処遇改善等に関する基本方針決定後の動き / 防衛省職員給与法改正案の提出）
2026（令和8）年度防衛関係費概算要求（概算要求における防衛省の方針 / 防衛力整備計画対象経費の進捗 / 2026（令和8）年度概算要求における主な重点ポイント / 後年度負担額の増加傾向）
防衛装備移転と防衛装備・技術協力（次期戦闘機共同開発 / 豪海軍の新型フリゲート艦導入計画 / その他の防衛装備移転に関する動き）
潜水艦修理契約事案の懲戒処分等
在日米軍問題（在日米軍駐留経費負担問題 / 在日米軍関係者による性犯罪問題への対応 / PFA Sによる水質汚染問題）

○国家基本政策委員会 147

国会審議の活性化
「運営申合せ」の決定と運営見直しの動き（「運営申合せ」決定までの経緯 / 開催回数の減少と運営見直しの動き / 「運営申合せ」及び「運営申合せ」見直し合意事項（以下「見直し合意事項」という）の概要）
第217回国会に行われた合同審査会における主な討議内容
今後の課題

○予算委員会 157

我が国の財政状況（一般会計における歳出・歳入の状況 / 普通国債残高の推移 / 国及び地方の長期債務残高）
財政健全化に向けた取組（財政健全化目標 / 国・地方を合わせたPB黒字化の見通し）
令和8年度予算編成に向けた動き（骨太の方針2025 / 令和8年度概算要求）
今後の課題（金利及び物価上昇局面における財政運営 / 経済対策及び補正予算）

○決算行政監視委員会 167

決算等（令和6年度決算の概要（令和7年7月31日公表） / 令和5年度決算等の概要及び審議状況）
予備費等（令和6年度予備費使用等の概要及び審議状況）
会計検査院による報告（国会及び内閣に対する報告（随時報告） / 国会からの検査要請事項に関する報告）
総務省が行う評価及び監視等の調査結果（政策評価 / 行政運営改善調査）

○災害対策特別委員会 174

最近の自然災害をめぐる状況（我が国における自然災害の状況 / 令和6年能登半島地震 / 令和7年8月6日からの大雨 / カムチャッカ半島沖地震に伴う津波）
国土強靱化の推進（国土強靱化基本法、国土強靱化基本計画 / 第1次国土強靱化実施中期計画）
地震・津波対策（南海トラフ地震対策 / 首都直下地震対策）
災害に関する法制度等の動向（防災庁の設置等 / 災害対策関連法の整備等 / 地震防災対策特別措置法（地防法） / 避難対策（災害対策基本法） / 災害救助法による救助 / 被災者生活再建支援制度 / 激甚災害制度）

○政治改革に関する特別委員会 185

選挙制度改革（衆議院選挙制度改革 / 参議院選挙制度改革）
その他の公職選挙法関係（最近における選挙をめぐる状況への対応 / 被選挙権年齢の引下げの議論）
政治資金制度改革（令和6年6月改正（第213回国会（常会）） / 令和6年12月改正（第216回国会（臨時会）） / 第217回国会（常会）及びその後の議論）
選挙等をめぐる最近の動き（投票率の低下 / 投票環境の向上方策）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …………… 196

沖縄関係（沖縄振興 / 在沖米軍基地問題等）

北方関係（北方領土問題と平和条約締結交渉 / 北方四島における共同経済活動に関する動き / 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業））

○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 …………… 208

北朝鮮による拉致問題（北朝鮮による拉致問題とは / 北朝鮮による拉致問題の経緯と現状）

国会の対応（北朝鮮関連法の制定及び改正等 / 拉致問題等に関する調査）

政府の取組（日本と北朝鮮との会談・協議等 / 「拉致問題対策本部」の設置 / 近年の日本政府の動き / 北朝鮮に対する制裁措置 / 国際社会に対する働き掛け / 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動）

近年の北朝鮮の動き

米朝協議の動き

国連における活動等（国連における活動 / 家族会・救う会等の活動）

○消費者問題に関する特別委員会 …………… 220

令和8年度消費者庁予算概算要求等の概要（概算要求の概要 / 地域の消費者行政の充実・強化に関する概算要求の概要 / 食品関係政策の総合的な推進に関する概算要求の概要）

最近の消費生活相談の傾向と特徴（消費生活相談の傾向と特徴 / インターネット通販・定期購入に関する相談）

不当寄附勧誘防止法施行後の動向

食品ロスの削減の推進

機能性表示食品制度をめぐる状況

○東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会 …………… 229

東日本大震災復興（東日本大震災の概要 / 復興庁の設置 / 復興の基本方針の策定等 / 復興財源フレーム / 復旧・復興の現状 / 福島復興・再生）

原子力問題（原子力問題調査特別委員会の設置等 / 現行の規制基準の概要等 / 原子力規制検査制度 / 原子力災害対策）

○地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 …… 246

地域活性化（地方創生 / 地方分権改革 / 国家戦略特区制度）

こども政策（少子化 / 保育政策 / 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） / こどもの居場所づくり / こどもの貧困対策、ひとり親家庭等の支援 / 障害児・医療的ケア児等への支援 / 児童虐待防止対策等）

デジタル社会形成（デジタル行財政改革 / データ利活用制度の在り方に関する検討 / マイナンバー制度）

※本書は、原則として令和7年10月17日時点の情報をもとに作成しています。

内閣委員会

内閣調査室

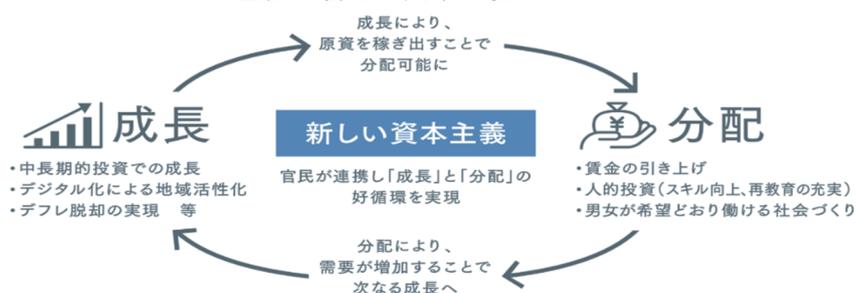
1 経済財政政策

(1) 岸田内閣の方針

令和3年10月に発足した岸田内閣は、市場に任せればうまくいくという新自由主義的な政策については富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生んだという弊害が指摘されており、世界では、中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく、新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっているとの認識を示し、その上で、成長戦略と分配戦略を車の両輪として、「新しい資本主義」の実現を目指すとの方針を示した¹。

「新しい資本主義」とは、社会課題の解決に向けた取組自体を成長のエンジンに変えることで、持続可能で包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すものであるとされた²。

(図表) 新しい資本主義のイメージ



(出所) 政府広報オンラインHP

(2) 石破内閣の方針

令和6年10月に発足した石破内閣は、日本経済が、デフレを脱却するかどうかの瀬戸際にいるという認識を示し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するため、岸田内閣で進めてきた成長戦略を着実に引き継いでいく方針を示した³。

ア 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」は、成長と分配の好循環を目指す複数年度にわたる計画であり、岸田内閣時の令和4年6月に閣議決定された後、3度改訂されている。

令和7年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、賃上げこそが成長戦略の要であり、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確かなものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要であ

¹ 第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年10月8日）

² 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

³ 石破内閣総理大臣記者会見（令和6年10月1日）

るとの認識の下、2029年度までの5年間で、実質賃金で年1%程度の上昇を賃上げの新たな水準のノルム（社会通念）として我が国に定着させることを目標に掲げた。このため、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組むとした。

イ 経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）

令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太方針2025」という。）では、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する成長型経済の実現を目指すとの方針を示した。

また、人中心の国づくりを進め、国民一人一人が、ウェルビーイング（幸福度）の高い、豊かさ、安心・安全、自由、自分らしさを実感できる活力ある経済社会を築くとして、政府自ら、予算・税制における基準額等の点検、公定価格の引上げ、官公需における価格転嫁を省庁横断的に推進するとともに、歳出改革努力を継続しつつ、経済・物価動向等を踏まえ、予算編成において適切に反映するとした。

政府は、これらの政策を推進し、経済再生と財政健全化の両立を進め、2040年頃に名目GDP（国内総生産）1,000兆円程度の経済が視野に入るよう取り組むこととしている⁴。

(3) 物価高への対応等

世界規模の物価高騰が見られる中、我が国においては、円安の進行とも相まって、輸入物価の上昇を通じて、エネルギー・食料品を中心としたコストプッシュ型の物価上昇が生じた。こうした生活に身近な商品の値上がりが続く事態に対し、政府は、累次にわたり対策を講じてきた。

令和6年11月22日には、①日本経済・地方経済の成長（賃上げ環境の整備等）、②物価高の克服（低所得者世帯への支援等）、③国民の安心・安全の確保（自然災害からの復旧・復興等）の3本の柱で構成される「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、同年12月17日には、同対策の裏付けとなる令和6年度補正予算が成立した。

さらに、令和7年9月5日、石破内閣総理大臣は、物価高や米国の関税措置による影響に対応するための経済対策を今秋に策定する方針を表明した。その際、賃上げが物価上昇を安定的に上回るまでの間、困窮する人を支援するための対応が必要であるとした上で、参議院選挙で与党が公約とした現金給付についても検討を行い、野党との協議を進める考えを示していた⁵。なお、自由民主党においては、同月、総裁としての石破総理からの指示

⁴ 令和7年第8回経済財政諮問会議 第36回新しい資本主義実現会議 議事要旨（令和7年6月13日）10頁

⁵ 石破内閣総理大臣記者会見（最低賃金の各都道府県における引上げ等についての会見）（令和7年9月5日）、『日本経済新聞』（2025.9.6）

によりこれまでの物価高対策について検証が行われた結果、低所得者向け給付や自治体を支援する交付金で大幅に遅れているケースがあり、手続や実施時期に関し、国と自治体との意思疎通で更に早められる余地があるとされた⁶。政府は、今後の物価高対策について、当該検証を含め、与党における検討や野党との協議の状況などを踏まえながら検討を進めていくとしている⁷。

また、政府は、米国の関税措置に関し、令和7年4月に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ⁸」に基づき、相談体制の整備、影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化等に取り組んでいるが、米国の通商政策による景気の下振れリスクには留意が必要であるとし、7月22日の日米間の合意を踏まえ、引き続き必要な対応を行いながら、経済財政運営に万全を期すとしている⁹。

2 経済安全保障

(1) 経済安全保障推進法

ア 概要

政府は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要であるとしている。このような状況の下、令和4年5月、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済安全保障推進法¹⁰が制定された。

同法は、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設するもので、具体的には、法制上の手当てが必要な喫緊の課題に対応するため、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の4分野に関する制度を創設するものである。同法は段階的に施行され、令和6年5月には全ての制度の運用が開始された。

骨太方針2025では、同法附則に基づき、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、同法の見直しについて、早急に検討することとされている¹¹。

イ GOCO（国有施設民間操業）スキームの導入

上記「①重要物資の安定的な供給の確保」に関する制度は、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資について、「特定重要物資」として指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援（融資、助成等）することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図るものである。また、民間事業者等への支援では安定供給確保が困難な場合は、「特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資」（特別特定重要物資）として指定し、国が備蓄等の必要な措置を講ずることとされている。

⁶ 『NHKニュース』（2025.9.11）、『日本経済新聞電子版』（2025.9.26）

⁷ 林内閣官房長官記者会見（令和7年9月29日午前）

⁸ 令和7年4月25日米国の関税措置に関する総合対策本部決定

⁹ 内閣府「月例経済報告」（令和7年9月29日）

¹⁰ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

¹¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）32頁

令和7年2月には、パンデミックによる緊急時など、民間企業の取組のみでは重要物資の安定供給確保が困難な場合に備えるため、特別特定重要物資に対して講ずることができる措置の一つとして、政府が民間企業の工場等の施設を取得・保有し、物資の生産等を民間企業に委託することなどを可能とする仕組み（GOCOスキーム）が導入された¹²。

ウ 基幹インフラ制度の対象分野の追加に向けた検討

上記「②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保」に関する制度（基幹インフラ制度）は、基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、電気、ガス等¹³、法定された分野の中から政令で定める事業については、一定の基準に該当する事業者が重要設備の導入等をしようとする際に、事前に国に届出を行い、審査を受ける制度である。

政府は、「医療分野」の基幹インフラ制度への追加について検討を進めており、骨太方針2025では、医療DXシステムの開発・運用主体になる「社会保険診療報酬支払基金」と、「医療機関」の追加について検討を行うこととされている¹⁴。なお、令和7年9月、厚生労働省は、社会保障審議会医療部会において、「社会保険診療報酬支払基金」及び「高度な医療（救命・災害医療等を含む。）を提供する能力等を有する医療機関」を基幹インフラ制度の対象とする案を示している¹⁵。

エ 重要技術戦略研究所（仮称）の設立に向けた動き

上記「③先端的な重要技術の開発支援」に関する制度は、先端的な重要技術（特定重要技術¹⁶）の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託等の措置を講ずる制度である。このうち、調査研究業務の委託に関しては、特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究を、内閣総理大臣が一定の能力を有する機関（特定重要技術調査研究機関）に委託し、当該機関に守秘義務を求めることとされている。

この点、内閣府は、「第6期科学技術・イノベーション基本計画¹⁷」等に基づき、「重要技術戦略研究所（仮称）」（安全・安心に関するシンクタンク）について、令和8年度中をめどに設立することを目指し、準備を進めている。同研究所は、①調査分析・政策提言、②人材育成、③ネットワーク構築の3つの機能を一体的に実現するものであり、経済安全保

¹² 政府は、新たな仕組みを直ちに適用すべき事案は存在しないとしている（城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和7年2月14日））。GOCOは、Government-Owned, Contractor-Operatedの略。

¹³ ①電気、②ガス、③石油、④水道、⑤鉄道、⑥貨物自動車運送、⑦外航貨物、⑧港湾運送、⑨航空、⑩空港、⑪電気通信、⑫放送、⑬郵便、⑭金融、⑮クレジットカードの15分野。港湾運送は、令和6年5月の経済安全保障推進法改正により追加された（令和7年4月施行）。

¹⁴ 前掲注11

¹⁵ 厚生労働省「基幹インフラ制度への医療分野の追加について」（第118回社会保障審議会医療部会（令和7年9月19日）資料）4頁、『日本経済新聞電子版』（2025.9.19）

¹⁶ 将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合に国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの等。

¹⁷ 令和3年3月26日閣議決定

障推進法上の特定重要技術調査研究機関の主要な候補としても期待されている。¹⁸

(2) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度

セキュリティ・クリアランス制度とは、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報にアクセスする必要がある者に対して政府による調査を実施し、その信頼性を確認した上でアクセスを認める制度である¹⁹。

政府は、安全保障の概念が経済・技術分野にも拡大し、安全保障のための情報に関する能力の強化が一層重要となる中、経済安全保障分野においても、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じ、情報保全の更なる強化を図る必要があるとし、令和6年5月、政府保有の経済安全保障上の重要な情報を保護・活用するための制度を創設する重要経済安保情報保護活用法²⁰が制定された（令和7年5月施行）。

同法は、経済安全保障上の重要な情報（重要経済安保情報²¹）の保護及び活用に関し、必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とするもので、その主な内容は以下のとおりである。

- 重要経済安保情報の指定（例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
- 一定の基準を満たす民間事業者（適合事業者）との契約による重要経済安保情報の提供
- 重要経済安保情報の取扱いの業務は情報漏えいのおそれがないと認められた者に制限
- 行政機関の長は、本人同意の下、内閣総理大臣（内閣府）による一元的な調査の結果に基づき情報漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施
- 重要経済安保情報の漏えい等に対する罰則の整備
- 重要経済安保情報の指定・解除、適性評価の実施、適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（運用基準）の策定²²
- 政府は、毎年、重要経済安保情報の指定等の運用状況について国会に報告・公表

(3) 総合的なシンクタンク機能の構築に向けた検討

政府は、安全保障の裾野が経済分野に急速に広がりつつある中、いわゆる外交、情報、防衛、経済、技術といった分野を含め、総合的に経済安全保障を推進していく観点が極めて重要であるとしており、国家安全保障局を中心に、関係省庁が連携して、経済安全保障全般の政策提言を行う「総合的なシンクタンク機能」の構築を目指して検討が行われている。

¹⁸ 「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）13頁、城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和7年5月13日）等

¹⁹ これまでセキュリティ・クリアランス制度を規定している法律は「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）のみであったが、同法では、特定秘密として指定できる情報の範囲が、防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止の4分野に関する一定の要件を満たす事項に限られており、経済安全保障に関する情報は必ずしも明示的に保全の対象となっていない。

²⁰ 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和6年法律第27号）

²¹ 重要なインフラや物資のサプライチェーンに関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの。

²² 令和7年1月、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」が閣議決定された。

る²³。この点に関し、骨太方針2025では、産業が抱えるリスクについて点検し、経済インテリジェンス能力や総合的なシンクタンク機能を含む対応の強化や重要インフラの強靱化に取り組むこととされている²⁴。

3 国家公務員制度

(1) 令和7年人事院勧告

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則（職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するよう随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならない）²⁵に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

令和7年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告とともに、国家公務員の給与改定についての勧告を行った。

【勧告及び報告の主な内容】 ※ ①～④は、一般職給与法²⁶等の改正が勧告された事項

- ① 民間給与との較差²⁷解消のため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る俸給表の引上げ改定（平均3.3%）を行う。
- ② 特別給（ボーナス）の支給月数を0.05月分引き上げ年間4.65月分とする。
- ③ 本府省業務調整手当について、本府省の職員の職責が重くなっていることを踏まえ、幹部・管理職員を新たに支給対象に加え月額51,800円を支給する。また、課長補佐級の手当額を月額10,000円、係長級以下の手当額を月額2,000円引き上げる。
- ④ 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間における支給状況を踏まえ、65km以上から100km以上までの距離区分（5km刻み）を新設し、現行の「60km以上」までの距離区分についても200円から7,100円までの幅で引き上げるとともに、月額5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当を新設する。
- ⑤ 優秀な人材の確保・定着を目的に、職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討し、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告する。

(2) 勧告後の動き

人事院勧告を受け、政府は、同日、給与関係閣僚会議²⁸を持ち回りで開催した。林内閣官房長官は、「人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国家公務員の人材確保の重要性も踏まえ、更に検討を進めていただきたい。」とした²⁹。

²³ 城内内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和7年6月3日）

²⁴ 前掲注11

²⁵ 「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）第28条第1項

²⁶ 「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）

²⁷ 較差算出に当たり、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較のための対象企業規模が「50人以上」から「100人以上」に、本府省職員と対応させる東京23区・本店の企業規模が「500人以上」から「1,000人以上」に引き上げられた。

²⁸ 平成5年9月21日閣議口頭了解

²⁹ 令和7年8月7日給与関係閣僚会議議事要旨

今後は、同会議において国家公務員の給与等の取扱いについての決定がなされ、一般職給与法等の改正及びその内容に沿った特別職給与法³⁰の改正を行うため必要な法律案が閣議決定を経て国会に提出される見込みである。

4 ストーカー対策

(1) ストーカー規制法³¹の概要

特定の相手方に対する執拗なつきまといや、無言電話等の嫌がらせを繰り返す、いわゆるストーカー行為は、それ自体が相手方に不安を覚えさせるとともに、次第に行為がエスカレートして相手方の生命、身体等を害する事態にまで至ることも少なくない。こうしたストーカー事案が大きな社会問題となる中、平成12年、つきまとい等を同一の者に対し反復して行うストーカー行為を処罰対象とするほか、つきまとい等を行った者に対する警告、警告に従わない場合の禁止命令等、ストーカー行為等の相手方に対する援助³²等を内容とするストーカー規制法が成立した。

ストーカー規制法については、法制定後も、その時々的情勢を踏まえて所要の改正が行われており、平成25年改正では、電子メールの連続送信行為の規制対象行為への追加、被害者の申出による禁止命令等など被害者の手続への関与の強化等、平成28年改正では、SNSメッセージの連続送信行為等の規制対象行為への追加、警告前置の廃止や緊急時の禁止命令等に係る制度の創設等、令和3年改正では、GPS³³機器等を用いて位置情報を承諾なく取得する行為等の規制対象行為への追加、禁止命令等について書類を送達して行うこととする規定の整備等の措置が講じられた。

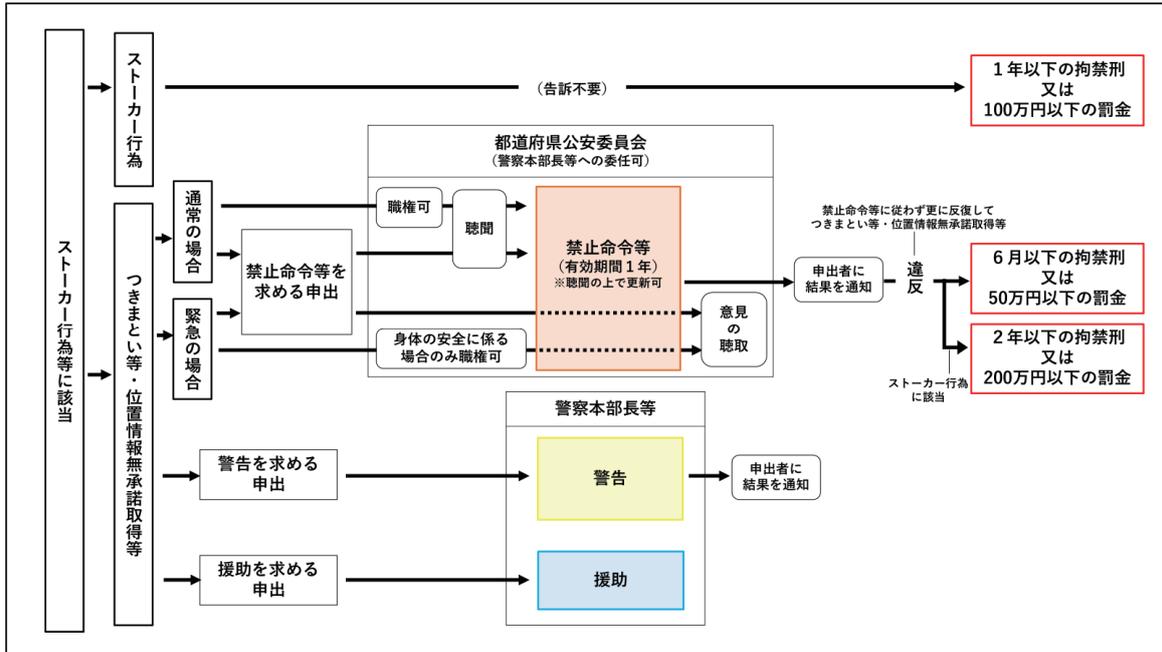
³⁰ 「特別職の職員の給与に関する法律」(昭和24年法律第252号)

³¹ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)

³² ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示、被害防止交渉を円滑に行うために必要な事項の連絡、防犯ブザー等の教示又は貸出し等(ストーカー規制法第7条1項及び同法施行規則第15条各号)

³³ GPS(Global Positioning System: 全地球測位システム)とは、人工衛星が発する電波により、地球上の現在地を正確に測定するシステムをいう。

(図表) 現行のストーカー規制法の概要

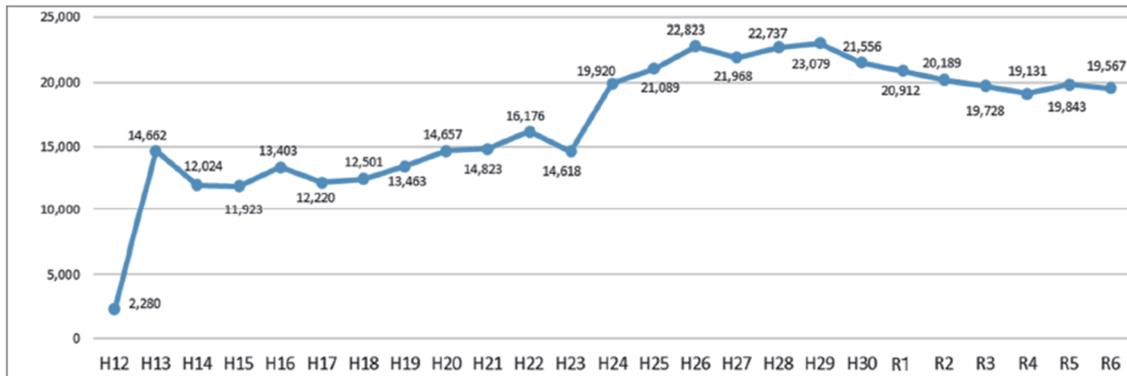


(「令和3年版犯罪被害者白書」等を基に当室作成)

(2) ストーカー事案の現状とその対策

ストーカー事案の相談等件数は、平成24年以降、概ね2万件前後で推移し、高止まりが続いている。

(図表) ストーカー事案の相談等件数の推移



注) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の件数

(出所: 警察庁「令和6年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」)

こうした状況の下、政府では、令和4年に改訂された「ストーカー総合対策³⁴」に基づき、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究・広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進、支援等を図るための措置を柱として、関係省庁が連携してストーカー対策を推進している。

³⁴ 平成27年3月20日策定(ストーカー総合対策関係省庁会議)、令和4年7月15日最終改訂

(3) 近時の課題と法改正に向けた動き

令和7年4月、神奈川県川崎市において、元交際相手からのストーカー被害を警察に訴え、その後行方不明となっていた女性が遺体で発見されるという事件が発生した³⁵。神奈川県警察が行った同事件に関する一連の対応についての検証では、被害者の女性やその親族から人身安全関連事案としての相談等を受けていたにもかかわらず、被疑者に対する警告・禁止命令等の措置や被害者の安全を確保する措置を講じる機会を逸していたほか、ストーカー被害の相談対応、行方不明後の対応のいずれも危険性・切迫性を過小評価するなど、警察が不適切な対応を重ねていたことが明らかとなった³⁶。

また、現行法では、警告を出す場合に被害者からの申出を必要としているが、被害者が加害者からの報復を恐れたり、深刻な事態に発展するおそれ気付かないことで、警察の介入を求めないケースがあるほか、職権により行うことが可能な禁止命令等については、行政処分にあたることから、十分な証拠収集に時間を要する側面があると指摘されている³⁷。

加えて、近年、ストーカー事案において、相手方の使用する自動車や鞆等に「紛失防止タグ」をひそかに取り付けて相手方の行動を把握しようとする手口が広がっており、令和6年のGPS機器や紛失防止タグを使用したストーカー被害の相談件数883件のうち、370件が紛失防止タグを利用したもので、前年(196件)の2倍近くとなっている³⁸。しかしながら、現行法が「位置情報を記録し、又は送信する機能を有する装置」を規制対象としているところ、紛失防止タグは、主にBluetooth等の近距離無線通信技術を利用し、タグが発する信号を検知した周囲のスマートフォン等を介してその位置を特定する仕組みとなっており、タグ自体が位置情報を発信しているものではないため、規制の対象外となっているとされる³⁹。

こうした状況を踏まえ、警察庁は、ストーカー規制法について、被害者からの申出がない場合でも、警察の職権で加害者に警告することを可能とするとともに、「紛失防止タグ」を使用して、承諾を得ずに相手方の位置を特定する行為を規制対象行為に追加する方向で検討しており、臨時会への改正法案の提出を目指すと報じられている⁴⁰。

³⁵ 被疑者は、同年5月に死体遺棄罪で逮捕され、その後の捜査を受け、同月にストーカー規制法違反で逮捕され、同年7月に殺人罪で逮捕された。

³⁶ 神奈川県警察「神奈川県川崎市におけるストーカー事案等に関する警察の対応についての検証結果等報告書」(令和7年9月)。なお、神奈川県警察は、ストーカー規制法に基づく警告・禁止命令等を検討したものの、被害者の意向確認や手続を速やかに行えなかった上、被害者が一時所在不明となる事案が発生したため、警告・禁止命令等の措置を講じる機会を逸したとしている(同報告書8頁)。

³⁷ 『読売新聞』(2025.8.29)、『毎日新聞』(2025.8.31)

³⁸ 『読売新聞』(2025.6.6)

³⁹ 『日本経済新聞』(2025.8.20)

⁴⁰ 『東京新聞』(2025.8.30)、『読売新聞』(2025.8.29)等

5 個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の概要

ア 個人情報保護法の体系

個人情報保護法⁴¹は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている（第1条）。

また、個人情報保護法には、我が国全般にわたる個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定めた基本法的部分に加え、民間部門に適用される規律を定める部分及び公的部門に適用される規律を定める部分が併存する（図表参照）。

（図表）個人情報保護法の全体像



（個人情報保護委員会資料を基に当室作成）

イ 個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、以下のいずれかに当たるものを指す（第2条第1項・第2項、施行令⁴²第1条、図表参照）。

（図表）個人情報の定義

定義	具体例
当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	氏名、生年月日、顔写真等（メールアドレスも該当する場合がある）
個人識別符号が含まれるもの	運転免許証番号、マイナンバー、DNA、指紋・静脈の特徴情報等

（当室作成）

⁴¹ 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

⁴² 「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）

ウ 民間部門に適用される規律

民間部門に適用される規律としては、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等⁴³を事業の用に供している者。営利・非営利を問わない。）が遵守すべき義務、罰則等がある。

具体的には、個人情報の利用目的の特定・通知、適正な取得、個人データ⁴⁴の正確性の確保、安全管理措置、従業者・委託先の監督、漏えい等の報告、第三者提供の制限、外国にある第三者への提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等が規定されている。

エ 公的部門に適用される規律

公的部門に関する規律が適用される機関（行政機関等）は、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人である（第2条第11項）。

行政機関等が遵守すべき義務は、民間部門と概ね同じであるが、行政機関等は公権力を行使して容易に広範な個人情報を収集し得る立場であるため、民間部門より厳しい規制もある。他方で、行政運営の効率化等を図る観点から、行政機関等は「相当の理由」があれば本人の同意がなくても利用目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる（第69条第2項）など、民間部門より簡素な規制もある。

オ 個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に対して、個人情報保護法に基づく監視・監督を行うとともに（第132条）、マイナンバー法⁴⁵に基づく監視・監督を行う、合議制の第三者機関である。同委員会は、内閣府の外局で、内閣総理大臣の所轄に属する（第130条）が、独立して職権を行うことが明記されており（第133条）、「国家行政組織法⁴⁶」第3条に基づく委員会（いわゆる三条委員会）に相当する。

(2) 制定及び改正の経緯

我が国では、地方公共団体が国より先行して、昭和40年代後半より個人情報保護条例の整備が進められた。国においては、昭和63年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律⁴⁷」が制定された後、平成15年に、民間部門及び公的部門のそれぞれに適用される規律として個人情報保護関連5法が制定された⁴⁸。

⁴³ 個人情報を含む情報の集合物であつて、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの及び②特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（第16条第1項）。

⁴⁴ 個人情報データベース等を構成する個人情報（第16条第3項）

⁴⁵ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

⁴⁶ 昭和23年法律第120号

⁴⁷ 昭和63年法律第95号

⁴⁸ ①個人情報保護法、②「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）、③「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（同第59号）、④「情報公開・個人情報保護審査会設置法」（同第60号）、⑤「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第61号）

個人情報保護法は、これまで3回改正された（平成27年改正法⁴⁹、令和2年改正法⁵⁰及び令和3年改正法⁵¹）。特に令和3年改正法では、これまで別の法律や条例で定められていた民間部門と公的部門の規律を個人情報保護法に一元化することとされた。

(3) 個人情報保護制度の今後

個人情報保護法の令和2年改正法には、同改正法の施行後3年ごとに施行状況について検討を行う規定（いわゆる3年ごと見直し）が置かれている（附則第10条）。

同規定に基づき、個人情報保護委員会では、令和5年11月から法改正に向けた検討を開始し、令和6年6月には中間整理⁵²を公表した⁵³。また、当該整理を踏まえ、一層の意見集約作業が必要だと考えられる論点（課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度等）については、有識者検討会を開催して検討を進め、同年12月に有識者検討会の報告書⁵⁴を公表した。その後、同委員会は、令和7年1月に今後の検討の進め方⁵⁵を公表し、中間整理に対する意見や事務局ヒアリング⁵⁶等を通じて得られた視点を踏まえ、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的課題の再整理を行った。

主な課題として、①個人データ等の取扱いにおける本人の関与（同意規制、個人の権利利益を害するおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応）、②個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクへの適切な対応（委託事業者への対応、身体的特徴に係るデータ）、③個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性の確保（課徴金制度、団体による差止請求制度及び被害回復制度の導入の要否、漏えい等報告）等が挙げられている。

政府は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、これらの課題を踏まえ、実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形での改正案について、早期に結論を得て提出を目指すこととしている⁵⁷。

内容についての問合せ先
内閣調査室 正木首席調査員（内線 68400）

⁴⁹ 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）

⁵⁰ 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号）

⁵¹ 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）

⁵² 個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（令和6年6月27日）

⁵³ 公表日（6月27日）から7月29日まで当該整理に対する意見募集を実施。1,731の団体・事業者又は個人から延べ2,448件の意見が寄せられた。

⁵⁴ 「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書」（令和6年12月25日）

⁵⁵ 『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方」（令和7年1月22日）

⁵⁶ 「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」として、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について、幅広いステークホルダーからの意見を聴取し、整理するため、個人情報保護委員会事務局において、令和6年11月から12月にかけて有識者及び経済団体・消費者団体等へのヒアリングを実施した。

⁵⁷ 同計画68頁

総務委員会

総務調査室

1 地方行政

(1) 持続可能な地方行財政の在り方

ア 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会

我が国の人口は平成23年以降一貫して減少しており、今後も長期的に大幅な人口減少が続くと予想されている。特に、生産年齢人口については、ピーク時から1,208万人も減少している¹。このように急速に人口減少・少子高齢化が進む中、地方公共団体においては、技術職員、保健師、デジタル人材などの専門人材等の不足が喫緊の課題となっている。そこで総務省では、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する状況下においても、地方公共団体の行財政の在り方を持続可能なものとするため、令和6年11月から「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」を開催し、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論が行われた。

令和7年6月に取りまとめられた報告書では、国と地方が連携して、市町村における各事務処理に関する課題への対応方策を検討し、例えば、小規模団体では件数が少なくノウハウが蓄積されない事務を広域処理することや、国・都道府県・市町村間で事務の内容が類似するものは国や都道府県が処理することなど、これまでとは異なる新たな視点で行政サービスの提供の在り方を見直すことが求められるとした。その上で、地方の検討状況を踏まえ、国として制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度の見直しを行うことも考えられるとしている。

イ 大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ

大都市制度については、急速な人口減少や人材不足の深刻化、デジタル化の進展など大都市を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、上記アの研究会の下で「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が開催され、大都市制度の在り方や大都市圏での広域的な取組に関し、対応の方向性などが検討された。

令和7年6月に取りまとめられた報告書では、どのような大都市地域にどのような大都市制度が求められるかについて議論を深めていくことが重要とした上で、新たな大都市制度としての「特別市」制度（道府県に包含されない一層制の地方公共団体を設置するもの）については、様々な評価が見られることから、制度導入の目的や住民にとってのメリットなどの観点から、引き続き議論が必要であるとされた。その上で、今後の議論を深めるため、「特別市」制度を検討する際の課題として、①広域自治体が分割されることによる影響、②住民自治の確保、③「特別市」移行の要件・手続の観点から論点が整理された。

¹ 総務省統計局「平成2年国勢調査」、「令和2年国勢調査」によれば、日本の生産年齢人口は、平成7（1995）年の8,716万人（総人口比69.5%）をピークに令和2（2020）年の7,509万人（59.5%）へと、1,208万人（10ポイント）も減少している。

これに対し、従来から「特別市」制度の導入を提案してきた指定都市市長会は、ワーキンググループ等での議論も踏まえ、次期地方制度調査会において「特別市」の法制化を含めた大都市制度の在り方について調査審議を諮問するよう求めている²。

(2) 地方創生2.0への対応

ア ふるさと住民登録制度の創設

令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、住所地以外の地域に継続的に関わる者を登録することで関係人口³を可視化し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」を創設することとしており、誰もがアプリで簡単に登録できるようにシステム構築を進めるとしている。基本構想では、今後10年間で実人数1,000万人、延べ人数1億人を目指すことを当面の目標としている。

報道⁴によると、ふるさと住民登録制度には、特産品の購入など気軽な形で接点を持つ「ベーシック登録」（仮称）とボランティアや二地域居住している人など地域活動の担い手になる「プレミアム登録」（仮称）を設けるとされている。いずれも自治体が登録証を発行し、イベント等の情報提供を行うことが想定されているほか、登録できる自治体の数に上限を設ける方向で調整されている。また、「プレミアム登録」では、自治体が登録者に対し、交通費の補助や施設利用料の割引といった独自のサービスを提供できるとされており、なりすまし防止のため、登録時のマイナンバーカードの活用も検討されている。

総務省は、令和8年度予算概算要求において、システム構築や制度の周知・広報等を実施するための経費を、金額を示さない事項要求として要望しており、令和8年度の制度開始に向けて、年内を目途に制度の詳細について検討を進めている。

なお、一部の自治体では類似の取組を独自に実施している事例があるが、継続的に登録者を増やし地域の担い手として関わりを持ってもらうことの難しさを指摘する意見もある⁵。

イ 広域リージョン連携の推進

人口減少が進む中であっても、地域の経済成長を維持し、持続可能な地域社会を構築していくことが重要であるが、地域における経済活動や人々の生活は、地方公共団体の区域に限定されるものではなく、単独の地方公共団体では効果的な施策を展開することが難しい面がある。このため、政府は、都道府県域を超えた新たな官民の広域連携を「広域リージョン連携」として推進し、地域の成長やイノベーション創出につながる取組を面的かつ分野横断的に広げていくとしている。

広域リージョン連携は、「地方創生2.0基本構想」において政策の5本柱の一つとして位置付けられているもので、総務省は、令和7年9月2日、広域リージョン連携の進め方を

² 指定都市市長会「次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請」（令和7年8月6日）

³ 関係人口とは、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者のことで、具体的には、地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる者や、副業・兼業で週末に地域の企業等で働く者などである。

⁴ 『読売新聞（夕刊）』（2025.8.28）、『時事通信社 iJAMP』（2025.9.6）

⁵ 『時事通信社 iJAMP』（2025.9.22）

示した「広域リージョン連携推進要綱」を制定している。これによれば、「広域リージョン」とは、都道府県域を超えた広域的な単位で、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体により構成される枠組みとされており、広域リージョンに参画する各主体は、共同で宣言を行い、策定したビジョンに基づき、主に産業振興（産業クラスター形成、スタートアップ支援、農林水産物の輸出促進等）や地域資源を活用した観光振興、交通といった分野の複数のプロジェクトに連携して持続的に取り組むとしている。プロジェクトの実施に当たっての国の支援措置としては、既存の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」や各府省の補助事業等の活用のほか、支障となる規制等がある場合には、地方分権改革に関する提案募集による地方からの提案等も踏まえて、可能な限り規制の緩和等に取り組むとされているが、詳細は各府省と調整中となっている。

政府は、先行して3か所の広域リージョンで取組を開始し、全国展開を目指すとしており、報道⁶によれば、既に官民連携の取組を行っている九州（半導体産業の強化）、関西（企業の研究開発等への支援）、中国（訪日客の誘致）の各地域が有力候補とされている。このうち中国については、令和7年9月3日、中国地方の5県と経済団体が共同で広域リージョン連携宣言を行っている。

(3) 地方公務員制度

地方公務員制度を取り巻く環境⁷は、生産年齢人口の減少やそれに伴う民間企業等との間での人材獲得競争の激化など大きな変革の中にあることから、制度の在り方について総合的な検討を行うため総務省において、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」が開催され、令和5年10月から議論が進められている⁸。

同検討会の下で開催された「地方公務員の働き方に関する分科会」は、令和7年6月、地方公務員の兼業について、兼業の許可基準を設定している自治体が全体の約6割にとどまることを踏まえ、営利企業の従業員との兼業を含めた許可基準について、各自治体が地域の実情に即して設定することが望ましいとの報告書を取りまとめた。

同月、総務省は通知を発出し、兼業許可基準を設定する際のポイントや取組事例を示すとともに、地方公務員は営利企業の従業員との兼業も可能であることを改めて周知した。

2 地方財政

(1) 補正予算によって地方交付税が増加した場合の取扱い

毎年度分として交付すべき地方交付税の総額は、当該年度における国税5税（所得税、

⁶ 『読売新聞』（2025.9.1）、『共同通信社 国政フォーカス』（2025.9.2）

⁷ 平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、国家公務員について定年の段階的引上げ等が行われていることに伴い、総務省は、各地方公共団体に対し、地方公務員の定年については国家公務員の定年を基準として条例を定める必要があること等を示した（「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（令和3年8月31日）等）。

⁸ なお、国家公務員に関しては、人事管理の在り方について横断的な議論を行うため人事院において「人事行政諮問会議」が開催された。令和7年3月24日に取りまとめられた「最終提言」では、国家公務員の行動規範の策定や官民給与の比較対象となる企業規模の引上げ、業務効率化と長時間労働の改善などに取り組むことを求めている。

法人税、酒税、消費税及び地方法人税)の収入見込額の法定率分に、前年度以前の未交付額を加算し、超過交付額を減額した額とされている(地方交付税法⁹第6条第2項)。

このため、補正予算が編成され、国税5税の予算額(収入見込額)が増額補正された場合には、当該年度の地方交付税の総額は、その法定率分だけ増加することとなる。また、前年度の国税5税決算額が予算額を上回った場合には、その上回る額の法定率分¹⁰は、補正予算に計上されることによって当該年度の地方交付税の総額に加算されることとなる。

補正予算によって増加した地方交付税の取扱いについては、地方交付税法上、当該年度において、①普通交付税の調整額の復活¹¹(調整戻し)に要する額を交付した上で、②残額を特別交付税として交付することとされている(同法第6条の3第1項)。しかし、通常は、①の措置や経済対策・災害への対応など、当該年度に必要な財源を確保した上で、残額を翌年度の地方交付税の財源として活用するため繰り越すことが基本となっている¹²。

政府が、令和7年度中に補正予算を提出し、同補正予算によって地方交付税が増加する場合には、増加分の取扱いを定めるため、地方交付税法改正案などの所要の法律案が提出されると見込まれるが、その際には、令和7年人事院勧告に伴う給与改定経費等への対応¹³、災害対応のための特別交付税の増額、全国の83.3%が赤字¹⁴とされる公立病院への財政措置¹⁵等が課題になると考えられる。

(2) 令和8年度の地方財政への対応等

総務省は、令和7年8月29日、令和8年度地方財政収支の仮試算を公表するとともに、令和8年度地方交付税の概算要求を行った。

このうち、地方財政収支の仮試算は、概算要求時点における地方財政計画の収支見込みを示したもので、令和7年度地方財政計画と比べ、歳出は、①人事院勧告(令和7年8月7日)等を反映し、給与関係経費が0.8兆円の増となったこと、②社会保障関係費の増、人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の給与等の増や委託料の増などによって一般行政経

⁹ 「地方交付税法」(昭和25年法律第211号)

¹⁰ 令和6年度一般会計決算では、補正後予算額に比べ、地方交付税の法定率分が4,354億円(地方法人税分を除く。)増加する見通しとなっている。

¹¹ 普通交付税の交付に当たっては、各地方団体に交付すべき普通交付税(=基準財政需要額-基準財政収入額)の合計額が普通交付税の総額(地方交付税総額の94%)を超過する場合には、当該超過する額(調整額)を減額して各地方団体に交付される。一方で、補正予算によって地方交付税が増加した場合には、これを活用して、当該年度中に調整額分が追加交付される。これを「調整額の復活」又は「調整戻し」という。

¹² 令和6年度補正予算(令和6年12月成立)では、地方交付税が2.1兆円増加したため、地方交付税法等の改正によって、普通交付税及び特別交付税の増額交付(1.2兆円)、翌年度への繰越し(0.7兆円)などが行われた。

¹³ 総務省の「令和7年度給与改定所要額概算」(令和7年8月7日)によると、仮に令和7年人事院勧告に準じた給与改定を地方公務員等に行った場合の一般財源所要額を6,680億円程度、会計年度任用職員分の影響額を990億円程度としているため、令和7年度地方財政計画に計上された追加財政需要額(国の一般会計予算の予備費に相当)4,200億円及び給与改善費(令和7年度の給与改定に備えた経費)2,000億円だけでは措置できず、更なる財源確保が必要になると見込まれる。

¹⁴ 総務省「令和6年度病院事業決算の状況」

¹⁵ 公益社団法人全国自治体病院協議会が発表した「会員病院の令和6年度決算状況調査結果」(令和7年8月6日)では、会員病院からの財政措置への主な意見・要望として、地方交付税措置の拡充等が挙げられている。

費が0.9兆円の増となったことなどにより、全体として1.8兆円の増となっている。

歳入では、税収が引き続き好調と見込まれており、地方税等が1.0兆円の増、地方交付税も0.4兆円の増となっている。

地方一般財源総額¹⁶は、1.3兆円増の68.9兆円と見込まれており、水準超経費¹⁷を除く交付団体ベースでも、1.3兆円増の65.1兆円となっている(水準超経費は令和7年度と同額)。

仮試算の結果では、地方税等や地方交付税の増により、財源不足が0.3兆円減の0.8兆円となり、臨時財政対策債(赤字地方債)は令和7年度に引き続きゼロと見込まれている。

なお、総務省は、「引き続き厳しい地方財政の状況を踏まえ、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合に交付税率を引き上げる」ことを事項要求している¹⁸。

今後、年末に決定される令和8年度地方財政対策に向けては、経済・物価動向等の適切な反映、令和7年度が期限となる臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債、地域デジタル社会推進費等の取扱いが課題となるほか、地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に対する財政措置の在り方¹⁹等について議論される可能性がある。

3 地方税

(1) 令和7年度与党税制改正大綱における検討事項

令和7年度与党税制改正大綱(令和6年12月20日 自由民主党、公明党)においては、今後の税制改正に当たっての基本的考え方や検討事項として、地方税に関して、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築、自動車関係諸税の総合的な見直し、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の在り方等について明記された。

このうち、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築については、特に、住所地課税の例外²⁰となっている道府県民税利子割について、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、在るべき税収帰属との乖離が拡大している²¹ことから、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る

¹⁶ 地方一般財源とは、使途が特定されず、地方の自主的な判断で使用できる財源をいい、地方税、地方交付税などがある。地方六団体等は、例年、地方一般財源総額の確保・充実を強く求めている。

¹⁷ 普通交付税の交付を受けない地方団体(不交付団体)の財源超過額に相当する額である。

¹⁸ 総務省は、例年、巨額の財源不足が生じることが見込まれるとして、交付税率の引上げを事項要求していた。

¹⁹ 標準準拠システムへの移行後の運用経費について、政府は平成30年度比で3割削減との目標を掲げているが、平均で2倍超になるとの調査結果(中核市市長会(令和7年1月)等)もあり、地方は、運用経費の増大分について、国の責任において適切に財政措置を行うよう要望している(中核市市長会「地方公共団体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に関する緊急要望」(令和7年8月25日))。

²⁰ 利子割を含む個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、納税義務者である個人の住所地で課税されることが原則である。利子割については、住所地課税の原則の例外として、利子等の支払等をする者の営業所等の所在する都道府県で課税する制度とされている。

²¹ 営業所等を持たないインターネット銀行で口座を開設する場合、当該口座に係る利子割の課税団体となる営業所等所在地は、本店の所在地となる。そのため、インターネット銀行の口座を持つ個人が当該口座で支払を受ける利子に係る利子割は、当該個人の住所地にかかわらず、全て本店所在地の都道府県に納入されることとなる。

こととされた。これを受け、地方財政審議会の下で、地方税制のあり方に関する検討会が開催され、道府県民税利子割に関する中間整理（令和7年7月）が取りまとめられた。中間整理では、利子割の課税団体と在るべき税収帰属地との乖離を調整する地方税制上の仕組みとして、新たに清算制度を導入するべきであるとされた。

また、自動車関係諸税の総合的な見直しについては、公平・中立・簡素な課税の在り方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととされており、特に自動車税等の車体課税については、取得時における負担軽減等課税の在り方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の税負担の在り方等について検討し、令和8年度税制改正において結論を得ることとしている。これを受け、地方財政審議会の下で、自動車関係税制のあり方に関する検討会が開催され、令和8年度税制改正に向けて、専門的検討を行うこととされた。

(2) いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止（軽油引取税）

衆議院における令和6年度補正予算の採決に当たり、令和6年12月11日に自由民主党、公明党及び国民民主党の間で、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止するとの合意がなされた。

その後、令和7年7月30日には、自由民主党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党の与野党6党は、「ガソリンの暫定税率」の廃止について、地方財政への配慮等の課題を含め、速やかに与野党合意の上で法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施することとした。これを受け、与野党間の協議の場が設けられ、早期実施に向けた議論が行われている。

なお、地方六団体等は、「いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税²²をあわせて約1.5兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっている。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税を合わせて約5千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている」として、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を進めていくことを求める緊急提言を行った。

(3) 令和8年度税制改正要望

令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応した在るべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進めるとされたほか、東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団

²² 揮発油税及び地方揮発油税は国税、軽油引取税は地方税である。

体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが明記された。

その後、令和8年度税制改正に向けて、令和7年8月末までに各府省庁から総務省に地方税についての改正要望が提出された。主な改正要望としては、住宅関係諸税に係る所要の措置、大胆な設備投資促進税制の創設、自動車関係諸税の課税の在り方の検討、中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置の創設、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長等であった。

4 行政の基本的制度の管理及び運営

国勢調査

ア 概要

国勢調査は、日本に居住する全ての人及び世帯に関する、国の最も基本的な統計調査であり、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査が交互に実施されている。令和7年国勢調査は、大正9年の第1回調査から22回目に当たり、簡易調査である。

国勢調査の結果は、衆議院議員小選挙区の改定や、地方交付税の算定などに利用されるほか、地方自治体の防災計画や、民間企業の出店計画等、国民の生活に幅広く役立てられている。

イ 調査方法

国勢調査は、調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布・回収する方法で行われてきたが、近年は調査員のなり手不足や調査票の回収率低下が課題²³となっている。

このため、国民の負担軽減・利便性向上等を図るべく、平成22年から郵送提出方式、平成27年からインターネット回答方式が導入された。令和2年の調査では、インターネット回答が全体の37.9%と高い割合を占めており、令和7年の調査においては、インターネット回答の更なる推進のため、地域に密接した施設（郵便局等）においてオンライン回答支援ブースを設置することとしている。

また、増加する外国人世帯への対応として、新たに「外国人向けリーフレット」を作成し、主要7言語で調査の趣旨を説明し回答を依頼するとともに、記載されているQRコードを通じて「外国語サポートページ」にアクセスし、案内に沿って回答できるようにすることで、外国人世帯に対する円滑な調査の実施及び調査員の事務負担の軽減を図ることとしている。

さらに、オートロックマンション等の集合住宅においては、調査員の対面による調査書類の配布が困難であることから、茨城県水戸市、つくば市、ひたちなか市及び東京都新宿

²³ 令和2年国勢調査では、調査員の定員約70万人に対し、実際の調査員数は61.4万人にとどまり、さらにそのうち14.1%は市町村職員であった。また、前々回（平成27年）の回答率86.9%に対し、前回（令和2年）は83.7%で、不在等の理由で調査票を回収できなかった世帯を対象に行う「聞き取り調査」の割合が増加している。

区の一部地域（オートロックマンション10棟程度）をモデル地域として、郵送配布を試行することとしている。

5 情報通信

(1) デジタル空間における情報流通の健全性確保

ア 情報流通プラットフォーム対処法の施行

令和7年4月、大規模プラットフォーム事業者²⁴に対して、①権利侵害情報の削除対応の迅速化に係る規律として、削除申出窓口の設置や削除申出に対する原則7日以内での応答義務等を、②運用状況の透明化に係る規律として、削除基準の策定・公表義務や削除状況の公表等を課し、なおかつこれらの義務に違反した場合の罰則について定めた「情報流通プラットフォーム対処法」が施行された²⁵。この法律によって、SNS等における誹謗中傷等、特に権利侵害情報への対応の円滑化が期待されている。

イ 違法・有害情報への対応の検討

闇バイトの募集投稿、なりすまし偽広告による投資詐欺、真偽不明な情報による有権者の投票行動への影響など、必ずしも権利侵害に該当しない違法・有害情報の流通が深刻な状況にある。こうした情報については、権利侵害のみならず法令違反となる情報について例示列挙した総務省の違法情報ガイドライン²⁶に沿って、大規模プラットフォーム事業者が削除基準を策定し、適切に対応することが期待されている。

都道府県警察等の行政機関は、違法情報を確認した場合、プラットフォーム事業者に対して削除依頼や情報提供を行っているが、これを受け付ける体制や対応については事業者ごとに差異が生じている²⁷。

そこで、違法・有害情報への対応が円滑となるよう、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」が公表した「中間取りまとめ」（令和7年9月）では、検討対象となる情報の種類を①権利侵害情報、②その他違法情報（法令違反情報）、③有害情報と分類した上で、このうち②法令違反情報については、「違法性の判断が可能な専門の行政機関からの通報を受け付け、優先的に対応する体制整備を大規模プラットフォーム事業者に求めることは、制度的対応の方向性として有効な手段」とした。また、政府が事業者²⁸に③有害情報への対応を求めることについては、事実上の行政による検閲のリスクや発信

²⁴ 総務省は、アクティブユーザ数や投稿数が一定数を超えるサービスを提供する者として、令和7年7月時点で、Google (YouTube)、LINE ヤフー (Yahoo 知恵袋、LINE オープンチャット等)、Meta (Facebook、Instagram 等)、TikTok、X (旧 Twitter) 等の9社を指定している。ただし、利用者間交流を目的とするサービスを対象としており、例えば、ECサイトやニュースサイト等のコメント・レビュー欄は対象外となる。

²⁵ これに伴い、これまでの法律「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。通称「プロバイダ責任制限法」）は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称「情報流通プラットフォーム対処法」）に改められた。

²⁶ 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」は、「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引する情報の発信は職業安定法に違反し得るなど、違法情報を例示している。

²⁷ デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第8回）配付資料

者の表現の自由への萎縮効果をもたらす懸念から「極めて慎重であるべき」との前提の下、ある有害情報について、法益侵害を発生させ、又は惹起が確実であるものとして社会的コンセンサスが得られるような場合、「(個別法において) 当該情報が違法であることを明確化したり、新たに違法化されたりするのであれば、事業者による削除等の適切な対応が図られると考えられる」とした。

同検討会では、事業者自身による違法・有害情報への対応（収益化停止措置等）を法令によって求める制度についても検討されたが、まずは、業界団体が「行動規範」を速やかに策定し、法的拘束力を持たない形での事業者による自主的な対応を促す方向性を示した。

今後、総務省においては、同中間取りまとめを踏まえつつ、制度的対応について検討の深化や上記「行動規範」の策定支援を行うこととなる。

(2) オンラインカジノに係るブロッキングの在り方

総務省は、オンラインカジノの弊害が深刻化する中、通信事業者が事前に設定した違法なサイトへのアクセスを遮断する「ブロッキング」の在り方に関して、令和7年4月、法的、技術的課題等についての検討を行う検討会²⁸を設置した。ブロッキングの実施に当たっては、事業者が利用者の同意なく全ての通信先を網羅的に確認する必要があるが、これは電気通信事業法²⁹に規定する「通信の秘密」の侵害に該当することとなる。ブロッキングの違法性を阻却するためには、①特別の法律に基づいて行う、又は②刑法上の「緊急避難」として行う、のいずれかが必要とされており³⁰、この点について、同検討会は、仮にブロッキングを行う場合には、遮断対象や要件の明確化を図ることにより法的安定性を確保する観点から、何らかの法的担保が必要との見解を示している。

その他の対策として、令和7年の通常国会で改正されたギャンブル等依存症対策基本法³¹において、SNS等で違法オンラインギャンブル等に誘導する情報発信が違法化された。総務省は、この改正を踏まえて前述(1)イのガイドラインを改定し、これが削除基準に盛り込むべき法令違反情報である旨を明確化しており、今後の事業者による適切な対応が期待されている。

同検討会が同年9月に公表した「中間論点整理」では、このようなブロッキング以外の手段による対策を進めた上で、「それらの対策を尽くしたとしてもなお違法オンラインカジノに係る情報の流通が著しく減少しない場合には、ブロッキングを排除せず、追加的な対応を講じることが適当」とし、同年末以降、「一定の方向性の提示を行う予定」としている。

²⁸ オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会

²⁹ 「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号)

³⁰ 我が国で唯一の例は、刑法上の「緊急避難」として行われている児童ポルノサイトのブロッキングである。

³¹ 「ギャンブル等依存症対策基本法」(平成30年法律第74号)

6 放送

(1) 中継局設備の共同利用

地上デジタルテレビジョン放送の開始（平成 15 年）から 20 年以上が経過し、全国各地に設置された中継局設備の更新時期を迎えつつある³²。また、「テレビ離れ」の更なる進行やインターネット広告の台頭など、民間放送事業者（民放）の経営環境はこの 20 年で大きく変わり、中継局の維持が民放にとって財政的負担となることが懸念されている。このような状況を受け、令和 5 年に放送法³³が改正され、民放がNHKと中継局設備を共同利用することが可能となった。

これを受け、NHKは令和 6 年 12 月に、子会社として㈱日本ブロードキャストネットワークを設立した。同社は民放各社から出資を受け、令和 7 年末をめどに中継局の共同利用事業を本格化することを予定していた。しかし、報道によれば、NHKは同社の採算が取れない見通しであると判断し、令和 7 年 9 月にこれまでの方針を見直す意向を民放側に通知したとされている³⁴。これに関しNHK稲葉会長は、「共同利用型モデルは事業的に採算が難しいので、別途のあり方、事業のあり方も模索する³⁵」と述べた。

(2) 放送事業者におけるガバナンス確保

令和 6 年 12 月、㈱フジテレビジョンで発生した人権侵害トラブルが週刊誌等で報道された。その後、逐次の報道や調査報告書³⁶により、同社とその親会社であり認定放送持株会社である㈱フジ・メディア・ホールディングスの数々の不適切な業務管理や被害者に対する対応が明らかとなり、令和 7 年 4 月、総務省は両社に対し人権尊重、コンプライアンス・ガバナンスに関する要請を発出した³⁷。

こうした情勢の中、放送業界全体に求められるガバナンスの具体的内容やその確保のために必要な方策について検討するため、総務省は、同年 6 月より「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催している。同検討会の論点整理案³⁸では、不祥事等が発生した際、放送事業者の自主・自律に十分配慮した上で、行政の関与として、当該事案に関する報告を求めたり、特に必要な場合は免許に条件を付したりすること等が挙げられた。

一方、同年 9 月、日本民間放送連盟は論点整理案に先立ち、「民間放送のコーポレート・ガバナンス強化に関する基本的考え方（案）」を公表した。同連盟はこの中で、人権尊重の

³² 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和 4 年 8 月 5 日）では、小規模中継局等の更新時期が令和 8 年頃に見込まれているとしている。

³³ 「放送法」（昭和 25 年法律第 132 号）

³⁴ 『毎日新聞』（2025.9.13）等

³⁵ NHK「9月定例記者会見要旨」（令和 7 年 9 月 17 日）

³⁶ ㈱フジ・メディア・ホールディングス等が設置した第三者委員会「調査報告書（公表版）」（令和 7 年 3 月 31 日）

³⁷ 総務省「株式会社フジテレビジョンに対する措置等」（令和 7 年 4 月 3 日）

³⁸ 放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会事務局「放送事業者におけるガバナンス確保に関する論点整理（案）」（令和 7 年 9 月 24 日）

徹底、法令や社会規範の遵守等からなる「民間放送ガバナンス指針（仮称、案）」を制定³⁹するとともに、「ガバナンス検証審議会（仮称）」を設置⁴⁰し、同指針を踏まえたガバナンス強化活動を行うこととしている。

(3) NHKラジオ国際放送での中国籍外部スタッフによる発言

令和6年8月に生じた本事案について、NHKは謝罪放送を行ったほか、関連団体を通じて当該外部スタッフに厳重に抗議するとともに、同月21日付で当該外部スタッフと関連団体の契約が解除されたことを公表した。

NHKは当該元スタッフに対し、「業務を妨害された」として令和6年9月に1,100万円の損害賠償を求める訴えを東京地方裁判所に起こしていたが、当該元スタッフが出廷しないまま、令和7年9月、NHKの請求を認容する判決が下され、そのまま確定した。

7 郵政事業

(1) 郵政民営化の再見直し

日本郵政グループの郵便事業については、郵便物数の減少等による収支の悪化に対処するため、送達日数・配達頻度の緩和（「3日以内、週6日配達」→「4日以内、週5日配達」）等の措置が講じられ、また、郵便料金の値上げも令和6年10月から行われた。しかし、この値上げによって令和7年度は黒字となることが見込まれるものの、令和8年度以降は再び赤字化し、その後も赤字幅は年々拡大することが予想されている。

このような状況に鑑み、令和7年6月、自由民主党、国民民主党及び公明党は、政府が保有する日本郵政の株式の配当金の一部について、郵政三事業のユニバーサルサービス（郵便・貯金・保険）を支える郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金に充てること等を内容とする郵政民営化法⁴¹等の改正案を共同で国会に提出した⁴²。

(2) 郵便料金制度の見直し

郵便料金は、適正な原価を償い、かつ、適正な利潤の確保を前提としながらも、郵便の役務がユニバーサルサービスであることから、低廉な水準であることが求められてきた。このため、郵便法⁴³では、郵便料金の変更は原則、総務大臣への事前の届出を求めている⁴⁴ほか、25グラム以下の「定形郵便物」の料金は「総務省令⁴⁵で定める額を超えないものであ

³⁹ 同指針では、各社は指針の適用状況を自主的に点検して毎年1回公表し、同連盟は各社の開示状況を集約して公表することとしている。

⁴⁰ 審議会は外部専門家3名、会長、副会長6名（在京キー局代表者、ラジオ委員長）、専務理事をメンバーとするとしている。

⁴¹ 「郵政民営化法」（平成17年法律第97号）

⁴² 「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」（山口俊一君外6名提出、第217回国会衆法第58号）。他にも、日本郵政㈱に対する、㈱ゆうちょ銀行及び㈱かんぽ生命保険の株式の3分の1超の保有義務化等が含まれる。

⁴³ 「郵便法」（昭和22年法律第165号）

⁴⁴ 郵便法第67条第1項

⁴⁵ 郵便法施行規則第23条

ること⁴⁶」としているなど、不当に高額な郵便料金の設定を防止している。

こうした中、前述(1)のとおり、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通しであることから、令和6年6月に諮問を受けた情報通信審議会は、郵政政策部会に「郵便料金政策委員会」を設置して郵便料金の算定の在り方等の郵便料金に係る制度について検討を行い、令和7年7月、『『上限認可制度』のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することが望ましい』と答申⁴⁷した。これを受け、総務省は、令和8年の通常国会で郵便法改正案の提出を目指している⁴⁸。

(3) 日本郵便(株)の点呼業務不備問題等の不祥事

日本郵便(株)は、集配業務を行う全国の郵便局 3,188 局のうち 2,391 局で点呼業務⁴⁹を実施しないまま配達業務を行った事例があったことを令和7年4月に公表した⁵⁰。このため、同年6月には国土交通省から行政処分を受け、同社の1t以上の車両(約2,500台)が使用不可となり⁵¹、また、総務省からも、「郵便のユニバーサルサービスの確実な提供の維持」等に係る措置等の実施及びその状況報告を命じられた⁵²。

この処分に対して、日本郵便(株)は、他の運送会社への委託や、同社が保有する配達用の軽四車両(約32,000台)等の活用によってサービス提供を継続していくとしていた⁵³。しかし、同年9月には、今度は軽四車両を扱う郵便局でも点呼業務不備が発覚し、再び、国土交通省から同年10月1日に、軽四車両(111局、188台)の使用を停止する行政処分を受けた。なお、今後、この処分対象は全国約2,000局にも及ぶ可能性があり、委託費の増加等に伴う経営への影響だけでなく、物流への影響も指摘されている⁵⁴。

同社をめぐっては、誤配や苦情があった際などにその委託業者から高額な違約金を徴取していたとして公正取引委員会から行政指導(令和6年6月)を受けていたことが令和7年1月に発覚⁵⁵したほか、郵便物の放棄・隠蔽等の事案の一部を公表していなかったことについて総務省から公表基準の明確化について改善を再び促す⁵⁶行政指導(令和7年9月)を

⁴⁶ 郵便法第67条第2項第3号

⁴⁷ 情報通信審議会 郵政政策部会「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方<令和6年6月24日付け諮問第1239号>答申」(令和7年7月31日)

⁴⁸ 『日本経済新聞』(2025.5.29)

⁴⁹ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条において、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して酒気帯びの有無等の確認を行うことと定められているもの。

⁵⁰ 日本郵便(株)「点呼不備事案に係る調査結果及び再発防止策等について」(令和7年4月23日)

⁵¹ 国土交通省「日本郵便株式会社に対する貨物自動車運送事業法の許可取消しに伴う第二種貨物利用運送事業に係る事業の一部停止命令について」(令和7年6月25日)

⁵² 総務省「日本郵便株式会社法第15条第2項に基づく監督上の命令等について」(令和7年6月25日)

⁵³ 日本郵便(株)「一部報道等について」(令和7年7月8日)

⁵⁴ 『産経新聞』(2025.9.4)等

⁵⁵ 『朝日新聞』(2025.1.6)等

⁵⁶ 令和6年6月、総務省から、放棄・隠蔽事案について報道発表を行わないといった日本郵便の態勢に対して、利用者の目線に欠けているとして改善を促す通知がされていた(令和7年9月26日「村上総務大臣閣議後記者会見の概要」)。

受けるなど不祥事が続いており、同社のガバナンス不全が度々指摘されている⁵⁷。

8 消防行政

林野火災への対応

例年、我が国では、降水量が少なく空気が乾燥し、強風が吹く冬から春にかけて林野火災が多く発生している。令和7年においても、各地で大規模な林野火災が相次ぎ、特に、令和7年2月に発生した大船渡市の林野火災では、約3,370haが延焼し、昭和39年以降で最大の林野火災となった。そこで、消防庁・林野庁では、当該火災における消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化の在り方を検討するため、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を4月から開催し、8月に報告書が公表された。

同報告書では、①林野火災における予防・警報の在り方、②大規模林野火災に対応できる消防防災体制の在り方、③大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発、④災害復旧及び二次災害の防止活動の4点を中心に対策を進める必要があるとされた。このうち、①について、強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報の創設と的確な発令の必要性などが指摘されたほか、②について、緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化の必要性などが指摘された。

これを受けて、消防庁では、火災予防条例（例）を改正⁵⁸し、消防法に基づく火災警報の前段階として林野周辺の住民等に火の使用制限の努力義務を課す「林野火災注意報」を新たに条例（例）上に位置付けた。また、令和8年度消防庁予算概算要求では、緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備として、海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）や大型水槽付き放水車、林野火災対応ユニット車の配備等について新規に事項要求を行うなど、関係経費が計上された。

内容についての問合せ先

総務調査室 相原首席調査員（内線 68420）

⁵⁷ 『朝日新聞』（2025.9.27）等

⁵⁸ 消防庁「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和7年8月29日）

法務委員会

法務調査室

1 民事関係

(1) 選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）をめぐる現状

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同氏（同姓）制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないところ、現実には、夫の氏を選び、妻が氏を改める例が95%近くに上っている¹。

平成8年2月、法制審議会は、夫婦同氏制度に加えて、夫婦が望む場合には、それぞれ旧氏を称することを認める「選択的夫婦別氏制度」（いわゆる選択的夫婦別姓制度）を導入することなどを内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、国民の間にも様々な意見があったことなどから、民法改正案の国会提出には至らなかった。

政府は、選択的夫婦別氏制度の導入については「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としつつ、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んでおり、現在までに、全ての国家資格等を証する書面、住民票、個人番号カード及び旅券に記載される氏、不動産登記における所有権の登記名義人の登記すべき氏等において旧姓の通称使用や併記が可能となるなど、旧姓の通称使用や併記が拡大している。

平成27年12月、最高裁判所大法廷は、夫婦別氏を認めない現行制度は憲法に違反するとの集団訴訟において、夫婦同氏制度が直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度とは認められないとして合憲の判断を示しつつ、夫婦の氏については、「婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と付言しており、令和3年6月にも同様の判示がなされている（令和6年3月には3度目の集団訴訟が東京地裁及び札幌地裁に提起されている。）。

また、令和6年6月10日、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、女性活躍の着実な進展に伴い、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に対し選択的夫婦別姓制度の導入に必要な法律の改正を早期に行うよう求める提言をとりまとめた。

さらに、同年10月29日、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対して、夫婦同氏を義務付ける民法の規定²を見直し、選択的夫婦別氏制度を導入するよう勧告した（2003（平成15）年、2009（平成21）年及び2016（平成28）年に続き4度目の勧告）。

¹ 厚生労働省「令和6年人口動態統計」によれば、令和6年における婚姻件数総数のうち、夫の氏を称する婚姻件数の割合は94.1%で、妻の氏を称する婚姻件数の割合は5.9%である。

² 政府は、夫婦同氏を義務付けている国について「現在、婚姻後は夫婦いずれかの氏を選択しなければならないという夫婦同氏制を採用している国は、日本以外にはない」としている（第189回国会（平成27年3月20日）衆議院法務委員会）。

令和7年の第217回国会においては、立憲民主党及び国民民主党から、選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする法律案³が、また日本維新の会から、夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用に法的効果を付与することを内容とする法律案⁴が、それぞれ議員立法として提出された。各法律案は、法務委員会に付託され、同委員会において審査が進められたが、いずれも採決には至らず、継続審査となっている。

なお、6月20日の法務委員会理事会において、「今国会、家族の氏に関する議論が、複数の議員立法が提出されて閣達に行われたことを受け、出来る限り速やかに、合意を得ることを目指し、継続となるこれら法案を今秋の臨時国会において審議する。」との申合せがなされている。

(2) 船荷証券に関する制度の見直し

船荷（ふなに）証券とは、①海上運送人が運送品につき荷送人との間で締結した運送契約を証明する証書であるとともに、②海上物品運送人が荷送人から証券に記載された運送品の受取又は船積みの事実を証明する証書であり、③運送人が指定港（陸揚港）において証券の正当所持人に対して運送品を引き渡すことを約した有価証券である（現行法では、紙であることが必要）。また、船荷証券は、一般に裏書によって譲渡することが可能であり、その引渡しには物権的効力（証券に記載された運送品の引渡しと同じ効力）があるとされている。

船荷証券は、現状、国際海上運送において利用されている⁵が、海上運送の迅速化に伴い、船が到達港に到着した時点で船荷証券が荷受人に届いておらず、運送品の引渡しを受けることができないという事態、いわゆる「船荷証券の危機」と呼ばれる事態が生じていると指摘されてきた。

また、貿易書類の電子化が進む中で、船荷証券については書面が前提とされていることが、貿易手続のペーパーレス化、デジタル化の支障になっているとの指摘もされている。

これらを踏まえ、令和4年2月14日、法務大臣は、法制審議会に対し、商取引において電子的な手段の利用が拡大するなどの社会経済情勢の変化への対応等の観点から、商法の船荷証券に関する規定等の見直しについて諮問し、令和6年9月9日、法制審議会は、船荷証券の電子化に必要な規律を整備すること等を内容とする「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」を法務大臣に答申した。現在、法務省において法律案の立案作業が進められている。

(3) 性同一性障害者特例法に関する最高裁判所大法廷決定

平成15年に議員立法で成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、生物学的な性別と心理的な性別（性の自己意識）が一致しない性同一性障害者であ

³ 「民法の一部を改正する法律案」（黒岩宇洋君外5名提出、第217回国会衆法第29号）及び「民法の一部を改正する法律案」（円より子君外4名提出、第217回国会衆法第35号）

⁴ 「婚姻前の氏の通称使用に関する法律案」（藤田文武君外2名提出、第217回国会衆法第30号）

⁵ 国内海上運送においては、船荷証券は利用されていないとされている。

って、①18歳以上であること（年齢要件）、②現に婚姻をしていないこと（非婚要件）、③現に未成年の子がないこと（子なし要件）、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（生殖不能要件）、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（外観要件）のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、家庭裁判所は性別の取扱いの変更の審判をすることができるとしている（第3条第1項）。

令和5年10月25日、最高裁判所大法廷は、上記④の生殖不能要件及び⑤の外観要件の合憲性が争われた特別抗告審⁶で、④の生殖不能要件は過酷な二者択一を迫るもので制約の程度は重大であるなどとし、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を定めた憲法第13条に違反する旨の判断を示すとともに、⑤の外観要件に関する原告人の主張について更に審理を尽くさせるため、本件を高等裁判所に差し戻す決定をした⁷。

最高裁決定を踏まえた特例法の見直しに関しては、令和7年6月、立憲民主党から、特例法の④生殖不能要件及び⑤外観要件のほか、③子なし要件の削除を内容とする法律案⁸が提出され、継続審議となっている。また、政府は、最高裁判所の判断を踏まえ、立法府の動向等を注視しつつ関係省庁と連携して引き続き所要の検討を進めるとしている。

(4) 同性婚をめぐる現状

同性婚とは、当事者双方の性別が同一である婚姻のことをいうが、政府の答弁書によれば、憲法第24条第1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定し、同性婚の成立を認めることは想定していないとされている。

諸外国においても、婚姻は異性間においてなされるものとされていたが、2001（平成13）年にオランダが同性婚を容認して以来、2025（令和7）年1月末現在、39の国・地域において同性婚が認められている⁹。

我が国においても、同性婚が認められていないことに起因する不利益として、①相続人となることができないこと、②医療現場で家族として扱われないこと、③安定した環境で子を育てることができないこと等が挙げられている。

平成31年、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法に違反するとして、国に対し損害賠償を求める訴訟が札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡の5か所の地方裁判所に提起された。一審の判決では判断が分かれたが、二審の判決においては憲法第13条、第14条第1項、第24条第1項、第24条第2項のいず

⁶ 性同一性障害者に当たると診断され、性別適合手術を受けていない当事者が戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう求めた事案

⁷ 外観要件についても違憲とする裁判官3名の反対意見がある。なお、差し戻し審において、令和6年7月10日、広島高等裁判所は、外観要件について、手術が必要とするならば二者択一を迫る過剰な制約を課し、憲法違反の疑いがあると指摘しつつ、本件については当事者がホルモン治療により外観要件を満たしていることから、性別の変更を認める決定をした。

⁸ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案」（小宮山泰子君外7名提出、第217回国会衆法第65号）

⁹ 「NPO法人EMA日本」HPによる（2025年10月1日アクセス）。

れかに違反するとの判断が示されている（各裁判所の判断は下表参照）。いずれの判決においても損害賠償請求は棄却されたため、原告側が控訴、上告中であり、今後の裁判の帰趨が注目されている。

なお、令和7年6月、立憲民主党から、同性婚を法制化することを内容とする法律案¹⁰が提出され、継続審議となっている。

【同性婚に関する各裁判所の憲法判断】

裁判所	年月	第13条	第14条第1項	第24条第1項	第24条第2項
①札幌地裁	R3. 3	合憲	違憲	合憲	合憲
②大阪地裁	R4. 6	合憲	合憲	合憲	合憲
③東京地裁（1次）	R4. 11	（原告側主張せず）	合憲	合憲	違憲状態
④名古屋地裁	R5. 5	（原告側主張せず）	違憲	合憲	違憲
⑤福岡地裁	R5. 6	合憲	合憲	合憲	違憲状態
⑥東京地裁（2次）	R6. 3	（原告側主張せず）	合憲	合憲	違憲状態
⑦札幌高裁※①の控訴審	R6. 3	合憲	違憲	違憲	違憲
⑧東京高裁※③の控訴審	R6. 10	（原告側主張せず）	違憲	（判断せず）	違憲
⑨福岡高裁※⑤の控訴審	R6. 12	違憲	違憲	合憲	違憲
⑩名古屋高裁※④の控訴審	R7. 3	（原告側主張せず）	違憲	（判断せず）	違憲
⑪大阪高裁※②の控訴審	R7. 3	合憲	違憲	合憲	違憲

第13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条第1項：すべて国民は法の下に平等であって、人種や性別などにより差別されない。

第24条第1項：婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する。

第24条第2項：婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

2 刑事関係

(1) 保護司制度

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。その中でも更生保護の中核としての役割が期待されている保護司¹¹は、近年、その人数が減少傾向¹²にあり、高齢化も進んでいる。その背景には、人口の減少や地域における人間関係の希薄化といった社会的要因に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されており、保護司制度の維持が危惧される状況にあるとされている。

「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）において、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件

¹⁰ 「民法の一部を改正する法律案」（大河原まさこ君外7名提出、第217回国会衆法第64号）

¹¹ 保護司は、民間協力者のうち、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである。「保護司法」（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされているが、給与は支給されない。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っている。

¹² 平成16年における保護司数は4万9,389人であったが、令和7年における保護司数は4万6,043人となっている。なお、保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められている。

及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされたことから、法務省は、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、検討を進めていた。

このような状況の中、令和6年5月、滋賀県において保護司として長年活動してきた男性が自宅で殺害され、保護観察中の者が容疑者として逮捕される事件が発生したことから、保護司の安全確保が喫緊の課題となり、保護司の安全確保上の課題についても併せて検討されることとなった。

令和6年10月3日、同検討会は、検討結果を取りまとめた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」を法務大臣に提出した。法務省は、この報告書に盛り込まれた内容を踏まえ、必要な施策を進めていくとしている。これを受け、持続可能な保護司制度の確立を図るため、保護司の適任者確保や活動環境の改善、保護司の安全確保に関する規定を設けるほか、保護観察等に関する規定の整備を行うこと等を内容とする「保護司法等の一部を改正する法律案（仮称）」の提出が検討されている。

(2) 再審制の見直し

再審をめぐっては、いわゆる袴田事件や福井女子中学生殺人事件での再審無罪判決など、近年、えん罪や再審に関する大きな動きがあり、国民の関心が高まっている状況にある。

再審制度は、刑事訴訟法「第4編 再審」（同法第435条から第453条まで）の「再審法」と呼ばれる規定に基づき運用が行われており、三審制の下で通常審を経て確定した有罪判決について、主として事実認定の不当を是正し、その言渡しを受けた者を救済するための非常救済手続とされている。この手続は、再審理由の有無を判断し再審を許すかどうかを決定する手続（再審請求審）と、これに基づいて新たに事件について審判する手続（再審公判）とに区別される。

戦後、日本国憲法下で制定された刑事訴訟法においては、旧法で認められていた不利益再審を認めないこととしたほかは戦前の法律の規定を踏襲しており、最近の再審をめぐると諸問題に適切に対応できていないとの指摘がある。国会においては、超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」で、令和7年5月、検察官保管証拠の開示命令、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、原審に関与した裁判官の除斥・忌避等を刑事訴訟法に盛り込むことを内容とする要綱が取りまとめられた。

第217回国会の同年6月18日、議連で取りまとめられた要綱と同内容の「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（平岡秀夫君外19名提出、衆法第61号）（立憲、国民、れ新、共産、参政）が衆議院に提出され、継続審議になっている。

また、法務省においては、令和7年3月、刑事再審手続の在り方について、法務大臣から法制審議会への諮問が行われ、法制審議会に設置された刑事法（再審関係）部会において、再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律、再審開始決定に対する不服申立てに関する規律、再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律その他の刑事再審手続に関する規律の在り方について検討

が進められている。

(3) 自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討

飲酒運転や著しい速度超過の悪質・危険な運転行為による重大な死傷事犯の発生を契機に、平成13年に刑法中に危険運転致死傷罪が設けられ、その後、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成25年法律第86号）が制定・改正されるなど、累次にわたる法整備がされてきた。

しかしながら、明らかに悪質・危険な運転行為であるにもかかわらず、危険運転致死傷罪が「制御困難な運転」であること等を構成要件としており立証のハードルが高いこと等から、重い法定刑を定める同罪が適用されず、より軽い過失運転致死傷罪で処罰されてしまっているとの指摘がある。

このような状況を踏まえ、法務省に設置された「自動車運転による死傷事犯に係る罰則に関する検討会」において、令和6年11月27日、危険運転致死傷罪における飲酒類型及び高速度類型につき数値基準を規定すること等を内容とする報告書が取りまとめられた。

同報告書を踏まえ、令和7年2月10日、法務大臣は、危険・悪質な運転行為による死傷事犯により適切に対処できるようにするための自動車運転死傷処罰法の一部改正について法制審議会に諮問を行い、法制審議会に設置された刑事法(危険運転による死傷事犯関係)部会において、呼気や血中に一定以上のアルコール濃度を保有する状態で自動車を走行させる行為、一定以上の速度で自動車を運転する行為等を危険運転致死傷罪の対象とすることについて検討が進められている。

(4) 死刑

令和7年6月、我が国では3年振りに死刑の執行（1名）が行われた。

死刑判決確定人員、収容中の死刑確定者及び死刑執行人員

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
死刑判決確定人員	9	22	10	8	7	2	7	2	2	5	2	4	0	3	2	2
収容中の死刑確定者	111	128	133	130	127	126	128	122	109	110	109	107	106	106	106	105
死刑執行人員	2	0	7	8	3	3	3	4	15	3	0	3	1	0	0	1

※ 各年末時点。ただし令和7年については10月1日現在の人数であり、報道等によるもの。

死刑執行に関する情報公開について、法務省では、平成19年12月以降、執行の発表に当たり、執行対象者の氏名と犯罪事実、執行場所を公表している。平成22年8月6日には「死刑の在り方についての勉強会」の初会合が開かれるとともに、同月27日、マスメディアに対し、東京拘置所の刑場が公開された。平成24年3月9日、法務省は、同勉強会の議論の状況を取りまとめた報告書を公表した。この報告書では、死刑制度について、現時点で勉強会としての結論の取りまとめを行うことは相当ではなく、国民の間で更に議論が深められることが望まれるとされた。

民間においては、国会議員、研究者、各界有識者、犯罪被害者遺族及び日本弁護士連合会から推薦された委員で構成される「日本の死刑制度について考える懇話会」が、令和6年2月から同年11月にかけて計12回開催され、同月13日、検討結果を取りまとめた「『日本の死刑制度について考える懇話会』報告書」が公表された。同報告書では、早急に国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置し、同会議体において法改正に直結する具体的な結論を提案すべきであると提言している¹³。

死刑に関する国際的な動向としては、令和6年末時点における全面的な死刑廃止国は113か国であり、事実上の廃止国を含めると145か国、存置国は54か国¹⁴となっているところ、国連総会において平成19年以降複数回にわたって、死刑執行の停止を求める決議が採択されている（直近では令和6年12月17日）。総会決議には法的拘束力はないが、国際社会の多数意見を反映するものとして加盟国には一定の圧力となっている。

なお、我が国における近年の世論調査の動向は、次のとおりとなっている¹⁵。

	どんな場合でも死刑は廃止すべきである	場合によっては死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
平成21年12月	5.7%	85.6%	8.6%

	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない	わからない・一概に言えない
平成26年11月	9.7%	80.3%	9.9%
令和元年11月	9.0%	80.8%	10.2%

	死刑は廃止すべきである	死刑もやむを得ない
令和6年10月	16.5%	83.1%

（出所）「基本的法制度に関する世論調査」（内閣府）

3 出入国在留管理関係

(1) 出入国管理及び難民認定法と在留管理制度

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。入管法）は、「本邦に入学し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備すること」を目的とし、出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留の管理、難民認定の手続等を内容としている。

我が国に入学・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある¹⁶。

¹³ 令和6年12月4日、懇話会座長である井田良中央大学大学院法務研究科教授から報告書が額賀議長に手渡された。

¹⁴ アムネスティ・インターナショナル「死刑廃止国・存置国リスト（2024年12月末現在）」
https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/DP_2024_country_list.pdf（2025年10月1日閲覧）

¹⁵ 令和元年11月までの調査は個別面接聴取法で実施されていたが、令和6年10月の調査は郵送法で実施されており、同月の調査では無回答が0.4%生じている。

¹⁶ 戦前より我が国に在留していた台湾・朝鮮半島出身者及びその子孫は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号。入管特例法）に基づき、「特別永住者」としての地位が与えられている。なお、入管法上の在留資格をもって在留する「中長期在留者」と「特

【在留資格一覧】

就労が認められる在留資格（活動制限あり）		身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）	
在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
教授	大学教授等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
芸術	作曲家、画家、作家等	定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	就労の可否は指定される活動によるもの	
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等		
高度専門職	ポイント制による高度人材	在留資格	該当例
経営・管理	企業等の経営者、管理者等	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	就労が認められない在留資格※2	
医療	医師、歯科医師、看護師等		
研究	政府関係機関や企業等の研究者等	文化活動	日本文化の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等	短期滞在	観光客、会議参加者等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等	留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	研修	研修生
介護	介護福祉士	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等	※1 介護、ビルクレーン、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業 ※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。	
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能	特定産業分野※1の各業務従事者		
技能実習	技能実習生		

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(2) 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を我が国で最長5年間受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であり、平成5年に創設された。令和6年末現在、全国に45万6,595人の外国人技能実習生が在留している。

外国人技能実習には、我が国の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する企業単独型と、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が外国人技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する団体監理型があり、団体監理型による受入れが98.4%を占めている（令和6年末現在）。

【技能実習の流れ等】

技能実習の流れ	技能実習1号 (1年目)		技能実習2号 (2年目、3年目)	技能実習3号 (4年目、5年目)
	講習 (座学)	実習	実習	実習
対象職種	制限なし		送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種 [91種168作業（令和7年3月現在）]	技能実習2号移行対象職種と同一（一部職種を除く。）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上 ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者 ・帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること等 		所定の技能評価試験の学科試験及び実技試験に合格した者	所定の技能評価試験の実技試験に合格した者

（出所）法務省出入国在留管理庁・厚生労働省人材開発統括官「外国人技能実習制度について」等を基に作成

別永住者」を合わせた在留外国人数は、令和6年末現在で376万8,977人となっている。

(3) 特定技能制度

特定技能制度は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度であり、平成31年4月に開始された。

特定産業分野は、現在、①介護、②ビルクリーニング、③工業製品製造業、④建設、⑤造船・船用工業、⑥自動車整備、⑦航空、⑧宿泊、⑨自動車運送業、⑩鉄道、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業、⑮林業及び⑯木材産業の16分野となっている。

【特定技能制度のポイント】

	特定技能1号	特定技能2号 ^(注2)
対象者	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年）	3年、1年又は6か月ごとの更新（上限なし）
技能水準	試験等で確認 ^(注1)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 ^(注1)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外
在留者数 ^(令和7年6月末現在)	333,123人	3,073人

(注1) 技能実習2号を修了した外国人は試験等免除

(注2) 特定技能2号の対象分野は、特定産業分野16分野のうち、②③④⑤⑥⑦⑧⑩⑫⑬⑭の11分野

(出所) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に作成

(4) 育成就労制度

令和6年6月、現行の技能実習制度を発展的に解消して新たに育成就労制度を創設する「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立した¹⁷。同法は令和9年4月1日から施行されることとなっている。

育成就労制度は、育成就労産業分野（特定産業分野のうち、その分野に属する技能を我が国において就労を通じて修得させることが相当な分野）において、我が国での3年間の就労を通じ、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的として外国人労働者を受け入れる制度であり、受入れ対象分野は原則として特定産業分野と一致する¹⁸ものとされ、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせる制度となっている。また、育成就労制度から特定技能制度に至るまでの各段階において、日本語能力に係る試験合格等の要件が設けられ、段階的な日本語能力の向上を図ることとしている。

さらに、外国人が送出国に支払う手数料等が不当に高額とならないようにするため、手数料等が主務省令で定める基準に適合していることを求めるとともに、悪質な送出国を排除するため、送出国と新たな二国間取決め（MOC）を作成し、原則として、当該送

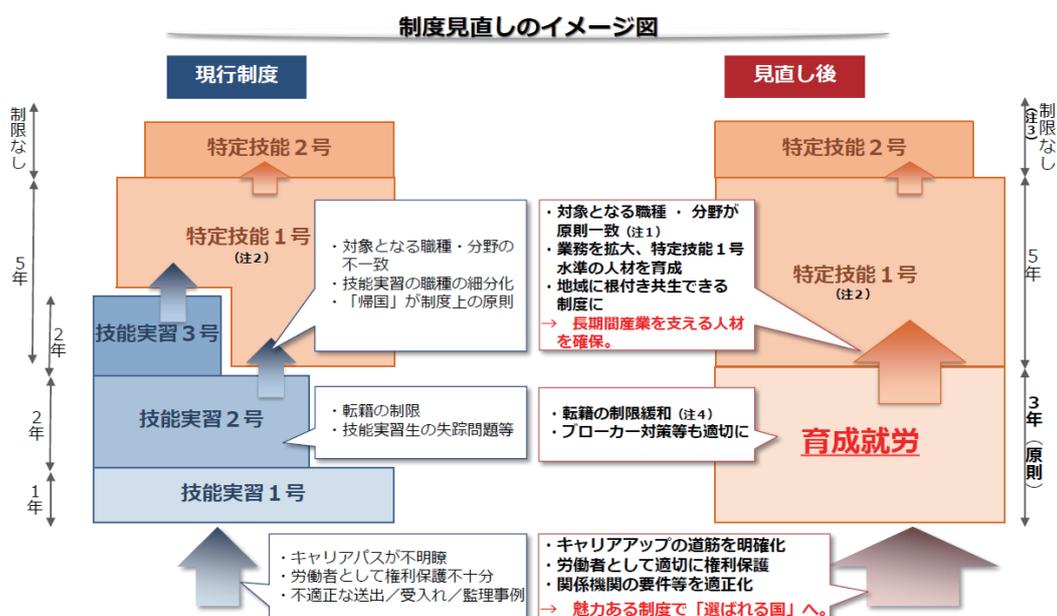
¹⁷ 衆議院において、①育成就労外国人が大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするための措置をはじめとする政府が講ずべき必要な措置に関する規定、②永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮に関する規定、③法律の施行後3年を目途とした育成就労制度の運用状況の検証及び同制度の在り方の検討に関する規定を追加する等の修正を行った。

¹⁸ 具体的な育成就労産業分野や各分野の受入れ見込数等は、令和6年12月に設置された「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の意見を踏まえ、令和7年12月を目途に決定される予定である。

出国の送出国機関からのみ受入れを行うこととしている。

受入れ機関に対する監理・指導等を行う監理支援機関については、受入れ機関からの独立性・中立性を担保するため、外部監査人の設置義務や受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与を制限すること等の許可要件が設けられた。

このほか、本制度では、外国人の労働者としての権利保護をより適切に図る観点から、やむを得ない事情がある場合の転籍のほか、就労期間（育成就労産業分野ごとに1～2年の範囲で設定）など一定の要件を満たす場合には、外国人本人の意向による転籍も認められることとなった。



- (注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。
- (注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。
- (注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

- (注4) 転籍の制限緩和の内容
- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
 - 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

(出所) 出入国在留管理庁ホームページ

内容についての問合せ先
 法務調査室 勝部首席調査員 (内線68440)

外務委員会

外務調査室

1 日米関係

(1) 米国の関税措置をめぐる日米合意

2025年4月に開始された米国の関税措置をめぐる日米協議は、7月22日に合意が発表され、9月4日には大統領令への署名のほか、投資イニシアティブに関する了解覚書、日米間の合意における両国のコミットメントを再確認する共同声明が作成された（概要については次頁参照）。

関税措置については大統領令に基づき、9月16日に、相互関税の軽減措置、自動車・自動車部品関税の引下げが実行された。関税は引き下げられたものの、従前に比べて高い関税（例：自動車2.5%→15%）が課されていることには変わりはなく、鉄鋼・アルミ製品など見直しに合意に含まれていない関税措置もある。また、大統領令には、大統領は日本が日米合意に基づく約束を履行しない場合、大統領令で定めた内容を変更できるとも記載されており、米国の判断で再び関税が引き上げられる懸念は残る。トランプ政権による高関税措置はWTO（世界貿易機関）協定に反する可能性が高いと指摘されており、日本に対する関税の更なる引下げのみならず、日本が経済外交の柱とするルールに基づく自由貿易体制の維持拡大にどう取り組んでいくのかも問われている。

日本の対米投資については、投資先の決定方法や収益の配分、日本が資金提供をしない場合に米国が関税を引き上げることができるなどの点で、不平等な枠組みとなっているとの指摘がある。我が国政府は、本イニシアティブに沿った投資が日米の相互利益の促進につながることを期待しているが、その実現に向けた運用が今後の課題となる。

(2) 安全保障関係

2025年2月の日米首脳会談では、日米同盟がインド太平洋及びそれを越えた地域の平和、安全及び繁栄の礎であるとの認識の下、日米同盟の抑止力・対処力を更に強化していくことが確認された。しかし、その後トランプ大統領は、第一期政権時と同様に日米安全保障条約について日本に米国防衛の義務がなく不公平であると不満を示し、また、国防総省は、北大西洋条約機構（NATO）加盟国が防衛支出の目標を国内総生産（GDP）比5%（中核的な防衛費3.5%+関連投資1.5%）とすることに合意したことを念頭に、日本を含むアジア太平洋地域の同盟国の防衛費をNATO並みのGDP比5%¹の水準まで引き上げる必要があるとの考えを示した。我が国政府は、我が国の防衛費の在り方については我が国が主体的に判断をすることとしているが、来年11月の米国中間選挙に向け米国が要求を強める可能性や、在日米軍駐留経費の日本側負担²の増額を求める可能性が指摘されている。

¹ 我が国は、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）において、防衛費を「2027年度において、現在の国内総生産（GDP）の2%」とする方針を掲げている。

² 現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定は2026年度までを対象としている。

大統領令・了解覚書・共同声明の概要

米国の 関税措置	<ul style="list-style-type: none"> 相互関税：15%（MF N税率含む）。MF N税率が15%以上の品目の追加関税率は0% 8/7以降の輸入に遡及適用 自動車・自動車部品：15%（MF N税率含む）。MF N税率が15%以上の品目の追加関税率は0% 民間航空機・航空機品（無人機を除く）：相互関税、1962年通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミニウム及び銅に対する追加関税の対象外とする。 米国内で入手不可能な天然資源、ジェネリック医薬品に関して、商務長官は日本製品に対する相互関税率をゼロに修正する権限を有する。 商務長官は、日本による日米合意の履行状況を監視し、大統領に報告するとともに、大統領は、日本が日米合意に基づく約束を履行しない場合、同大統領令で定めた内容を変更できる。 米国は、1962年通商拡大法第232条に基づく医薬品や半導体（半導体製造装置を含む）関税について、他国の製品に適用される税率を超えない関税率を日本製品に適用する。 日本の航空機や航空機部品に関税を課さない。
日本の 対米投資	<ul style="list-style-type: none"> 日本が、半導体、医薬品、金属、重要鉱物、造船、エネルギー（パイプラインを含む）及び人工知能/量子コンピューティングを含むがこれらに限定されない様々な分野において、5,500億米ドルを米国に投資する。 米大統領は、投資委員会により推薦された中から投資先を選定する。 投資は2029年1月19日までの間、随時、行われる。 米大統領は投資先を推薦・監督するために投資委員会を設立する。投資委員会は、米商務長官が議長を務める。投資委員会は大統領への推薦に先立ち、両国から指名される者で構成される協議委員会と協議する。 日本は、大統領が投資先を選定したと通知された日の後45営業日以上経過した日に、米国側が指定する口座に即時利用可能な資金を拠出する。 日本は独自の裁量で投資に対して必要な資金を提供しないことを選択できるが、その決定を行う前に米国と協議を行う。日本が資金提供を行わないことを選択した場合、米国は日本からの輸入品に対して関税を課すこともできる。 投資委員会は可能な場合、日本のベンダーやサプライヤーを選択する。 投資の利益は、みなし配当額に達するまでは日米50:50、その後は日米10:90で分配する。
日本の 対米輸入	<ul style="list-style-type: none"> 日本は、バイオエタノール（持続可能な航空燃料向けを含む）、大豆、トウモロコシ、肥料を含む米国農産品や他の製品の追加購入を年間計80億ドル規模で実施 100機の米ボーイング社製航空機を購入 ミニマムアクセス米制度の枠内における米国産コメの調達の75%増加を迅速に実施 液化天然ガス（LNG）に関するアラスカでのオフテイク契約を追求しつつ、年間計70億ドル規模の安定的かつ長期的な追加購入を実施 防衛力整備計画に基づく米国製防衛装備品及び半導体の年間調達額を数十億ドル規模で増加
非関税 措置	<ul style="list-style-type: none"> 米国で製造され安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ 米国車に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供

（出所）日米両政府の発表を基に当室作成

2 日中関係

(1) 日中両国間の最近の動き

2024年11月、アジア太平洋経済協力会議（A P E C）首脳会議の際に、石破総理と中国の習国家主席との日中首脳会談がペルーで開催された³。同会談では、日中両国は引き続き「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していること、日中間の4つの基本文書⁴の諸原則と共通認識を堅持して率直な対話を重ねられる関係を築いていくこと、首脳レベルを含むあらゆるレベルで幅広い分野において意思疎通をより一層強化すること、協力拡大と懸案解決に向け、外相の相互訪問及びそれに伴う日中ハイレベル人的・文化交流対話、日中ハイレベル経済対話の調整を進めていくことが確認された。

同年12月には、岩屋外務大臣が中国を訪問し、王毅外交部長と日中外相会談が行われたほか、関係閣僚による第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話⁵が実施された。2025年3月には、日中韓外相会議出席のため訪日中の王毅外交部長と岩屋外務大臣との日中外相会談が行われたほか、第6回日中ハイレベル経済対話⁶が実施された。また、同年7月には、A S E A N関連外相会議の際に、マレーシアで岩屋外務大臣と王毅中国外交部長との日中外相会談が行われた。

日中首脳相互訪問は、2020年4月に予定されていた習国家主席の国賓訪日が新型コロナウイルスの影響で延期となり、安倍総理が2019年12月に訪中して以来行われていない。

(2) 日中両国間の懸案事項

2025年7月の日中外相会談において、岩屋外務大臣は、中国によるレアアース及び磁石の輸出管理について日本企業が大きな影響を受けていることへの懸念を表明し、輸出許可申請の承認手続の迅速化を求めた。また、日本産水産物の輸入規制、海警船搭載ヘリによる領空侵犯、中国軍機による自衛隊機への接近事案、空母の活動範囲の拡大、東シナ海での一方的な資源開発など尖閣諸島周辺を含む東シナ海情勢を始めとする日本周辺の海空域の情勢の悪化、邦人拘束といった懸案事項等を取り上げ、対応を求めた。

³ A P E C首脳会議の際における日中首脳会談は、2022年から3年連続で行われている。

⁴ 1972年の「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（日中共同声明）、1978年に発効した「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」（日中平和友好条約）、1998年の江沢民国家主席の訪日時に発出された「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」、2008年の胡錦濤国家主席の訪日時に発出された『「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明』の4つの文書を指す。

⁵ 日本側は岩屋外務大臣（議長）、あべ俊子文部科学大臣、中国側は王毅外交部長（議長）、孫業礼文化旅遊部長等が出席した。日中ハイレベル人的・文化交流対話は、2019年6月のG20大阪サミットの際の日中首脳会談で、両国間の人的・文化交流を深化させる方策について方向性を確認し、今後の取組を促進する場として、両国首脳が創設に合意したものである。第1回対話は、2019年11月、東京において、日中両国の外相が議長を務め、文部科学大臣や教育部長を始めとするハイレベルの出席を得て行われた。

⁶ 日本側は岩屋外務大臣、中国側は王毅中国共産党中央政治局委員・外交部長が議長を務めた。日中ハイレベル経済対話は、2006年10月の安倍総理大臣訪中の際に、日中両首脳の間で、戦略的互惠関係の視点に立ち、経済分野での問題解決や協力促進につき大所高所から議論する経済閣僚間の定期的対話の場として創設に合意したものである。これまでに5回開催され、今回の第6回対話は、2019年4月以来、約6年ぶりの開催となった。

ア 日本産水産物の輸入規制

中国政府は、ALPS処理水⁷の海洋放出開始を受けて、2023年8月から日本産水産物の輸入を停止していたが、2024年9月、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」が発表され、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。

2025年5月、日中双方は、輸出再開のために必要な技術的要件について合意に至り、同年6月、中国の税関当局が輸入の再開を発表した。ただし、福島第一原発事故以来、中国側が継続している福島県、宮城県、東京都など10都県産の食品を対象にした輸入停止措置は、水産物も含め継続されている。日本政府は、残された10都県産の輸入規制の撤廃を求めている。

イ 東シナ海での一方的な資源開発

東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発が続いている。これまでに、日中の地理的中間線の西側で、計21基の構造物が確認されている。日本政府は、日中中間線を基にした境界画定を行うべきであるとの立場であり、中国側に対し、一方的な開発行為を中止するとともに、東シナ海の資源開発に関する日中間の協力について一致した「2008年6月合意」の実施に関する交渉再開に早期に応じるよう求めている。

ウ 邦人拘束

中国は2014年に「反スパイ法」（反間諜法）を制定し、2023年4月には「スパイ活動」への対策を強化する改訂を行う等、「国家安全」に危害を及ぼす行為への対策を強化している。また、2024年5月には中国国内の機関や企業による国家秘密の管理徹底を目的とした国家秘密保護法の改正も行われた。2014年以降、これまでに17名の邦人が「国家安全」に関する罪により中国当局に拘束されたことが確認されており、現在も5名の邦人が拘束されている。

日本政府は、首脳・外相レベルを含む様々なレベル・機会を通じて、邦人拘束は日中間の人的往来や国民感情の改善を阻害する最大の要因の一つである旨指摘しつつ、拘束されている邦人の早期釈放、改訂反スパイ法を含め拘束理由を始めとする法執行及び司法プロセスにおける透明性の向上、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取扱いを中国政府に求めている。

⁷ 東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、規制基準を満たすまで浄化した水のこと。

3 日韓関係

2022年5月の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領就任以来、日韓関係は改善基調にあったが、2025年4月、韓国の憲法裁判所は、2024年12月の「非常戒厳」宣布をめぐり弾劾訴追された尹大統領の罷免を決定した。

同年6月、尹大統領の罷免に伴う大統領選挙が実施され、李在明（イ・ジェミョン）氏が大統領に就任した。李大統領は、過去には尹政権の対日政策を厳しく批判するなど日本に対して強硬な姿勢を示していたが、大統領選挙を通じて、日本を「重要なパートナー」と位置付け、経済や社会について前向き・未来志向に対応するとともに、日米韓3国の連携も重視すると強調した。大統領就任後の記者会見で、李大統領は、日韓関係について、「歴史や領土問題で対立が生じている」としながらも、安全保障や経済分野を挙げて「双方に役立つことを探すことができる」と述べた。「元徴用工」問題⁸については、「国家の関係は政策の一貫性が重要だ。国家の政策を個人的な信念で一方向的に強要したり貫いたりすることは容易ではない」とし、この問題で前政権がまとめた解決策に沿った対応を続ける考えを示した。

李大統領は、二国間会談のための最初の訪問先として日本を選び、同年8月23日に東京を訪問し石破総理との間で首脳会談が行われた。同会談で、両首脳は、両者間の「シャトル外交」の開始を歓迎するとともに、1965年の国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基礎に基づき、日韓関係を未来志向で、安定的に、大きく発展させることで一致した。会談後、会談の結果に関する共同プレスリリースが発表された⁹。首脳会談の約1か月後となる9月30日には、石破総理が韓国の釜山（プサン）を訪問し、首脳会談が行われた。同会談では、「8月の東京での首脳会談の成果の上に、日韓関係を安定的に大きく発展させていくことで一致」とするとともに、地方創生や少子高齢化など両国が直面する共通の社会問題について、当局間で協議を継続的に実施していくことが確認された。

日韓関係の改善を進めた尹政権から過去に対日強硬姿勢を示していた李政権に交代した後も日韓関係は安定基調を継続しているが、李大統領を支える韓国与党の中では日本に厳しい見方も多く、李大統領が与党内や支持基盤の声に配慮しつつ、バランスの取れた対日政策を継続できるか注視する必要があるとの指摘がある¹⁰。

⁸ 2022年5月に発足した尹政権は、「元徴用工」問題の解決に精力的に取り組み、2023年3月に、韓国政府傘下の財団が原告に賠償金相当額を支払う「第三者弁済方式」による解決策を示した。韓国政府が発表した措置について、日本政府は、2018年の大法院判決後厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価している。（外務省ウェブサイト「旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国政府の発表を受けた林外務大臣によるコメント 令和5年3月6日」）

⁹ 両国関係に関する包括的な文書の作成は2008年以来、17年ぶりとなるとされている。同プレスリリースでは、石破総理から歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる旨が述べられているほか、①首脳間の交流及び戦略認識の共有の強化、②未来産業分野における協力拡大と共通の課題への対応、③人的交流の拡大、④朝鮮半島の平和と北朝鮮問題の協力、⑤域内及びグローバル協力の強化が明記されている。（外務省ウェブサイト「日韓首脳会談の結果に関する共同プレスリリース（2025年8月23日、東京）」）

¹⁰ 『毎日新聞』（2025.8.24）

4 北朝鮮

(1) 核・ミサイル問題

北朝鮮は、2005年2月、核保有を公式に宣言し、また、弾道ミサイルについては極めて速いスピードで継続的に開発を推進している。2006年以降、国連安保理は、北朝鮮の核・ミサイル開発に対し11件の制裁決議を採択してきたが、2022年5月の国連安保理に提案された制裁決議案については、中国とロシアが拒否権を行使し廃案となった。また、2024年3月には、安保理において、北朝鮮に対する制裁の履行状況を監視する北朝鮮制裁委員会専門家パネルの任期を1年延長する決議案がロシアの拒否権行使により否決され、専門家パネルは4月に活動を終了した。これを受け、多国間制裁監視チーム（MSMT）が設立され、決議の実効性を確保する取組が続けられている。なお、日本政府は、独自の制裁措置として、北朝鮮籍の船舶などの入港を禁止措置、輸出入を全面的に禁止する措置等を講じている。

北朝鮮は、制裁決議で禁止されている海洋上における船舶間での物資の積み替え（いわゆる「瀬取り」）により制裁逃れを図っているとみられている。また、制裁決議は北朝鮮籍海外労働者に対する労働許可の発給禁止・北朝鮮への送還を求めているが、ロシアや中国が、この制裁決議に違反し北朝鮮労働者を受け入れている旨が報じられている¹¹。

2024年6月には、北朝鮮はロシアとの間で「包括的戦略的パートナーシップ条約」を締結し、同年12月に同条約が発効した。2025年4月、北朝鮮は同条約の規定を根拠に、金国務委員長が北朝鮮兵士をウクライナに対する戦闘に参加させる決定を下した旨を明らかにしている。このような軍事支援の見返りに、北朝鮮がロシアの核兵器やミサイルに関連した技術を得る可能性があるほか、不足している外貨を兵士の給料として獲得すること等が想定され、北朝鮮の軍事力強化に繋がることが懸念されている¹²。

北朝鮮の非核化に関し金国務委員長は、2025年9月に行った国会に当たる最高人民会議での演説において完全否定したうえで、米側との対話に応じる条件として非核化の要求を取り下げるよう求めた。同月開かれた国連総会の一般討論演説においても、北朝鮮の外務事務次官は非核化の意思がないことを国際社会に対して強調した。一方、同月行われた日米韓外相会談においては「完全な非核化に対する確固たる関与」を盛り込んだ共同声明が発出され、日米韓で改めて「完全な非核化」を要求する姿勢を示している。

(2) 拉致問題

2004年5月の日朝首脳会談以降、20年以上にわたって日朝首脳会談は実現しておらず、北朝鮮による拉致問題は未解決のままである。

2024年10月に就任した石破総理は、拉致問題を「内閣の最重要課題」と位置付けたものの、具体的な進展のないまま2025年9月に総理辞任を表明し、結果を出すことができず痛恨の極みであると述べた。拉致被害者家族会代表は、時間的制約がある問題に対して政治

¹¹ 『朝日新聞』（2025. 2. 11）、『読売新聞』（2025. 6. 27）

¹² 脇祐三『グローバルサウスの時代 多重化する国際政治』光文社（2024年）277頁

の混乱と停滞による悪影響に懸念を表すとともに、早急な体制の立て直し、全拉致被害者の即時一括帰国の実現を求めている。

5 ロシア

(1) ウクライナ侵略

2022年2月24日にロシアが「特別軍事作戦」と称してウクライナに対する全面的な侵略を開始してから4年目に入った。ロシアは、ウクライナ東・南部4州を中心に攻撃を続け、クリミア半島を含めウクライナ領土の約5分の1を既に支配し、更に支配地域を拡大しているとされる。また、ロシア政府は2024年8月のウクライナ軍の越境攻撃により奪われたロシア西部クルスク州についても奪還したと発表しており、その際、北朝鮮兵の参戦についても認めている¹³。

ロシアによるウクライナ侵略が長期化する中、大統領就任前から早期停戦を主張する米国のトランプ大統領の仲介もあり、2025年5月、約3年ぶりとなるロシアとウクライナの政府代表団による和平実現に向けた直接交渉が行われた。直接交渉において、ロシアは停戦条件として2022年に一方的に併合を宣言したウクライナ東・南部4州からのウクライナ軍の撤退等を求めている。ロシア側の要求はウクライナにとって到底受け入れられない内容であるため交渉は難航しており、5月の直接交渉以降、両国の政府代表団による直接交渉が2回行われたが双方の主張に歩み寄りはなく、また、8月には仲介役を務めるトランプ大統領とロシアのプーチン大統領による対面での米露首脳会談がウクライナ侵略後では初めて行われ、停戦条件等について協議されたが合意に至ることはできず、停戦の実現は見通せていない。

【停戦交渉におけるロシアとウクライナの主な主張】

ロシア		ウクライナ
ウクライナ軍はウクライナ東部・南部の4州から完全に撤退。あるいは動員の中止や大統領選の実施日の宣言を含む10項目全てを遵守。	停戦条件	少なくとも30日間、無条件の全面停戦をすることは、和平交渉に必要な不可欠な前提。
クリミア半島と東部・南部の4州を国際法上のロシア領として承認。ウクライナは中立化し、民族主義的な組織や政党は解散。	「解決」や 和平の要件	侵略の再発防止。ウクライナは強固な「安全の保証」を得る。中立を強制されず、軍の配置も制限されない。2014年以降にロシアが得た領土は国際的には承認されない。
ウクライナ軍が撤退を始めてから30日間の停戦。ウクライナは選挙を実施し、「解決」のための条約に署名。国連安全保障理事会がその条約を承認。	今後の道筋	まず停戦。信頼構築を経て、首脳会談を実施。そこで最終的な和平合意に向けて、領土問題や侵略の再発防止について議論。
全ての経済制裁を解除。	対露制裁	段階的な解除でなければならない。解除後の再導入規定も設ける。
双方ともに損害分の請求権は放棄。	損害賠償	賠償金が払われるまで、ロシアの凍結資産は再建に充てられるか、凍結したままとする。

(出所)『朝日新聞』(2025.6.4)を基に当室作成

¹³ ロシアと北朝鮮の間では、有事の際の軍事的な支援などを明記した包括的戦略パートナーシップ条約を締結しており、2024年12月に発効した。また、ロシア政府の発表に対し、ウクライナ政府はクルスク州の奪還を認めておらず、戦闘は継続しているとの見方を示している。

我が国は、ロシアによるウクライナ侵略を「国際秩序の根幹を揺るがす暴挙¹⁴」と厳しく非難し、他のG7諸国と足並みをそろえ、個人・団体等に対する資産凍結、輸出入禁止品目拡大など、対露制裁を維持・強化してきており、2024年6月からは、G7プーリア・サミットでの議論を踏まえ、対露制裁の迂回に関与した中国やインド等、第三国の団体に対しても資産凍結や輸出禁止等の制裁措置も開始している。また、侵略を受けるウクライナに対しては、これまでに人道、財政、復旧・復興の分野で総額120億ドルを超える支援を確約・実施してきており、本年10月22日には我が国の主権により、復興の大前提となる地雷対策を推進するべくウクライナ地雷対策会議の開催を予定している。

(2) 北方領土問題

ウクライナ侵略を受けた我が国の制裁に対し、ロシアは平和条約交渉の中断を発表するとともに、北方四島の「ビザなし交流」や元島民の「自由訪問」に関する日露間の合意の破棄を一方的に発表する¹⁵など、強硬な姿勢を鮮明にしている。プーチン大統領は、北方領土問題を含む平和条約交渉に関し、日本側が交渉を再開できる状況を作る必要がある旨述べるとともに、北方領土への訪問についても訪問しない理由はない旨述べている¹⁶

北方領土問題を含む日露関係について、2025年1月、石破総理は、第217回国会の所信表明演説において、「日露関係は厳しい状況にありますが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持いたします。」と述べた。また、岩屋外務大臣は、ロシア側の一方的な発信や措置には毅然として対応し、日露が隣国として解決しなければならない懸案事項については、ロシア側との意思疎通を適切に行っていく旨述べるとともに、北方四島交流訪問事業の再開を最優先事項の一つとし、特に北方墓参に重点を置いて、ロシアに対して事業の再開を強く求めていくとしているが、その見通しは立っていない。

6 イスラエル・パレスチナ問題

(1) ガザ情勢

2023年10月7日のハマスによる越境攻撃以来、ガザ側の死者数は6万7千人を上回った。ガザ地区の停戦交渉については、2025年1月19日、米国等の仲介で停戦合意が発効したが、3月18日にイスラエルが大規模な攻撃を再開したことで停戦が事実上崩壊し、イスラエル軍は9月16日以降、ガザ市制圧計画に基づく大規模地上作戦を実施してきた。

こうした中、9月29日、トランプ大統領はガザ地区の戦闘終結や戦後統治などに関する20項目の「ガザ紛争終結のための包括的計画」をネタニヤフ首相に提示して合意を受けた。

¹⁴ 外務省『外交青書2025』20頁

¹⁵ ロシア外務省は、北方墓参については影響しないとしており、日本国外務省も北方墓参の枠組み自体は生きていたとの認識を示している（第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号9頁（令6.3.26））。他方、ロシア外務省は2023年3月、北方墓参の実施手続きに関する問題の検討に時間を要する旨、日本国外務省に通知した。日本は、北方墓参の再開について、ロシア側に外交上の働き掛けを行っているが、再開に向けた肯定的な反応は得られていないとされる（第213回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第3号5頁（令6.3.21））。

¹⁶ 『読売新聞』（2024.6.7）

10月10日までにイスラエルとハマスが、人質の解放など同計画の一部の内容について合意し(第一段階の合意)、即時停戦や人質解放・イスラエル軍の一部撤退などの履行が進んでいる。10月13日には、エジプトにおいて、トランプ大統領とエジプトのシシ大統領との共催により、ガザ地区での戦闘終結と今後の和平を協議する国際会議が開催され、日本を除くG7各国、アラブ諸国を中心とした20か国以上の首脳らのほか、パレスチナ自治政府のアッバス議長も出席した。会議冒頭では、米国、エジプト、カタール、トルコの首脳が停戦合意の実行に共同で取り組む宣言に署名した。今後、和平に向けた合意の進展(計画の第二段階)が期待されるが、ハマスの武装解除やイスラエル軍のガザ地区からの更なる撤退などの実現は不透明な状況である。

なお、10月9日(現地時間8日)、岩屋外務大臣は、「トランプ米国大統領のリーダーシップの下、「ガザ紛争終結のための包括的計画」に基づき、当事者間で第一段階の合意が成立したことを、我が国として歓迎」し、「我が国は、引き続き関係国及び国際機関と緊密に連携しつつ、一刻も早いガザの人道状況の改善に加え、早期復旧・復興に関する国際的な取組に積極的に貢献していくとともに、「二国家解決」の実現に一步でも近づくような現実的かつ積極的な役割を今後も果たして」いく旨の談話を出した。

(2) パレスチナ国家承認の動き

ガザ地区に対するイスラエルの攻撃と援助物資の制限が続き、既に深刻なガザの人道状況が一層悪化している中、早期停戦の実現及び人道状況の改善に向け、イスラエルへの圧力を目的としたパレスチナの国家承認の動きがある。これまでG7各国による国家承認は行われていなかったが、2025年9月の国連総会で、G7メンバーである英国、カナダ、フランスをはじめ、先進国では、オーストラリア、ポルトガル等がパレスチナの国家承認を発表し、承認国は国連加盟国の8割を超える約160か国となった。他方、米国のトランプ大統領は、9月23日の国連総会一般討論演説において、パレスチナの国家承認はハマスの残虐行為への「ご褒美になる」などと反対する姿勢を示した。

我が国は、イスラエルと将来の独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する「二国家解決」を支持しているものの、現時点でパレスチナの国家承認は行っていない。石破総理は、9月23日の国連総会一般討論演説で、パレスチナ国家承認は「国家承認するか否か」ではなく、「いつ国家承認するか」の問題」であるとした上で、「イスラエル政府による一方的行為の継続は、決して認めることはできません。「二国家解決」実現への道を閉ざすことになる更なる行動がとられる場合には、我が国として、新たな対応をとることを、ここに明確に申し述べておきます。」と表明している。

内容についての問合せ先 外務調査室 河上首席調査員(内線 68460)
--

財務金融委員会

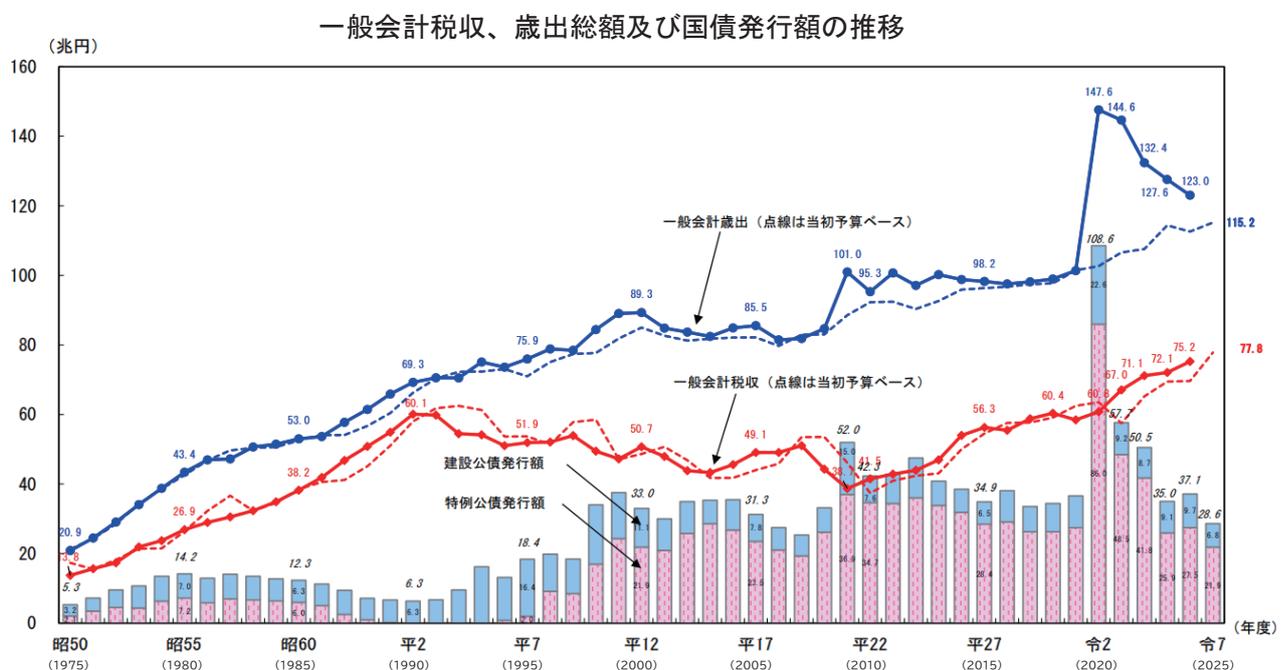
財務金融調査室

1 財政

(1) 我が国の財政の現状

ア 一般会計税収・歳出の概要

令和7年度一般会計においては、過去最大となる77.8兆円の税収が見込まれている。この税収増の見通しは、令和6年分所得税に適用されていた定額減税による減収分が、令和7年分からなくなることに加え、賃金上昇に伴う所得税の増収、物価上昇に伴う消費税の増収、さらには近年の好調な企業業績を背景とした法人税の増収等を見込んだものである。一方、歳出総額は115.2兆円を計上し、国債の新規発行額は28.6兆円となる見込みである。



(注1) 令和6年度までは決算、令和7年度は予算（国会修正後）による。点線は当初予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

(出所) 財務省資料を基に作成

イ 公債依存の現状

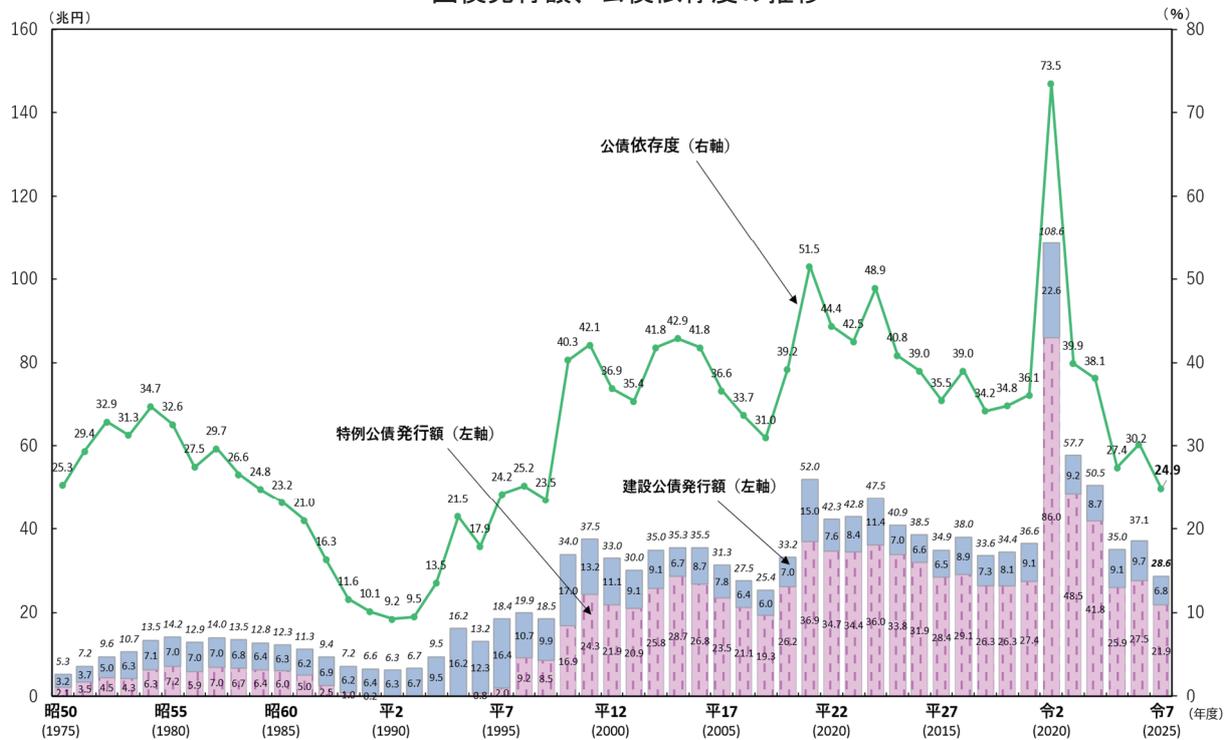
我が国の財政は、歳出が租税等収入を上回る状況が続いており、歳入不足分の相当額を公債金収入に頼る公債依存体質となっている。

我が国では、昭和40年当時、不況による税収不足を補うための特例公債が、戦後初めて発行された。その後しばらくは特例公債の発行が行われなかったが、景気悪化に伴う税収の伸び悩みにより、昭和50年度に再び特例公債を発行することとなった。

昭和60年代のいわゆるバブル経済による税収の伸びに恵まれ、平成2年度には特例公債を発行することなく予算を編成するに至ったが、その後の景気低迷への対応や、高齢化の進展による社会保障給付額の増加により、平成6年度以降は再び特例公債の発行を余儀なくされている。

一般会計歳出総額に占める国債発行額の割合である公債依存度については、平成10年度以降30%~50%程度の水準で推移してきたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症への対応等のために公債金を財源とした多額の追加歳出が計上されたことで73.5%まで急増した。しかし、その後は安定した税収の伸びに支えられ、令和7年度の公債依存度は24.9%と平成9年度以来28年ぶりに25%を下回ることが見込まれている。

国債発行額、公債依存度の推移



財政収支¹（以下「PB」という。）の黒字化や、債務残高対GDP比の安定的な引下げ等が掲げられた。今年度は、そのPB黒字化の達成目標年度である。しかし、本年1月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、2025年度の国・地方を合わせたPBは、昨年11月の経済対策による歳出追加などによる影響で4.5兆円程度の赤字を見込んだ。

このような財政状況を踏まえ、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）（以下「骨太の方針2025」という。）において、PB黒字化の達成目標年度を修正し、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す」とした。併せて、「経済あつての財政との考え方の下、財政健全化目標によって（中略）マクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない」、「財政健全化の『旗』を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示す」とした。

その後、本年8月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、2025年度の国・地方を合わせたPBは3.6兆円程度の赤字であるが、2026年度の同PBは3.6兆円の黒字が見込まれている。ただし、同試算は新政権の財政方針を反映しているものではなく、今後の動向を注視する必要がある。

経済財政運営と改革の基本方針2025（抜粋）

「経済あつての財政との考え方の下、財政健全化目標によって、米国の関税措置への対応や物価高への的確な対応も含め、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応を行うことと財政健全化目標に取り組むことを矛盾しないものにしていく。経済を成長させ、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。こうした取組を通じて、金利が上昇する局面において、大災害や有事に十分に対応する財政余力を確保し、将来の経済・財政・社会保障の持続可能性を確保していく。

そうした中、金利のある世界において、我が国の経済財政に対する市場からの信認を確実なものとするため、財政健全化の「旗」を下ろさず、長期を見据えた一貫性のある経済財政政策の方向性を明確に示すことが重要である。このため、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。

¹ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

2 税制

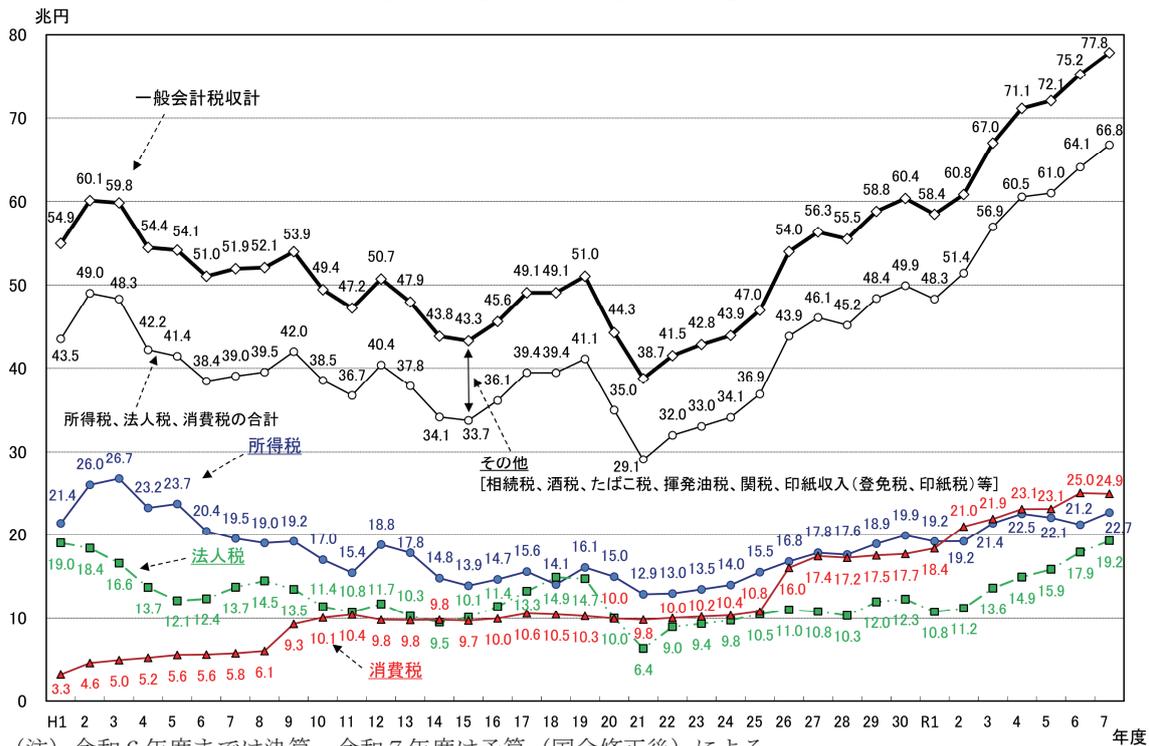
(1) 税収の推移

一般会計税収の合計は平成2年度に60兆円に達した後、40兆円台から50兆円台で推移していた。平成21年度は経済情勢の悪化により30兆円台まで低下したが、その後は回復傾向を示し、令和4年度には70兆円を超えた。令和6年度決算の税収は75.2兆円となり、5年連続で過去最大となった。令和7年度予算(国会修正後)では77.8兆円と見込まれている。

税目別税収をみると、所得税は、平成22年度以降上昇基調で、近年においては20兆円を超える規模となっており、令和7年度予算においても22.7兆円と見込まれている。法人税は、平成21年度に消費税を大きく下回るなど、税収が低迷した時期もあったが、近年は企業業績が好調であったことから10兆円台後半まで回復しており、令和7年度予算では19.2兆円と見込まれている。消費税は、平成元年に制度が創設されて以降安定的に推移しており、3回の税率引上げを経て令和2年度には所得税を上回る税収となった。令和7年度予算では物価上昇を背景に過去最高水準の24.9兆円と見込まれている²。

なお、近年では、所得税、法人税及び消費税で税収全体の85%程度を占めている。

一般会計税収(主要税目)の推移



(注) 令和6年度までは決算、令和7年度は予算(国会修正後)による。

(出所) 財務省資料を基に作成

(2) 令和7年度税制改正

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、所得税の基礎控除の控除額

² 『日本経済新聞』(2024.12.28)等

及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設、中小企業経営強化税制の拡充、防衛力強化に係る財源確保のための防衛特別法人税の創設等が行われた。

所得税の基礎控除については、政府提出の法律案における控除額10万円の引上げに加えて、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行う特例を創設すること等を内容とする衆議院修正が行われた。

本改正により、いわゆる「年収103万円の壁」³について、課税最低限⁴が103万円から160万円に引き上げられた。

(3) 今後の税制改正に関する動向

ア 物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討

令和7年度税制改正法（令和7年法律第13号）の附則第81条において、政府は、所得税の抜本的な改革について検討し、必要な法制上の措置を講ずるものとされ、その際、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとされている。また、同法附則第82条において、政府は、令和7年度末までに、歳入及び歳出における措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。

これらを踏まえ、政府税制調査会に設置されている「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」において、議論のための素材の整理が進められている。

イ 防衛財源確保に係る税制措置のうち所得税の取扱い

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和6年度税制改正法（令和6年法律第8号）の附則第74条において、政府は、令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとするとしている。

このうち法人税及びたばこ税については、令和7年度税制改正において措置されたが⁵、所得税については、令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日 自由民主党 公明党）（以下「令和7年度与党大綱」という。）において、「令和5年度税制改正大綱等の基本的方向

³ 給与所得者本人の給与収入が103万円（課税最低限）を超えると税負担が生ずるため、当該本人が就業調整を行う誘因となること等の問題を指す（内閣衆質216第45号（令和6年12月13日）「衆議院議員緒方林太郎君提出いわゆる「百三万円の壁」に関する質問に対する答弁書」）。また、103万円という金額は、（令和7年度改正前の）基礎控除額の48万円と給与所得控除の最低保障額55万円とを合計した額である。

⁴ ここでいう課税最低限は、同一生計配偶者や扶養親族がなく、社会保険料の支払いを考慮しない場合を想定している。

⁵ 法人税については、法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税（防衛特別法人税）が創設され、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度から当分の間適用されることとなった。たばこ税については、加熱式たばこについて、紙巻たばこと間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化が2段階で実施（令和8年4月、同年10月）され、その上で、国のたばこ税率が3段階で引き上げられること（令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月に、それぞれ0.5円/1本ずつ）となった。

性を踏まえつつ、いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」とされた。骨太の方針2025においても、同趣旨の方向性が明記されている。

ウ 扶養控除等の見直し

令和6年10月から実施されている児童手当の拡充策に伴う16歳から18歳までの高校生年代の扶養親族に係る扶養控除制度等の在り方⁶については、令和7年度与党大綱において、「児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る」とされている⁷。

エ ガソリン税の「当分の間税率」（暫定税率）の廃止に係る動向

(7) 暫定税率の創設等

ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税）の暫定税率は、昭和49年に、石油危機、物価高騰等の社会経済情勢に鑑み、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から、2年間の暫定措置として設けられ、以降、当時の財政事情と道路整備計画との関連等を勘案して累次の適用期限の延長が行われてきた。

その後、道路特定財源制度の廃止を経て、平成22年度税制改正において、暫定税率を廃止した上で、「当分の間の措置」として税率水準を維持することとされた。ただし、指標となるガソリン価格の平均が連続3か月にわたり、160円/ℓを超えることとなった場合には、燃料課税の本則税率を上回る部分の課税を停止する等の措置が講じられた（トリガー条項：適用停止中⁸）。

(4) 暫定税率の廃止を規定する議員立法の提出

令和6年12月、国民民主党・無所属クラブから、ガソリン価格が高騰している現状を踏まえ、トリガー条項の凍結解除等を規定した法律案が提出された⁹。その後、自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間において、ガソリンの「当分の間税率」（暫定税率）を「廃止する」旨の合意がなされ、具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に

⁶ 「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～（令和5年6月13日閣議決定）において、児童手当の拡充に際し、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理することとされている。

⁷ 令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、扶養控除の見直しについて結論を得る前提として、扶養控除の見直しにより各府省の所管制度等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないよう、各府省庁において影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、適切な対応を行う必要があるとされたことを受け、令和6年2月及び11月に「扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」が開催された。

⁸ 平成23年の東日本大震災により、一部製油所の機能停止や流通の障害等が発生し、仮にトリガー条項が発動された場合、全国的に燃料需給が逼迫するとともに、トリガー条項の発動の前後では、ガソリンの買控えやその反動の需要増が発生、流通が混乱し、被災地の復旧・復興の妨げになることが懸念され、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案して別途法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第44条）。

⁹ 揮発油価格高騰時における揮発油税等税率特例停止措置の実施並びに揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築のための措置に関する法律案（田中健君外1名提出、第216回国会衆法第3号）。令和7年6月19日に撤回された。

協議を進めるとされた。令和7年度与党大綱においては、同合意内容が記載された上で「自由民主党・公明党としては、引き続き、真摯に協議を行っていく」とされた。

令和7年3月には、自由民主党、公明党及び日本維新の会の幹事長が令和7年度税制改正法案をめぐり協議し、ガソリン税の暫定税率を廃止することについて自由民主党及び公明党が誠実に対応することと明記された合意文書に署名した¹⁰。その後、同月中に日本維新の会から、翌4月には立憲民主党・無所属から、それぞれガソリン税の暫定税率の廃止等を規定した法律案が提出された¹¹。

同年6月11日、ガソリン税の暫定税率の廃止等を規定した法律案¹²が6会派¹³から共同で提出された。同法律案は、与党（自由民主党及び公明党）が少数である衆議院を通過したが、与党が過半数を占める参議院において審査未了となった。

その後、同年7月20日に投開票が行われた参議院議員選挙において、与党が過半数を維持できず、衆参両院において少数与党という結果となり、同月30日、与野党6党（自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び共産党）は、ガソリン税の暫定税率廃止について「すみやかに与野党合意の上、法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施する」ことで合意した¹⁴。

第218回国会が召集された8月1日、野党6会派が再び共同で、暫定税率の廃止等を規定した「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」（重徳和彦君外10名提出、第218回国会衆法第1号）を提出した。現在、継続審査となっている。

同法律案の施行日は同年11月1日とされており、暫定税率の廃止による税収減に伴う代替財源の確保策等を議論するため、与野党の実務者協議が8月から断続的に行われている。

（参考）近年の税制改正等に関する主な動き

令和5年	2月3日	「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和5年度税制改正法案）国会提出 （主な内容） ・NISA制度の抜本的拡充・恒久化 ・スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設 ・極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入 ・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等（相続時精算課税制度等の見直し） ・最低税率15%以上の課税を各国ごとに確保するためのグローバル・ミニマム課税の導入
	3月28日	「令和5年度税制改正法」成立
	10月1日	消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施
	12月22日	「令和6年度税制改正の大綱」閣議決定

¹⁰ 『読売新聞』（2025.3.4）

¹¹ 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士君外1名、第217回国会衆法第13号）及び租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二君外8名、第217回国会衆法第26号）。両案とも令和7年6月11日に撤回された。

¹² 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦君外9名提出、第217回国会衆法第53号）

¹³ 立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党、参政党及び日本保守党

¹⁴ 『日本経済新聞』（2025.8.1）

令和6年	2月2日	「所得税法等の一部を改正する法律案」(令和6年度税制改正法案)国会提出 (主な内容) ・所得税の定額減税の実施 ・ストックオプション税制の適用要件の見直し ・賃上げ促進税制の強化 ・戦略分野国内生産促進税制及びイノベーションボックス税制の創設 ・プラットフォーム課税制度の導入
	2月16日	「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律案」(能登税特法案)国会提出 (主な内容) ・雑損控除の特例 ・災害減免法による所得税の軽減免除の特例
	2月21日	「能登税特法」成立
	3月28日	「令和6年度税制改正法」成立
	(10月1日岸田内閣総辞職、同日内閣総理大臣指名、石破内閣発足)	
	(10月9日解散、10月27日総選挙)	
	12月27日	「令和7年度税制改正の大綱」閣議決定
令和7年	2月4日	「所得税法等の一部を改正する法律案」(令和7年度税制改正法案)国会提出 (主な内容) ・所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設 ・中小企業経営強化税制の拡充等 ・外国人旅行者向け免税制度の見直し ・防衛特別法人税の創設等
	3月4日	「令和7年度税制改正法案」衆議院において修正議決 (主な修正内容) ・所得税の基礎控除の上乗せ特例の創設 ・所得税の抜本的な改革に係る措置等の検討(附則)
	3月31日	「令和7年度税制改正法」成立

(出所) 当室作成

3 金融

(1) 日銀の金融政策

ア 日銀の金融政策の概要

(7) 共同声明の公表及び「物価安定の目標」の導入

平成24年12月にデフレからの脱却を掲げた第2次安倍政権が発足し、その直後の平成25年1月、政府・日銀は「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」(いわゆるアコード)を公表し、以来、政策運営における政府・日銀の緊密な連携が継続されている。共同声明と同時に日銀は、消費者物価の前年比上昇率を2%とする「物価安定の目標」を導入した。

(イ) 「量的・質的金融緩和」及び「長短金利操作」などの導入

黒田前総裁就任後の平成25年4月、日銀は「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。この政策は、2%の物価安定目標を2年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現するため、日銀が世の中に直接的に供給するマネタリーベース(流通現金及び日銀当座預金)を2年間で2倍に拡大するなどとするもので、「異次元の金融緩和」と呼ばれる。それまで日

銀は短期金利を金融市場調節の操作目標として物価の安定を目指していたが、これにより主な操作目標は「量」（マネタリーベース）に変更された。

平成28年1月には、それまで欧州の一部で採用されていた「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入された。この政策は、金融機関が日銀に保有する当座預金の一部にマイナス0.1%の金利を適用するもので、短期金利をゼロ%以下に押し下げる効果を狙ったものである。これにより、金融政策に再び「金利」の概念が追加された。

さらに、平成28年9月には、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が導入された。短期のマイナス金利のみならず、長期金利をも操作する長期と短期の金利操作（イールドカーブ・コントロール）が政策枠組みの中心に据えられ、長期金利について10年物国債金利が0%程度で推移するよう長期国債の買入れを行うこととされた。これにより、主な政策ターゲットは「量」から「金利」に戻ることとなった。

「異次元の金融緩和」の枠組みの変遷（各枠組み終了時点の概要）

金融緩和策			量的・質的金融緩和	マイナス金利付き量的・質的金融緩和	長短金利操作付き量的・質的金融緩和
時 期			平成25年4月～	平成28年1月～	平成28年9月～ 令和6年3月
金融市場調節方針	マネタリーベース・コントロール	マネタリーベース年間増加額	約80兆円	同左	10年物国債金利が0%程度で推移するように国債の買入れ量を調整
	長短金利操作	長期金利	—		10年物国債金利が0%程度（上限は1.0%目途）
		短期金利	—	マイナス金利（金融機関が保有する日銀当座預金の「一部」に▲0.1%の金利を適用）	同左
資産買入れ方針	長期国債買入れ量と年限	保有残高の年間増加ペース	約80兆円	同左	必要な金額（上限を設けない）
		買入れの平均残存期間	7～12年程度	同左	期間の定めなし
	ETFの買入れ	保有残高の年間増加ペース	約3兆円（+別枠3,000億円）	約6兆円	必要に応じた金額（上限約12兆円）

（出所）当室作成

（ウ）「異次元の金融緩和」の終了とその後の金融政策運営

令和5年4月の植田総裁の就任を経て、令和6年3月、日銀は、2%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を終了することとした。具体的には、長期金利操作をやめるとともに、金融市場調節の主たる操作手段を短期金利のみに戻し、短期金利の水準を0～

プラス0.1%程度に誘導することとした（マイナス金利政策の終了）。政策変更に当たり植田総裁は、「量的・質的金融緩和」以降11年間にわたって続けてきた大規模な金融緩和はその役割を果たしたとし、当面は緩和的な環境を維持しつつ、「普通の金融政策」を行っていくと発言し¹⁵、「異次元の金融緩和」の終了を表明した。先行きの金融政策運営について植田総裁は、その時々を経済・金融・物価に応じて短期金利を操作し金融緩和の度合いを調整することが基本的な考え方である旨を述べている¹⁶。

その後は、同年7月に短期金利の誘導目標を0.25%程度に、令和7年1月には0.50%程度に引き上げることを決定しており、今後も経済・物価情勢の改善に応じて、引き続き政策金利を引き上げる考えを示している¹⁷。

(イ) 「金融政策の多角的レビュー」の取りまとめ

令和6年12月、日銀は「異次元の金融緩和」などの効果・副作用等について整理した「金融政策の多角的レビュー」を公表、同レビューの内容は以下のように整理できる。

- ① 「異次元の金融緩和」は、期待操作の困難性などにより当初想定したほど効果は発揮しなかったが、経済・物価を押し上げる効果はあった。
- ② 国債市場の機能度にマイナスの影響という副作用はあったが、現時点では、全体として我が国経済に対してプラスの影響。ただし、今後はマイナスの影響が大きくなる可能性がある点に留意。
- ③ 非伝統的な政策手段を除外すべきではないが、伝統的な金利操作に比して定量的な効果が不確実であり、短期金利操作の完全な代替手段にはなり得ない。可能な限りゼロ金利制約に直面しないような政策運営が望ましい。

(ロ) 日銀が保有する長期国債及びETF

「量的・質的金融緩和」の導入以降、時期によりそのペースに変動はあるものの、日銀の長期国債保有残高は増加傾向が続いてきた。「量的・質的金融緩和」の導入直前の平成25年3月時点で100兆円弱であった日銀の長期国債保有残高は、「異次元の金融緩和」の終盤には600兆円近くまで増加しており、発行済長期国債残高に占める保有割合も10%強から50%を超える水準へと大きく上昇した。

のちに「金融政策の多角的レビュー」においても大規模な国債買入による国債市場の機能度¹⁸への副作用（取引高の減少、買い・売り価格差の拡大等）が指摘されたが、日銀は、令和6年6月、長期金利は金融市場において形成されることを基本とする考え方の下、長期国債買入れを減額していく方針を決定した。同年7月には、利上げとともに月6兆円程度であった買入額を令和8年1-3月にかけて月3兆円程度まで段階的に減額していく計画を決定し、市場が予見可能な形で買入れ減額が行われており、令和6年8月以降、日銀の長期国債保有残高は前年同月比で減少に転じている。さらに日銀は、令和7年6月、令

¹⁵ 令和6年3月19日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

¹⁶ 令和6年6月14日総裁定例記者会見（金融政策決定会合後）

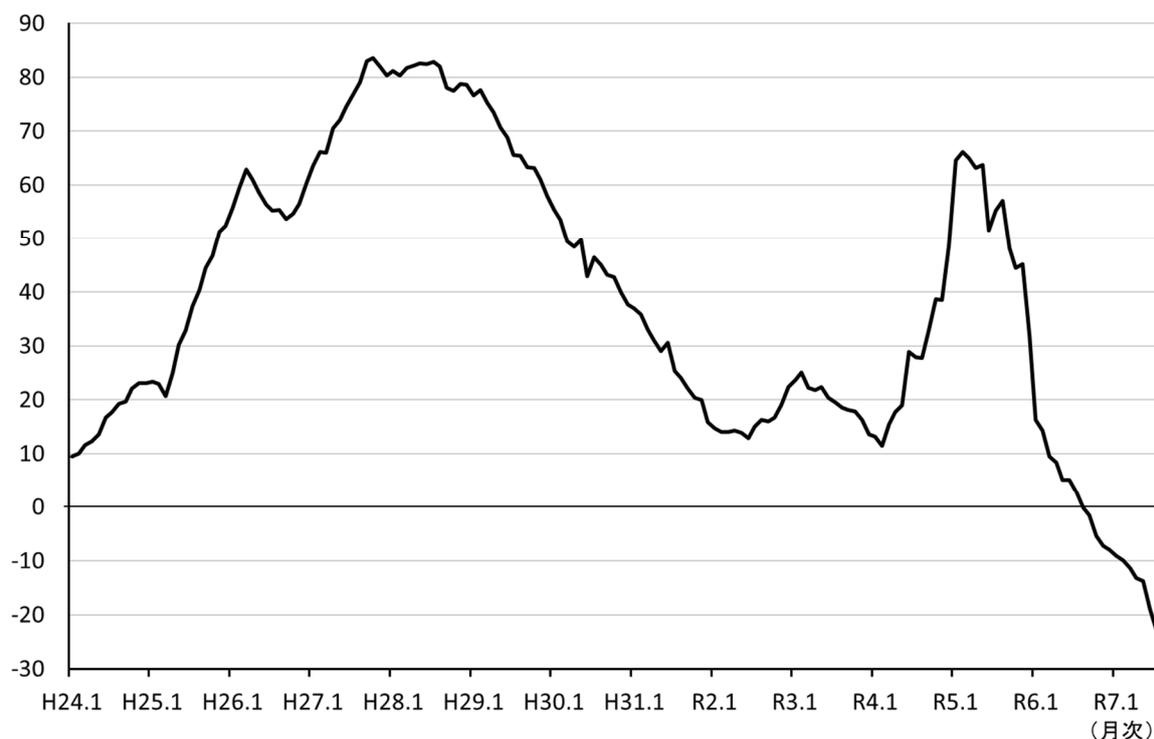
¹⁷ 令和7年10月3日総裁挨拶（大阪経済4団体共催懇談会）

¹⁸ 国債市場において、取引がどの程度活発に行われ、価格が円滑に決まっているかを表す概念で、取引頻度や1件当たりの取引額、売り買いの気配の差（スプレッド）などによって評価される。

和8年4月以降に係る新たな減額計画を決定した。その内容は、国債市場の安定に配慮する形で原則として減額ペースを半分に緩め、令和9年1－3月にかけて買入額を2.1兆円程度まで段階的に減額していくこととした¹⁹。

日銀の保有長期国債増加額の推移

(対前年同月比：兆円)



(出所) 日銀統計を基に作成

E T Fについては、令和5年10月が最後の買入実績(新規買入制度は令和6年3月終了)となっていたが、その保有額は令和7年3月末で簿価37.2兆円、時価70.1兆円となっている。その取扱いについては従前から国会でも議論となっていたが、日銀は令和7年9月、E T Fを「金融機関から買入れた株式²⁰」の売却と同程度の規模で市場へ売却することを決定した²¹。売却規模については、簿価ベースで年間3,300億円程度のペース²²とされており、単純計算では売却完了まで112年を要することとなる。

¹⁹ 令和9年3月において、残高は令和6年6月比で約16～17%程度減少する予定である。本年5月以降、超長期国債市場では需給の緩みが観察されている中、令和7年6月、財務省は令和7年度の超長期国債発行予定額を減額した。

²⁰ 日銀は2002年から2004年、2009年から2010年にかけて、金融システム全体の安定性を確保するために金融機関から株式の買入れを実施している。

²¹ E T F買入れ政策導入時に策定された処分に係る基本方針では、①適正な対価、②損失発生時の極力回避、③市場への攪乱的影響の極力回避——が定められている。また、E T Fと同様にJ-R E I T(令和7年3月末で簿価6,554億円、時価7,086億円)についても市場売却を決定している。

²² 令和7年3月末の時価換算で6,200億円程度となり、東証プライム市場全体の売買代金の0.05%程度を占める。

イ 物価の動向と見通し

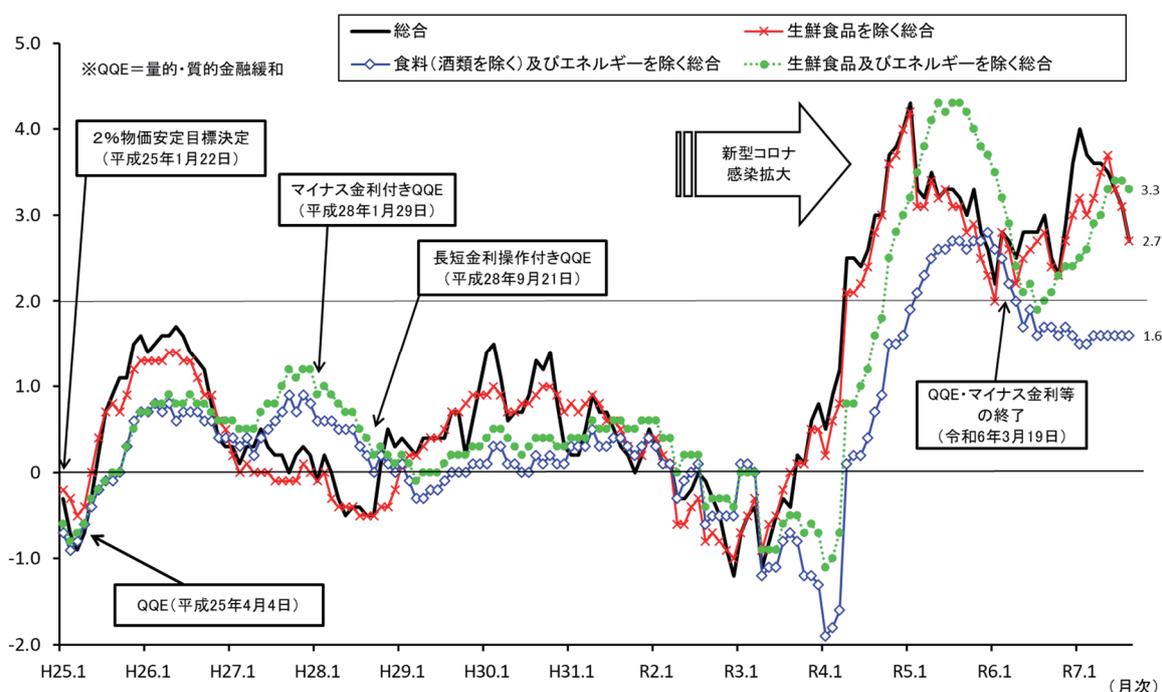
(7) 「物価安定の目標」達成状況及び今後の物価見通し

平成25年1月の2%の「物価安定の目標」導入以降、消費者物価指数（CPI）の上昇率は、下図のように推移している。

平成25年4月の「量的・質的金融緩和」導入当初、日銀は、2%の「物価安定の目標」の達成時期について、2年程度の期間を念頭にできるだけ早期に実現との黒田前総裁の発言と整合的な2015（平成27）年度を中心とする期間との見方を示していた。しかし、黒田前総裁の在任中に、持続的・安定的に物価安定目標を実現したと日銀が判断するには至らなかった。目標が達成できなかった理由について、黒田前総裁は退任記者会見で、長きにわたるデフレの経験から、賃金や物価が上がらないことを前提とした考え方や慣行、いわゆるノルムが根強く残っていたことが影響していると述べた。

各種消費者物価指数上昇率の推移

(前年同月比%)



(出所) 総務省統計局「消費者物価指数（CPI）」、「消費税調整済指数（参考値）」を基に作成

ただし、物価上昇率は、令和3年後半以降、エネルギー価格の高騰や海外と我が国の金利差等を通じた円安による輸入物価の上昇などによって、代表的な4つの指数全てで上昇率が一時大きく2%を超えた。その後、一旦は2%近傍まで低下したものの、米・外食・調理食品などの食料品価格や電気代の上昇もあって、エネルギー及び食料を含む2つの指数（「総合（—線）」「生鮮食品を除く総合（—x線）」）、食料を含む「生鮮食品及びエネルギーを除く総合（...線）」は再び上昇に転じて、足もとでは3%近傍を推移する一方、それらの品目を除いた「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合（—◇線）」の前年比については、1%台半ばで横ばい圏内の動きを続けている。この指標は、一般に価格変

動が滑らかであるサービス価格の影響が大きいとされるが、過去に比べその上昇率は高まっており、消費者への価格転嫁など企業の価格設定行動に変化が生じつつあることを示している。

日銀の令和7（2025）年7月時点の「経済・物価情勢の展望」（展望レポート）では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、2025年度に2%台後半となったあと、2026年度は1%台後半、2027年度は2%程度となるとし、見通し期間後半には「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推移すると予想している。これは、消費者物価の基調的な上昇率は、経済成長ペース鈍化などの影響を受けて伸び悩むものの、その後は、成長率が高まるもとで人手不足感が強まり、中長期的な予想物価上昇率が上昇していくことから、徐々に高まっていくとの見通しに基づいている。

消費者物価指数（除く生鮮食品）の政策委員の大勢見通し^(注)

（単位：％）	2025年度	2026年度	2027年度
2025年7月時点	+2.7	+1.8	+2.0
2025年4月時点	+2.2	+1.7	+1.9

(注) 消費者物価指数（除く生鮮食品）の対前年度比（％）の政策委員見通しの中央値。

(出所) 日銀「経済・物価情勢の展望」を基に作成

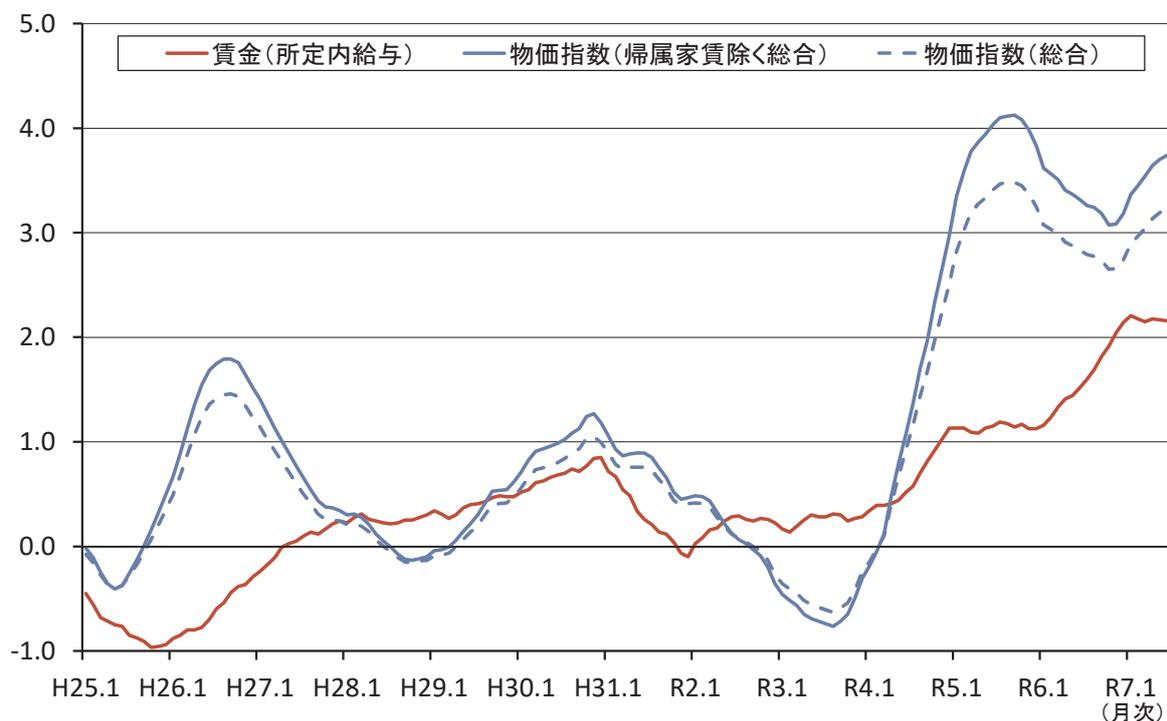
(4) 賃金の動向

日銀は「物価安定の目標」の達成には、賃金と物価の好循環が重要との考え方を示しているが、「異次元の金融緩和」開始以降の賃金と物価の伸び率の推移を確認すると、現状では、人手不足等により企業の賃上げの動きが見られはじめ、賃金上昇の販売価格への転嫁の動きも続いているものの、基調として賃金上昇²³が物価の上昇に追いついていない姿となっている（下図参照）。

²³ 賞与、時間外労働などを含めた現金給与総額では、一時的に物価上昇率を上回る賃金上昇が確認されるが、持続性に乏しく一時的なものとなっている。

賃金と物価の推移（12月移動平均）

（前年同月比％）



（注）賃金は事業所規模5人以上、全就業形態、全産業の（名目）所定内給与、消費者物価指数は、消費税調整済の帰属家賃を除く総合（実線）及び総合（点線）ベース。グラフに掲載している計数は月次計数を12月移動平均した値。

（出所）総務省「消費者物価指数」、厚労省「毎月勤労統計調査」を基に作成

ただし、令和7年の春季労使交渉の賃上げ率は、1991年以来の高水準となった昨年に引き続き5%超となり、3年連続で物価安定目標である2%を上回る大幅な賃上げが実現している。日銀は、令和7年7月の展望レポートにおいて、各国の通商政策等の影響を受けて日本経済の成長ペースが鈍化するもとでも労働需給の引き締まった状態が続き、賃金と物価が相互に参照しながら緩やかに上昇していくというメカニズムは維持されるとしている。このシナリオは、同年9月の金融政策決定会合においても基本的に維持されている。今後は、各国の通商政策等による不確実性が高い中、賃金と物価の好循環による2%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現されるのか否かに注目が集まっている。

(2) 金融行政

金融担当大臣から金融審議会に対して行われた5つの諮問（令和7年6月25日：「暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討」「不公正取引規制の強化等に関する検討」「企業情報の開示のあり方に関する検討」及び「地域金融力の強化に関する検討」、令和6年2月19日：「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討」）を受け、金融審議会の下に設置されたそれぞれのワーキング・グループ（WG）では、法改正を含む制度整備に向けた議論が開始されている。これら5つの検討項目については、令和7年8月29日に金融庁から公表された「2025事務年度金融行政方針」にも記載されており、来年の通常国会への

法案提出・制度整備に向け、下表に整理する内容の議論が進められる予定である。

金融行政方針に記載された金融審議会のWG等における主な検討事項

WG等における検討の概要	具体的な検討事項
<p>1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する (1) 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進 ①地域金融力強化プラン</p>	
<p>【地域金融力の強化に関するWG】 地域金融機関等が地域経済に貢献する役割を十分に発揮できるようにするための方策などについて検討。この結果も踏まえ、関連施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を年内に策定する予定</p>	<p>○2026年3月末に申請期限を迎える金融機能強化法²⁴に基づく国の資本参加制度及び資金交付制度²⁵の期限延長・拡充</p>
<p>(2) 資産運用立国の推進と企業価値の向上 ①コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上</p>	
<p>【ディスクロージャーWG】 サステナビリティ情報に係る開示基準の適用義務化等に向けた有価証券報告書における虚偽記載等に対する責任の範囲の明確化などについて検討</p>	<p>○サステナビリティ情報に係るセーフハーバー・ルール(一定の誤記載の免責)</p>
<p>【サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG】 「プライム市場に上場する株式時価総額1兆円未満の企業におけるサステナビリティ開示・保証の導入時期」「第三者保証への対応を踏まえ現行3月以内とされる有報提出期限を延長することの是非」「監査法人以外の者による第三者保証の是非」について検討</p>	<p>○一定規模以下のSSBJ基準²⁶の適用・第三者保証の導入開始時期 ○有価証券報告書の提出期限の延長 ○第三者保証の担い手</p>
<p>②市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化</p>	
<p>【ディスクロージャーWG】 スタートアップ等への投資促進の観点からの有価証券の勧誘時に要する情報開示の免除基準の見直し</p>	<p>○有価証券届出書の届出免除に係る資金調達額基準の引上げ ○自社株式を役員・従業員(子会社含む)に報酬付与する非上場企業の有価証券届出書の提出免除</p>

²⁴ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)

²⁵ 人口減少地域等において合併・経営統合等を行う地域金融機関等が、経営基盤強化の実施計画を作成して国の認定を受け、国(預金保険機構)からシステム統合などで生じる費用の一部の交付を受けることができる制度。

²⁶ サステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan)が定める「サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第1号『一般開示基準』」及び「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」の3つの基準がある。これらは、ISSB(国際会計基準財団(IFRS財団))が設置する国際サステナビリティ基準審議会)の開示要求事項(S1基準)及び気候関連開示(S2基準)と機能的な整合性が確保されている。

(3) デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応

【暗号資産制度に関するWG】等

現在、資金決済法²⁷において決済手段として位置付けられている暗号資産が、主として投資対象となっている実態などを踏まえ、金融商品取引法の下で情報提供規制やインサイダー取引規制を整備することも含めて、制度の在り方を検討

- 暗号資産規制の制度整備（分類を金融商品に）
- 暗号資産取引に係る所得の申告分離課税化

2. 金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する

(2) 金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼の確保

②不正取引規制の強化等

【市場制度WG】

近年の不正な取引の事案等を踏まえ、インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大、課徴金の水準の引上げ及び対象の拡大、無登録業者に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限の創設などについて検討

- 公開買付者等の範囲拡大（インサイダー取引規制）
- インサイダー取引・HFT²⁸に係る課徴金引上げ
- 監視委の犯則調査権限拡充

(注) 番号が付された柱書きは金融行政方針のもの

(出所) 金融庁資料を基に作成

内容についての問合せ先

財務金融調査室 相川首席調査員（内線 68480）

²⁷ 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）

²⁸ アルゴリズムを用いた高速・高頻度かつ自動的に行う金融商品取引

文部科学委員会

文部科学調査室

1 教育振興基本計画

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに「教育振興基本計画¹⁾」が策定されている。

令和5年6月に閣議決定された第4期計画（令和5～9年度）では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」がコンセプトとして掲げられ、下記の今後の教育政策に関する5つの基本的な方針の下に、16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されている。

今後の教育政策に関する基本的な方針

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2 初等中等教育

(1) 学習指導要領改訂に向けた動向

学習指導要領とは、各学校において編成する教育課程の基準であり、学校教育法に基づき文部科学大臣が告示している。おおむね10年に一度改訂されており、現行の学習指導要領は平成29年・30年に改訂されたものである。

文部科学大臣が、次期改訂に向け、令和6年12月、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」を中央教育審議会（中教審）に対して諮問したことを受け、中教審初等中等教育分科会教育課程部会の下に設置された教育課程企画特別部会において検討が行われ、同特別部会は令和7年9月に論点整理を取りまとめた。これをもとに、各教科等の専門部会等において具体的な検討を進めた上で、令和8年夏頃までに結論を出し、同年度中に中教審として答申することが目指されている。

学習指導要領の改訂・実施のスケジュール

(年度)

	R 6.12	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
小学校			改訂 答申	→			実施 (全学年)		
中学校	中教審 へ諮問	→		→			実施 (全学年)		
高等学校				改訂	→				実施 (1年生)

(出所) 過去の改訂スケジュール及び報道を基に当室作成

¹⁾ 平成18年12月に全面改正された教育基本法第17条に基づき策定されるものである。

論点整理の概要

<p>①中核的な概念等を活用した一層の構造化・表形式化・デジタル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等の中核的な概念等について、「タテ・ヨコの関係」を可視化することで構造化を図る ・表形式や箇条書きの積極的な活用を検討し、記載の冗長・複雑さを改善 ・デジタル技術を活用し、教科等間の関係等を容易に俯瞰できるようにする
<p>②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育段階の柔軟な教育課程の方向性（調整授業時数制度） ・個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み ・高等学校段階での柔軟な教育課程編成
<p>③情報活用能力の抜本的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では「総合的な学習の時間」に「情報の領域（仮称）」を付加し、中学校では技術・家庭科を分離して、技術分野を「情報・技術科（仮称）」に再編 ・情報モラルやメディアリテラシーを育む
<p>④「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の授業時数が標準授業時数を大幅に上回る状況等の見直し ・週あたり授業時数の年間を通じた平準化
<p>⑤豊かな学びに繋がる^{つな}学習評価の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主体的に学習に取り組む態度」は、目標準拠評価ではなく個人内評価とし、「学びに向かう力・人間性等」の要素が表出した場合に、「思考・判断・表現」の観点別評価に「○」を付記する

（出所）文部科学省資料を基に当室作成

(2) 教員を取り巻く環境整備（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教員の処遇改善）

令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下本項で「本法律」という。）が成立した。本法律は、学校における働き方改革の更なる加速化、多様化・複雑化する教育課題への対応に向けた学校の指導・運営体制の充実、高度専門職である教員の職務の重要性にふさわしい処遇改善を図る観点から、①教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）の策定及び公表等の義務付け、②「主務教諭」の職の新設、③教職調整額の基準となる額の引上げ（給料月額4%から段階的に10%へ）等を主な内容とするものである（①②については、令和8年4月1日施行、③については、令和8年1月1日施行）。

①に関し、文部科学大臣が定める「指針」に即して計画を定めることとされたことを受け、文部科学省は、令和7年9月、令和2年に策定された「上限指針²」を全部改正し、「学校と教師の業務の3分類」を同指針に位置付ける等、働き方改革の更なる推進に向けて、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに規定した（令和7年文部科学省告示第114号）。なお、業務量管理については、現在改訂が進められている学習指

² 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）

導要領（(1)参照）の議論においても、授業時数や指導内容を含め、教員に過度な負担・負担感が生じないような教育課程の在り方が検討されている。

また、本法律附則において、令和8年度からの公立中学校における35人学級の実現に関する措置を講ずる旨の規定が設けられたことを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2025）」（令和7年6月閣議決定）においては、令和8年通常国会へ義務標準法³改正案を提出するとされている。

なお、文部科学省は、本法律等を踏まえ、令和8年度概算要求において、9,214人の教員定数改善を図るとともに、教員の処遇改善として161億円を要求している。

(3) 部活動改革（部活動の地域展開）

学校の部活動について、少子化の進行や教員の負担の重さといった課題が指摘される中、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として位置付け、公立の中学校の生徒を主な対象として、休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等が示された。

また、改革推進期間終了後の令和8年度以降の改革の方向性等について検討を行ってきたスポーツ庁及び文化庁の有識者会議が令和7年5月に公表した最終とりまとめにおいては、改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更するとともに、地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあつた方針を決定すること等が示された。

スポーツ庁及び文化庁においては、次期改革期間に向け、ガイドラインの見直しや費用負担の在り方等について検討が行われている。

最終とりまとめで示された「今後の改革の方向性」

改革の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・休日については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</u> ・平日については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。</u>
次期改革期間	<p>「改革実行期間」（前期：令和8～10年度⇒中間評価⇒後期：令和11～13年度）</p> <p>※ 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。</p>
費用負担の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。</u> ※ 受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。</u> 等

（出所）スポーツ庁資料を基に当室作成

³ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）

(4) いじめ、不登校

ア いじめ

文部科学省は、いじめの認知件数や重大事態の件数が年々増加していること等を踏まえ、令和5年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定した。同パッケージにおいては、いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援の強化策や、重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析等を踏まえた、各地方公共団体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策の強化などが示された。同パッケージに基づき、こども家庭庁等の関係機関とも連携を図りながら、不登校・いじめ対策等を早急に推進することとしている。

また、令和6年8月には、平成29年3月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、重大事態調査への学校や関係者の対応を明確化した。

このような取組にもかかわらず、文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度問題行動等調査）（令和6年10月公表）において、小・中・高等学校等でのいじめの認知件数は732,568件（対前年度50,620件（7.4%）増）、いじめの重大事態⁴の件数は1,306件（同387件（42.1%）増）と、いずれも過去最多を記録した。文部科学省は、増加の背景として、アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化や、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられるとしている。同調査結果を踏まえ、文部科学省はこども家庭庁等の関係省庁と連携し、いじめ防止対策の更なる強化に取り組んでいるが、最近でも、筑波大学附属小学校におけるいじめ重大事態の発生や、広陵高校野球部の暴力問題による全国高等学校野球選手権大会辞退など、社会的に関心の高い事案が相次いでいる。

骨太方針2025においては、「いじめ・不登校や悩みに直面することもやその保護者への支援（略）を強力に推進する」とされている。

イ 不登校

文部科学省は、不登校児童生徒数が年々増加していること等を踏まえ、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン⁵）」を、同年10月には「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、これらに基づき、不登校対策を進めている。同パッケージにおいては、COCOLOプランの対策の前倒しと併せて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化することなどが示された。

このような取組にもかかわらず、文部科学省の令和5年度問題行動等調査において、小・中学校の不登校児童生徒数は346,482人（対前年度47,434人（15.9%）増）と過去

⁴ いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」のいずれかに該当する場合と規定されている。

⁵ COCOLOプラン（Comfortable, Customized and Optimized Locations of Learning）とは、文部科学省が、不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実などを推進することを目指し、①不登校児童生徒全ての学びの場の確保、②「チーム学校」での支援、③学校風土の見える化を目標として掲げた取組である。

最多を記録した。同調査の中では、不登校児童生徒について把握した事実⁶として、多いものから順に「学校に対してやる気が出ない等の相談があった。」(32.2%)、「不安・抑うつ」の相談があった。」(23.1%)等が挙げられた。文部科学省は、増加の背景として、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられるとしている。

(5) 高等学校の授業料の無償化

文部科学省は、国公立を問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（年収910万円程度未満の世帯）の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給しており、多くの都道府県は、それぞれの実情に応じ、国の制度に上乗せして授業料等の支援を行っている。

このような中、政党間においても、高等学校段階の授業料等支援について議論が行われ、令和7年2月に自由民主党、公明党、日本維新の会の3党が交わした合意文書（3党合意）においては、高等学校等就学支援金等について、下記のとおりとされた。

① いわゆる高校無償化

- ・「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。
- ・先行措置として、令和7年度分について、全世帯を対象とする支援金（11.88万円）の支給について収入要件を事実上撤廃する。高校生等奨学給付金や公立の専門高校の施設整備に対する支援の拡充を行う。

（出所）文部科学省資料

合意文書を踏まえ、令和7年度には、「高校生等臨時支援金」（令和7年度限り）として、年収約910万円以上の世帯の生徒に対し、国公立共通の基準額（11万8800円）が支給された。また、骨太方針2025においては、高校無償化は令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するとされており、令和8年度概算要求において、高校生等への修学支援に係る費用は金額を示さない事項要求とされている。

(6) 学校給食の無償化

文部科学省は、学校給食の実施方法や学校給食費の無償化を実施する地方公共団体の取組状況等について調査を実施し、令和6年12月、調査結果をもとに『給食無償化』に関する課題の整理について』を公表した。同整理では、中高所得者世帯を含む全員を対象にした給食無償化については、学校給食の目的・目標とは異なる「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施されている地方公共団体も一部認められることから、学校給食費の無償化を子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題に関して、①児童生徒間の公平性、②格差是正策としての妥当性、③国と地方の役割分担、④効果的な少子化対策の4つの観点からまとめている。

⁶ 令和5年度調査から、各学校が認識する不登校の要因に代わり、各学校が把握している不登校のきっかけや背景にある事実について、複数回答する形式で調査が行われた。

このような状況も踏まえ、政党間において学校給食の無償化について議論が行われ、3党合意においては、令和8年度に小学校における給食無償化を実現させ、中学校への拡大についても速やかに行うこととされた。また、骨太方針2025においては、給食無償化は令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するとされている。

3 高等教育

(1) 大学改革

急速な少子化や高等教育を取り巻く変化を背景に、人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関が一層重要な役割を果たすことが求められているという問題意識から、令和5年9月、文部科学大臣は、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」を中教審に諮問した。これを受けて、令和7年2月、中教審は「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（知の総和答申）を取りまとめた。知の総和答申では、2040年の大学進学者数が約46万人（現在の定員規模の約73%）へと大幅に減少するとの予測を指摘した上で、高等教育が目指す姿として我が国の「知の総和」（数×能力）の向上を掲げ、今後の高等教育政策の方向性と具体的方策、機関別・設置者別の役割や連携の在り方及び高等教育改革を支える支援方策の在り方等を示している。同答申を受け、中教審大学分科会の部会や有識者会議において、教育研究の質向上・質保証システムの構築、地域大学振興、私立大学の在り方等について、具体的な検討が進められている。

知の総和答申で示された主な具体的方策

<p>1. 教育研究の「質」の更なる高度化</p> <p>① 学修者本位の教育の更なる推進 出口における質保証、教育の質を評価する新たな評価制度へ移行</p> <p>② 多様な学生の受入れ促進 留学生の定員管理見直し、技術流出防止対策の徹底、通信教育の制度改善</p> <p>③ 大学院教育の改革 学士・修士5年一貫教育の大幅拡充</p> <p>④ 研究力の強化 業務負担軽減</p> <p>⑤ 情報公表の推進 大学間比較できる新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を新構築</p>
<p>2. 高等教育全体の「規模」の適正化</p> <p>① 高等教育機関の機能強化 意欲的な改革への支援、連携推進</p> <p>② 高等教育機関全体の規模の適正化の推進 厳格な設置認可審査、再編・統合の推進、縮小への支援、撤退への支援</p>
<p>3. 高等教育への「アクセス」確保</p> <p>① 地理的観点からのアクセス確保 地域構想推進プラットフォーム（仮称）の構築、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援、地域研究教育連携推進機構（仮称）の導入、地方創生の推進</p> <p>② 社会経済的観点からのアクセス確保 経済的支援の充実、高等教育機関入学前からの取組促進</p>

（出所）文部科学省資料を基に当室作成

(2) 国立大学の財務状況・授業料の引上げ

令和6年6月、一般社団法人国立大学協会は、国立大学の財務状況⁷を「もう限界です」と表現し、その改善等のために国民の理解等を求める声明を発表した。このような声を踏まえ文部科学省に設置された有識者会議は、令和7年8月に取りまとめた「改革の方針」において、運営費交付金は物価・賃金の上昇により実質的に目減りしているとして、最低限必要と考えられる教育研究をベースとした経費については、物価等の変動に対応させる観点も含めて見直していくことが求められる等とした。なお、文部科学省は、令和8年度概算要求において、国立大学法人運営費交付金として1兆1,416億円（前年度予算額1兆784億円）を要求している。

国立大学の授業料は、文部科学省令で規定された「標準額」（平成17年度より53万5,800円）の120%を上限に、その範囲内で各大学が学則等において定めることができるとされている。令和6年9月、東京大学は教育学修環境改善に活用するとして、従前の標準額から上限額への授業料引上げ及び学生支援拡充の方針を決定し、令和7年4月入学者から適用している。これにより、標準額を上回る授業料を設定している大学は7大学となった（令和7年6月時点）。

なお、国立大学の授業料については、私立大学関係者からその引上げを求める声があり、令和6年3月、中教審大学分科会の部会で、委員が国立大学の授業料を標準額の約3倍に引き上げることを提案し、同年8月には、一般社団法人日本私立大学連盟が、国立大学の授業料の上限規制の撤廃を提言した。

(3) 奨学金等の学生に対する経済的支援

ア 修学支援新制度

令和元年5月、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、授業料等減免制度の法制化及び給付型奨学金制度の拡充に係る所要の措置を講ずることを主な内容とする「大学等における修学の支援に関する法律」が成立した。同法に基づく高等教育の修学支援新制度は令和2年4月から実施されて以降、支援の対象者が拡充されており、令和6年度においては、支援対象が中間所得層の多子世帯や私立大学等の理工農系学部生等に拡充された。また、令和7年度においては、同法の一部改正により、授業料等減免に係る多子世帯の所得制限が撤廃されて支援対象がさらに拡充され、令和7年度予算において6,532億円（対前年度比1,094億円増）が計上された。なお、令和8年度予算概算要求では、今回も金額を示さない事項要求とされている。

⁷ 大学病院を設置しない国立大学の主要な財源は、運営費交付金と授業料となっている。

高等教育の修学支援新制度の概要

○ 授業料等減免

- ・ 授業料等減免の額は、その対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については、下表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする
- ・ 非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免
- ・ 多子世帯（扶養される子供が3人以上）の学生等に対しては、所得制限を設けず、非課税世帯の学生等に対する減免額と同額（下表）を減免（令和7年度開始）
- ・ 中間層の私立学校の理工農系の学生等に対しては、文系との差額分を減免（令和6年度開始）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000 円	535,800 円	260,000 円	700,000 円
短期大学	169,200 円	390,000 円	250,000 円	620,000 円
高等専門学校	84,600 円	234,600 円	130,000 円	700,000 円
専門学校	70,000 円	166,800 円	160,000 円	590,000 円

○ 給付型奨学金

- ・ 非課税世帯の学生等に対しては下表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対してはその額の3分の2又は3分の1を支給
- ・ 中間層の多子世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する給付額の4分の1を支給（令和6年度開始）

(月額)	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学・短期大学・専門学校	29,200 円	66,700 円	38,300 円	75,800 円
高等専門学校	17,500 円	34,200 円	26,700 円	43,300 円

（出所）文部科学省資料を基に当室作成

イ 奨学金事業

高等教育機関で学ぶ学生を対象とする国の奨学金事業は、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が実施しており、貸与型及び修学支援新制度の一部である給付型奨学金の2種類がある。

貸与型奨学金は、第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子）がある。令和7年度予算においては、第一種に係る事業費（令和6年度より実施の大学院修士段階の授業料後払い制度に係る事業費を含む。）として2,805億円（対前年度73億円増）が、第二種では5,854億円（同34億円増）が計上された。また、令和8年度予算概算要求では、第一種は今回も金額を示さない事項要求とされており、第二種の事業費は6,342億円とされている。

貸与された奨学金については、返還が困難になった場合の減額返還制度や返還期限猶予制度に加え、平成29年度の無利子奨学金の新規採用者から年収に応じて返還額が変化する所得連動返還方式の選択が可能となっている。

4 科学技術及び学術の振興

(1) 科学技術政策

我が国の科学技術政策は、科学技術・イノベーション基本法に基づき策定された「科学

技術・イノベーション基本計画⁸」等に沿って、総合科学技術・イノベーション会議の下、関係府省が連携しつつ推進されている。令和7年度の科学技術関係予算の全府省総額は5兆526億円（当初予算額）で、そのうち文部科学省の科学技術関係予算は40.7%に当たる2兆584億円である。

文部科学省が所管する主な科学技術政策には、①科学技術・学術に関する基本的政策、②科学技術関係人材の育成・確保、③研究費、研究開発評価、④研究環境・基盤整備、研究拠点形成、⑤産学官連携、地域科学技術振興、スタートアップ支援、⑥科学技術・学術の国際活動、⑦分野別の研究開発等がある。

(2) 研究開発の現状

文部科学省では、宇宙、原子力、ライフサイエンス、情報、環境エネルギー、ナノテクノロジー・物質・材料、量子科学技術、核融合エネルギー、海洋、地震・火山・防災など多岐にわたる分野の研究開発を推進している。

ア 宇宙

我が国の宇宙政策は、宇宙基本法に基づき策定された「宇宙基本計画⁹」に沿って行われている。令和7年度予算における宇宙関係予算の全府省総額は4,160億円（当初予算対前年度比3.2%増）であり、そのうち文部科学省の予算額は1,516億円である。

文部科学省では、所管する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）において、固体燃料ロケット「イプシロン¹⁰」及び新型基幹ロケット「H3ロケット¹¹」等の輸送システムや人工衛星の開発・運用を行うとともに、民間企業・大学等との共同研究や教育支援活動などを行っている。さらに、文部科学省は、関係府省とともにJAXAに設置した「宇宙戦略基金」を活用し、民間企業・大学等が最大10年間にわたり大胆に研究開発に取り組めるよう支援する事業を行っている¹²。

また、我が国は、日本実験棟「きぼう」及び宇宙ステーション補給機の開発・運用等を通じて「国際宇宙ステーション（ISS）計画¹³」に参画するとともに、国際宇宙探査計

⁸ 科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、10年先を見通した今後5年間の科学技術政策を具体化するものとして政府が策定するものであり、令和3年3月、令和3～7年度を対象期間とする「第6期科学技術・イノベーション基本計画」が閣議決定された。現在、次期基本計画の策定に向けて、総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会を中心に検討が行われている。

⁹ 宇宙開発利用について政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等を定めるものであり、令和5年6月に「宇宙基本計画の変更について」が閣議決定された。

¹⁰ 第1段階の開発成果をもとに、第2段階として「イプシロンS」の開発が進められている。JAXAは、令和6年11月の地上燃焼試験における爆発についての原因調査に相応の時間を要する見込みであるため、早期運用を目指した開発計画の見直しを検討しており、令和7年末を目標に新たな開発計画を設定している。

¹¹ 令和5年3月の試験機1号機打上げは、第2段エンジンが着火せず失敗した。JAXAによる原因調査の後、令和6年2月の試験機2号機から令和7年2月の5号機まで打上げに成功している。

¹² 宇宙戦略基金については、速やかに総額1兆円規模の支援を行うことを目指すとされており、令和5年度補正予算及び令和6年度補正予算でそれぞれ3,000億円が措置された。JAXAは、令和7年4月に第1期技術開発テーマの採択結果の公表を完了するとともに、同年5月から第2期の公募を順次開始している。

¹³ 日本、米国、欧州、カナダ、ロシアの5極共同による国際協力プロジェクトである。我が国は、令和12年

画である「アルテミス計画¹⁴」への参画を表明している。

イ 原子力

原子力行政の所管は、複数の府省庁に分かれている。原子力の研究、開発及び利用に関する政策等は内閣府に置かれた原子力委員会、エネルギーに関する原子力政策等は経済産業省資源エネルギー庁、研究開発、人材育成及び原子力損害賠償等は文部科学省、原子炉等の安全規制は原子力規制委員会（環境省の外局）が、それぞれ所管している。

文部科学省では、所管する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）において、原子力基本法に基づき、原子力の安全性向上研究や核燃料サイクルの研究開発、原子力研究の人材育成等を実施している。なお、JAEAが所有する高速増殖原型炉「もんじゅ」は、平成28年12月に廃止措置への移行が決定され、平成29年6月にJAEAが策定した『「もんじゅ」の廃止措置に関する基本的な計画』に基づき、おおむね30年間での廃止が予定されている¹⁵。

ウ 量子科学技術

量子技術¹⁶は、将来の経済・社会に変革をもたらす、安全保障の観点からも重要な基盤技術であり、諸外国では研究開発を戦略的かつ積極的に展開していることを踏まえ、統合イノベーション戦略推進会議¹⁷は、令和2年1月に「量子技術イノベーション戦略」を策定し、重点的な研究開発や産業化・事業化を促進するとした。これを受け、関係府省において研究開発から社会実装に至るまでの取組が行われている。

文部科学省は、基礎研究から技術実証まで取り組む「量子技術イノベーション拠点」を整備するとともに、産学官連携や海外との共同研究等を通じた研究開発及び量子技術を活用した社会課題解決や新産業創出等を担う人材育成を行っている。また、統合イノベーション戦略推進会議が策定した「量子未来社会ビジョン」（令和4年4月策定）等を踏まえ、文部科学省は、国産量子コンピュータの整備や量子ソフトウェアの基盤研究の強化等の取組を推進している。

までのISSの運用延長への参加を決定している。

¹⁴ 火星探査を視野に入れつつ、月周回有人拠点（ゲートウェイ）の整備を含む月面の持続的な探査を目指した米国提案の計画である。令和6年4月、日米両国の間で、将来、日本人宇宙飛行士が2度月面着陸することなどが合意された。

¹⁵ 4つの廃止措置段階のうち、第1段階（燃料体取出し期間）が令和4年10月に完了し、令和5年4月からは第2段階（解体準備期間）に入っている。

¹⁶ 量子とは、物質を形作っている原子そのものや、原子を構成する更に微細な電子・中性子・陽子など、粒子と波の性質をあわせ持った極めて小さな物質やエネルギーの単位のことである。量子技術とは、量子特有の性質を利用して通信や計算を行う技術であり、データの超高速処理を可能とするなど新たな価値創造を創出する中核となる基盤技術である。

¹⁷ 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月閣議決定）に基づき、イノベーションに関連が深い司令塔会議である総合科学技術・イノベーション会議、デジタル社会推進会議、知的財産戦略本部、健康・医療戦略推進本部等について横断的かつ実質的な調整を図るとともに同戦略を推進するため、内閣に設置された。

エ 海洋

文部科学省は、海洋分野における研究開発を海洋立国日本の重要な使命と位置付け、「第4期海洋基本計画¹⁸」（令和5年4月閣議決定）等を踏まえた海洋科学技術分野の研究開発を総合的に推進している。文部科学省では、所管する国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）において、地球深部探査船「ちきゅう」や有人潜水調査船「しんかい6500」等を用いて、海底資源や深海生物等の研究及び地球内部構造の解明研究などを行っている。

オ 地震・火山・防災

文部科学省は、自然災害による被害の軽減を図るため、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）の方針に基づき、地震の発生とそれに伴う津波の予測に関する調査研究を行っているほか、所管する国立研究開発法人防災科学技術研究所（NIED）において陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等を活用した防災研究開発を行っている。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策¹⁹」（令和2年12月閣議決定）を踏まえ、学校施設等の老朽化対策などについて、財政支援などを行っている。

令和6年4月、活動火山対策を強化するため、「火山調査研究推進本部」（本部長：文部科学大臣）が文部科学省に設置され、火山に関する調査研究を一元的に推進している。

(3) 科学技術の基盤的な力の強化

文部科学省は、科学技術の基盤的な力として、①人材力、②知の基盤、③資金改革のそれぞれの強化に取り組んでいる。

①人材力の強化については、優れた若手研究者に、大学その他の研究機関で研究に専念する機会を提供する「特別研究員事業」をはじめとした若手研究者の総合的な支援を行っている。また、博士課程に進学する学生が減少しているなどの状況を踏まえ、博士課程学生への経済的支援とキャリアパスの整備を一体として実施する大学に対し支援を行うとともに、令和6年3月には、博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けた「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」を取りまとめている。

②知の基盤の強化については、科学研究費助成事業（科研費）²⁰等の改革や研究施設、データ等の共同利用及び共同研究体制を通じた多様な研究の展開等に取り組んでいる。

③資金改革の強化については、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金などの基盤的経費の確保とともに、科研費をはじめとした競争的研究費の拡充など、多様な研究資金の確保・拡充に努めている。

¹⁸ 海洋基本法に基づき、海洋に関する施策についての基本的な方針や海洋に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が規定されている。おおむね5年ごとに見直しが行われる。

¹⁹ 同対策に続く計画として、令和7年6月、「第1次国土強靱化実施中期計画」（計画期間：令和8～12年度）が閣議決定された。同計画における推進施策の1つとして、学校施設の耐災害性強化が挙げられている。

²⁰ 科研費は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用まであらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする研究助成制度であり、独立行政法人日本学術振興会が大部分の業務を担っている。令和7年度予算において2,379億円が計上されている。

(4) 大学の研究力の向上

ア 10兆円規模の大学ファンド

近年、我が国の研究力は、科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数が伸び悩むなど、諸外国と比較して相対的に低下していることが課題となっている²¹。

政府は、「10兆円規模の大学ファンド」を創設し、ファンドの運用益により、世界レベルの研究基盤を大学に構築するとともに、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することとした²²。文部科学省は、支援の対象となる大学（国際卓越研究大学）について、令和6年11月、初回の公募において東北大学を認定した²³。第2期の公募は令和6年12月から令和7年5月まで行われ、8大学から申請があった²⁴。認定された場合、令和7年度中の助成開始が予定されている。

また、令和7年7月、文部科学省は、海外から優秀な若手研究者・博士課程学生の受入れを進める日本トップレベルの大学に対し、ファンドの運用益により、令和7年度からの3年間で総額33億円を緊急的に支援することを公表し、公募の上、同年9月、11大学を選定した。

イ 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ

我が国の研究力向上のためには、国際卓越研究大学と同時に、地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能強化をしていくことが必要であることから、令和4年2月、政府は、「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を策定し、令和5年2月及び令和6年2月に改定を行った。

これを受け、文部科学省は、地域の大学が連携を図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップに向けた環境を整備するための支援を行っている²⁵。

(5) 原子力損害賠償制度

原子力損害発生時の被害者救済などを行うため、「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）には、原子力事業者の無過失・無限責任、原子力事業者における原子力損害賠償責任保険への加入等の損害賠償措置、原子力事業者に対する政府の援助などが定められている。

平成23年3月の東京電力福島原子力発電所事故を受け、文部科学省は原賠法に基づき、原子力損害賠償紛争審査会²⁶を設置した。審査会は、平成23年8月に原子力損害の範囲や

²¹ 科学技術活動を国際比較する際の代表的な指標である論文数（Top10%補正論文数・分数カウント法）において、日本は2010-2012年（平均）では6位だったが、2021-2023年（平均）では13位となっている。

²² 令和7年3月、博士課程学生支援として全国の対象大学へ約167億円が助成された。

²³ 国際卓越研究大学は、年間数百億円が最長25年間助成される。東北大学には、計画初年度（令和7年度）分の助成額として、約154億円が助成された。

²⁴ 大阪大学、京都大学、早稲田大学、東京大学、九州大学、東京科学大学、筑波大学、名古屋大学（申請受付順）

²⁵ 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」を実施している。

²⁶ 原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解

損害賠償額の算定に係る指針である「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定して以降も、必要に応じて中間指針の追補を策定している。令和4年12月、審査会は、同原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の集団訴訟について、東京電力の損害賠償額に係る部分の判決が確定したことを踏まえ、賠償の範囲や賠償額を見直し、第5次追補を策定・公表した。

5 文化及びスポーツの振興

(1) 文化芸術政策

文化芸術に関する施策は、「文化芸術基本法」に基づき策定される「文化芸術推進基本計画」により、総合的かつ計画的な推進が図られている。

文化芸術基本法は、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり等の分野における文化芸術に関連する施策も対象範囲としている。

令和5年3月、第2期文化芸術推進基本計画が閣議決定された。第2期基本計画では、第1期基本計画の目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5～9年度）において推進する施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

なお、文化庁は、地方創生や文化財の活用などの観点から京都へ移転し、令和5年5月、職員の7割に当たる390人の体制で本格的稼働を開始した。

(2) 文化財

ア 文化財の保存・活用

国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現状変更等に一定の制限を課す一方、保存修理等に対し補助を行うことにより、文化財の保存を図っている。また、文化財の公開施設の整備に対する補助や展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ることなどにより、文化財の活用のための措置も講じている。

イ 世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）は、文化的価値のある資産と自然的価値のある資産を等しく人類全体のための遺産として登録し保護する枠組みで、昭和47年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）総会で採択された。ユネスコの世界遺産委員会は、締約国からの推薦などに基づいて審議を行い、登録基準を満たしていると認められる資産を世界遺産として登録している。

我が国からは、令和6年7月に、「佐渡島（さど）の金山」（文化遺産）の登録が決定し、我が国の世界遺産は26件（文化遺産21件、自然遺産5件）となった。

令和7年1月、政府は、「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録に向けて推薦書をユネスコに提出した。今後、令和8年夏頃に、ユネスコの世界遺産委員会において登録可否の審議が行われる予定である。

決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行う。

(3) 著作権

著作権については、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応するため、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化など累次の法改正が行われている。

また、骨太方針2025において、「レコード演奏・伝達権²⁷の導入について、早期に結論を得る。」とされており、文化審議会著作権分科会において検討が進められている。

このほか、近年のAI技術の進展、特に生成AIの技術の急速な進歩による著作権侵害のリスクが指摘されている。これを踏まえ、文化審議会著作権分科会において、現行の著作権法がAIとの関係でどのように適用されるかに関して一定の考え方を示すため、令和6年3月、「AIと著作権に関する考え方について」が取りまとめられた。同取りまとめにおいては、著作権法の基本的な考え方と技術的な背景を踏まえ、生成AIに関する懸念点について、開発・学習段階、生成・利用段階、生成物の著作物性等の論点に関する現行の著作権法の解釈等が示された。

(4) 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対する宗教法人法に基づく解散命令の請求

文化庁は、旧統一教会の行為が法令に違反して著しく公共の福祉を害しており、宗教団体の目的を著しく逸脱していると判断して、令和5年10月、東京地方裁判所に対して宗教法人法に基づく解散命令を請求し、令和7年3月、同裁判所は解散を命じる決定を行った。同年4月、旧統一教会は同決定を不服として東京高等裁判所へ即時抗告を行った。来春にも同高等裁判所の判断が示される可能性があるとしている。

また、令和6年3月、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に基づき、旧統一教会が指定宗教法人²⁸に指定された。令和7年5月から、文化庁の「指定宗教法人の清算に係る指針検討会」において、指定宗教法人の清算を行う場合における、清算人による円滑な清算に資する指針の策定に向けた検討が行われ、同年9月、指針案が示された。同月から10月にかけて実施されたパブリックコメントの結果を踏まえ、10月内にも指針が策定される見込みである。

(5) スポーツ施策の推進とスポーツ基本法の改正

スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、文部科学大臣は「スポーツの推進に関する基本的な計画」

²⁷ 商業用レコード（音楽CDやインターネット配信音源等）等として録音された実演あるいは音を直接・間接に公衆に聴かせる行為に係る権利。我が国の著作権法においては、著作権者に対して上演権・演奏権及び公の伝達権を付与しており、公の場において、公衆に対し、商業用レコード等として録音された著作物を聴かせる場合、利用者は原則として著作権者から利用許諾を得る必要がある一方で、実演家及びレコード製作者には、放送・有線放送等における商業用レコード等の利用を除き「レコード演奏・伝達権」が現状設けられておらず、実演家等への対価還元が行われていない。

²⁸ 所轄庁等からの解散命令請求等があった宗教法人であって、被害者が相当多数存在することが見込まれ、財産処分・管理の状況を把握する必要があると認められる場合に、所轄庁が指定する宗教法人。

(スポーツ基本計画)を策定することとされている。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」(令和4～8年度)では、第2期スポーツ基本計画において掲げた4つの中長期的な基本方針²⁹を踏襲した上で、スポーツを取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、スポーツを「つくる／はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」の3つの「新たな視点」から施策を講じることとされた。

令和7年6月には、スポーツを取り巻く環境が大きく変化したことへの対応として、スポーツ基本法一部改正³⁰が行われた。改正法においては、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に対応するとともに、スポーツ権の実質化を図り、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受でき、豊かさを実感できる社会の実現のための諸施策が講じられることとなった。

内容についての問合せ先
文部科学調査室 奈良首席調査員 (内線 68500)

²⁹ 第2期スポーツ基本計画では、全ての人々が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わることにより、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るとする4つの中長期的な基本方針が掲げられていた。

³⁰ 併せて、「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」の一部改正も行われた。

厚生労働委員会

厚生労働調査室

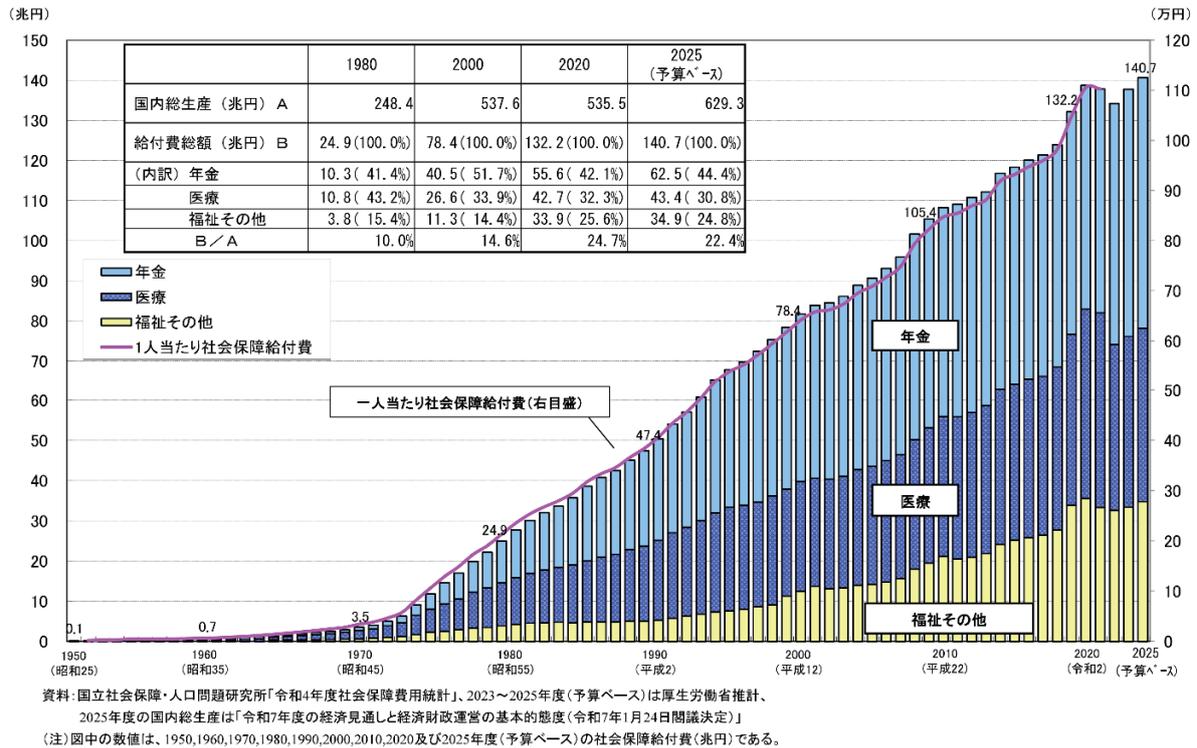
1 社会保障

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットであり、①社会保険、②社会福祉、③公的扶助、④保健医療・公衆衛生からなり、人々の生活を生涯にわたって支えるものである。具体的には、①社会保険は年金・医療・介護・労働、②社会福祉は障害者や母子家庭などへの公的支援、③公的扶助は生活保護、④保健医療・公衆衛生は健康のための予防や衛生である。

(1) 社会保障給付費等

令和7年度の社会保障給付費は140.7兆円（対GDP比22.4%：予算ベース）となっている。今後、高齢化の進展等に伴って社会保障給付費は更に増加すると見込まれている。

社会保障給付費の推移



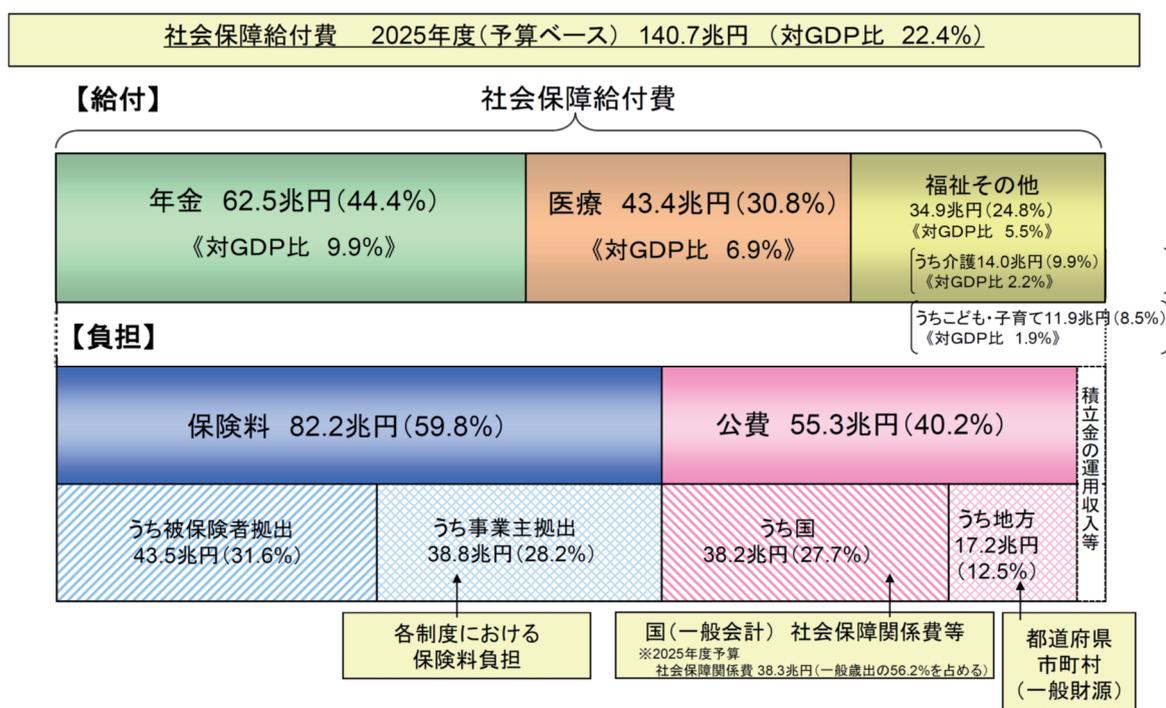
(出所) 厚生労働省資料

社会保障給付費の財源の構成については、保険料(被保険者拠出及び事業主拠出)が82.2兆円、公費(国及び地方)が55.3兆円となっている(令和7年度予算ベース。このほかの財源として積立金の運用収入等がある。)

他方で、令和7年度予算における社会保障関係費は38兆2,938億円となっている。前年度

当初予算額に対して5,745億円の増となっており、これは「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2024」という。）を踏まえ、これまでの歳出改革努力を継続し、経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分に収めるとの方針に沿ったものであると説明されている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定。以下「骨太方針2025」という。）では、予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映することとされており、とりわけ社会保障関係費については、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算することとされている。令和8年度予算概算要求においては、社会保障関係費の自然増を4,000億円程度と見込んでおり、今後の予算編成過程において、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算することとしている。

社会保障の給付と負担の現状（2025年度予算ベース）



(出所) 厚生労働省資料

(2) 全世代型社会保障の構築

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築に向け、政府は、令和4年12月16日に取りまとめられた「全世代型社会保障構築会議」報告書の内容に基づく取組を進めている。

また、政府は、令和5年12月22日、子ども・子育て政策の基本的考え方、基本理念、今

後3年間の集中的な取組である「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）等から構成される「こども未来戦略」を閣議決定した。加速化プランを支える財源は、徹底した歳出改革等によって確保することを原則として、実質的な負担が生じないこととされた。この歳出改革について、同日閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」では、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度等の改革」、「地域共生社会」の実現について、それぞれ時間軸に分けて具体的な改革の工程が示された。

さらに、加速化プランに掲げられたいわゆる「年収の壁¹」への対応について、政府は、令和5年9月27日に決定した「年収の壁・支援強化パッケージ」²の活用を促進している。また、更なる制度の見直しとして、令和7年の第217回国会（常会）において、被用者保険の適用拡大、これに伴う就業調整に対応した保険料負担割合を変更できる特例³の導入等を内容とする法改正が行われた（後述の「年金制度改革の動向」参照）。

2 医療・健康施策

(1) 医療保険制度

我が国の医療保険制度は、原則として全ての国民が何らかの制度に加入する「国民皆保険」体制になっている。具体的には、75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度、75歳未満の被用者を対象とする健康保険（健保組合と協会けんぽ）と各種共済組合、75歳未満の地域住民等を対象とする国民健康保険（市町村⁴と組合）がある。加入者は、保険料を納付し、医療機関の窓口でのマイナンバーカードによる被保険者資格確認等⁵により、一定割合の自己負担⁶で医療を受けることができる。自己負担部分以外の費用については、保険者から支払われる。

令和5年度の国民医療費は48.1兆円であり、そのうち後期高齢者医療費は18.8兆円（国民医療費の39.1%）となっている。

医療保険制度に関しては、人口減少や少子高齢化が進行し、支え手の中心となる生産年

¹ 被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用事業所に勤務する者で、雇用契約時に所定内賃金が月8.8万円以上となると、被用者保険が適用され保険料負担が生じる「106万円の壁」、被扶養者の年間収入の見込額が130万円以上となった場合、配偶者の扶養から外れ、国民年金・国民健康保険の保険料の負担が生じる「130万円の壁」等があり、就労している被扶養者が手取り収入の減少を理由として就業調整を行う誘因となっていることが指摘されている。なお、令和7年の第217回国会（常会）における法改正により、「106万円の壁」は、全国の最低賃金の引上げの状況を見極めた上で3年以内に撤廃されることとなった。

² 当面の対応として、短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対する助成金の支給等の措置を講じるもの

³ 適用拡大により新たに被用者保険の加入対象となる短時間労働者に対し、3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置。事業主が追加負担した社会保険料について、国等がその全額を支援する。

⁴ 市町村が行う国民健康保険については、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となっており、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担っている。

⁵ 令和6年12月2日、健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行した。

⁶ 70歳未満の者は3割（6歳（義務教育就学前）未満の者は2割）、70歳以上75歳未満の者は2割（現役並み所得者は3割）、75歳以上の後期高齢者は1割（現役並み所得者は3割、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計320万円以上）の者は2割）

年齢人口の減少が加速する中、制度の持続可能性を確保することが重要な課題となっている。このため、令和5年の第211回国会（常会）においては、後期高齢者負担率の設定方法の見直し、前期高齢者の医療給付費に係る保険者間の調整の仕組みの見直し、後期高齢者医療制度が出産育児一時金⁷に係る費用の一部を支援する仕組みの創設、都道府県医療費適正化計画の記載事項の充実等の措置を講ずる健康保険法等の改正が行われた。

このほか、「医療DX⁸」に関しては、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、①全国医療情報プラットフォームの創設、②電子カルテ情報の標準化等、③診療報酬改定DXを3本の柱として取組が進められている。また、骨太方針2024において、医療DXに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金について、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保すること等とされたことを受け、社会保障審議会医療保険部会等において議論が進められてきた。政府は、これらを踏まえ、医療DXの運営に係る母体として社会保険診療報酬支払基金の組織体制等の見直しを行うこと等を内容とする法律案（後述する医療法等改正案の一部）を令和7年の第217回国会（常会）に提出したが、同法律案は衆議院において継続審査となっている。

(2) 医療提供体制

高齢化の進展等により、医療・介護サービスの需要の増大・多様化が見込まれている中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療をより効果的・効率的に提供していくことが求められている。また、住み慣れた地域の中での医療と介護サービスの一体的な提供の確保や、地域間・診療科間での医師等の偏在の解消、病院勤務医の厳しい勤務環境の改善等も課題となっている。

質の高い医療を効果的・効率的に提供する体制を構築するため、病床の機能ごとの将来の必要量等、地域の医療提供体制の将来の在るべき姿を定める地域医療構想が全都道府県で策定され、病床機能の分化・連携に向けた取組が進められてきた。現行の地域医療構想は令和7年に向けた取組であるため、令和8年度以降の新たな地域医療構想について、厚生労働省の検討会等において検討が進められ、2040年に向け、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた在るべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進することとされた。

また、医師の偏在については、骨太方針2024において、総合的な対策のパッケージを令和6年末までに策定することとされたことを受け、厚生労働省は、同年12月、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定した。同パッケージにおいては、具体的な取組として、①人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等を「重点医師偏在対策

⁷ 出産育児一時金は、令和5年4月より42万円から50万円に引き上げられた。（政令事項）

⁸ 保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、申請手続、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報に関し、その全体が最適化された基盤（クラウドなど）を構築し、活用することを通じて、保健・医療・介護の関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えていくこと

支援区域」と設定すること、②医師確保計画の中で、同区域を対象とした「医師偏在是正プラン」を策定すること、③同区域に派遣される医師等への手当増額支援等の経済的インセンティブを講じること等が明記された。

政府は、これらを踏まえ、地域医療構想の見直し、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施等を内容とする医療法等改正案を令和7年の第217回国会（常会）に提出したが、同改正案は衆議院において継続審査となっている。

3 介護保険制度

介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして、平成12年4月に創設された。介護保険の保険者は市町村であり、被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。介護保険給付は、要介護・要支援状態と認定された場合に行われ（第2号被保険者は加齢に伴う特定の疾病が原因の場合に限り認定）、給付に必要な費用は、1割の利用者負担（一定以上の所得を有する第1号被保険者は2割又は3割負担）を除いて、公費50%と保険料50%で賄われている。

平成12年4月の制度創設以来、制度の定着やサービス利用者数の増加に伴い、介護費用が増大している。また、それに伴い、第1号被保険者が負担する保険料も増加しており、給付と負担の見直し等による制度の持続可能性確保のほか、介護人材の確保や介護現場の生産性向上の推進が課題となっている。

給付と負担の見直しについては、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し等の課題について、令和7年末までに結論が得られるよう検討することとされている。現在、社会保障審議会介護保険部会において、給付と負担の見直しを含む介護保険制度の見直しに向けた議論が行われている。

また、介護人材の確保については、令和5年10月時点の介護職員は前年から2万9千人減の212万6千人となり、統計を開始した平成12年以降、初めての減少となった。政府においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組んでいる。

4 年金制度

(1) 公的年金制度の概要

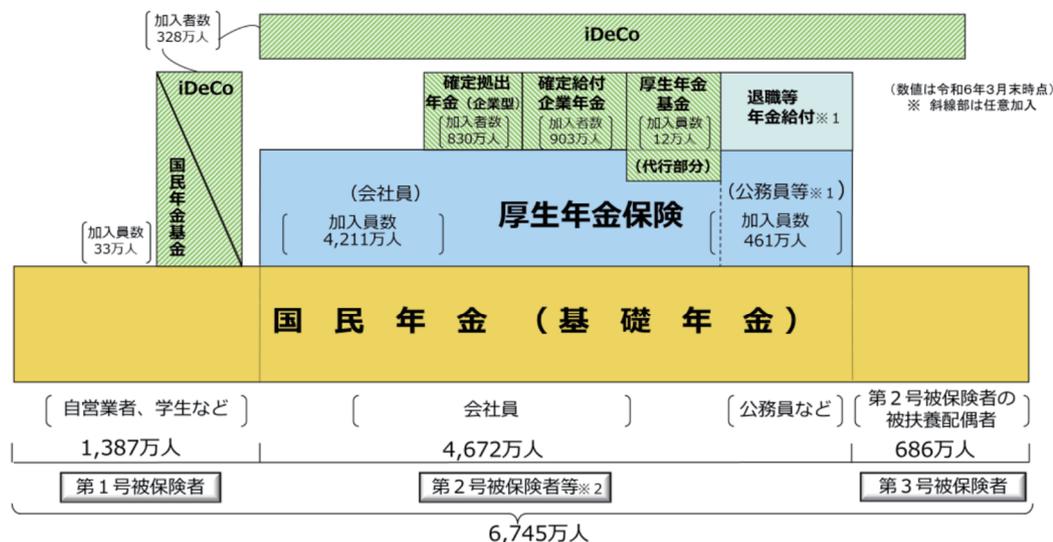
我が国の公的年金は、「国民皆年金」という特徴を持っており、国内に居住する20歳から60歳までの全ての人が加入する国民年金（基礎年金）と、会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる2階建ての構造となっている。

老後には、受給資格を満たした全ての人が老齢基礎年金（月額69,308円：40年保険料納付 令和7年度の新規裁定者（67歳以下）の額）を、厚生年金に加入している人は基礎年金に加えて、在職中の報酬に比例した老齢厚生年金を受給することができる。

公的年金の財政方式は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充て

る仕組み（賦課方式）を基本としつつ、一定の積立金を保有し、その運用収入も活用している。また、基礎年金においては、給付費の2分の1が国庫負担となっている。

年金制度の体系



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

(出所) 厚生労働省資料を基に作成

(2) 年金制度改革の動向

令和6年7月3日に公表された「令和6（2024）年財政検証結果⁹」では、2024年度の所得代替率¹⁰は61.2%となり、経済前提の異なる4つのケースについて、5年後（2029年度）の見通しは59.4%～60.3%となっている。また、最も低い経済成長を仮定したケース（1人当たりゼロ成長ケース）を除き、将来にわたって所得代替率50%を確保できることが確認された。一方、マクロ経済スライド¹¹の調整期間が厚生年金と比べて長期化する見通しの基礎年金については、過去30年の経済状況を投影した保守的なケース（経済成長の仮定は上から3番目）では、将来の給付水準が大きく低下することが見込まれており、給付水準の低下抑制の方策が大きな課題となった。なお、同財政検証結果では、被用者保険の更なる適用拡大、基礎年金の拠出期間延長・給付増額、マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合、将来の年金水準の確保に効果がある（特に基礎年金や低年金）ことも報告された。

同財政検証結果も踏まえ、公的年金制度・私的年金制度の見直しの検討が進められ、令

⁹ 政府は少なくとも5年ごとに作成しなければならないとされている年金財政の収支についての現況と見直し

¹⁰ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額（夫婦2人の基礎年金と夫の厚生年金の合計額）の比率により表される。

¹¹ 保険料収入の範囲内で給付を行いつつ、長期的な年金財政運営が図られるようにするために、調整期間においては、現役人口の減少や平均余命の伸びを年金額に反映させ、その分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑える仕組み

和7年の第217回国会（常会）において、①被用者保険の適用拡大等、②在職老齢年金制度の見直し、③遺族年金の見直し、④厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ、⑤将来の基礎年金の給付水準の底上げ、⑥個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の上限の引上げ等を内容とする法改正が行われた¹²。

なお、⑤将来の基礎年金の給付水準の底上げは、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見通しに著しい差異があり、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるための法制上の措置を講ずるとするもので、マクロ経済スライドの調整期間の一致（基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了）として政府で検討されたものの法案には入らなかったものであるが、衆議院での修正により追加された。

(3) 年金積立金の運用

年金積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）における令和7年度第1四半期の収益額は10兆2,054億円で、同期末現在の運用資産額は260兆243億円となっている（市場運用を開始した平成13年度以降の累積収益額は165兆7,365億円）。

5 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

生活保護制度は、資産、能力その他あらゆるものを全て活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対して現金（医療扶助、介護扶助は現物）を給付し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するものである。令和7年度の保護費は、約3.7兆円（全額公費（国3/4、地方1/4））が見込まれている。

生活保護受給者数は、平成7年度を底に増加に転じ、平成26年度まで増加を続けたが、以降減少に転じ、令和7年7月には約199万人となっている。世帯類型別の生活保護受給世帯数の動向を見ると、「高齢者世帯」は社会全体の高齢化の進行と単身高齢世帯の増加を背景に、近年では生活保護受給世帯の半数以上を占めているほか、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」（「高齢者世帯」、「母子世帯」及び「障害者・傷病者世帯」のいずれにも該当しない世帯）は、コロナ禍となった令和2年の6月以降、増加傾向にあったが、最近はほぼ横ばいとなっている。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対しては、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う生活困窮者自立支援制度が実施されている。

生活保護法による保護の基準のうち、食費・被服費・光熱水費など日常生活に必要な費用に係る生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して、必要に応じ改定が行われている。令和5～6年度においては、令和4年の社会保障審議会生活保護基準部会での検証結果を反映した上で臨時的・特例的な対応が実施された。しかしながら、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消

¹² この改正法の附則には、第3号被保険者制度の在り方や基礎年金の拠出期間延長についての検討規定が設けられた。

費が緩やかに増加していることも考慮し、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な対応として、令和4年の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,500円を加算するとともに、加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施されている。

このほか、生活扶助基準については、厚生労働大臣が平成25年から平成27年にかけて、物価の下落を反映するなどとして基準を大幅に引き下げたのは違法だとして、令和7年6月27日、最高裁判所は、この基準引下げを理由として自治体が行った保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。厚生労働省は、同年8月、学識経験者による専門委員会を設置し、最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の対応の在り方について検討を行っている。

6 障害者施策

我が国の障害者数（身体障害、知的障害、精神障害の各区分における概数）は、身体障害者（身体障害児を含む。）423.0万人、知的障害者（知的障害児を含む。）126.8万人、精神障害者603.0万人となっている。これらの障害者及び障害児については、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法¹³に基づき、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援が総合的に行われている。令和7年5月時点での障害福祉サービスの利用者数は約110.4万人となっている。

また、障害者雇用促進法¹⁴に基づき、事業主に一定割合以上の障害者を雇用することを義務付け、これを満たさない事業主からは納付金を徴収し、障害者を多く雇用している事業主に調整金等を支給すること等により、障害者雇用を促進するための措置が講じられている。民間企業における障害者の実雇用率は上昇傾向にあり、令和6年6月時点で2.41%であったが、法定雇用率（2.5%）には達していない。なお、民間企業の法定雇用率は令和8年7月に2.7%に引き上げられる予定である。

7 労働政策

(1) 近年の雇用情勢

令和2年1月の有効求人倍率は1.49倍、完全失業率は2.4%であったが、コロナ禍の影響等により悪化し、有効求人倍率は同年8月に1.04倍、完全失業率は同年10月に3.1%となった。その後は経済社会活動が徐々に活発化する中で持ち直して、令和7年8月はそれぞれ1.20倍、2.6%となっている。

¹³ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

¹⁴ 障害者の雇用の促進等に関する法律

(2) 働き方改革

平成30年の第196回国会（常会）で成立した働き方改革関連法¹⁵において、長時間労働を是正するため、時間外労働の上限規制を罰則付きで法律に規定するほか、年5日の年次有給休暇の確実な取得、フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の創設等の労働時間法制の見直しが行われるとともに、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務とされ、平成31年4月以降に順次施行された。

また、併せて、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）のため、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与等のあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることを禁止する規定が整備され、令和2年4月以降に順次施行された。

骨太方針2025では、「働き方改革関連法施行後5年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。」とされており、現在、労働政策審議会の関係分科会・部会で議論が行われている。

(3) 賃金

我が国の賃金は、1990年代の後半以降、低迷が続いている。令和7年の春闘（春季労使交渉）における賃上げ率は、33年ぶりの高水準となった昨年を上回ったが、物価上昇が続く中、実質賃金は一時期を除き前年比でマイナスが続いており、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現が引き続き重要な課題となっている。

賃金の最低限度については、最低賃金法に基づき国が定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払うことが義務付けられている。

都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、例年、7月下旬頃に中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考に8月頃に地方最低賃金審議会での審議を経て決定される。令和7年度の地域別最低賃金の改定後の全国加重平均額は、前年度より66円高い1,121円となり、最高額（東京都：1,226円）と最低額（高知県、宮崎県、沖縄県：1,023円）の差は203円となった¹⁶。最高額に対する最低額の比率は83.4%と11年連続で改善している。政府は、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続するとしている。

(4) 三位一体の労働市場改革等

政府は、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着に向け、骨太方針2025等において、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を推進するとしている。また、これと併せて、多様で柔軟な働き方の推進にも取り組むこととしている。

¹⁵ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

¹⁶ 発効日も都道府県ごとに定められ、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される。

(5) 雇用保険制度

雇用保険制度は、労使が負担する保険料と国庫負担を主な財源として、失業等給付（①求職者給付、②就職促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付）及び育児休業等給付（①育児休業給付金・出生時育児休業給付金、②出生後休業支援給付金、③育児時短就業給付金）を行うとともに、雇用安定事業及び能力開発事業を行うものである。

三位一体の労働市場改革及び多様な働き方の推進や、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に盛り込まれた共働き・共育での推進に向けて、令和6年の第213回国会（常会）において、①雇用保険の適用範囲の拡大、②教育訓練給付金の給付率の上限の引上げ、③教育訓練休暇給付金の創設、④出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金の創設等を内容とする法改正が行われた。

(6) 女性活躍の推進・ハラスメント対策の強化

労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは重要な課題であり、男女雇用機会均等法¹⁷の施行により男女均等取扱いの法的枠組みが整備されるとともに、時限立法である女性活躍推進法¹⁸により女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するための取組が行われている。

しかしながら、女性の雇用者数は着実に増加しているものの、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆる「L字カーブ」や男女間賃金格差は依然として存在し、女性管理職の割合も国際的に見ると水準は低いと指摘されている。

また、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントに係る防止対策については、事業主の雇用管理上の措置が各関係法律で義務化されてきた。

しかしながら、ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就職活動中の学生をはじめとする求職者等に対するセクシュアルハラスメントが社会的に問題となっている。

こうした中、令和7年の第217回国会（常会）において、①カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシュアルハラスメント防止のための事業主への雇用管理上必要な措置の義務付け、②常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主等への男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の義務付け、③女性活躍推進法の有効期限延長（令和18年3月まで）等を内容とする法改正が行われた。

内容についての問合せ先

厚生労働調査室 青木首席調査員（内線68520）

¹⁷ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

¹⁸ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

農林水産委員会

農林水産調査室

1 農業構造転換集中対策の内容と予算の在り方

政府は、令和6（2024）年6月の改正により「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号。以下「基本法」という。）に位置付けられた「食料安全保障」の実現に向けて、令和7（2025）年4月、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしている。

基本計画においては、水田政策を令和9（2027）年度から根本的に見直すこととしており、水田活用の直接支払交付金（水活）については、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するとしている。また、基本計画では、地域計画に基づいた担い手への農地の集積・集約化の推進、親元就農や雇用就農の促進による49歳以下の担い手の確保、スマート農業技術の導入等を図ることとしている。構造転換に必要な予算は、現行の水活の見直し等により得られた財源を活用するとしている。

新たな食料・農業・農村基本計画のポイント（抜粋）

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
 ○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

<p>食料安全保障の確保</p> <p>食料の安定的な供給 ↓ 国内の農業生産の増大</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食料自給率 ・摂取ベース：53% ・国際基準準拠：45% <p>↓ 安定的な輸入の確保 ↓ 備蓄の確保</p> <p>— 食料自給力の確保 （農地、人、技術、生産資材）</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地の確保 （農地面積：412万ha） ○サステイナブルな農業構造 49歳以下の担い手数： 現在の水準 （2023年：4.8万）を維持 ○生産性の向上 （労働生産性・土地生産性） ・1経営体当たり生産量：1.8倍 ・生産コストの低減： （米）15ha以上の経営体 11,350円/60kg→9,500円/60kg （麦、大豆）2割減（現状比） 	<p>➤ 農地総量の確保、サステイナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換 ○コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進 ○規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進 ○サステイナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保 ○生産コストの低減を図るため、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進 ○生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">農業経営の「収益力」を高め、 農業者の「所得を向上」</p>
<p>輸出の促進 （国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林水産物・食品の輸出額 （輸出額：5兆円） 	<p>➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 ○食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮 	

（出所）農林水産省資料

農林水産省は、令和 8（2026）年度予算概算要求では、農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費等については事項要求項目としている。

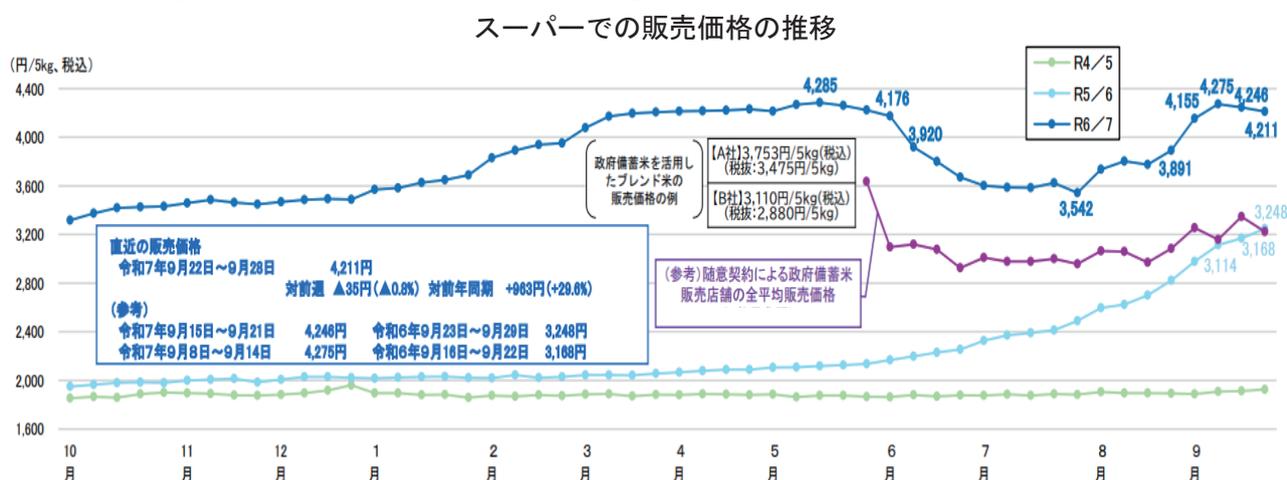
また、食料安全保障の確立等の観点から、様々な直接支払制度が各党により提案されているが、政府は、新たな水田政策の在り方の検討の中で全ての提案を検討のテーブルにのせて議論する¹としている。

2 米問題

(1) 国内の状況

ア 国産米の価格動向

令和 6（2024）年 8 月の端境期に小売店等において米の品薄状態が発生し、米価は令和 7（2025）年にかけて著しく上昇した。同年 6 月以降、随意契約による安価な政府備蓄米の流通により一時は低下したが、8 月以降は新米の出回り等を背景に再び上昇し、9 月以降は 5 kg 当たり 4,000 円台で推移している。



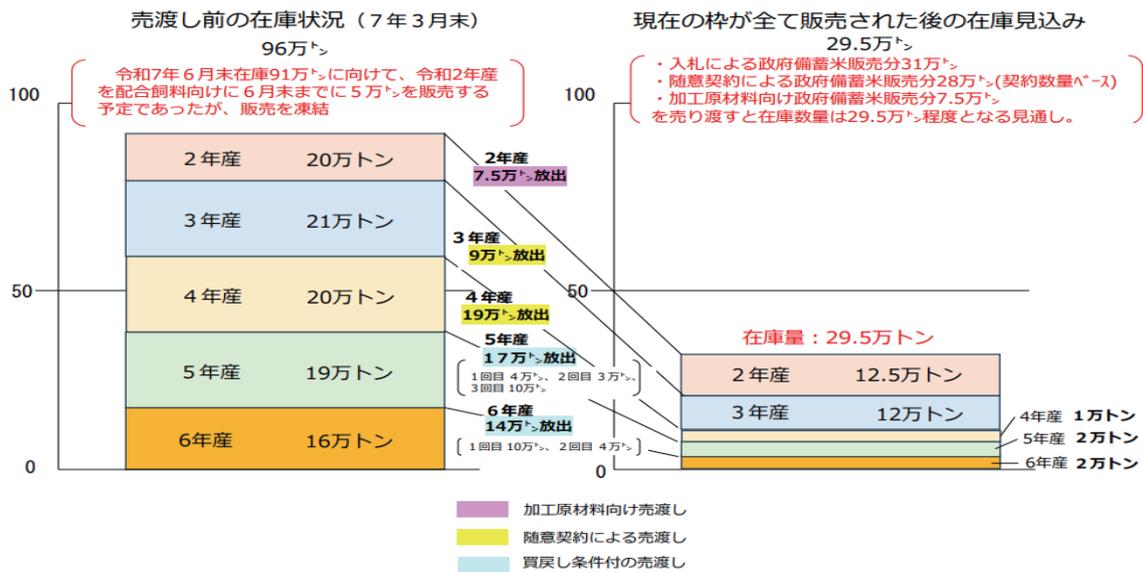
(出所) 農林水産省「スーパーでの販売数量・価格の推移 (KSP-POS データ全国等)」(令和 7 年 10 月 3 日)

イ 政府備蓄米の放出と今後の対応

米の備蓄について、政府は生産量の減少により供給が不足する事態に備え、適正な備蓄水準を 100 万 t 程度としてきた。今般の事態の発生を受け、政府は令和 7（2025）年 3 月から政府備蓄米を放出しており、現在の枠が全て販売された後の在庫見込みを 29.5 万 t としている。

¹ 第 217 回国会衆議院農林水産委員会議録第 15 号 (令 7. 5. 28)

政府備蓄米の在庫状況について



(出所) 農林水産省「政府備蓄米の在庫状況について」(令和7年9月1日)

また、政府備蓄米について、需給環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて買い戻しを行うとともに、令和9（2027）年度の水田政策の見直しの中で、一定量を主食用米として販売する等政策全般の見直しが必要としている。

ウ 米価高騰の要因

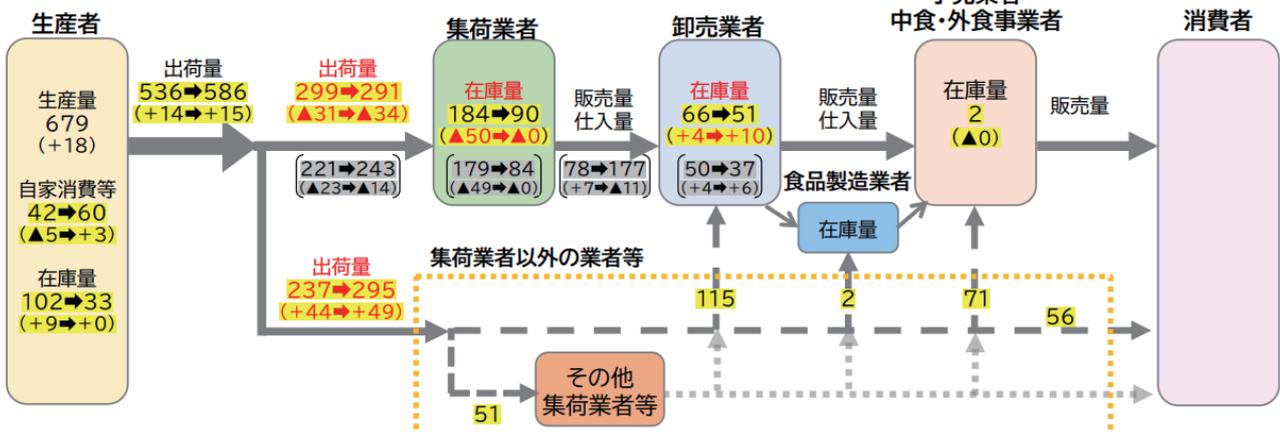
政府は、令和6（2024）年夏以降の米価高騰の要因等について、①需要量の見通しを、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として算定してきたこと、②実際の生産量・在庫量から計算した需要量がここ2年は増加した結果、生産量は需要量に対して、令和5/6年は40～50万t、令和6/7年は20～30万t程度不足し、民間在庫を取り崩して需要量に見合う供給量を確保せざるを得ない状況となったこと、③民間在庫の減少に伴い、流通段階では、端境期に米が不足するとの認識から調達競争が発生し、卸売業者等は新規の調達ルートを開拓する等、比較的高い価格で米を調達したこと、④こうした状況にもかかわらず、農林水産省は、玄米ベースの生産量は足りているとの認識で、流通実態の把握に消極的であり、マーケットへの情報発信や対話も不十分のままとなり、また、政府備蓄米についても、不作時に放出するというルールの下、放出時期が遅延したため、更なる価格高騰を招くこととなった、としている。

米価高騰の要因の1つとされた米の流通については、流通実態をより詳細に把握するため、令和7（2025）年6月、農林水産省が緊急調査を実施した。同調査では、集荷業者に対する出荷量が減少し、流通が多様化している状況等が示された。

令和6年産米の流通状況 (令和7年1月末時点と6月末時点との比較)

※矢印(⇒)の左側は1月末時点、右側は6月末時点の数値

単位:万トン(玄米)



緊急調査で判明した結果(推計値) ()内は前年差

従来から把握している数値()内は前年差【集荷量・販売量は5,000トン以上の集荷業者、在庫量は500トン以上の集荷業者、4,000t以上の卸売業者が対象】

(出所) 農林水産省「生産・流通・消費の実態把握と需給見通しについて」(令和7年9月)

(2) 貿易

ア 輸入

我が国の米の輸入については、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(WTO協定)において無税の輸入枠(玄米ベースで年間約77万t)が設定されたミニマム・アクセス米(以下「MA米」という。)の国家貿易によるものと、枠外関税(341円/kg)が課される民間貿易によるものがある。民間貿易の輸入数量は、近年600~800t程度で推移してきたが、国産米の価格高騰を受けて増加しており、令和7(2025)年度は7月末時点で6.5万tとなっている。

民間貿易による輸入状況

<会計年度(4月~翌3月)ごとの輸入数量>

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度) ※7月末時点
623トン	805トン	871トン	773トン	730トン	3,011トン	64,821トン

<月別の輸入数量>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~12月 合計	1か月 あたり 平均
2024年	49	59	79	13	115	58	124	64	41	93	202	118	1,015	85
2025年	414	489	1,280	6,838	10,607	20,979	26,397	-	-	-	-	-	67,004	5,584

資料: 財務省「貿易統計」

注1: 枠外関税を支払って、民間貿易により輸入されたコメ(もみ、玄米、精米、碎米の合計)の数量

注2: 単位は実トン

(出所) 農林水産省「生産・流通・消費の実態把握と需給見通しについて」(令和7年9月)

政府は、MA米のうち、年間最大 10 万 t を主食用、残りを飼料用・加工用として国内の業者に販売している。MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州などであり、令和 6（2024）年度においては、米国が最多の 34.6 万 t となっている。今般の米国の関税措置に関する日米間の協議では、トランプ米国大統領が、我が国の米の輸入制度を非関税障壁と指摘していたため、米国の関税措置に関する日米協議における米の扱いが懸念されていたが、令和 7（2025）年 7 月 22 日の合意では、日本が MA 米の制度の枠内で、日本国内の米の需給状況も勘案しつつ、必要な米の調達を確保することとされた。なお、日米合意に関する共同声明（同年 8 月 22 日）では、米国産米の調達の 75% 増加を迅速に実施することが明記されている。

イ 輸出

米の輸出は平成 26（2014）年以降毎年増加しており、令和 6（2024）年の輸出量は 4.5 万 t、輸出額は 120 億円である。

基本計画では、国内の人口減少に伴い食料需要の減少が見込まれる中、海外への輸出を図ることで、食料の供給能力の確保を図ることが必要とされており、米・パックご飯・米粉及び米粉製品の輸出額について、令和 6（2024）年の 136 億円を令和 12（2030）年の 922 億円に増加させる目標が掲げられている。また、米の増産に向けた政策への移行に際しては、増産の出口としての輸出の抜本的な拡大を図ることとされている。

農林水産省は、米の輸出拡大に向けて、米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品を輸出重点品目²に選定し、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第 57 号）に基づく認定品目団体等と連携した戦略的なプロモーション、輸出事例に関する情報提供等の取組を実施している。

今後の米・米加工品の輸出の更なる増加に向けては、海外市場の求める品質、数量、価格等への対応、特に米の生産コストの低減が課題とされている。

(3) 政府の施策の在り方

ア 需給の見通し

食糧法³に基づき農林水産大臣が策定することとされている「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）では、米穀の需給の見通しに関する事項等を定めることとされている。

令和 7（2025）年 9 月 19 日に変更された基本指針では、令和 7/8 年の需給の見通しについて、次図のとおりとされた。

² 海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目であり、31 品目（牛肉、茶、ぶり等）が選定されている。

³ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年法律第 113 号）

令和7/8年の主食用米等の需給見通し

		精米ベース (万トン(精米))	玄米ベース (万トン(玄米))
令和 7 / 8 年	令和7年6月末民間在庫量	A	140
	令和7年産主食用米等生産量	B	645～668
	令和7/8年政府備蓄米供給量	C	21
	令和7/8年主食用米等供給量計 $D = A + B + C$		807～829
	令和7/8年主食用米等需要量	E	624～631
	令和8年6月末民間在庫量	$F = D - E$	176～205
			908～926
			697～711
			198～229

注1：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

注2：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式や枠外の民間輸入（令和6/7年：約4万実トン）による輸入米は含まれない（財務省「貿易統計」より。）。

（出所）農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」（令和7年9月）

需給の見通しについては、これまで、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として算定していたが、令和5/6年・令和6/7年の生産量が需要量に対して不足したことなどを踏まえ、新たに、直近の1人当たりの精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留まりを考慮することとし、一定の幅を設けた数値を示すこととされたものである。

イ 作柄統計調査

農林水産省は、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的として、作柄統計調査⁴を実施しており、水稻については、作柄の良否を表す指標である作況指数⁵の集計を行い、公表してきた。

しかし、農林水産省は、①近年の急激な気候変動に伴う収量の変化に対応できておらず、近年の動きを的確に表せていないこと、②収穫量全体の多寡を示したものと誤解がなされる場合が多いこと、③作況指数自体を必要とする施策上の利活用がないなどとして、令和7（2025）年7月、水稻の作況指数の集計取りやめを含む作柄統計調査の変更を総務省に申請した。統計委員会に対する諮問を経て、同年9月30日、総務省は、作況指数に替えて、新たな指数（作況単収指数⁶）を集計・公表することを条件として申請を承認した。

⁴ 「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査の一つとされている。

⁵ 「過去30年の単収のすう勢を踏まえた平年単収」と「当年の単収」との比率を指数化したもの

⁶ 「前年産を起点とした過去5年間のうち、最高及び最低を除いた3か年の単収の平均値」と「当年の単収」との比率を指数化したもの

ウ 合理的な価格形成

令和6（2024）年の改正基本法において、食料の価格形成に関し、食料の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮について規定されたことを受け、令和7（2025）年6月、食品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成・公表等の措置を新設する等の食料システム法⁷が制定された。同法の価格形成に関する制度については、令和8（2026）年4月1日の施行となっており、現在、施行に向けた具体的な仕組みが検討されている。

エ セーフティネット対策

米価の変動等による収入減少については、収入保険、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）により対応することとされている。セーフティネット対策については、政府の増産方針との関係で、「価格下落時のセーフティネットの明示なしに、増産できる状況にない⁸」という意見があり、米価が生産コストを割るような状況へのセーフティネットの充実を図ることが重要な課題と考えられる。

オ 新たな栽培技術等

水稻は、規模拡大により生産コスト削減が図られる作物であるが、肥料・農薬等の物財費や人件費の高騰もあり、生産コストは近年下げ止まっている。政府は、地域計画に基づく農地の集積・集約化とともに、より省力的な栽培技術（直播栽培、スマート農業技術の活用等）の実証・導入や多収性・高温耐性を備えた品種の開発・導入を進めている。

3 地域計画に基づく適正な農地利用の推進とその課題

令和5（2023）年4月に施行された改正後の「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）では、基本構想を策定している市町村において、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の地域農業の在り方や目指すべき将来の農地の利用を明確化した目標地図を含めた「地域計画」を策定することとされた。地域計画は、令和7（2025）年3月末までに策定することとされていたが、同年4月末時点での策定数は全国で18,894地区であった（策定予定数は19,605地区）。

農林水産省は、策定された地域計画の分析・検証を進めており、同年6月の公表資料においては、将来の農地利用に向けた課題として、①多くの地域では農地の適正利用の確保まで話し合いを進めることができなかった、②農地が分散している、基盤整備が行われていないなどの理由で将来の農地の受け手が位置付けられていない、③担い手の経営基盤が強固でない、雇用者・被雇用者含め高齢化が進行している、④新規就農や外部からの法人等の参入が十分ではない、⑤不在村農地所有者など地域計画の話し合いに無関心な農地所有者が多い等を挙げている。また、これらの課題に対応するため、地域計画のブラッシュアップ

⁷ 「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（平成33年法律第59号）

⁸ 「論説 政府の米『増産』方針 所得確保の議論不可欠」『日本農業新聞』（2025.9.26）

プに向けた更なる協議の実施や必要に応じた地域の広域化・区域の見直しの実施、農地の集約化に向けた予算対策、制度面も含めた更なる検討を行うとしている。

同年9月に農林水産省が公表した地域計画の地域ブロック別の策定状況（令和7（2025）年4月末時点）では、地域計画区域内の農用地等面積（422.2万ha）のうち、32%（133.9万ha）が将来の受け手が位置付けられておらず、特に中国・四国地域において60%（22.6万ha）、関東地域において49%（33.4万ha）と高い割合で位置付けられていないことが明らかとなった。

地域計画の地域ブロック別策定状況（令和7（2025）年4月末時点）

項目	令和7年4月末時点								
	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国 四国	九州 沖縄	全国
策定市町村数（市町村）	172	223	394	80	119	172	195	260	1,615
策定された地域計画数（地区）	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689	18,894
（参考：策定予定数）	489	2,514	3,120	1,998	1,158	4,350	2,271	3,705	19,605
地域計画区域内の農用地等面積（万ha）	120.0	84.4	67.9	30.8	13.6	16.6	37.6	51.4	422.2
目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	108.7 (91%)	54.1 (64%)	34.5 (51%)	23.9 (77%)	7.8 (57%)	11.5 (69%)	15.0 (40%)	32.9 (64%)	288.3 (68%)
将来の受け手が位置付けられていない農地面積	11.2 (9%)	30.3 (36%)	33.4 (49%)	6.9 (23%)	5.8 (43%)	5.1 (31%)	22.6 (60%)	18.5 (36%)	133.9 (32%)
（参考）地域計画区域内の農業振興地域の農用地区域内の農地面積	112.8	74.9	58.3	28.1	11.8	14.4	30.2	46.6	377.2

（出所）農林水産省「地域計画の策定状況（令和7年4月末時点）」（令和7年9月）

4 森林・林業政策

(1) 森林・林業基本計画の変更

森林・林業政策については、「森林・林業基本法」（昭和39年法律第161号）に基づき、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念の実現に向け、令和3（2021）年6月に閣議決定された森林・林業基本計画の下、各般の施策が展開されている。

森林・林業基本計画は、森林・林業をめぐる情勢の変化を勘案し、施策に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに所要の変更を行うこととされている。現行の森林・林業基本計画が令和3年の変更から5年が経過するに当たり、令和7（2025）年9月、小泉農林水産大臣から林政審議会に対し、森林・林業基本計画の変更が諮問された。現在、令和8（2026）年夏頃までの変更に向けた議論が林政審議会が進められている。

また、「森林法」（昭和26年法律第249号）の規定により、森林・林業基本計画に即してたてることとされている全国森林計画の変更も併せて検討するとされている。

(2) 森林資源循環利用の推進

我が国の人工林の半数は 50 年生を超え、利用期を迎えており、森林蓄積も毎年増加している。豊かな森林資源を次世代に継承するには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことによる森林資源の循環利用が不可欠とされている。

林野庁は、木材の建築物への活用は森林が吸収したCO₂を都市に長期間固定することにつながり地球温暖化の防止に貢献するとの認識のもと、全国で街の木造化を加速する「森の国・木の街」プロジェクトを立ち上げた。

この推進に当たり、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）⁹において、令和8（2026）年度から、木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体が、自らの温室効果ガス排出量から、その木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定の改正を予定している。

また、このプロジェクトの一環として、令和7（2025）年10月より、建築物の木造化などに取り組む「『森の国・木の街』づくり宣言」に参画する自治体や企業等の募集を開始した。

これらの活動により、国民に木を使う意義への理解を広め、木材利用の機運醸成を図っていくとしている。

5 海洋環境への変化への対応

近年、気候変動の影響による海水温の上昇等の海洋環境の変化を受けて、サンマ、スルメイカ、サケ等の主要魚種の不漁の長期化や、ノリの生育不良やホタテ貝のへい死等の養殖業への被害が起きており、これらに依存する漁業や水産加工業等の経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の中、漁業・養殖業者、加工・流通業者、漁村地域の関係者等によって、海洋環境の変化への対応に向けた様々な取組が行われている。例えば、①漁船漁業では、漁獲量が増加した魚種への転換や新たな漁法の導入による従来の漁法との複合化等が、②養殖業では、高水温耐性品種の導入等が、③加工・流通業では、新たに獲れるようになった魚種の加工や流通の改善等が、④漁村地域では、藻場の保全活動等が挙げられる。

水産庁が、令和5（2023）年に開催した「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」の取りまとめでは、対応の方向性として、①資源調査・評価の充実・高度化、②漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換、③養殖業との兼業化・転換、④魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通、⑤魚種・漁法の複合化等の取組を行う経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協が示された。現在、これらに基づき施策が実施されている。

⁹ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に基づき、温室効果ガス（GHG）を一定量以上排出する者にGHG排出量の算定と国への報告を義務付けし、国は報告されたデータを集計し、公表する制度。

海洋環境の変化への対応の方向性と施策の実施状況

対応の方向性

施策の実施状況

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② 詳細な海洋環境データや漁業データの収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源の分布・回遊や生態に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、漁業者からの情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

- ① 米国等からの情報交換の機会の設定等
- ② (国研)水産研究・教育機構の体制強化の検討、漁船活用型調査の充実による更なる漁業データ等の収集の検討等
- ③ 資源分布・回遊、生態に関する情報収集の方法、評価手法の改善の検討等
- ④ ステークホルダー会合をはじめとした資源評価結果の説明、漁業者から意見聴取の実施等

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 海洋環境の変化による資源変動に対応した漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のIQの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 試験研究機関による収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

- ① 漁法や漁獲対象魚種の複合化、新たな操業体制の構築、サケ定置の養殖転換等の取組の実証等
- ② TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業におけるIQによる管理の導入等
- ③ 新たな漁法や漁場、技術の検証、開発の実施等

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

- ① 国産魚粉・魚油の供給・利用体制の構築等への支援等
- ② 優良系統の開発の充実等
- ③ 環境変化への対応の為に養殖対象種・手法の転換
- ④ スマート機器を導入した自動給餌機の導入等
- ⑤ マーケットイン型養殖業の実証に必要な機材の導入等

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進や輸出先国のニーズに対応したサプライチェーンの構築による新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

- ① 産地市場機能の集約・強化や加工原材料の多様化等のための施設の整備等
- ② 輸出拡大に向けた取組、水産エコラベルの普及に向けた取組の実施等
- ③ 魚食普及の推進に向けた取組の実施等

5. 魚種・漁法の複合化等の取組を行う経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

- ① 漁協職員の資質向上のための研修機会を充実等
- ② 魚種や漁法の転換に向けた知識・技能研修の実施等
- ③ 漁協の体質強化に向けた取組の実施等

(出所) 令和6年度水産白書

内容についての問合せ先

農林水産調査室 本山首席調査員(内線 68540)

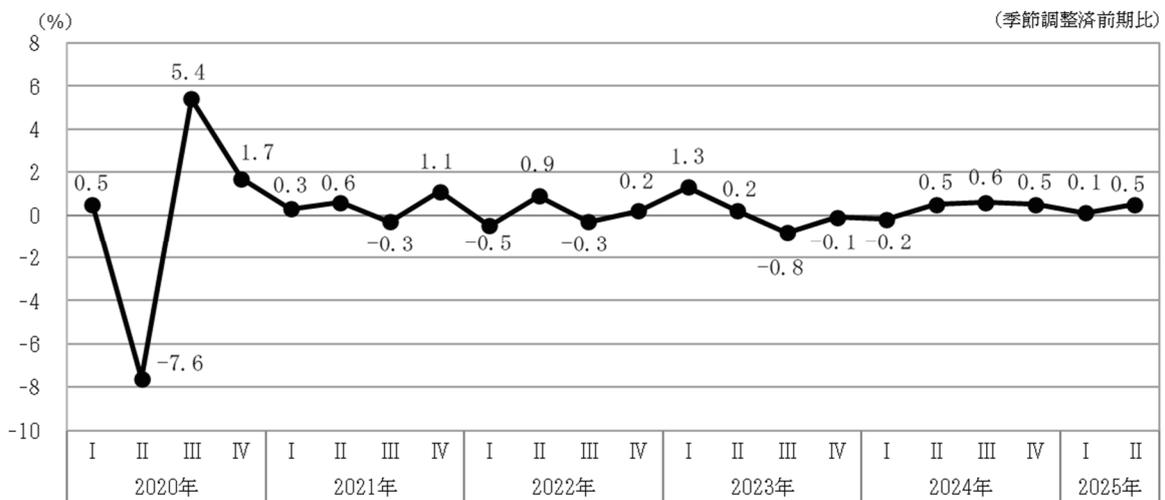
経済産業委員会

経済産業調査室

1 我が国経済の動向

我が国の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け初めて緊急事態宣言が発出された2020年4－6月期（Ⅱ期）に季節調整済前期比7.6%減と大幅マイナスになった。その後、感染症の状況や、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受け、一進一退の動きが続いていたが、直近では2025年4－6月期（Ⅱ期）に季節調整済前期比で0.5%増¹となるなど、5四半期連続でプラス成長となっている。

<実質GDP成長率>



（出所）内閣府「国民経済計算（GDP統計）」を基に当室作成

2 中小企業政策

(1) 中小企業をめぐる現状

我が国の中小企業・小規模事業者数は、2021年6月時点で約336万者（企業数全体の99.7%）²であるが、厳しい経営環境の下、その数は長期にわたって減少傾向にある。

また、中小企業の業況判断DI（前年同期比）³は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年4－6月期（Ⅱ期）に▲66.7（1980年の調査開始以来最低）となった。直近の2025年7－9月期（Ⅲ期）は▲16.8（前期差0.5ポイント減）⁴と2期ぶりに低下している。

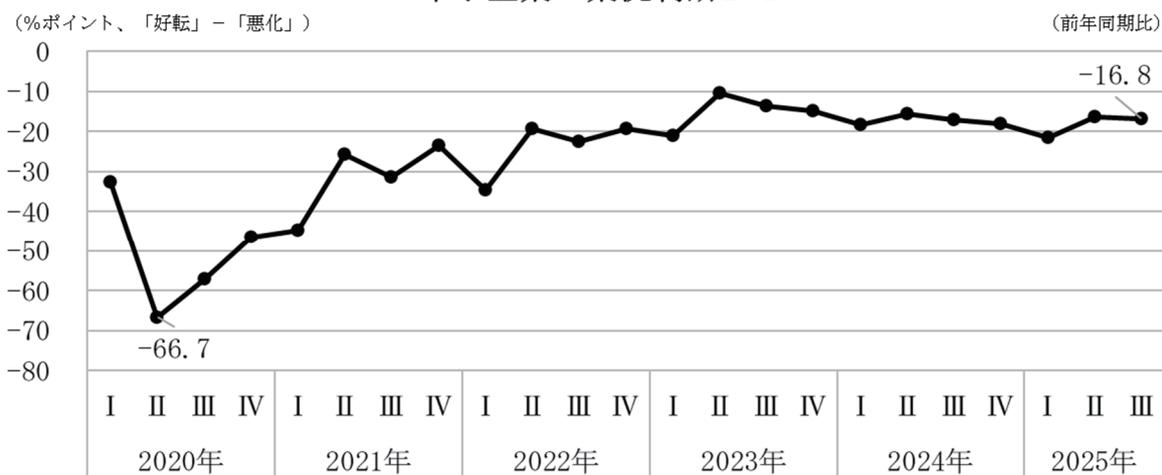
¹ 内閣府「2025年4～6月期四半期別GDP速報（2次速報値）」（2025年9月8日）

² 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数（2021年6月時点）の集計結果を公表します」（2023年12月13日）

³ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約19,000社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前年同期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

⁴ 独立行政法人中小企業基盤整備機構「第181回中小企業景況調査」（2025年9月30日）

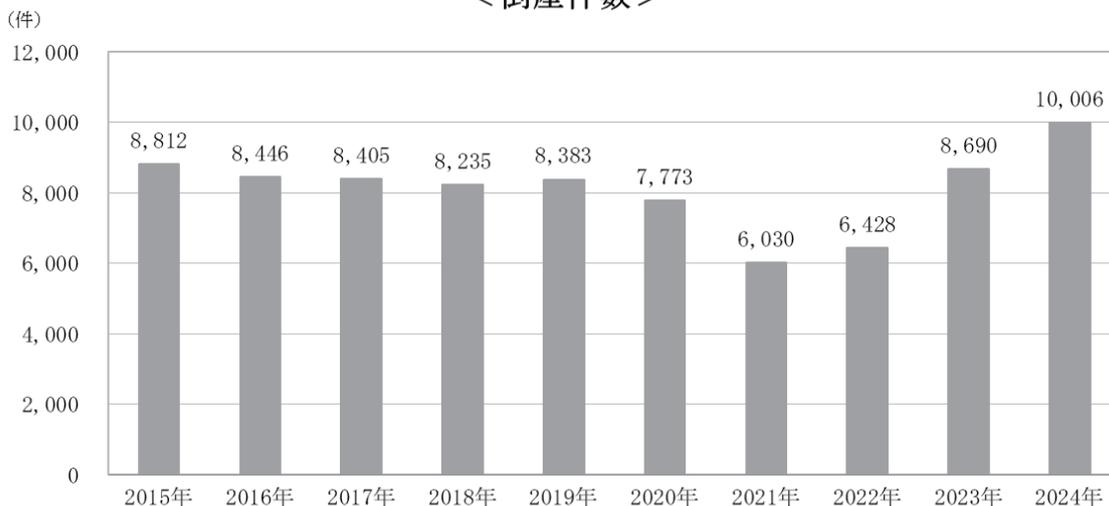
< 中小企業の業況判断D I >



(出所) 独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」を基に当室作成

倒産件数⁵は、コロナ禍において、実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）等の政府による資金繰り支援策の効果もあり、コロナ禍前より低位にとどまっていた。しかし、コロナ関連支援の終了、円安、物価高、人手不足等の影響により、2022年から企業倒産の増勢が鮮明になった。2024年には10,006件⁶となり、2013年（10,855件）以来、11年ぶりに1万件を超えた。また、2025年1－9月の累計は7,629件（前年同期比2.89%増）⁷となった。

< 倒産件数 >



(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」を基に当室作成

⁵ 東京商工リサーチが、全国の負債総額1,000万円以上の企業倒産状況を調査したもの。

⁶ 東京商工リサーチ「2024年（令和6年）の全国企業倒産10,006件」（2025年1月14日）

⁷ 東京商工リサーチ「2025年9月の全国企業倒産873件」（2025年10月8日）

(2) 生産性向上等に向けた設備投資の促進

中小企業・小規模事業者向けの主な補助金として、小規模事業者が経営計画を自ら策定して行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」、生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発等を行うための設備投資を支援する「ものづくり補助金」、意欲ある中小企業の飛躍的成長を実現するため、売上高 100 億円を目指す中小企業等の設備投資を支援する「中小企業成長加速化補助金」等が設けられている。また、デジタル化・省力化に関する補助金として、自社の課題やニーズに合った IT ツールの導入を支援する「IT 導入補助金」、人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を促進する「中小企業省力化投資補助金」が設けられている。

中小企業省力化投資補助金については、2025 年より、従来の製品カタログに登録された省力化製品を選ぶ「カタログ注文型」に加え、カタログに登録されていない省力化設備やオーダーメイド（セミオーダーメイド）の設備・システム等の導入が行える「一般型」が新設された。

(3) 価格転嫁対策・下請取引の適正化

原材料価格やエネルギーコスト、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁できる環境を整備することが課題となっている。特に、賃上げ原資の確保に向けて、労務費の価格転嫁が重要であることを踏まえ、2023年11月、労務費の価格転嫁に関する発注者・受注者の双方の立場からの行動指針である「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が取りまとめられるなど、従前から、各種取組が実施されてきた。

2025年5月には、下請代金支払遅延等防止法（下請法）⁸及び下請中小企業振興法⁹が改正され、下請事業者等の用語を中小受託事業者等に改め、あわせて題名の変更¹⁰を行うとともに、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金支払の禁止、製造等の目的物の運送委託の規制対象取引への追加、従業員数の大小による規制対象となる事業者の範囲の拡大等の措置を講ずることとされ、施行期日は2026年1月1日とされた。

また、中小企業庁では、9月及び3月を「価格交渉促進月間」と定めており、発注企業と受注企業の価格交渉・価格転嫁を促進するとともに、受注企業に対し、その状況についてのフォローアップ調査を実施している。直近の調査¹¹によると、「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した価格転嫁率は52.4%とされ、価格転嫁の状況は改善しているものの、労務費やエネルギー費の価格転嫁率はコスト全般のそれより低い水準にあると指摘されている¹²。サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況については、1次請けの企業の価格転嫁率は5割超であるのに対し、4次請け以上の企業は4割程度と、

⁸ 昭和 31 年法律第 120 号

⁹ 昭和 45 年法律第 145 号

¹⁰ 本改正により、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：「中小受託取引適正化法」又は「取適法）」となる。また、「下請中小企業振興法」は「受託中小企業振興法」となる。

¹¹ 中小企業庁「価格交渉促進月間（2025年3月）のフォローアップ調査」（2025年6月20日）

¹² 労務費の転嫁率が 48.6%、エネルギー費の転嫁率が 47.8%となっている。

受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられ、価格転嫁の浸透が引き続き課題であるとされた。中小企業庁は、価格交渉ができる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要であるとし、引き続き価格交渉・価格転嫁の呼びかけや、9月のフォローアップ調査結果も勘案の上、経営者トップへ事業所管大臣名での指導・助言を行うこととしている。

(4) 事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化が進むとともに、後継者不在の企業が多数存在することから、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。中小企業庁では、中小企業の活力の維持・発展のために事業承継¹³を後押ししており、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・M&A補助金等、様々な支援策を実施している。また、人手不足や賃上げ原資の確保への対応が急務となる中、中小企業におけるM&Aは、単に事業承継の選択肢としてだけではなく、中小企業の成長を実現するための戦略的な手段としても注目されている。

他方で、特に地方部や小規模の企業において、M&Aに対する不安感が残っていることや、中小M&A市場の急速な拡大に伴いM&A支援機関が増加する中、不適切な買手との間でトラブルが発生する例もあること等が課題として指摘されてきた。

こうした状況を踏まえ、最近では、2024年8月に「中小M&Aガイドライン」が改訂され、仲介者・FA¹⁴の手数料・提供業務に関する事項、広告・営業の禁止事項、利益相反に係る禁止事項等が明記された。また、2025年8月には「中小M&A市場改革プラン」が取りまとめられ、中小M&A市場改革に向けた今後の施策の方向性が示された。

3 資源・エネルギー政策

(1) 我が国の一次エネルギー供給

2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料の割合が上昇した。また、再生可能エネルギーの割合も上昇している。

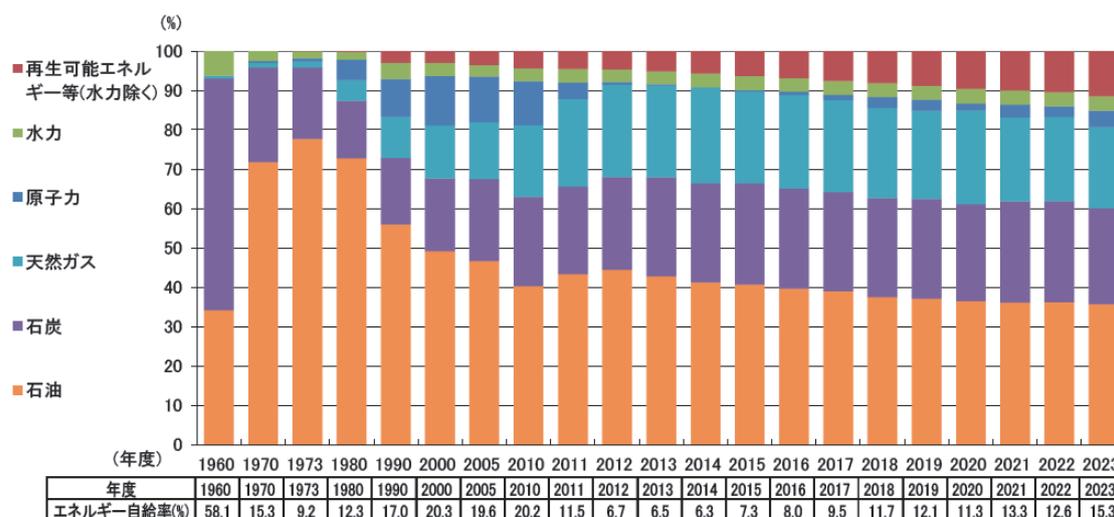
我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった2014年度に過去最低（6.3%）を記録した。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、2023年度は15.3%となった¹⁵。

¹³ 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&A）の3類型に分類される。

¹⁴ FA（フィナンシャル・アドバイザー）とは、譲り渡し側又は譲り受け側の一方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関をいう。

¹⁵ 資源エネルギー庁「2023年度エネルギー需給実績（確報）」

＜一次エネルギー国内供給の推移＞



(出所) 資源エネルギー庁「エネルギー動向(2025年6月版)」

(2) 各エネルギーの現状

ア 化石燃料(石油、LNG、石炭)

化石燃料のうち、石油は、一次エネルギー供給の最大の割合を占めている。2023年度の原油輸入に占める中東地域の割合は94.7%とそのほとんどを当該地域に依存し、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由することから、地政学的リスクが高いとされている¹⁶。このため、我が国では、国家及び民間での備蓄が進められており、2025年7月末で、国家備蓄が4,122万kℓ(147日分)、民間備蓄が2,743万kℓ(98日分)、産油国共同備蓄が264万kℓ(9日分)備蓄されている¹⁷。

LNGについては、他の化石燃料に比べて燃焼時のCO₂排出量が少なく、カーボンニュートラルの実現に向けたトランジション(移行)の手段として、その需要の世界的な拡大が見込まれている中、供給源の多様化¹⁸を進めるなど、安定供給に向けた取組が進められている¹⁹。

石炭については、他の化石燃料に比べて燃焼時のCO₂排出量が多いため、電力の安定供給の確保を大前提としつつ、非効率な石炭火力のフェードアウトが進められている。

¹⁶ 資源エネルギー庁「エネルギー動向(2025年6月版)」

¹⁷ 資源エネルギー庁「石油備蓄の現況(2025年9月)」

¹⁸ 2023年度のLNG輸入先は割合の高い国から豪州(41.0%)、マレーシア(15.8%)、ロシア(9.7%)、米国(9.0%)となっている(資源エネルギー庁「エネルギー動向(2025年6月版)」)。

¹⁹ 2025年9月、JERAは米アラスカ産LNGの調達に向け、同LNGの開発を進める米国Glenfarne LLCと法的拘束力のない関心表明を締結した(株式会社JERA「米国Glenfarne LLCとのアラスカLNGプロジェクトからのLNG調達に関する関心表明の締結について」(2025.9.11))。

イ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス）

再生可能エネルギーは、F I T制度²⁰の開始により導入量が拡大している。一方で、F I T制度に基づく買取費用（国民負担）の増大²¹等が課題となっており、その対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るF I P制度²²が2022年4月より開始された。

特に風力では急激なインフレやコスト高等が課題とされており、2025年8月、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）²³」に基づく洋上風力事業について、建設コストの大幅な上昇等により事業継続が困難であるとして、事業主体である三菱商事が撤退することが公表された²⁴。

ウ 原子力

原子力発電所については、原子力規制委員会の「新規制基準」（2013年7月施行）に適合すると認められた14基が再稼働している（2025年9月現在）。政府は、近年の脱炭素化及びエネルギー安定供給の確保の観点から、安全確保を大前提として原子力の活用を進めることとしており、2023年5月に成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）²⁵」において、発電用原子炉の運転期間の延長²⁶に関する規定の整備等が行われている。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「中長期ロードマップ²⁷」に基づいて進められている。最長で2051年までかかるとされる廃止措置の終了に向けて、東京電力は、2024年11月及び2025年4月に燃料デブリ（事故により溶けた燃料等が冷えて固まったもの）の試験的取り出しに成功した。今後、取り出した試料を分析し、燃料デブリの取り出し工法、安全対策及び保管方法の検討等に活用することとしている。

資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理して、再度発電に利用する「核燃料サイクル」の取組を進めている。最終的に発生する高レベル放射性廃棄物

²⁰ Feed In Tariff:再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

²¹ 再生可能エネルギー電気と通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担しており、標準家庭の月額負担額は、2025年度では1,592円となっている。また、同年度の買取費用の総額は約4.9兆円となる見込みである（経済産業省HP）。

²² Feed In Premium:F I T制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

²³ 平成30年法律第89号

²⁴ 三菱商事株式会社「国内洋上風力発電事業に係る事業性再評価の結果について」（2025.8.27）

²⁵ 令和5年法律第44号。①特に重要な送電線の整備計画の認定制度の創設、②原子炉の運転期間（40年）の延長に関する規定の整備、③原子力利用の価値及び国・事業者の責務の明確化等を内容とする。

²⁶ 原子炉の運転期間については、従来40年とされ、延長は一回に限り、20年まで可能であった。GX脱炭素電源法では、運転期間について、最大60年（原則40年、延長20年）とする枠組みを維持した上で、原子力規制委員会による安全性確認を大前提として、この60年のカウントから原子力事業者の予見し難い事由（安全規制に係る制度や運営の変更、仮処分命令等）による運転停止期間を除外することとされた。

²⁷ 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2019年12月27日）

は地層処分することとされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる文献調査²⁸が、北海道寿都（すつつ）町及び神恵内（かもえない）村において2020年11月から、佐賀県玄海町において2024年6月から開始された。2024年11月、原子力発電環境整備機構（NUMO）は、第二段階の概要調査に進むことが可能であるとする文献調査報告書を寿都町長及び神恵内村長に提出した。

(3) GX実現に向けた動き

ア 我が国の脱炭素化への取組全般

脱炭素化に向けた取組と産業競争力強化・経済成長を同時に実現する経済社会システム全体の変革とされるGX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた投資競争が世界規模で加速している。加えて、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略は、国際的なエネルギー情勢を一変し、我が国を取り巻くエネルギー安全保障上の課題を浮き彫りにした。

こうした変化を契機として、政府は、2023年2月、産業・社会構造の変革や安定的で安価なエネルギー供給を実現するための今後10年のロードマップである「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定した。この方針等に基づき、GX実現に向けて必要となる関連法として、同年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）²⁹」及びGX脱炭素電源法が成立し、同年7月、GX推進法に基づいて「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」が策定された。

さらに、2024年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）³⁰」及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（CCS事業法）³¹」が成立している。

2025年2月には、こうした一連のGX政策をさらに発展させるため、GX推進戦略を改訂し、2040年に向けた新たな国家産業戦略である「GX2040ビジョン³²」を策定している。

²⁸ 処分地選定には、段階的な技術的調査（文献調査、概要調査、精密調査）が必要であり、最初に行う文献調査は、地質図や学術論文などの文献・データを基にした机上調査である。文献調査は、概要調査を実施するかどうかを検討するための材料を集める事前調査的な位置付けとされている。

²⁹ 令和5年法律第32号。①GX推進戦略の策定、②GX投資の支援のためのGX経済移行債の発行、③カーボンプライシングの導入（2028年度からの化石燃料の輸入事業者等への賦課金の徴収及び2033年度からの発電事業者に対する負担金の徴収）等を内容とする。

³⁰ 令和6年法律第37号。①低炭素水素等供給等事業に関する計画認定制度の創設、②認定を受けた事業者に対する支援措置等を内容とする。

³¹ 令和6年法律第38号。CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）とは、CO₂を分離・回収し、地下に貯留する技術を意味する。CCS事業法は、①貯留事業・試掘の許可制度の創設、②貯留事業・試掘に関する事業規制・保安規制の整備等を内容とする。

³² 産業構造、産業立地、技術革新、消費者行動といった経済社会全体の大変革と脱炭素への取組を一体的に検討するための、2040年に向けた新たな国家産業戦略

イ 第7次エネルギー基本計画の策定

エネルギー基本計画は、政府がエネルギー政策の基本的な方向を示すために、「エネルギー政策基本法³³」に基づき策定するもので、少なくとも3年ごとに見直しの検討を加えなければならないとされている。

近年、我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素化が進展する中、政府において、「GX2040ビジョン」の策定に向けた動きと連動して、2024年5月から次期エネルギー基本計画の策定の検討が進められ、2025年2月18日に、「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定された。

同計画においては、第6次エネルギー基本計画の策定以降、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などを受けたエネルギー安全保障の要請の高まりに加え、国内ではDXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる状況となっているとし、福島第一原子力発電所事故後のエネルギー基本計画（第4次～第6次）で掲げてきた「可能な限り原発依存度を低減する」との文言を削除する代わりに、「特定の電源や燃料源に過度に依存しない」との文言が追加されたほか、2040年度におけるエネルギー需給の見通し等が示された。

<2040年度におけるエネルギー需給の見通し>

		2023年度 (確報)	2040年度 (見通し)
エネルギー自給率		15.3%	3～4割程度
発電電力量		9,877億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
火力	68.6%	3～4割程度	
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合（2013年度比）		27.1%	73%

（出所）資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」（2025.2）、令和5年度（2023年度）エネルギー需給実績（確報）、2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量を基に当室作成

³³ 平成14年法律第71号

ウ 排出量取引制度の法定化等

G X推進法（2023 年 6 月施行）では、カーボンプライシング制度³⁴の在り方について、法施行後 2 年以内に必要な法制上の措置を講ずることが規定されており、G X推進戦略では、2026 年度に排出量取引制度を本格稼働する方針が示されている。

政府は、2024 年 9 月から、制度の具体的な設計について論点整理を行うなど、制度の具体化に向けた検討を重ね、排出量取引制度の法定化のほか、資源循環強化のための制度の新設等を内容とする「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律³⁵」が第 217 回国会（常会）において成立した。

＜「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」の概要＞

排出量取引制度	<ul style="list-style-type: none">・一定の排出規模（10 万トン）以上の事業者の参加義務付け・排出枠の無償割当（全量無償割当）・排出枠取引市場の創設・価格安定化措置の導入等
資源循環の強化	<ul style="list-style-type: none">・再生資源の利用義務化・環境配慮設計の促進・G Xに必要な原材料等の再資源化の促進・C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進
化石燃料賦課金の徴収	2028 年度より徴収を開始する化石燃料賦課金の執行のための必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項の整備
財政支援	脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略分野国内生産促進税制のうち、G X分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の税収補填の実施

(4) エネルギー価格高騰問題

政府は、ガソリン等の燃料油価格の高騰対策として、2022 年 1 月より燃料油価格への支援を実施³⁶しており、これまでに約 8.2 兆円を予算措置している。

また、化石燃料価格の上昇等による電気・ガス料金の高騰対策として、2023 年 1 月から断続的に電気・ガス料金支援を実施³⁷し、これまでに約 4.6 兆円を予算措置している。

³⁴ 企業等の排出するCO₂に価格をつけ、それによって排出者の行動を変容させるために導入する政策手法。代表的な手法として、「炭素税」（企業等が燃料や電気を使用して排出したCO₂に対して課税）や「排出量取引」（企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間でCO₂の排出量を取引）、「クレジット取引」（CO₂の削減を「価値」と見なして証書化し、売買取引を行う）等がある。

³⁵ 令和 7 年法律第 52 号

³⁶ 2025 年 5 月以降、いわゆる旧暫定税率につき結論を得て実施するまでの間の措置として、ガソリン・軽油で 10 円、重油・灯油で 5 円、航空機燃料で 4 円を引下げ幅とする定額の引下げ措置を実施している。

³⁷ 2023 年 1 月から 2024 年 5 月、2024 年 8 月から 10 月、2025 年 1 月から 3 月及び 7 月から 9 月

4 産業政策

(1) 自動車産業

自動車産業はGXとDXの2つの側面での産業構造変化が進んでいる。

GXについては、自動車のライフサイクル全体でのカーボンニュートラルが世界共通の課題になっている³⁸。我が国においては、電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車など「多様な選択肢」を通じてカーボンニュートラルを実現していくことを基本戦略としており、2035年までに新車販売において、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車を100%にする目標を立てている。

DXについては、自動車を取り巻くデジタル技術の進展に伴い、自動車産業のバリューチェーンや産業構造に大きな変化がもたらされ、自動車をめぐる競争は、グローバルなゲームチェンジが起りつつある。例えば、ソフトウェアを起点とした車両開発（SDV：ソフトウェア・デファインド・ビークル）が進み、ソフトウェアのアップデートにより、自動車の性能向上や機能の追加等といった新たな価値が提供されるといったことが生じている。

こうした自動車分野のDXをめぐる国際競争を勝ち抜く観点から、政府は2024年5月に官民で目指すべき中長期目標³⁹と、その実現に向けたロードマップを盛り込んだ「モビリティDX戦略」を策定した。また、2025年6月には、同戦略をアップデートし、目標の実現に向けて、①自動運転のAI技術開発・体制構築等を通じたSDV関連投資の加速化、②SDV開発に対応した産業構造の構築、③地政学上のリスクに対応したSDV関連システムの国内生産基盤強化等の取組を強化するとしている。

(2) 半導体

半導体は、あらゆる家電製品や自動車等に使用され、生活・産業・社会に欠かすことのできない重要な基幹部品である。近年、世界各国は、半導体産業を基幹産業とするべく、必要な財源を確保しながら大胆な支援策を展開している。

我が国においても、生成AI・半導体の成長需要を取り込み、各産業の国際競争力の強化につなげていくため、政府は2024年11月に、2030年度までの7年間でAI・半導体分野への10兆円以上（補助・委託等：6兆円程度、金融支援：4兆円以上）の公的支援を行う「AI・半導体産業基盤強化フレーム」を策定した。2025年4月には、次世代半導体の量産等に向けた金融支援等を行う「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律⁴⁰」が成立した。

³⁸ 経済産業省「モビリティDX戦略」2025年のアップデート（2025.6.9）

³⁹ 2030年・2035年にグローバル市場における日系のSDVシェア3割

⁴⁰ 令和7年法律第30号

＜「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」の概要＞

<p>指定高速情報処理用半導体⁴¹に関する支援</p>	<p>① 支援対象（公募により選定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣が指定した指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができる者 <p>② I P A（独立行政法人情報処理推進機構）への追加業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産施設の設置、需要の開拓等に必要な資金の出資、施設・設備の現物出資、当該資金に係る社債又は借入れに係る債務の保証等
<p>高度な情報処理の性能を有する設備に関する支援</p>	<p>① 支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な情報処理の性能を有する設備の導入を行おうとする情報処理サービス業を営む会社 <p>② I P Aへの追加業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な情報処理の性能を有する設備の導入に必要な資金に係る社債又は借入れに係る債務の保証
<p>デジタル人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ I P Aへの業務にデジタル人材の養成やその資質の向上に係る業務を追加
<p>必要な財源の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「A I・半導体産業基盤強化フレーム」に係る公的支援の財源として、エネルギー対策特別会計の負担において、公債を発行することができる。 ・ 半導体・A I 関連施策等に必要な財源の確保のため、財政投融资特別会計の投資勘定、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定及び一般会計から新たな勘定へ繰り入れることができる旨を規定する。 ・ 上記に係る経理を明確にするため、エネルギー対策特別会計に新たな勘定及び対策を設置し、歳入歳出項目等を規定する。

次世代半導体について、政府は量産基盤確立を目指すため 2022 年 8 月に設立されたラピダス株式会社に対し、これまで上限 1 兆 7,225 億円の支援を決定している（2025 年 3 月末時点）。同社は、2025 年 4 月から北海道千歳市の製造拠点においてパイロットラインの立ち上げを開始し、同年 7 月に試作ウェーハにおいてトランジスタ（半導体素子）の動作を確認したことを発表した。また、同社は、上記法律に基づく支援措置の対象者となるため、同年 9 月に開始された公募に応募した⁴²。

5 知的財産政策

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法⁴³に基づき、毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとり推進されている。2025 年 6 月 3 日に知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2025」では、グローバルでのマーケティングや収益最大化を強く意識しながら、知的財産の「創造」、「保護」及び「活用」からなるサイクルを回し、国内外の社会課題の解決を図る「新たな知的創造サイクル」の構築が必要であるとされている。その実現のため、①イノベーション拠点としての競争力強化、②A I 等先端デジタル技術の利活用、③グローバル市場の取込みの 3 つの柱に沿った取組を重点的に進めていく必要があるとされている。

⁴¹ 同法の指定高速情報処理用半導体とは、極めて大量の情報を極めて高速度で処理することを可能とする性能を有する半導体であり、経済産業大臣により「演算を行う半導体であって、面積が 0.0187 平方マイクロメートル以下の電子回路（6 個の G A A 構造のトランジスタで構成されるものに限る。）をその内部に含むもの」と指定されている（経済産業省告示第 126 号）。

⁴² 経済産業省「武藤経済産業大臣の閣議後記者会見の概要」（2025. 10. 3）

⁴³ 平成 14 年法律第 122 号

また、同計画においては、AIを利用した発明に係る特許制度上の発明者の定義及び仮想空間におけるデザイン（意匠）創作の実態を踏まえた意匠制度の見直し等について検討を進め、法改正を含めた必要な措置を講ずると明記され、現在、政府の審議会において検討が行われている。

6 通商政策

2000年代後半以降、WTO⁴⁴での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は貿易・投資の拡大のため積極的に二国間・地域間のEPA⁴⁵/FTA⁴⁶の締結を進めてきており、我が国では2025年10月現在、24か国・地域⁴⁷と21の経済連携協定等⁴⁸が発効・署名されている。

近年、新自由主義、グローバル化が世界の成長を牽引してきた一方で、格差の拡大、グローバル・インバランスの拡大に対する不満等の新たな課題を生じさせ、そうした反動から世界は再び保護主義、経済ナショナリズムの時代へと進みつつあるとされており、足下では、米国による一連の関税措置やそれに対する対抗措置などが国際経済にもたらす影響が懸念されている。このような中、政府は2025年6月の産業構造審議会通商・貿易分科会において、「通商戦略2025」を策定し、昨今の保護主義的な貿易措置の増加や過剰供給能力を背景とした市場への侵食などの国際経済秩序の大きな転換に対応するため、多層的な経済外交の展開、輸出市場の確保・多角化やグローバルサウスとの共創、同志国との協調や経済安全保障の確保に向けた海外展開支援をしていくとしている。

また、米国の関税措置に係る日米協議が7月22日に合意に至り、9月4日に同合意に基づく大統領令が発表された。これによれば、相互関税は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%とし、MFN税率が15%以上の品目には相互関税は課されないとするとともに、自動車・部品等はMFN税率が15%未満の場合は15%とされた。米国の関税措置については、既に日本から米国への輸出額や国内企業への影響も見られる。⁴⁹

⁴⁴ 世界貿易機関。GATT（関税及び貿易に関する一般協定）を発展的に解消させて、1995年に設立された。

⁴⁵ EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

⁴⁶ FTA：特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

⁴⁷ 24か国・地域の内訳：米国、カナダ、メキシコ、EU、英国、スイス、中国、韓国、モンゴル、インド、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、シンガポール、ラオス、カンボジア、ミャンマー、タイ、フィリピン、インドネシア、豪州、ニュージーランド、ペルー、チリ

⁴⁸ TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定 2016年2月署名）、CPTPP協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、2018年12月発効、TPP協定から米国が離脱したことを受けて残りの11か国で発効、2024年に英国が加入）、RCEP協定（地域的な包括的経済連携協定、2022年1月発効）等がある。このほか、我が国は、経済連携協定ではないが、IPEF（インド太平洋経済枠組み、2024年10月までに段階的に発効、EPAやFTAとは異なり、関税についての交渉は行わない。）に参加している。

⁴⁹ 産業構造審議会総会（第34回（2025.7.29））資料2「米国関税措置に関する合意の概要及び影響」

7 独占禁止政策

我が国の独占禁止政策は、公正取引委員会（公取委）において進められている。公取委は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）⁵⁰等の厳正・的確な執行により競争の回復を図る「エンフォースメント」と競争環境の整備を図る「アドボカシー」を車の両輪として取り組んでいる。

近年、デジタル化が進展する中、公取委は、デジタル分野の取組も進めており、デジタルプラットフォーム企業による独占禁止法違反被疑事件を審査（エンフォースメント）するとともに、デジタル分野における取引の実態調査等（アドボカシー）を行っている。また、2024年6月に、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア等）の提供等を行う事業者⁵¹に対し、自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること等の禁止等について定める「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（スマートフォンソフトウェア競争促進法）⁵²」が成立し、2025年12月18日の全面施行に向けて関係政令等の整備が進められている。

内容についての問合せ先

経済産業調査室 深谷首席調査員（内線 68560）

⁵⁰ 昭和22年法律第54号

⁵¹ 2025年3月31日に公正取引委員会はスマートフォンソフトウェア競争促進法の特定ソフトウェア事業者として、Apple Inc.、iTunes株式会社及びGoogle LLCを指定した。

⁵² 令和6年法律第58号

国土交通委員会

国土交通調査室

1 国土政策及び社会資本整備の動向

(1) 国土政策

国土形成計画は、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を示すものであり、現行の「第三次国土形成計画（全国計画）」（令和5年7月閣議決定）（以下「全国計画」という。）では、目指す国土の姿として「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る「地域生活圏¹」の形成を進め、地方への人の流れの創出・拡大につなげることをしている。

その実行に向け、まず、令和6年の第213回国会（常会）において、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律が改正され、新たに市町村主体で二地域居住の促進に係る取組を推進するための計画制度や地域の関係者が連携しやすくなるための指定法人・協議会等の制度が措置された。

次に、国土交通省は、同年9月に「地域生活圏専門委員会」（委員長：石田東生・筑波大学名誉教授）を設置し、令和7年6月に報告書を公表した。報告書では、全国計画において、地方公共団体の人的、財政的な制約の拡大への懸念に対応して、可能な限り民間主体に活動・サービスを委ねていく地域経営の発想への転換が必要であるとされたことを踏まえ、その担い手として、地域課題解決と事業経営を両立しつつ日常生活サービスの提供を長期的に担う民間の「ローカルマネジメント法人」の創出が提唱された。

令和8年度予算概算要求では、資金や人材を呼び込む環境整備として事業分野横断の官民プラットフォームの創設、課題解決に取り組む民間事業者の活動を支援するための地域生活圏の拠点となる施設整備やそれと一体的なインフラ整備に対して支援を行うこととしている。

(2) 次期「社会資本整備重点計画」の策定

社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定される計画であり、道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、公園・緑地、河川等の事業並びにこれらの事業と一体となってその効果を増大させるため実施される事務又は事業を対象としている。

令和3年5月に閣議決定された、防災・減災、持続可能なインフラメンテナンス、インフラ分野のDX、脱炭素化等を目標とする現行の第5次社会資本整備重点計画は、令和7年度までを計画期間としており、現在、次期計画の策定に向けた検討が行われている。

¹ 生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、市町村界にとらわれず、官民パートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される圏域

(3) インフラ老朽化対策

高度経済成長期に集中的に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、その対策は、平成24年12月の笹子トンネル天井板崩落事故を受けて策定された政府の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）に基づいて進められている。同計画は、計画的な維持管理・更新等の方向性を示すもので、各省庁等においては、それぞれ管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、各インフラの管理者（国、都道府県、市町村等）において行動計画に基づき個別施設ごとの具体の対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとしている。国土交通省は、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年5月策定、令和6年4月最終改訂）を策定し、これに基づき、個別施設計画を核とした、定期的な点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルの構築等を推進している。

今後は、人口減少に伴う財政への影響も踏まえ、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、予防保全型メンテナンスへの早期転換に向け、新技術等を最大限活用して確実かつ効率的に点検・診断等を実施し、緊急度に応じて修繕等を加速化するとともに、地域の将来像を考慮したインフラの集約・再編等によるインフラストックの適正化を進める必要がある。この早期転換は、第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）においても推進が特に必要となる施策の一つとされている。

また、次期社会資本整備重点計画の策定に向け、インフラ老朽化の更なる進行や、令和7年1月の埼玉県八潮市における道路陥没事故を受けて設置された「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」（委員長：家田仁・政策研究大学院大学特別教授）におけるインフラ全般のマネジメントの在り方に関する検討結果等も踏まえた検討が行われており、この中で、新たなマネジメント方針に関する検討も行われている。

(4) 土地政策

人口減少等に伴い、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行しており、不動産登記簿等の公簿情報等を参照しても所有者の全部又は一部が直ちに判明せず、又は判明しても所有者に連絡がつかず、円滑な土地利用や事業実施の支障となるいわゆる所有者不明土地や、適正な利用や管理が行われず、周辺の地域に悪影響を与える管理不全土地の増加が懸念されている。

このうち、所有者不明土地については、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において決定された基本方針等の下、国土交通省関係では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく取組について、モデル事業等を通じて得られた知見の横展開等が進められている。

また、同省は、管理不全化等の課題が顕在化している空き地をはじめとする低未利用の土地について、低コストでの管理や、利用見込みがない宅地の農園・菜園、緑地等への利用転換、土地の適正管理のための是正等を含め、適正管理及び利活用を推進するための取組の指針となるよう、令和7年4月にガイドラインを策定した。

一方、近年、都市部を中心に地価等の不動産価格が上昇しており、特にマンション価格の高騰が顕著になっている状況にある。その要因としては、建設や用地取得のコスト上昇、都市部への人口流入等による実需増などのほか、外国人投資家を含む投機的取引による影響が報道等で指摘されている。国土交通省では、外国人を含めた不動産取引の動向を把握するため、不動産登記を活用した取引の実態調査等を始めている。

(5) 建設産業政策

建設業に関しては、処遇改善や将来の担い手確保、資材価格高騰による価格変動等が生じた場合のリスク負担の在り方が課題となっている。

処遇改善については、公共工事設計労務単価の引上げや「建設キャリアアップシステム²」の普及・活用などの取組が進められている。

令和6年の第213回国会では、担い手確保や生産性向上を促し、地域における対応力を強化するものとして、「第三次・担い手3法³」が制定された。改正建設業法では、中央建設業審議会が建設工事の労務費に関する基準（標準労務費）を作成し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止するなどの適正な労務費の確保と行き渡りを図る仕組みや、資材高騰時に価格転嫁を円滑化するためのルールが整備された。令和7年12月までの全面施行に向け⁴、現在、同審議会の「労務費の基準に関するワーキンググループ」において、標準労務費の作成や運用に向けた具体的な検討が進められている。

(6) 都市政策

ア 都市機能の集約・再編等によるコンパクトシティ等の推進

都市構造のコンパクト化を誘導するため、平成26年の都市再生特別措置法改正により立地適正化計画制度が創設された。同制度は、市町村が居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画⁵を作成し、居住、医療、福祉、商業等の都市機能の区域内への立地を予算・金融上の支援措置により誘導等を行うものである。

国土交通省は、「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会」（座長：谷口守・筑波大学システム情報系教授）を設置して、立地適正化計画制度に求められる取組について検討し、令和6年12月、裾野の拡大と計画の見直しに向けた国による推進策の方向性として、広域連携の推進、データ整備や標準化、人材確保等に向けた支援等を内容とする「持続可能な都市構造の実現のための『立適+（プラス）』」を公表した。

² 建設技能者の資格や現場での就業履歴等を登録及び蓄積して能力評価につなげるシステム

³ 建設業法、公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律（入契法）、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正

⁴ 建設業法等の改正のうち、中央建設業審議会による労務費の基準の勧告権限の創設等については令和6年9月に、資材高騰時の価格転嫁の円滑化に関する規定等については同年12月に施行されている。

⁵ 住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画で、市町村が都市計画区域内について作成することができ、636都市が令和7年3月末までに作成・公表している。

また、「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」（座長：野澤千絵・明治大学政治経済学部教授）を設置して、新しい時代の都市再生の在り方について検討し、令和7年5月、「成熟社会の共感都市再生ビジョン」を公表した。同ビジョンでは、都市の個性と質や価値に着目し、大都市と地方都市とが連携しながら中長期的に持続可能な都市の再生を図る必要があるとされた。

イ まちづくりGX

令和5年7月に開催されたG7香川・高松都市大臣会合の結果を受け、都市のエネルギー利用の再エネ化・効率化を進めるなど、まちづくりGXの総合的な推進が図られており、同月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を通じたまちづくりGXの推進を図ることとされている。

このような動きを踏まえ、良好な都市環境の形成に必要な都市緑地の確保や機能増進等を推進するため、令和6年の第213回国会において、都市緑地法等が改正され、同年12月には基本方針が策定された。また、令和7年3月には都道府県等の要請に基づき緑地の買入れを代行する法人が指定されるとともに、「優良緑地確保計画認定制度」（愛称「TSUNAGI」）による認定も始まっている。

(7) 水管理・国土保全

ア 流域治水の推進

近年、水災害が激甚化及び頻発化しており、今後は、気候変動の影響により2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が約2倍に増加すると見込まれている。このような状況を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換が推進されている。

具体的には、令和3年3月に、現行の河川整備計画に基づく戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策（雨水貯留浸透施設、土地利用規制等）を組み合わせ、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像を示す「流域治水プロジェクト」が全国109の一級水系において策定され、取組が進められている（令和6年3月末時点で約600の二級水系においても策定済み）。令和5年度から6年度にかけて、一級水系について、気候変動の影響による被害増大の明示や必要な対策の追加などを行うことで、流域治水の取組を加速化、深化させる「流域治水プロジェクト2.0」への見直しが行われた。

また、令和3年11月に施行された流域治水関連法⁶により、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定が全国の河川に拡大され、新たな特定都市河川の指定が進められるとともに、ハード整備に加え、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりや、流域における貯留・浸透機能の向上等が推進されている。

⁶ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

さらに、国は、流域全体で、治水に加えて利水及び環境もあらゆる関係者と協働して取り組むとともに、治水、利水、環境間の「相乗効果の発現」、「利益相反の調整」を図る⁷「流域総合水管理」を推進することとしている。

イ 上下水道の基盤強化

上下水道事業では、人口減少等により今後の大幅な需要減、料金収入減が見込まれている。また、上下水道事業に携わる職員数はピーク時の約4割減となっている。

一方で、上下水道施設については、令和6年能登半島地震において基幹施設が被災し、広範囲かつ長期的な断水や下水道管内での滞水が生じるなど、地震対策の強化及び加速化の必要性が再認識された。さらに、令和7年1月28日、埼玉県八潮市において、下水道管路の破損に起因する道路陥没事故が発生し、トラック1台が巻き込まれるとともに、12市町の約120万人に下水道の使用自粛が要請されるなど多大な影響が発生し、老朽化対策が改めて課題となっている。

このような中、令和6年4月に厚生労働省からの水道行政の移管を受けた国土交通省は、水道事業者や下水道管理者等が策定する上下水道耐震化計画に基づく計画的かつ集中的な上下水道一体の地震対策や、災害時における代替性・多重性の確保を財政支援の拡充等により進めている。

また、下水道では、平成27年の下水道法改正で維持修繕基準が創設され、同法に基づく点検が実施されているところ、国土交通省は、八潮市の事故と同種・同類の事故を防ぐための全国特別重点調査の実施を地方公共団体に要請するとともに、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」において、上下水道管路の点検・調査などのインフラマネジメントの在り方についての検討を進めている。なお、第1次国土強靱化実施中期計画では、敷設から30年以上経過した大口径の下水道管路の健全性を令和12年度までに100%確保すること等の指標が掲げられた。

(8) 道路政策

我が国の道路施設については老朽化が大きな問題となっており、平成25年の道路法等改正により、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検を行うことが義務付けられた。

この点検は平成26年度より開始され、令和6年度から3巡目の点検が実施されており、国土交通省は、点検の実施状況や結果等を「道路メンテナンス年報」として取りまとめ、公表している。

2 巡目点検（令和元～5年度）で修繕等の措置を講ずべきとされた橋梁の措置状況

管理者	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	
			うち完了
国土交通省	3,707	2,891 (78%)	1,328 (36%)
高速道路会社	2,716	1,662 (61%)	937 (34%)
地方公共団体	49,011	28,537 (58%)	15,574 (32%)
都道府県・政令市等	17,037	11,988 (70%)	5,945 (35%)
市区町村	31,974	16,549 (52%)	9,629 (30%)
合計	55,434	33,090 (60%)	17,839 (32%)

(出所)「道路メンテナンス年報」(令和6年度)より作成

⁷ 治水と利水（発電）で望ましいダムの水位が異なる中での効果最大化等

令和7年8月に公表された「道路メンテナンス年報（令和6年度）」においては、修繕等の措置が必要な橋梁は着実に減少している一方、2巡目点検（令和元～5年度）で修繕等の措置を講ずべき⁸とされた橋梁のうち、地方公共団体の着手率が、国土交通省や高速道路会社に比べて低水準であること等が指摘されている。同省は、令和2年度予算において「道路メンテナンス事業補助制度」を創設し、以降、地方公共団体による道路メンテナンス事業の計画的かつ集中的な支援を実施している。

(9) 住宅政策

ア 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

建築物の省エネ化等により、脱炭素社会の実現に資するため、令和4年の第208回国会（常会）において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等が改正⁹され、令和7年4月に全面施行され、住宅を含む原則全ての建築物の新築等に対する省エネ基準への適合が義務化された。

また、住宅・建築物の省エネ基準については、2030年までに水準を上げることが社会資本整備審議会建築分科会（座長：中埜良昭・東京大学生産技術研究所教授）において議論されており、具体的には、一次エネルギー消費量等級において、ZEH水準を上回る等級として、等級7及び等級8¹⁰を新たに創設する案が示されている。

イ 良質な住宅ストックと流通市場の形成

令和7年の第217回国会（常会）において、建物と居住者の「2つの老い」に対応するため、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が制定され、区分所有建物の再生等の実施の円滑化、集会の決議要件の合理化、所有者不明専有部分管理命令の制度の創設等が行われることとなっており、マンションの管理適正化や再生円滑化に向けた取組が促進されることとなる。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村による空家等対策計画の策定¹¹、特定空家等¹²に対する勧告、命令、代執行等が行われている。加えて、令和5年の第211回国会（常会）における改正¹³での管理不全空家等¹⁴に対する勧告や空家等活用促進区域の創設、空家等管理活用支援法人制度の創設等により、空家の適切な管理や活用などを促進している。

⁸ 判定区分はⅠからⅣの4段階であり、このうち判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）・Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が修繕等の措置を講ずべきとされている。なお、Ⅲ・Ⅳと判定された橋梁については、次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとされている。

⁹ 改正後における法律の題名は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

¹⁰ 等級7級は省エネ基準比エネルギー消費量▲30%、等級8級は同▲35%とすることが検討されている。

¹¹ 1,501市区町村（86%）で既に策定済み（令和6年3月31日現在）。

¹² そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等

¹³ 令和5年6月に成立、12月に全面施行。施行に伴い、空家対策に関する国の基本指針や地方自治体向けのガイドライン等が国土交通省により公表されている。

¹⁴ 放置すれば特定空家になるおそれのある空家等

2 交通政策の動向

(1) 地域交通の再構築

地域交通は、買物や医療等の日常生活に不可欠なサービスへのアクセス、訪日外国人旅行者を含め観光客の移動手段として重要な役割を担っている。しかしながら、人口減少や高齢化等による長期的な需要の減少、運転者不足等を背景に、地域鉄道やバス路線の減便・廃止が進んでおり、地域の実情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことが喫緊の課題となっている。

こうした状況に対して、地域交通の利便性、生産性、持続可能性の向上に向けた再構築（リ・デザイン）が進められており、令和5年の第213回国会では、地域の多様な関係者の連携・協働を定めた「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域交通法」という。）の改正が行われた。

また、令和6年7月には、バス、タクシー、乗合タクシー、公共ライドシェア¹⁵、日本版ライドシェア¹⁶等を地域住民や来訪者が利用できない「交通空白」を解消するため、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省「交通空白」解消本部」が設置されており、同本部において決定された「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」（令和7年5月）に基づき、令和7～9年度を「交通空白解消・集中対策期間」として、地方運輸局等による伴走支援や予算措置等を通じた「交通空白」地区（計2,057地区（717自治体））等の解消を目指した取組が進められている。

同方針の取りまとめに当たり、中野国土交通大臣から、特に人口規模の小さな自治体における体制面の課題も踏まえ、市町村等が先導する事業者・産業・自治体の壁を越えた連携・協働（モビリティ・パートナーシップ・プログラム）による輸送サービスの共同化・協業化、市町村等の事務を補完・代替する主体の構築、モビリティデータの活用、「地域の足」・「観光の足」の総合的確保等に向けた新たな制度的枠組みの構築の検討を直ちに開始し、地域交通法等の改正も念頭にできるだけ早期に具体化を図るよう指示が出された。この指示等を踏まえ、同年6月から、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会（部会長：山内弘隆・一橋大学名誉教授）において、その具体化のための検討が行われている。

(2) 鉄道政策

ア 整備新幹線の整備

整備新幹線とは、全国新幹線鉄道整備法に基づき昭和48年に整備計画が定められた右の5路線をいい、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施設を建設・保有し、JR各社が施設を借りて車両を運行させている。

整備新幹線一覧

路線名	整備計画区間	開業（ゴシック体は建設中）
北海道新幹線	新青森～札幌	新青森～新函館北斗…2016年3月開業 新函館北斗～札幌…開業時期未定
東北新幹線*	盛岡～新青森	盛岡～八戸…2002年12月開業 八戸～新青森…2010年12月開業
北陸新幹線	東京～新大阪	高崎～長野…1997年10月開業 長野～金沢…2015年3月開業 金沢～敦賀…2024年3月開業 (敦賀～新大阪間は未着工)
九州新幹線 (鹿児島ルート)	博多～鹿児島中央	新八代～鹿児島中央…2004年3月開業 博多～新八代…2011年3月開業
九州新幹線 (西九州ルート)	博多～長崎	武雄温泉～長崎…2022年9月開業 (新鳥栖～武雄温泉間は未着工)

※東北新幹線の東京～盛岡間は整備新幹線ではない。

¹⁵ バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが自家用車を活用して提供する有償の旅客運送

¹⁶ タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスを提供する事業

建設費用は、JR各社が毎年支払う新幹線貸付料が充当された後、残額を国及び地方が2：1の割合で負担している。

現在、北海道新幹線の新函館北斗～札幌間が建設中であるが、トンネル工事の遅れ等に伴い、当初2030年度末とされていた開業時期の見通しが立たなくなっている。なお、北海道新幹線の札幌延伸に伴い並行在来線となる函館本線の一部区間については、令和7年9月、延伸時点では貨物路線として維持させる方針が決まった。

未着工の区間については、政府は、北陸新幹線の敦賀～新大阪間の延伸ルートとして小浜・京都ルートを採用する方針であるが、沿線自治体の京都府や京都市から地下水等の環境への影響や多額の財政負担等への懸念が示されたことなどを受け、今後、ルートの再検証が行われる予定である。

また、九州新幹線西九州ルート（西九州新幹線）の新鳥栖～武雄温泉間では、全区間の「フル規格」での整備を目指す方針に対し、沿線自治体の佐賀県が負担の増加等を理由に難色を示しており、現在、同県と国土交通省の間で整備方針やルートをめぐる協議や、同県と長崎県、JR九州の3者による合意を図るための協議が行われている。

イ リニア中央新幹線

リニア中央新幹線は、JR東海が、令和9（2027）年の品川～名古屋間の営業運転開始を目標に、平成26年12月17日に工事に着工した。品川～大阪間の全線の建設費約10.5兆円は全額同社による自己負担であるが、全線開業を当初計画の令和27（2045）年から最大8年間前倒しするため、財投資金（3兆円）の融資が行われている。

現在、品川駅や名古屋駅、南アルプストンネル等の工事が実施されているが、南アルプストンネルの静岡県内の区間については、水環境や生態系への影響等の懸念から未着工となっている。国土交通省は、令和3年12月には水資源問題について、令和5年12月には生態系等の環境保全について報告を取りまとめたが、現在も静岡県とJR東海との間で合意が得られていない¹⁷。このような状況から、JR東海は、令和6年3月、品川～名古屋間の令和9年の開業を断念する方針を明らかにしている。

(3) 物流・自動車政策

ア 物流の適正化等に向けた対応

(7) 令和6年の法改正

国内物流の多くをトラック運送が支える中、令和6（2024）年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されることになり、何も対策を講じなければ物流が停滞しかねなくなる「物流の2024年問題」への対応が必要となっていた。このため、政府は、商慣行の見直し、物流の効率化等を図るため、令和5年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」、令和6年2月に「2030年度に向けた政府の中長期計画」等を取りまとめた。

¹⁷ 令和7年8月現在、静岡県は、JR東海に対話を求めている28項目（水資源6項目、生物多様性17項目、トンネル発生土5項目）中、水資源については全ての対話が、生物多様性については3項目、トンネル発生土については1項目の対話がそれぞれ終了したとしている。

これらに沿って、令和6年の第213回国会において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律¹⁸と貨物自動車運送事業法が改正され、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減、トラック運送業における多重下請構造の是正、適正な運賃収受等に向けた措置が講じられるなど、商慣行の見直し等に向けた取組が進められている。

(イ) 令和7年の法改正

令和7年の第217回国会においては、ドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、議員立法により、トラック事業の許可について5年ごとの更新制の導入、運賃・料金に係る「適正原価」の導入及びそれに伴う「標準的な運賃」の廃止、トラック事業者等が元請事業者として運送を引き受ける場合の再委託の回数を2回以内に制限する努力義務の明記等を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われるとともに、この改正を担保するため、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律が制定された。

イ 次期「総合物流施策大綱」の策定

総合物流施策大綱は、政府における物流施策の指針を示し、関係省庁が連携して総合的な物流施策の推進を図るために策定されるものである。令和3年6月に閣議決定された現大綱のもとでは、①物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（「簡素で滑らかな物流」の実現）、②労働力不足対策と物流構造改革の推進（「担い手にやさしい物流」の実現）、③強靱で持続可能な物流ネットワークの構築（「強くしてしなやかな物流」の実現）の3つの観点を踏まえた関連施策が実施されてきた。

現大綱は令和7年度が計画期間の最終年度となっており、物流を取り巻く諸課題に対応する物流施策の在り方について検討する国土交通省の「2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会」（座長：根本敏則・敬愛大学特任教授）は、11月にも提言を取りまとめることとしており、その後、提言に基づく新たな大綱が令和7年度末までに策定される見込みである。

ウ 物流拠点の整備

物流拠点は、トラックドライバーの時間外労働の上限規制を受けたトラック輸送の変容、ダブル連結トラックや自動運転トラックといった新技術の実装、地域活性化や災害時における地域の防災対応の観点からの重要度の高まりなどもあり、求められる役割が大きく変化している。

国土交通省は、「物流の2024年問題」等に社会が直面する中で、地域全体の産業インフラでもある物流拠点へのニーズの変化、アセットの老朽化等の状況の変化も踏まえ、令和6年10月に「物流拠点の今後のあり方に関する検討会」（座長：大島弘明・流通経済大学流通情報学部教授）を設置して、物流拠点への民間投資の促進に寄与する政策の在り方について検討し、令和7年4月にその報告書を公表した。

¹⁸ 改正後における法律の題名は「物資の流通の効率化に関する法律」

報告書では、今後の政策の方向性として、①物流拠点の整備に係る国の方針策定、②基幹物流拠点の整備に係る関与・支援、③公共性の高い物流拠点の整備・再構築に係る関与・支援の3点を示すとともに、物流拠点整備促進に係る具体的な方策が提示された。

同省は、報告書に提示された今後の政策の方向性等を踏まえ、物流拠点に係る政策を推進することとしている。

エ 日本版ライドシェアの実施状況

令和6年3月、タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定した上で、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする「日本版ライドシェア」（自家用車活用事業）が創設され、同年4月から提供が開始されている。

また、国土交通省は、同年7月から10月にかけて、日本版ライドシェアのバージョンアップ第1弾として、雨天時や酷暑、イベント開催への対応や、大都市部以外の地域における制限緩和（供給車両数、時間帯の拡充等）を行った。

令和7年6月からは、バージョンアップ第2弾として、バス・鉄道事業者によるトライアル運行が実施されている。規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）では、このトライアルの結果を検証し、バス・鉄道事業者による参画に関し、タクシー事業の許可取得に係る要件の緩和や明確化も含め、制度改正やガイドライン整備等の所要の措置を講ずることとされている。

オ 自動車の自動運転の実装に向けた取組

自動車の自動運転については、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）において、「地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、2025年度を目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上の地域で実現」、「2025年度頃の高速度道路におけるレベル4自動運転トラックの実現、2026年度以降の社会実装」という目標が掲げられた。

国土交通省は、自動運転の社会実装に向けた取組を行う地方公共団体に対する補助事業を実施しており、令和5年5月には福井県永平寺町において全国初のレベル4¹⁹自動運転移動サービスが、令和6年12月には愛媛県松山市において全国初のレベル4自動運転の路線バスの運行がそれぞれ開始された。自動運転トラックについては、令和7年3月から、深夜時間帯に新東名高速道路の駿河湾沼津SA～浜松SA間に自動運転車優先レーンを設定し、車両開発と連携した路車協調（合流支援情報提供、落下物・工事規制情報等の先読み情報提供）により、その実現に向けた実証実験が実施されている。

また、国土交通省は、令和6年10月に交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に「自動運転ワーキンググループ」（委員長：塩路昌宏・京都大学名誉教授）を設置して、自動運転タクシー等のより迅速かつ円滑な社会実装を可能とし、事業化を更に加速化するための制度整備の在り方について検討し、令和7年5月にその中間取りまとめを公表した。

¹⁹ 特定条件下における完全自動運転

取りまとめでは、自動運転タクシーにおいて想定されるビジネスモデルに対応した規制緩和等についての3つの検討課題（管理の受委託の運用の明確化、特定自動運行時に必要な運行管理の在り方、タクシー手配に係るプラットフォームに対する規律の在り方）のほか、自動運行装置に係る認証基準等の具体化による安全性の確保、事故原因究明を通じた再発防止、被害が生じた場合における補償等の3点についての検討結果が示された。

同省は、この内容を踏まえ、その社会実装を加速させる取組を推進することとしている。

(4) 海事政策

海事分野は、造船業及び国際海運業における厳しい国際競争、内航海運業における船員の働き方改革の推進、荷主等との取引環境の改善、生産性の向上等の課題を抱えており、令和3年の第204回国会（常会）において成立した海事産業強化法²⁰により改正された海上運送法、船員法、船員職業安定法等の各法律に基づく取組を通じて、経済安全保障の推進や海事産業の競争優位性の確立を目指している。

特に、造船業については、1990年代には世界の建造量の約5割を占めたが、現在は中国や韓国の台頭を受けて1割程度に落ち込んでおり、経済安全保障や米国トランプ政権の関税政策等に対応した日米協力の推進の観点から、再生を図る必要性が指摘されている。政府は、現在、GXの推進に資するアンモニア燃料船やゼロエミッション船の導入促進、DXの推進による生産性向上、自動運航船への開発支援やその実用化に必要な国際海事機関（IMO）の規則策定に向けた国際的な議論の主導等を進めており、経済財政運営と改革の基本方針2025（以下「骨太方針2025」という。）においても、造船業の再生及び海運業、造船業等の海事クラスターの強靱化が明記された。

また、内航海運では、「物流の2024年問題」を受けて陸送からのモーダルシフトが期待される一方、船員不足等の課題を抱えており、取引環境の改善や船員の働き方改革が進められている。令和7年の第217回国会では、船員等の海技人材の確保の間口の拡充、職場環境の改善等に加え、船員関係手続のデジタル化、漁船員条約²¹の締結に向けた漁船員の乗組み要件、訓練の実施義務等を定める船員法等の改正²²が行われた。

(5) 港湾政策

港湾は、海上輸送と陸上輸送の結節点であるが、令和6年能登半島地震の際には施設の被災等により緊急物資等の円滑な輸送に支障が生じたほか、気候変動に伴う影響、施設の老朽化と港湾管理者（地方公共団体）の技術職員の不足等の課題を抱えている。これらを踏まえ、令和7年の第217回国会において港湾法が改正され、災害時の港湾機能の確保のための措置、官民関係者による港湾の協働防護のための措置、国による港湾の改良工事の代行制度の創設等が行われた。

²⁰ 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

²¹ 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW-F条約）

²² 「船員法等の一部を改正する法律」であり、船員法、船員職業安定法及び「船舶職員及び小型船舶操縦者法」の計3法律を改正するものである。

国際基幹航路の寄港の維持拡大に向けて、国土交通省は、国際コンテナ戦略港湾（京浜港及び阪神港）への集貨を推進している。一方、我が国全体の人手不足の中、国際コンテナ戦略港湾との間で2次輸送を行う地方港の港湾労働者の人手不足の深刻化により荷役に支障が生じており、これに伴い、2次輸送を担う内航フィーダー航路網の拡充が制約されることで、集貨施策自体に影響が及んでいるとの指摘があり²³、対応が求められている。

また、政府は、洋上風力発電を推進しており、令和7年の第217回国会では、経済産業大臣及び国土交通大臣が発電設備の設置を認める海域として指定できる対象海域として、従来の領海・内水に加え、浮体式設備の活用を念頭に、排他的経済水域（EEZ）を追加する再エネ海域利用法²⁴の改正が行われた。一方、同年8月には、秋田県沖と千葉県沖の領海計3海域で公募を経て事業者として選定されていた三菱商事(株)等の企業連合が、サプライチェーンの逼迫、物価高騰等の事業環境の変化を受けて撤退したため、政府は、公募要件を見直した上で再公募を行う意向を示している²⁵。

(6) 航空政策

我が国の航空事業については、コロナ禍を契機とした需要構造の変化や、世界的な物価高やドル高円安の影響による燃料費等の外貨建てコストの増大等により、国内線の事業環境が厳しい状況になっている。このため、国土交通省は、国内航空ネットワークの維持を図るため、令和7年5月から「国内航空のあり方に関する有識者会議」（委員長：竹内健蔵・東京女子大学現代教養学部経済経営学科教授）において路線や運航の在り方など制度の抜本的な見直しを含む方策を検討しており、来春に今後の方向性を示す予定としている。

航空整備士及び操縦士の人材確保等に向けて、国土交通省の「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会」（座長：李家賢一・東京大学大学院工学系研究科教授）は、令和7年3月に最終取りまとめを行い、これに従い、同省は、外国人整備士の受入れ拡大、女性パイロット等の拡大等の取組を行っている。また、最終取りまとめにおいてパイロットに係る重点テーマの一つとされた航空大学校の抜本改革のため、同年4月に「航空大学校の養成に関する検討会」を設置し、検討を進めている。

無人航空機の利活用については、令和4年12月に有人地帯上空での補助者なし目視外飛行（レベル4飛行）が可能となり、令和5年12月には、ドローン配送の事業化に向けて、レベル3.5飛行²⁶の制度が新設された。また、事業化の促進のため、令和7年3月には、「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン」（第一版）が策定された²⁷。

²³ 『日本海事新聞』（令7.9.30）

²⁴ 現行の正式名称は「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」であるが、令和7年改正により「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改められる。

²⁵ 『日本経済新聞』（令7.9.5）

²⁶ 「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」を改正し、レベル3飛行（無人地帯での補助者なし目視外飛行）に一定の要件（操縦者ライセンスの保有、保険への加入、緊急着陸地点の設定）を追加することで、立入管理措置の緩和や道路等の一時的な横断を可能とするもの

²⁷ レベル3又は3.5飛行で実施する1対5（操縦者1人に対して5機）までの運航を対象としており、人間の目による監視を前提とした現時点の上限として設定されている。

3 観光施策、気象業務、海上保安の動向

(1) 観光施策

我が国の観光産業は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による訪日外国人旅行者の激減などにより、深刻な影響を受けたが、令和4年以降、観光需要の回復が進み、令和6年の訪日外国人旅行者数は約3,687万人、訪日外国人旅行消費額は約8.1兆円といずれも年間の合計で過去最高となった²⁸。

一方、観光需要の急速な回復に伴い、混雑やマナー違反が地域住民の生活に影響を与える事態が生じており、令和5年10月に取りまとめられた「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づき、先駆モデル地域が選定され、公共交通等の混雑対策や需要分散・周遊促進等の対策が講じられているものの、オーバーツーリズム対策は依然として大きな課題となっている。

また、政府は、令和5年3月に策定した「観光立国推進基本計画」に基づき、観光立国に向けた取組を進めている。現在、骨太方針2025に基づき、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人・消費額15兆円の実現を目指し、地方誘客の促進及び持続可能な観光地域づくりに向けた観光施策の充実・強化のため、令和7年度末までに新たな観光立国推進基本計画を策定するとともに、必要となる国の財源確保策について具体的検討を行っている。

(2) 今後の気象業務の在り方

近年、線状降水帯²⁹が毎年のように発生し、大きな被害をもたらしており、その予測精度の向上が喫緊の課題となっている。

線状降水帯の発生等に関する情報としては、令和3年6月から線状降水帯の発生を検知した際に「顕著な大雨に関する気象情報」が発表されていたが、大雨災害への危機感をいち早く高めるため、令和5年5月からは予測技術を活用し最大30分程度前倒しで発表し、令和8年からは予測時間を更に延ばして2～3時間前に発表することを目指している。また、令和6年から線状降水帯による大雨の可能性の発表を県単位で行っており、令和11年からは市町村単位の危険度について地図上の危険度分布形式の情報として半日前から提供することとしている。

また、複雑で分かりにくいとの指摘がある防災気象情報³⁰について、気象庁及び水管理・国土保全局は、有識者からなる「防災気象情報に関する検討会」の令和6年6月の最終取りまとめを踏まえ、新たにレベル4相当の「危険警報」を設けるとともに、「洪水」「大雨」「土砂災害」「高潮」の4種類の災害の危険度をレベル2～5の4段階で表す運用の令和8年度の出水期からの開始を目指している。

²⁸ 訪日外国人旅行者数は、令和7年8月、3,428,000人（前年同月比116.9%）となっている（「訪日外客数（2025年8月推計値）」2025年9月17日 日本政府観光局）。

²⁹ 次々と発生した積乱雲により、線状の降水域が数時間にわたりほぼ同じ場所に停滞することで、大雨をもたらすもの

³⁰ 国等が発表する、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するための情報

(3) 海上保安

尖閣諸島周辺の海域においては、平成24年の同諸島の国有化以来、中国船舶の活動が活発化し、常態化している。特に、平成25年の中国海警局の発足後は、同局船舶の隻数の増加とともに、船舶の大型化・武装化が進んでいる。

中国は、令和3年2月に施行された海警法³¹を根拠に、尖閣海域を含む我が国周辺海域における管轄権の主張や領海侵犯等の圧力を強めており、特に、尖閣諸島付近の領海内では、令和7年3月に海警局の船舶が過去最長の92時間以上にわたり侵入する事案が発生したほか、日本漁船に接近しようとする事案も相次いでいる。

また、外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動が、東シナ海や日本海のみならず、沖ノ鳥島と南鳥島周辺海域まで広域化しており、令和7年5月までに撤去等が行われたものの、中国が我が国のEEZ内の複数の海域や大陸棚「四国海盆海域」に観測ブイを無断で設置していた事案が明らかになった。

さらに、EEZにおける外国漁船の違法操業、北朝鮮による弾道ミサイルの発射及び日本海や太平洋への着弾等、我が国周辺の海域をめぐる状況は厳しさを増している。

このような状況に対応するため、海上保安庁は、令和4年12月に決定された新「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船、航空機等の大幅な増強等のハード面の取組や、警察、自衛隊、外国海上保安機関との連携強化等のソフト面の取組を推進し、領海警備能力、広域海洋監視能力、事案対処能力等を強化している。令和5年4月には、武力攻撃事態時において自衛隊法に基づき海上保安庁を自衛隊の指揮下に置く手順を定めた「統制要領」が策定され、有事の際の自衛隊との役割分担や連携強化が図られており、同要領に基づく自衛隊と海上保安庁の共同訓練が実施された。また、同年6月以降は、同庁とアメリカ、韓国、フィリピンの海上保安機関との合同訓練も実施されている。

内容についての問合せ先

国土交通調査室 須澤首席調査員（内線68580）

³¹ 中国海警局の権限と役割を定めた法律で、「管轄海域」（具体的な範囲は示されていない）における「武器の使用を含む一切の必要な措置」を認める内容となっている。このような規定について、我が国は、適用範囲や武器使用権限が曖昧であり、国際法に反するものであると主張している。

環境委員会

環境調査室

1 脱炭素社会の構築

(1) 気候変動に関する国際的な取組

ア パリ協定

2015年12月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された。パリ協定では、世界共通の長期目標として2℃目標¹が設定されるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが盛り込まれた。また、パリ協定に参加する全ての国に削減目標（国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution）。以下「NDC」という。）の提出・更新が義務付けられている。パリ協定は2016年11月4日に発効し、2020年1月1日から取組が開始されている。

パリ協定の主な内容

・世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求することと言及。
・主要排出国を含む全ての参加国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
・全ての参加国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
・全ての参加国が長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（長期低排出発展戦略）を作成、提出。
・適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
・イノベーションの重要性の位置付け。
・5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）。
・先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
・我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた市場メカニズムの活用を位置付け。

（出所）環境省資料を基に当室作成

イ 世界の脱炭素化に向けた動き

パリ協定の長期目標を受けてIPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）は、1.5℃と2℃との影響の違いについての知見を2018年に「1.5℃特別報告書」としてまとめ、将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロ（カーボンニュートラル）となっていることが必要であることなどが示された。

IPCCが2023年3月に公表した第6次評価報告書統合報告書（AR6）では、2011年から2020年の世界平均気温は既に1.1℃の温暖化に達しているとし、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、短期のうちに1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されている。

こうした科学的知見に加え、近年頻発する気象災害などを受けて、多くの国々が気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、そのための対策として2050年排出ゼロを目標とするようになっている。このように1.5℃目標が世界的潮流となる中、世界第2位の温室効果ガス排出国である米国では、2025年1月、トランプ大統領がパリ協定から離脱する大統領令に署名している。

また、2025年11月10日からブラジル連邦共和国・ベレンで開催されるCOP30では、緩和策及び途上国支援の強化等の議論が予想される。

¹ 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるという目標。

(2) 気候変動に関する我が国における取組

我が国は、2020（令和2）年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、翌2021（令和3）年4月には、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを決定した。以後、関係する計画等の見直しが行われ、同年10月22日、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定された。同日、2030年度の温室効果ガス削減目標である「日本のNDC（国が決定する貢献）」が地球温暖化対策推進本部で決定され、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。

2025（令和7）年2月には、「地球温暖化対策計画」を改定し、1.5℃目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを閣議決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出した。

また、温室効果ガス排出削減の国際公約及び我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、官民で巨額の投資（今後10年間で150兆円超）を実現するため、第211回国会で、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和5年法律第32号。GX推進法）が成立し、2023（令和5）年7月、同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が閣議決定された。同法では、成長志向型カーボンプライシング構想の下、カーボンプライシングの具体策として「排出量取引制度」「炭素に関する賦課金」の導入が示されている。さらに2025（令和7）年2月には、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を改訂した「GX2040ビジョン」が閣議決定されるとともに、5月には、第217回国会においてGX推進法の改正法が成立した。成長志向型カーボンプライシングの導入に当たり、2026（令和8）年度から開始される排出量取引制度及び2028（令和10）年度から導入される化石燃料賦課金の具体化がなされている。

地域における脱炭素の促進については、意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的・包括的に支援するスキームとして、令和4年度から「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金²」が新設され、地域脱炭素ロードマップ³で示された脱炭素先行地域⁴や重点対策加速化事業などへの重点的支援が行われている。

一方、気候変動への適応⁵については、近年の気温の上昇傾向を踏まえ、熱中症対策を強化するため、第211回国会において気候変動適応法等の改正法が成立している⁶。

² 令和6年度補正予算及び令和7年度予算では、「特定地域脱炭素移行加速化交付金」等とともに、地域脱炭素推進交付金として合計750.2億円が計上されている。

³ 2021（令和3）年に策定されたもので、今後5年間の集中期間に政策を総動員し、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を創出する目標等を掲げ、新たな地域の創造や国民のライフスタイルの転換を図ることとしている。

⁴ 令和7年9月11日現在で40道府県1119市町村の90件が選定されている。

⁵ 気候変動適応とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることを指す。

⁶ 従来からの熱中症警戒アラートに加え、極端な高温現象により国民の健康へ重大な支障を及ぼす事態が生じる場合に、一段上の熱中症特別警戒情報を発表する等が主な改正内容となっている。

(3) 今後の主な課題

COP30 に向けた国連への各国のNDCの提出状況は 42 か国（9月 26 日時点）であり、米国がパリ協定を再離脱し途上国への資金支援が縮小する中、COP30 の議論の停滞が懸念されており、国際的な機運が高まるかが注視される。

我が国においては、新たなNDC「2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減（いずれも 2013 年度比）」の達成のため、具体的な政策を着実に実施することが重要となる。

こうした中、再生可能エネルギーの導入促進については、大規模な太陽光発電施設の建設により、地域共生上の懸念が顕在化する事例が各地で生じている⁷。2022（令和 4）年度より、地球温暖化対策推進法に基づき、地域共生型の再エネ事業を推進する地域脱炭素化促進事業制度が創設され、環境省は地方自治体に対して制度の活用を促しているが、促進区域の設定の在り方が地域によっては課題とされている。政府は、2025（令和 7）年 9 月に「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置して対応を検討することとしている。

さらに、既に与野党で合意している揮発油税等の当分の間税率の廃止については、廃止の影響によりCO₂排出量の増加が見込まれるため⁸、環境省は環境保全効果を確保するための所要の措置を検討する必要があるとしており、動向が注目される。

2 循環型社会の形成

(1) 循環型社会を形成するための法体系等

我が国の循環型社会を形成するための法体系は、この分野の基本法である「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）、同法の下に位置付けられ一般的な仕組みとしての「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、特定の素材に着目した包括的な法制度としての「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環法」という。）、個別物品の特性に応じた規制法としての容器包装や家電等の個別リサイクル法等で構成されている。

令和 6 年の第 213 回国会では、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」（令和 6 年法律第 41 号）が成立した。同法は、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずるとしている。これらのうち一部の規定については、令和 7 年 2 月から施行されている。

循環基本法においては、施策の優先順位が、①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）、④熱回収、⑤適正処分という順位で規定されており、

⁷ 一例として、釧路湿原国立公園付近に太陽光パネルが設置され、野生動物や景観への悪影響が指摘される事態となっている。

⁸ 国立環境研究所が行った試算では、現行の地球温暖化対策計画に位置付けられているあらゆる対策・施策を講じたとしても、当分の間税率を廃止した場合には、2030 年に 610 万トンCO₂の排出量増加が見込まれるとされた。

これらを踏まえて、循環型社会の実現に向けた取組が行われている。また、循環基本法は政府に循環型社会の形成に関する基本的な計画の策定を義務付けている。この循環型社会形成推進基本計画は、概ね5年ごとに策定されている。

(2) 循環経済（サーキュラーエコノミー）⁹

ア 循環経済の意義と実現に向けた取組

大量生産・消費型の社会は環境に負荷をかけ、気候変動などの様々な環境問題と密接に関係している。これに対し「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への取組が、国際社会共通の課題となっている。循環経済への移行により、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を始めとする資源循環の取組を進め、製品等のライフサイクル全体での環境負荷低減につながることを期待されている。

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生及び質の高い暮らしの実現にも資するものとされた。こうした認識の下、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題であるとし、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として同計画は策定された。また、同年12月には、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議において、循環経済への移行加速化パッケージが取りまとめられ、再生材の安定供給に向けた全国12箇所の拠点整備のための調査事業、レアメタル含有率の高い小型家電などの回収と再資源化、使用済みおむつや太陽光パネルリサイクルの推進などが盛り込まれた。

循環経済への移行は、国民のライフスタイルの転換、製品の設計から廃棄物の再資源化・再生材の利用など、サプライチェーン全体のあらゆる企業の変革を伴うものであるため、同閣僚会議が司令塔となって推進するとしている。

イ 太陽光パネルの廃棄及びリサイクルのあり方に関する検討

太陽光パネルの製品寿命は20～30年程度とされており、2030年代半ばからその排出量が顕著に増加し、年間最大50万トンに達することが見込まれている。排出量の増加に備えて、計画的な処理及び再資源化等を実施するためには、太陽光発電設備の着実なリユース・リサイクルとともに、それらに要する費用の確保やパネルの製造・販売から再資源化までの各段階における情報管理、さらには発電事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄といった地域の懸念に対しても対応が必要となる。

こうした背景を踏まえ、環境省及び経済産業省は、検討会等を合同で開催するなどして検討を進め、令和7年3月には両省審議会の合同会議において「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」が取りまとめられた。しかし、その後政府内において法制的

⁹ 「国際的な議論では、循環経済は、資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている。」（第五次循環型社会形成推進基本計画 7頁）

な観点から更なる検討の必要性が指摘され、第217回国会での提出は見送られた。

その後、環境省は、制度案の見直しを視野に入れて、更なる検討を進めるとしている。

(3) プラスチックごみ問題への対応

不適正な管理等により一般環境中に流出したプラスチックごみは、野生生物の摂食等によって生態系へ影響を及ぼすだけでなく、海洋流出により漁業や観光にも影響を与えるなど、様々な問題を引き起こしている。また、環境中で劣化するなどによりプラスチックが微小化するマイクロプラスチックの問題も大きな課題となっている。

プラスチック廃棄物削減に向けた国際的な取組としては、2019（令和元）年6月のG20大阪サミット首脳宣言において、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、2023（令和5）年4月に開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合で、目標を10年前倒し、2040年までの追加的なプラスチック汚染ゼロが合意された。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際条約の策定に向けて、2025（令和7）年8月に第5回の政府間交渉委員会（INC5.2）が開催されたが、プラスチックの生産に係る規制の導入等について各国の意見の隔たりが大きく、条約案の策定は先送りされることとなった。今後は、再開会合を開催し交渉を継続するとしている。

一方、国内では、国内外からのプラスチック等の漂着物に係る対策が行われるとともに、プラスチック資源循環戦略の策定等により対策が講じられている¹⁰。令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法は、プラスチックという素材に着目し、製品の①設計・製造、②販売・提供、③排出・回収・リサイクルの各段階において、あらゆる主体による資源循環等の取組を促進する措置を講じている¹¹。

市区町村は、同法によって、プラスチック製容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の一括回収・リサイクルが可能となった。環境省は、令和4年度から市区町村が実施する一括収集やリサイクルに関する経費について特別交付税措置を講じ、市区町村の取組を更に後押ししている。また、市区町村が再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて事業者と連携して再商品化を行うことができる制度が創設され、令和7年3月までに31の事業が認定を受けている。

(4) 災害廃棄物処理に関する取組

台風や地震などの自然災害は多量の災害廃棄物を発生させる。災害廃棄物処理の遅滞は被災地の復興の妨げとなるため、平時の備えとなる災害廃棄物処理計画の策定等や、発災

¹⁰ その他にも、平成30年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）が改正され、漂流ごみ等の法の対象への追加やマイクロプラスチック対策に係る規定の新設等が行われた。また、令和2年にはレジ袋有料化義務化が行われた。

¹¹ 同法に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制のため、特定プラスチック使用製品（無償で提供されるストロー・スプーン等）の使用の合理化の取組が行われている。使用の合理化の具体的な方法としては、省令において、①有償提供、②景品等の提供（ポイント還元等）、③消費者への意思確認、④繰り返し使用を促すことなどが挙げられている。

時における迅速かつ適切な初動対応、国による被災地支援体制の構築などが重要となる。

環境省は、自治体等における災害廃棄物対策の支援充実のため、災害廃棄物に関する有識者、技術者、業界団体等で構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)」を構築し、災害の種類・規模等に応じて災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう災害廃棄物処理計画の策定等に対する技術支援、発災時の初動対応、復旧・復興対応支援等を行っている。また、地方環境事務所が中心となって、自治体や事業者等の参画により、地域ブロック協議会が全国8か所に設置され、地域ブロック別の災害廃棄物対策行動計画等の作成、共同訓練の実施、自治体の災害廃棄物処理計画の策定支援の取組が実施されている。

過去の発災時には、自治体による災害廃棄物処理計画の未策定により災害廃棄物への対応が遅れた事例があった。第五次循環型社会形成推進基本計画では、災害廃棄物処理計画の策定率について、2030年度に、都道府県及び市町村において100%とする目標が掲げられた¹²。以前より市区町村では専門知識を持つ職員や予算の確保が困難であることが指摘されており、引き続き国による支援が求められている¹³。

3 自然共生社会の形成

(1) 生物多様性に関する国際的な取組

生物の多様性を包括的に保全するとともに、生物資源を持続可能な形で利用していくための国際的な枠組みとして、1992(平成4)年に、「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)が採択された。その後、2010(平成22)年に愛知県で開催された同条約の第10回締約国会議(COP10)で2020年までの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する世界目標「愛知目標」が採択された。

愛知目標は2020年を達成年としていたが、同年9月に発表された国連の生物多様性条約事務局の報告書「地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)」は、ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標のいずれも完全に達成されたものはなかったと結論付け、森林減少や種の絶滅といった生物多様性の損失に歯止めがかかっていないと指摘している。

こうした状況を踏まえ、新たな世界目標が検討されてきたが、2022年12月に開催されたCOP15では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(GBF)が採択された。同枠組は、2050年までの「自然と共生する世界」の実現を目指すもので、枠組の中の2030年ターゲットでは、2030年までに陸地と海洋の少なくとも30%の保全を目指す「30by30目標」を始め、愛知目標を引き継ぐ2030年までに達成すべき23項目の目標が掲げられた。また、同枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みも決定された。

2023(令和5)年4月に開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合では、GBFの迅速かつ完全な実施の重要性が確認されるとともに、全ての部門において生物多様性保

¹² 令和5年度末で同計画を策定した自治体は、都道府県では100%、市区町村では86%となっている。

¹³ 令和6年1月1日に発生した能登半島地震で生じた災害廃棄物に関しては、公費解体の加速化、自治体に対する仮置場の確保や分別徹底等の周知とともに、環境省の職員を派遣し、現場状況の確認及び助言を行うなどの支援が実施されている。

全を主流化させるための知識の共有や情報ネットワーク構築の場としての「G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス」が設立された。

なお、企業に対する生物多様性に及ぼす影響の評価・情報開示については、2023（令和5）年9月に、民間企業や金融機関が自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」が、最終提言として情報開示の枠組みを公表している。

2024年10月21日から11月2日まで、コロンビア・カリでCOP16が開催され、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠等が決定された一方、GBFの実施をモニタリングする枠組や、生物多様性保全のための資源動員については、会議が中断され合意に至らず、2025（令和7）年2月のイタリア・ローマの再開会合で決定された。

（2）生物多様性に関する我が国の取組

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、令和5年3月31日に、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された¹⁴。同国家戦略は、2030年までに自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、5つの基本戦略を掲げ、各基本戦略の下に、状態目標（15個）と行動目標（25個）の計40の目標が紐付けられている。

基本戦略の下で達成すべき行動目標では、可能なものについては関連指標の現状や数値目標が明記され、例えば、30by30目標を達成するために国立公園等の保護地域の新規指定や大規模拡張を目指すほか、海域公園地区の面積を約11万haに倍増させることなどが示されている。

なお、基本戦略の一つとして「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられ、その重点施策として、ネイチャーポジティブ経済¹⁵移行戦略が位置付けられたことを踏まえ、令和6年3月には、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されている。同戦略は、国際的な動向を踏まえて企業による積極的なネイチャーポジティブの取組を後押しするとともに、その実現に資する経済社会構造への転換を促すことを目的としている。

（3）国内における個別課題への対応

ア 30by30 目標の達成

我が国の生物多様性の保全策として、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域等や自然公園法に基づく国立公園等を始めとする保護地域の指定による保全が挙げられる。

¹⁴ 現在、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則は、「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）において定められている。同法では、政府に生物多様性国家戦略の策定を義務付けている。

¹⁵ 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済。個々の企業がネイチャーポジティブな経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、また、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮が評価されるとともに、行政や市民等の多様な主体による取組が相まって、資金の流れの変革等がなされた経済を意味する。

環境省は、COP15の国際枠組採択に先駆けて、「30by30目標」の国内達成に向けたロードマップを令和4年4月に策定している。同ロードマップでは、国立公園等の保護地域の拡張に加え、2018年のCOP14で国際的定義が採択された新たな概念の自然環境保全地域である「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM¹⁶）」の認定を通じて30%の目標達成を目指す方針が示されている。

同ロードマップを踏まえ、同省は、保護地域の拡張等を図るとともに、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する仕組みを令和5年度から正式に開始し、令和7年第1回の認定までで448か所が認定され、保護地域との重複を除いた区域については、OECMとして国際データベースに登録することとされており、令和6年度までに認定されたOECM登録面積の累計は、約54.5千haとなった。また、30by30目標に対応する保護面積とOECMの合計割合は、陸域21.0%、海域13.3%となっている。

イ 生物多様性増進活動促進法の制定

令和6年の第213回国会においては、ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講じることを内容とする「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和6年法律第18号）が制定され令和7年4月から施行されている。

ウ クマ被害対策

近年、クマ類が人の生活圏に侵入し、数年おきに大量出没を繰り返しており、とりわけ令和5年度には、人身被害件数が統計上最多を記録した。

このような状況を受け、環境省の検討会は、令和6年2月に、被害防止に向けた総合的な対策の方針を取りまとめた。同方針では、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止によって人とクマ類の空間的なすみ分けを図るため、「ゾーニング管理」を始めとする管理を推進する方針が示され、また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく指定管理鳥獣に絶滅のおそれのある四国の個体群を除いたクマ類を指定し、集中的かつ広域的な管理を図る必要性が示され、併せて、鳥獣保護管理法において禁止されている住居集合地域等における銃猟について法改正も含めて早急に対応方針を整理することが提言された。

これを受けて、同年4月には、四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣に指定されるとともに、住居集合地域等にクマ類等が出没した場合に、緊急的に銃猟を一定の要件の下で実施可能とする同法の改正法が同月成立し、令和7年9月1日からの施行に伴い、緊急銃猟制度の運用方法を市町村に解説する「緊急銃猟ガイドライン」も令和7年7月に環境

¹⁶ Other Effective area-based Conservation Measures の略。具体例として、企業の森、里地里山、都市内の緑地などが想定されている。

省から公表されている。なお、令和7年度のクマ類による人身被害は、8月末時点で69名（うち死亡者5名）と、令和5年度と同水準となっている。

4 健康被害の補償・救済及び懸念への対応

(1) 水俣病

水俣病とは、化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を、魚、エビ、カニ、貝などの魚介類が直接エラや消化管から吸収して、あるいは食物連鎖を通じて体内に高濃度に蓄積し、これを日常的に食べた住民の間に発生した中毒性の神経疾患である。熊本県水俣湾周辺を中心とする八代海沿岸で発生し、その後新潟県阿賀野川流域においても発生した。水俣湾周辺の水俣病は昭和31年、新潟水俣病は昭和40年に公式確認された。これまで公害健康被害補償法に基づき、水俣病と認定された患者は約3,000人、平成7年の政治解決による救済対象者が約12,400人、平成21年に成立した水俣病被害者特措法（以下、「特措法」という。）に基づく救済対象者は約38,000人となっている。水俣病は、公式確認から来年で70年、新潟水俣病は今年で60年を迎えるが、国による補償や救済が進められてきた一方で、現在も関係する訴訟が継続している。

他方、令和6年5月の被害者団体等と環境大臣との懇談の場で、団体側の発言中にマイクが切られた問題を機に、同年7月に再懇談が実施された。再懇談では、関係団体から特措法第37条に規定のある健康調査等の要望が出され、環境省は疫学調査を令和8年度を目途に開始するため、同年12月から検討会を開催し、令和7年3月に疫学調査の在り方に関する取りまとめを行った。また、「国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案」（篠原孝君外9名提出、第217回国会衆法第66号）が衆議院に提出され継続審査となっている。

(2) 有機フッ素化合物（PFAS¹⁷）問題

近年、全国各地において国の暫定指針値を超える濃度のPFASが検出されており、関係自治体や地域住民からはその影響に関する不安や、対策強化を求める声が上がっている。

PFASの一種であるPFOS等の規制については、国際的には「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」において、PFOSが2009年、PFOAが2019年、PFHxS¹⁸が2022年に廃絶等の対象に決定されている。国内では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）により、PFOSが2010年、PFOAが2021年、PFHxSが2024年に製造・輸入等が原則禁止されている。

環境省は、令和5年1月に2つの専門家会議¹⁹を設置し、同年7月に現時点で取り組むべき事項としての「PFASに関する今後の対応の方向性」、国民向けの「PFOS・PFO

¹⁷ 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称し「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされている。PFASのうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。半導体用反射防止剤、泡消火薬剤、フッ素ポリマー加工助剤など幅広い用途で使われてきた。

¹⁸ ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）

¹⁹ 「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」

Aに関するQ&A集²⁰を作成した。また、令和6年6月に食品安全委員会がPFASに関する食品健康影響評価書を公表したことを踏まえ、環境省は専門家会議において水道水の目標値等の検討を行ってきたところ、令和7年6月にPFOS及びPFOAを現行の水質管理目標設定項目²¹から水質基準項目に引き上げるため、関係省令を改正した。これにより、令和8年4月1日から水道事業者に対しPFOS・PFOAの水質検査の実施及び基準の遵守義務が課されることとなる。また、2020年に定めた水環境（公共用水域・地下水）における暫定指針値を指針値に代え、PFOSとPFOAの合算値50ng/L以下、水道水においても暫定目標値を目標値に代えPFOSとPFOAの合算値50ng/L以下としている。こうした取組が進められている一方、暫定指針値の超過が確認されている地域住民の血液検査²²、汚染源の特定、PFOS等除去後の活性炭の適正処理等の課題が指摘されている。

5 東日本大震災対応等

(1) 放射性物質汚染対処特措法の制定と政府の主な対応

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）に由来する放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、平成23年8月に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が制定され、平成24年1月より全面施行されている。

ア 帰還困難区域の復興・再生に向けた取組

福島第一原発事故後、原子力発電所の周辺約20～30kmは避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に分類された。このうち避難指示解除準備区域及び居住制限区域では、放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染土壌等の除染を実施し、平成30年3月までに全ての面的除染が完了し、令和2年3月までに避難指示が解除された。

一方、帰還困難区域については、平成28年8月に政府方針²³が定められ、5年を目途に避難指示を解除し居住可能とすることを目指す「復興拠点」を設定して整備することとされ、翌29年に除染や廃棄物処理の費用を国が負担すること等を定める「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号）の改正が行われ、帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」という。）が設定された。一部が拠点区域に認定された6町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）では、除染や避難指示解除が進められ、令和5年11月30日に富岡町の点・線拠点の避難指示が解除されたことをもって、拠点区域の全てにおいて避難指示が解除された。

²⁰ 令和6年8月に更新されている。<<https://www.env.go.jp/content/000242834.pdf>>

²¹ 評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水質管理上留意すべき項目等

²² 岡山県吉備中央町では、令和6年11月に公費による血液検査が実施されている。

²³ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日）

また、拠点区域外についても令和3年8月に政府方針²⁴が定められ、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めることとされ、令和5年の福島復興再生特別措置法の改正では、「特定帰還居住区域²⁵」が制度として創設された。改正法に基づき、一部が同区域として認定された6市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村）のうち、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、家屋等の解体や除染等が実施されている。

イ 福島県内除去土壌等の最終処分に向けた取組

放射性物質に汚染された福島県内の土壌等を最終処分するまで安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、政府と地元自治体との協議が進められた結果、平成26年9月、福島県は大熊町及び双葉町の2町への施設の建設受入れを容認する旨政府に伝達した。これを受け、特殊会社の中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）²⁶の中間貯蔵事業への活用と、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることを主な内容とする「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第120号）が同年11月に成立し、翌12月に施行された。

平成27年3月には中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入が開始され、令和2年3月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転が開始されている。

また、福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分の実現に向けては、その最終処分量を低減することが重要であるため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることとしている²⁷。令和7年5月、政府は、除去土壌の再生利用（復興再生利用²⁸）の推進、復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進の3本柱について、政府一丸となって取り組むための基本方針²⁹を取りまとめ、8月には、政府一丸となって当面5年程度で主に取り組むことを示したロードマップが策定された³⁰。

中間貯蔵事業が実施されている中で、用地の確保³¹、除去土壌の再生利用³²、法定化され

²⁴ 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日）

²⁵ 帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする地域。帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で、市町村長が設定する。

²⁶ 法案提出当時の会社名は、「日本環境安全事業株式会社」。

²⁷ 除去土壌等の減容・再生利用については、令和7年3月に策定された「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国的な理解の醸成等」に係る2025年度以降の進め方を示した「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」及び「復興再生利用に係るガイドライン」に基づき具体的取組が進められている。

²⁸ 除去土壌の再生利用は「復興再生利用」とも表記。

²⁹ 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針（令和7年5月）

³⁰ ロードマップでは、県外最終処分の実現に向けては、国民の理解醸成を図るとともに復興再生利用の案件創出に政府が率先して取り組むとし、令和7年7月には総理大臣官邸、9月からは順次霞が関の中央官庁の花壇等へ施工している。

³¹ 施設用地の全体面積約1,600haのうち、地権者と契約済みの面積は令和7年8月末現在で約1,314ha（約82.1%）となっている。なお、契約済みの面積には、公有地約95haが含まれている。

³² 除去土壌の再生利用等については、令和6年9月、環境省の取組がIAEAの安全基準に合致している旨のIAEA専門家会合最終報告書が取りまとめられた。

ている福島県外での最終処分の方針の実現に向けた取組が、地元自治体や住民、更には広く国民の理解を得つつ、確実かつ適正に行われていくのかが引き続き注目される。

ウ 指定廃棄物の処理

帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物³³及び福島県内の指定廃棄物³⁴（特定廃棄物）については、1 kg当たり 10 万ベクレル以下のもの³⁵は、福島県富岡町の特定廃棄物埋立処分施設³⁶において埋立処分が行われていたが、令和 5 年 10 月末に完了した³⁷。

一方、福島県以外で指定廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している 5 県³⁸では、国がこれを各県で集約して管理するため、長期管理施設の建設候補地の選定作業を進めている。

環境省は現在、5 県のうち宮城県、栃木県及び千葉県に対して詳細調査候補地³⁹を提示している。茨城県においては平成 28 年 2 月に、群馬県においては同年 12 月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針を決定した。この方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、1 kg当たり 8,000 ベクレル以下となったものについては、段階的に既存の処分場等で処理することを目指している。

(2) 原子力規制委員会の発足等

福島第一原発事故により失墜した原子力安全規制行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、政府は、「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針⁴⁰」を平成 23 年 8 月に閣議決定した。

その後、翌 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案⁴¹及び自民・公明案⁴²がそれぞれ提出され、与野党協議の結果、いわゆる「三条委員会⁴³」の「原子力規

³³ 現在、福島県内の 10 市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域として指定されており、同地域から排出される廃棄物については対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めている。対策地域内廃棄物の例としては、地震・津波によって生じたがれき、家屋解体によって生じた廃棄物等が挙げられる。

³⁴ 放射性セシウム濃度が 1 kg 当たり 8,000 ベクレルを超えると認められる廃棄物（焼却灰や汚泥等）で放射性物質汚染対処特措法に基づき環境大臣が指定するものをいう。

³⁵ 1 kg 当たり 10 万ベクレルを超えるものは中間貯蔵施設に搬入されている。

³⁶ 同施設は、既存の民間管理型最終処分場「フクシマエコテッククリーンセンター」を平成 28 年 4 月に国有化したもの。双葉郡 8 町村の生活ごみの埋立てについては、令和 9 年 11 月頃まで継続予定である。

³⁷ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の整備事業に由来する廃棄物等のうち 1 kg 当たり 10 万ベクレル以下のものについては、東日本大震災後休止していた大熊町の管理型処分場「クリーンセンターふたば」での埋立処分が令和 5 年 6 月より開始されている。

³⁸ 宮城県、群馬県、栃木県、茨城県及び千葉県。

³⁹ 宮城県：栗原市、加美町及び大和町、栃木県：塩谷町、千葉県：千葉市。なお、これらの市町は候補地の返上や詳細調査の受入拒否を表明している。

⁴⁰ 同方針では、『規制と利用の分離』の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、内閣府に設置されている原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省の外局とするなどとしていた。

⁴¹ 「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 11 号）、「原子力安全調査委員会設置法案」（内閣提出、第 180 回国会閣法第 12 号）及び「地方自治法第 156 条第 4 項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件」（内閣提出、第 180 回国会承認第 1 号）。

⁴² 「原子力規制委員会設置法案」（塩崎恭久君外 3 名提出、第 180 回国会衆法第 10 号）。

⁴³ 国家行政組織法第 3 条第 2 項に基づく委員会をいう。

制委員会」を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」を設けることで合意し、同年6月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第19号）が起草され、可決・成立した。

同法の成立に伴い、同年9月に、原子力の推進と規制を分離するため、環境省の外局として原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）が発足し、規制委員会の事務局として原子力規制庁が設置された（規制委員会の主な取組等については「東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会」の頁を参照。）。

内容についての問合せ先
環境調査室 鈴木首席調査員（内線68600）

安全保障委員会

安全保障調査室

1 我が国を取り巻く安全保障環境

2022（令和4）年12月に策定された国家安全保障戦略は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有しない一部の国家が既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せていることを指摘し、我が国が直面する安全保障環境を「戦後最も厳しくかつ複雑」と位置付けた。また、国家安全保障戦略と同時に策定された国家防衛戦略では、中国が東シナ海、南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みを推し進めていること、北朝鮮がかつてない高い頻度で弾道ミサイルを発射し、核の更なる小型化を追求するなど行動をエスカレートさせていること、ロシアがウクライナ侵略を行うとともに、極東地域での軍事活動を活発化させていることなどが記述されている。

加えて、これらの3か国は、近年連携を強化しつつある¹。例えば、北朝鮮がウクライナ侵略を続けるロシアに対し弾薬の提供や兵士の派遣を行い、その見返りとして、ロシアから対空ミサイルシステムや軍事偵察衛星などの軍事関連技術の支援を受けたことが報じられている²。また、中露についても、中露両軍による我が国周辺での艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行など、両国の連携による示威行動ともいえる活動が続いている。さらに、2025（令和7）年9月には、中国で行われた抗日戦争勝利80年記念軍事パレードに際して中露朝3か国の首脳が集結しており、これには米国に対して結束を誇示する狙いがあったとの見方もある³。

こうした動きに対し、我が国を含む普遍的な価値を共有する諸国は、クアッド（日米豪印）などの多国間の枠組みや二国間の防衛協力を通じて連携の強化を図っている。もっとも、2025（令和7）年1月に就任したトランプ米大統領は「米国第一主義」「力による平和」を標榜しており、米国が多国間の連携から身を引くことに対する懸念もみられる⁴。

他方、最近の戦い方に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵略で顕著になったように、重要インフラ等へのサイバー攻撃やSNSを通じた偽情報の拡散などの非軍事的手段と軍事的手段を組み合わせたハイブリッド戦が繰り広げられているほか、こうした行為が軍事侵攻以前の段階から行われるなど、有事と平時の区別も曖昧になりつつあるといえる。また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域や、人工知能（AI）・無人機の活用も今後ますます進むものとみられ、これらの分野における能力強化が我が国でも急務となっている。

¹ 2025（令和7）年9月に防衛省が公表した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書は、中露朝の連携について「ロシア、中国、北朝鮮の戦略的連携は、戦略三文書策定時とは次元が異なる様相を呈しており、仮に東アジアで事態が生じた場合、同様に三者が連携する公算は高いと考えられる」との認識を示している。

² 『毎日新聞』（2025.2.24）

³ 『読売新聞』（2025.9.4）

⁴ 『朝日新聞』（2025.9.4）

【参考】我が国周辺における中露朝の最近の主な軍事動向（2025年1月以降）

年月	内容
2025.1	北朝鮮が弾道ミサイルを発射（6日）
4	中国が台湾周辺で軍事演習を実施（1～2日）
5	尖閣諸島周辺の我が国領海内に侵入した中国海警船の艦載ヘリが領空侵犯（3日）
	北朝鮮が弾道ミサイルを発射（8日）
6	中国海軍の空母「山東」搭載のJ-15戦闘機が、海上自衛隊のP-3C哨戒機に異常接近（7、8日）
	中国海軍の空母「遼寧」と「山東」が太平洋に展開（中国海軍の空母2隻が同時に太平洋上で活動していることが確認されたのは初）
7	中国軍のJH-7戦闘爆撃機が、航空自衛隊のYS-11EB情報収集機に対し異常接近（9、10日）
8	中露海軍が合同軍事演習（1～5日）
9	中国海軍の3隻目の空母「福建」の航行を初確認（11日）

（出所）防衛省資料及び報道を基に作成

2 安保三文書をめぐる諸問題

(1) 防衛力整備計画に係る予算、財源

国家安全保障戦略では、2027(令和9)年度において防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組⁵をあわせ、そのための予算水準が2022(令和4)年度GDP比2%⁶に達するよう、所要の措置を講ずるとしている⁷。

また、防衛力整備計画では、2023(令和5)年度から5年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度⁸としている。そのうち、毎年度の予算(当初予算)の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置⁹を別途とることを前提として、40.5兆円程度¹⁰(2027(令和9)年度は8.9兆円程度)とされている。

他方、同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等において所要の措置を講ずることとされており、このうち税制措置について、「令和5年度税制改正の大綱」(2022(令和4)年12月23日閣議決定)において、主に以下のように定められた。

⁵ 国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の4分野が挙げられている。

⁶ 2022(令和4)年度GDP実績見込み(約560兆円)の2%は、11兆円程度

⁷ 2025(令和7)年度予算では、2022(令和4)年度GDP比約1.8%

⁸ 為替や物価高騰等が実際の経費に多大なる影響を与えるとの指摘もあるが、政府は、効率化、合理化策を徹底的に検討し、43兆円程度の範囲内で毎年度の予算編成を行っている旨説明している(第217回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第2号21頁(令7.2.28)) 寺田防衛省大臣官房審議官答弁)。

⁹ ①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと(1.6兆円程度)及び②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること(0.9兆円程度)

¹⁰ 40.5兆円程度に前掲脚注内①及び②の合計額(2.5兆円程度)を積み増すと43兆円程度となる。

税制措置の主な内容

- ・法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。
- ・所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。
- ・たばこ税について、段階的に1本あたり3円引き上げる。

同措置の開始時期については、「令和6年度以降の適切な時期」とされ、実施時期はしばらく未定のままとなっていたが、「令和7年度税制改正の大綱」（2024（令和6）年12月27日閣議決定）において、法人税とたばこ税について2026（令和8）年4月からの実施が明記された。しかし、所得税の開始時期決定は依然先送りされたままとなっている。

(2) トランプ政権による防衛費増額要求

2025（令和7）年6月、米国防省報道官が日本を含むアジアの同盟国は国防費をGDP比5%に引き上げる必要があるとの見解を示すなど、同盟国に防衛費増額を求めるトランプ政権の姿勢はますます鮮明になっている。当該見解に対し、石破内閣総理大臣は、「最初からGDP比ありきということではないが、必要なものを我が国の判断として積み上げていくことが重要¹¹」との考えを述べた。

なお、トランプ政権から同様の要求がなされていた北大西洋条約機構（NATO）は、2025（令和7）年6月のハーグ首脳会合で、同年に全てのNATO加盟国が国防支出2%の目標を達成することを発表するとともに、2035（令和17）年までに国防支出等の対GDP比目標を5%に引き上げることに合意した¹²。

(3) 国家防衛戦略、防衛力整備計画の改定

現行の防衛力整備計画は2023（令和5年）年度から2027（令和9年度）年度までの5年間における防衛力整備の経費等を定めたものであるが、2025（令和7）年8月、安全保障環境の急速な悪化を踏まえ、政府は国家防衛戦略と防衛力整備計画を2026（令和8）年末に前倒しで改定する方向で検討に入ったとの報道¹³があった。

また、2025（令和7）年9月、防衛省が設置した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」が提出した報告書においても、「近年の国際情勢や戦い方の変化の速さを踏まえ、防衛力整備計画の対象期間や、策定と見直しのサイクル等の在り方について、その先も見据えながら、より柔軟にするなどの工夫も検討すべきである」と提言されている¹⁴。

¹¹ 首相官邸ウェブサイト「石破内閣総理大臣記者会見」令和7年6月23日

¹² 外務省『北大西洋条約機構（NATO）について』（令和7年7月）8頁

¹³ 『産経新聞』（2025.8.13）

¹⁴ 『「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書』（令和7年9月19日）22頁

報告書の主な提言

- ・無人アセットの本格的導入、国産品の開発
- ・長射程ミサイルの発射が可能な潜水艦の整備、長時間の潜航が可能な潜水艦（次世代動力も検討）の研究
- ・太平洋側における防衛態勢の構築に資する防衛装備（小笠原諸島上空の防空識別圏設定を含む警戒監視体制の整備など）
- ・退職自衛官の活用（自衛官が定年退職後に65歳まで予備自衛官を兼ねた後方支援を担う仕組みの導入）
- ・防衛産業企業の集約化、国営の工場¹⁵の導入
- ・友好国等に対する防衛装備移転における制限（5類型）¹⁶の撤廃
- ・民間資金や投資を呼び込むための国が管理する「防衛公社」の設立
- ・防衛関係費の増加、財源の確保について国民に対する根拠のある説明の実施
- ・防衛力整備計画の対象期間や、策定・見直しのサイクル等の柔軟化

（出所）『「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書』（令和7年9月19日）を基に作成

3 自衛官の人的基盤の抜本的強化の取組

(1) 自衛官等の採用状況

自衛隊員は、我が国の防衛力の中核であり、防衛力の強化には必要な人材確保と能力・士気の向上が不可欠である。しかし、民間の労働市場の改善や、働き方に対する意識変化により、自衛官等¹⁷の採用環境は厳しい状況が続いており、2024（令和6）年度の採用計画達成率は約65%となった。また、自衛官の定員充足率は約89%と、1999（平成11）年度以来25年ぶりに9割を下回る状況となっている。

(2) 自衛官の処遇改善等に関する基本方針決定後の動き

政府は、自衛官の処遇・勤務環境の改善や、新たな生涯設計の確立等のための方策をとりまとめるため、2024（令和6）年12月、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」を策定した。同方針を受け、2025（令和7）年度予算で手当等の新設・拡充等の経費を計上し、指定場所生活調整金¹⁸の新設や自衛官候補生の廃止等の法改正が必要なものの一部は、第217回国会で法改正を行った。2026（令和8）年度概算要求においても関連事業に係る経費を7,658億円計上している。

また、同方針では、今後、若年定年退職者給付金¹⁹の給付水準の引上げ（2026（令和8）年度中）及び自衛官の俸給表の改定（2028（令和10）年度）について部外の専門家の意見を踏まえ検討することが示された。この方針を踏まえ、2025（令和7）年2月、防衛省の防衛人事審議会に「処遇・給与部会」を設け、同年8月には、「若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ等に関する中間提言」を取りまとめた。同部会は、本年末までの間、引き続き調査審議を行い、最終的な結論を得ることとしている。

なお、基本方針で示された各方策については、自衛官の採用、中途退職抑制、充足率向

¹⁵ こうしょう。装備品等の製造などを行う国営工場（『令和7年版 防衛白書』463頁）

¹⁶ 救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型に該当すれば防衛装備移転が認められ得る。

¹⁷ 一般幹部候補生、防衛大学校等の学生・生徒、一般曹候補生、自衛官候補生等の各採用試験で採用される者

¹⁸ 任期制・非任期制にかかわらず、入隊後に営舎内などの特殊な生活環境下で即応のための集団生活を送る自衛官に対する給付金。採用後6年間で120万円を給付する（『令和7年版 防衛白書』438頁）。

¹⁹ 若年定年退職者給付金は、20年以上勤続し、定年退職した自衛官に対し、若年定年制から生ずる不利益を補うために支給される。

上等にいかにかに寄与しているかという観点から、2025（令和7）年度中に効果の検証を行い、以後、年に1回フォローアップを行うこととしている。

主な具体的施策の今後の進め方（イメージ）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
処遇改善		自衛官の俸給表改定に関する部外の専門家による検討	法案検討	俸給表の施行	
	指定場所生活調整金新設に関する法案検討	不慣れな営舎内生活などに対する給付金（指定場所生活調整金）を支給			
	自衛官任用一時金引上げに関する政令改正	自衛官任用一時金の引上げ			
	新たな任期制士の創設に向けた法案検討	体制整備	新たな任期制士を採用（自衛官候補生制度を廃止）		
生活・勤務環境改善		マネジメント能力向上教育およびエンゲージメントサーベイの試行	試行を踏まえた改善	組織文化の改革を継続的に実施	
		既存隊舎の居室の個室化（陸自はR7、海・空自はR10完了予定）			
	営舎外許可基準緩和に向けた規則改正	営舎外許可基準の緩和			
		陸自駐屯地のすべての生活隊舎に無線LAN環境を整備			
		主要艦艇における通信環境を整備			
		女性用区画、女性用トイレ・浴場などの整備（R12までに女性自衛官の割合を12%に増加）			
新たな生涯設計の確立		関係省庁と防衛省が連携して幅広い業界や経済団体に働きかけることによる再就職先拡充			
		地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の採用の拡大、安定的な雇用と処遇の確保			
		65歳に至るまでの再就職の援助を可能とするための制度整備		体制整備	援助開始
		R10年度以降の定年の引上げに向けた検討の実施			定年の引上げ
		若退金に関する部外の専門家による検討	法案検討	若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ	
	人的基盤の強化を担う室の設置		人的基盤の強化を担う室による施策の検証・フォローアップ		

（出所）『令和7年版 防衛白書』7頁

(3) 防衛省職員給与法改正案の提出

自衛官の給与制度については、自衛官も公務員であるため、民間準拠を基本とする一般職の給与を参考にすることで信頼性・公正性を確保しつつ、自衛隊の任務の特殊性を考慮した独自の各種手当が設定されている。

2025（令和7）年8月に一般職の国家公務員の給与について人事院勧告が出され、これに沿った一般職給与法の改正案が第219回国会に提出される見込みであり、防衛省給与法についても、同国会において改正案が提出される見込みである。

4 2026（令和8）年度防衛関係費概算要求

(1) 概算要求における防衛省の方針

防衛省は、「防衛力整備計画期間内の防衛力の抜本的強化を実現するため、令和8年度中に着手すべき事業を積み上げるとともに、計画期間におけるこれまでの事業の進捗状況や予算の執行状況も踏まえ、歳出予算の要求額を着実に増額²⁰」するとしている。

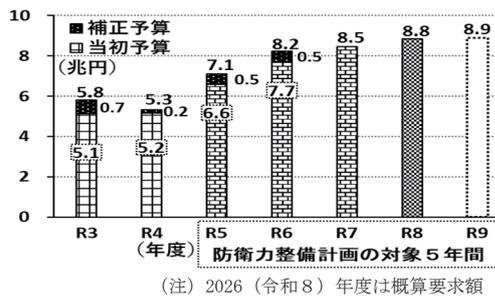
²⁰ 防衛省『令和8年度概算要求の概要』4頁

(2) 防衛力整備計画対象経費の進捗

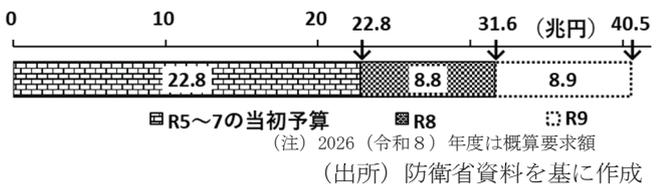
防衛省は、装備品の取得や施設整備などの事業について、「歳出ベース」（当該年度に支払われる額の合計）と「契約ベース」（当該年度に結ぶ契約額の合計）の二つの観点から防衛力整備計画の進捗状況の管理を行うとしている。

ア 各年度の予算の編成に伴う防衛関係費（歳出ベース）

防衛力整備計画は、計画対象の5年間における計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額のうち、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費の総額を40.5兆円程度とする。同5年間のうち2025（令和7）年度までに計上された当初予算の総額が約22.8兆円であり、

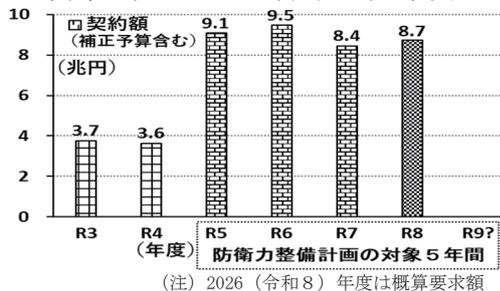


2027（令和9）年度の当初予算が約8.9兆円程度とされている。このため、防衛省は、2026（令和8）年度の概算要求として約8.8兆円を要求している。

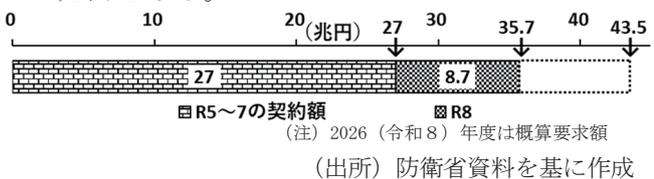


イ 新たに必要となる事業に係る契約額（契約ベース）

防衛力整備計画は、計画対象の5年間における契約額の総額を43.5兆円程度とする。同5年間のうち2025（令和7）年度までに締結された契約の総額は約27兆円である。2026（令和8）年度概算要求における契約額は約8.7兆円であり、これを上乗せすると、契約額の総額は、



35.7兆円となる。



(3) 2026（令和8）年度概算要求における主な重点ポイント

ア 多層的沿岸防衛体制（SHIELD）の構築

近年の諸外国における無人アセット導入の進展に伴い、戦闘様相が大きく変化しているため、防衛省は、我が国においても安価かつ大量の無人アセットを活用した多層的な沿岸防衛体制（SHIELD²¹）の整備を喫緊の課題に置いている。そのため、防衛省は、無人アセットの取得²²と、その一元的な管制システムの早期導入を追求するとしている。

イ 陸上自衛隊の第15旅団から「第15師団（仮称）」への改編

防衛省は、南西地域における防衛体制を強化するため、1個普通科連隊等を新編し、西

²¹ SHIELD（シールド）：Synchronized, Hybrid, Integrated and Enhanced Littoral Defense

²² 無人アセットの取得経費（概算要求額）は1,287億円

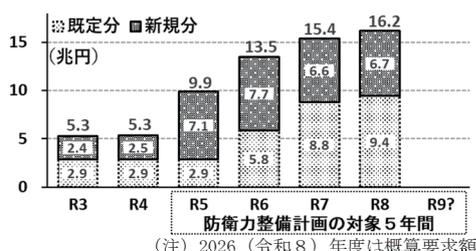
部方面隊隷下にある第15旅団²³を「第15師団（仮称）」へ改編する。改編に際し、部隊の指揮官は陸将補から陸将へ格上げされ、隊員数は現在の約2,300人から約3,900人²⁴へ増員されるとしている。

ウ 航空自衛隊から「航空宇宙自衛隊（仮称）」への改編

国家防衛戦略では、航空自衛隊から「航空宇宙自衛隊（仮称）」へ改編するとしていたところ、2026（令和8）年度概算要求において、防衛省は同年度中に改編を行うことを公表した。同省は、今回の改編については宇宙領域が作戦行動を行う領域となったことを踏まえたものであるとし、また、宇宙作戦能力を強化するため、空将を指揮官とする宇宙領域専門の「宇宙作戦集団（仮称）」を新編するとしている。また、これらのほか、同省は、SDA²⁵衛星を打ち上げ、我が国のSDA能力を強化することにより、「相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力」の本格的な運用が可能になるとしている。

(4) 後年度負担額の増加傾向

防衛力整備においては、艦船や航空機等の主要な装備の調達や、格納庫・隊舎等の建設



など、複数年度を要するものが多い。このため、複数年度に及ぶ契約（原則5年以内。特定の装備品については10年以内）を行い、契約の翌年度以降に支払う予定の金額のことを後年度負担額という。

防衛省は、2026（令和8）年度概算要求分を含めた後年度負担額について、16.2兆円になるとしている²⁶。

5 防衛装備移転と防衛装備・技術協力

(1) 次期戦闘機共同開発

日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発を行う「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）」について、2024（令和6）年12月、GCAPを管理・運営する国際機関「GCAP政府間機関（GIGO）」²⁷が発足し、2025（令和7）年6月には、機体の設計・製造などを担う合弁企業「エッジウィング」²⁸が設立された。共同開発では、2035（令和17）年までの初号機配備を目指しており、開発に向けた動きが本格化している。

GCAPを推進するに当たり、政府は、2024（令和6）年3月、GCAPに係る完成品を我が国から第三国に移転し得ること等について閣議決定するとともに、第三国への直接

²³ 沖縄県の防衛、災害対処、緊急患者空輸、不発弾処理等を任務とする第一線部隊（第15旅団ウェブサイト）

²⁴ 『沖縄タイムス』（2025.8.30）

²⁵ Space Domain Awareness（宇宙領域把握）

²⁶ 防衛力整備計画の策定時、防衛省は2027（令和9）年度の後年度負担額について16.5兆円と想定している（防衛省資料『防衛力整備計画について』（2022年12月））。

²⁷ GIGOの初代トップ（GCAP実施機関の首席行政官）には岡真臣元防衛審議官が就いた。

²⁸ 三菱重工などが出資する「日本航空機産業振興株式会社（JAIEC）」、英BAEシステムズ及び伊レオナルドが参加する。初代の最高経営責任者（CEO）には伊レオナルド出身のマルコ・ゾフ氏が就任する（『産経新聞』（2025.6.21））。

移転を認めるのはG C A Pに限定すること等の防衛装備移転三原則運用指針の改正を行った。

共同開発については、サウジアラビアのパートナー国としての参画に向けた動き²⁹や、オーストラリア、インド、カナダ等への移転の可能性が報じられているが、参画国や移転先が増えることで、機体配備の遅れや機密情報の漏洩の可能性が高まること等の課題が指摘されている³⁰。

(2) 豪海軍の新型フリゲート艦導入計画

豪海軍の新型フリゲート艦の導入計画をめぐり、2025（令和7）年8月、豪州政府は、我が国の「もがみ」型護衛艦の能力向上型である「令和6年度型護衛艦」を次期汎用フリゲート艦として選定した旨の発表をした。最終的な契約締結は、2026（令和8）年初めを見込んでいる。

豪州政府は新型フリゲート艦を11隻配備する計画で、最大100億豪ドル（約9,500億円）規模を投じ、11隻のうち最初の3隻は日本国内で、残りの8隻は豪州で建造することとしている³¹。政府は、豪州政府の決定について、日豪の連携を深めるだけでなく、共同開発・生産を通じ、我が国の艦艇の能力向上にも資するものであり、安全保障上極めて高い意義があるとしている³²。

防衛装備移転三原則運用指針では、防衛装備品の移転は、その用途がいわゆる5類型（救難・輸送・警戒・監視・掃海）に係る協力に関する完成品等に限定されており、殺傷能力のある護衛艦の移転は禁止されている。ただ、G C A Pのような安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する防衛装備品等の海外移転については、認められ得る。政府は、豪軍が使用する武器システムや通信機器を護衛艦に追加で搭載することが国際共同開発に当たると説明しているが、どこまでが共同開発として認められるかは明確ではなく、わずかな変更でも共同開発として扱うことができれば、防衛装備品の移転を5類型に限定していることとの整合性も問われかねないとの指摘もある³³。

(3) その他の防衛装備移転に関する動き

ア フィリピンへの中古護衛艦移転の検討

政府は、フィリピン政府の要請を踏まえ、海上自衛隊が保有する中古護衛艦などの移転を検討していることが報じられている。中古護衛艦について、政府は、フィリピンが求める装備や通信設備の導入などの仕様変更を共同開発とすることで移転を認めることを模索しているとされている³⁴。

²⁹ 『朝日新聞』（2025.5.3）

³⁰ 『産経新聞』（2025.4.2）

³¹ 1隻目は2029（令和11）年に豪州に納入し、翌2030（令和12）年に運用開始する見通しである（『朝日新聞』（2025.8.9））。

³² 防衛省ウェブサイト「中谷防衛大臣記者会見」令和7年8月5日

³³ 『読売新聞』（2025.7.6）、『毎日新聞』（2025.9.5）

³⁴ 『日本経済新聞』（2025.9.11）

イ 防衛装備移転三原則運用指針における5類型緩和の動き

2025（令和7）年9月、防衛省が設置した「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」から報告書が提出され、防衛装備移転三原則運用指針において5類型に該当する防衛装備品に限り移転を認めてきた現行ルールについて、「我が国と友好関係にあり、自由や民主主義といった価値観を有し、他国から脅威を受けている国への装備の移転については、制限を設けないとする考え方も一案」とされた。

6 潜水艦修理契約事案の懲戒処分等

2024（令和6）年4月、防衛省は、川崎重工から、同社が潜水艦修理工事に関して出入業者との架空取引を原資として、同社内及び潜水艦乗組員への物品供与等が行われているとの指摘が大阪国税局からあった旨の報告を受けた。同年7月、木原防衛大臣は、「潜水艦修理について、隊員と契約の相手方との関係及び契約の適正性に関する特別防衛監察を実施」するよう指示した。

2025（令和7）年7月、海上自衛隊の潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の最終報告が公表された。調査の結果、2018（平成30）年度からの6年間で、同社が架空取引を通じて総額約17億円の裏金を作り、乗組員約10人に利益供与していたことが判明した。さらに、海上自衛隊側でも監督官等が不要な工事を指示し供与の費用を補填する等の不適切な対応が明らかになった。

これを受け、同日、指揮監督義務違反又は職務上の注意義務違反で海上幕僚長及び自衛隊員92人の処分が行われた。報告書では、整備・調達の改善、コンプライアンスの確保・強化及び倫理教育の必要性等の再発防止策が明記されている。

7 在日米軍問題

我が国は、日米安全保障条約第6条及び日米地位協定第24条に基づき米軍に対して施設・区域を提供しているが、在日米軍基地に関連して、航空機事故や騒音、環境汚染、女性に対する暴力などの様々な事件・事故が発生しており、基地を抱える地域にとって大きな負担となっている。また、これらの事件・事故の解明や対応に当たり日米地位協定が壁となることが多いことから、国内では同協定の改定を求める声も上がっている。

(1) 在日米軍駐留経費負担問題

日本は同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）³⁵により、在日米軍の基地で働く日本人従業員の労務費や光熱費、施設整備費などの一部を負担している。我が国が追加負担する在日米軍駐留経費負担の額は近年増加傾向³⁶にある。2026（令和8）年度概算要求では

³⁵ 在日米軍駐留経費負担については、「思いやり予算」との俗称が使用されることがしばしばあったが、対象期間を2022年（令和4）年4月1日～2027（令和9）年3月31日とする在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を巡る交渉の結果、政府としてはその通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。（外務省ウェブサイト「林外務大臣記者会見記録」令和3年12月21日）

³⁶ 1978（昭和53）年度においては62億円であったが、年々拡大し、1987（昭和62）年度には1,000億円を、1993（平成5）年度に2,000億円を超えた。1999（平成11）年度の2,756億円をピークに減少に転じ、2014（平成26）年には1,848億円となったが、その後再び増加している。

2,146億円が計上されている。

同盟強靱化予算は、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策として、財政事情などにも十分配慮しつつ、我が国が在日米軍駐留経費を自主的に負担しているものとされているが、トランプ米大統領は、第一次政権時から日米安保条約に対して「不公平」との不満を示しており、在日米軍駐留経費の我が国負担分について大幅な増額を要求してきたとも言われている³⁷。

第二次トランプ政権発足以降についても、2025（令和7）年4月、トランプ米大統領が赤澤経済再生担当大臣と会談した際に、在日米軍駐留経費負担についての改善等を要求したほか、翌5月にも、米国安全保障会議（NSC）が日本の内閣官房国家安全保障局（NSS）に対して日本側負担の増額を要求し、既に政府は米軍住宅など「提供施設整備費」（FIP）を数百億円規模上積みする方向で検討に入ったとの報道³⁸があった。なお、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定は2027（令和9）年3月が期限となっている。

（2）在日米軍関係者による性犯罪問題への対応

2024（令和6）年6月、相次いで発覚した沖縄県における米軍関係者の性犯罪事案³⁹について、県警及び外務省は事案を把握しながら、県や防衛省への情報共有を行っていなかったことが明らかとなり、地元では反発が強まった。

こうした状況を踏まえて、同年7月5日、政府は在日米軍による犯罪における国内情報共有体制の運用を改め、沖縄県内での米軍関係者による性犯罪事案について、捜査当局が非公表としたものであっても可能な範囲で県に情報提供する方針を明らかにした⁴⁰。

2025（令和7）年5月9日には、米軍が再発防止策として打ち出した地元との協議の場「フォーラム」が米軍キャンプ瑞慶覧で初開催された。また、米国の報道によると、日本で米兵による性暴力事件が相次ぎ表面化したことを受け、米国防省の監察当局が在日米軍に対する調査を開始し、犯罪防止の取組みを順守していたかどうかを検証することとしている⁴¹。

（3）PFAS⁴²による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定指針値（PFOS・PFOAの合計値で50ng/l）を超える濃度のPFASが検出され、周辺住民に不安視されている。

2015（平成27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、米軍基地への立入調査の手續を定めているが、同手續は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍

³⁷ 『朝日新聞』（2025.5.29）

³⁸ 『朝日新聞』（2025.5.29）

³⁹ 2024（令和6）年の性犯罪事案は検挙件数4件（1件は不起訴）と過去10年で最多（『朝日新聞』（2025.4.12））。

⁴⁰ 首相官邸ウェブサイト「内閣官房長官記者会見」令和6年7月5日午後。その後、同年9月5日と翌2025（令和7）年1月8日の2回、米兵による性犯罪事案について情報共有が行われた。

⁴¹ 『日本経済新聞』（2025.9.6）

⁴² 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが使用されてきたが、人体や環境に悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（PFOS、PFOA等）が条約等により制限の対象物質として指定されている。

から通報が行われることを前提としている⁴³。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたP F A S汚染の原因を特定するための立入調査については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望どおりには実現していない。

内容についての問合せ先
安全保障調査室 小池首席調査員（内線 68620）

⁴³ 米軍基地への立入調査は、普天間飛行場（沖縄県）、米陸軍貯油施設（同県）、厚木基地（神奈川県）、横須賀海軍基地（同県）及び横田飛行場（東京都）で実施されたことがあるが、これらは全て米軍からP F A S流出事案等の通報を受けた上での事例である。

国家基本政策委員会

国家基本政策調査室

1 国会審議の活性化

国家基本政策委員会は、「国会審議活性化法¹」に基づき、第147回国会召集日（平成12年1月20日）に衆参それぞれに常任委員会として設置された²。これは、内閣総理大臣と野党党首が討議する、いわゆる「党首討論」の受け皿として、同委員会による合同審査会が適当であると考えられたためである。以下では、国会審議活性化法の概要と党首討論の導入が浮上した経緯等について概説する。

1990（平成2）年、各党から衆議院議会制度協議会に提出された国会改革についての諸提案において、国会審議を充実させるために議員同士の討議を中心にしていこうという方向性が示された。当時の国会、特に委員会においては、政府委員に対する質疑が中心となりがちで、国会ひいては国民に対して直接の責任を負わない政府委員が、本来政治家が担うべき政策論議の枢要な部分についてまで大きな影響力を持ってきたとの指摘があった。そして、このことが、議員同士の政策論争の場であるべき国会審議を形骸化させているとの批判もあった。

当初、国会審議の活性化の議論は、①政府委員制度の廃止、②副大臣等の設置を軸に進んでいた。1999（平成11）年3月以降、議論は、各党の国対委員長の下での実務者協議の場で行われていた。同年5月には実務者協議のメンバーにより、日本と同様に議院内閣制を採る英国議会の視察が行われ、その後、英国議会の「首相に対するクエスチョン・タイム」に倣った与野党の党首間の討議を国会の場で行う案が浮上した。

英国議会上に倣ったこの討議は、衆参合同で行う新しい制度であったため、討議の場の位置付け等について様々な検討がなされ、衆参それぞれに設置する常任委員会が合同審査会³を開催するという形式に決着した。

これを受けて、同年6月には、従来からの合意事項に、党首討論の場を設けるための「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれに伴う関連事項の整理等に関する合意」が自民、自由、民主及び明改の4党でまとめられ、衆議院議院運営委員長に法案起草に向けた申入れが行われた。この申入れを受け、衆議院議院運営委員会の国会法改正等に関する小委員会で、立法化の作業が行われ、7月13日、同小委員会における起草案の決定を経て、議院運営委員会から法律案⁴が提出された。同法律案は、同日の衆議院本会議にて可決された後、同月26

¹ 「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」（平成11年法律第116号）

² 同委員会は、他の常任委員会と異なり、単独で実質的な審議を行うことは想定されていない。単独で開会するのは、理事の互選、辞任及び補欠選任の場合や、合同審査会を開く前に「国政調査承認要求に関する件」及び「合同審査会開会に関する件」について議決する場合である。

³ 連合審査会が一の議院内の数箇の委員会によって開かれるものであるのに対し、合同審査会は両議院の常任委員会が合同して開くものである。

⁴ 「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案」（議院運営委員長提出、衆法第29号）

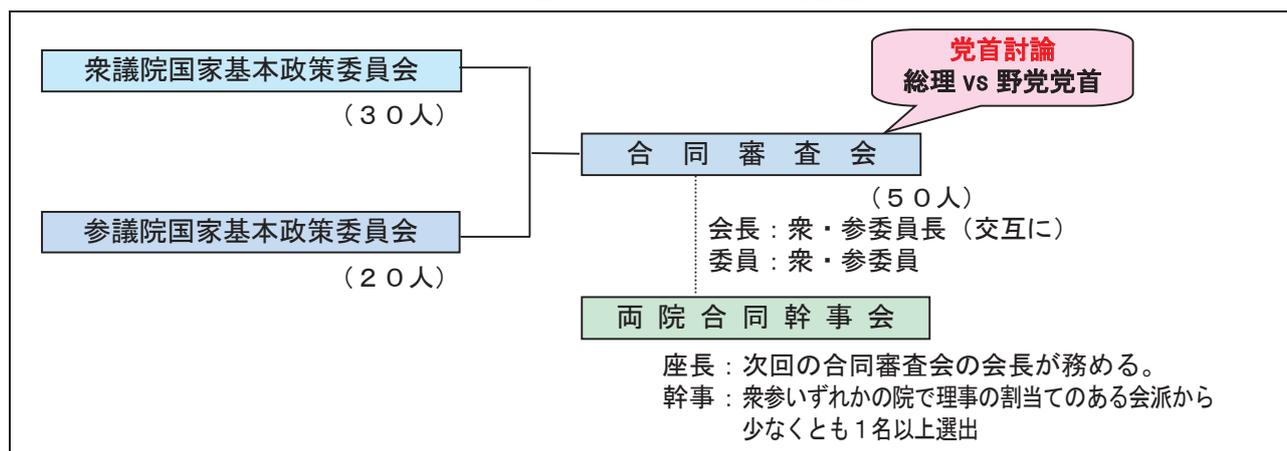
日、参議院本会議にて可決され、成立した。(主な動きは図表1参照)

(図表1)「国会審議活性化法」公布までの主な動き

1993(平成5)年 10月	新生党(与党)の小沢一郎代表幹事が「政府委員制度廃止の基本構想」を発表
1997(平成9)年 11月20日	新進、民主及び太陽の野党3党が、「国会における審議の活性化を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案」を共同提出 → 同案は付託されないまま、審議未了、廃案
1998(平成10)年 11月19日	小渕恵三総理(自民党総裁)と小沢一郎自由党党首が、連立の前提条件の一つとして、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置について合意
1999(平成11)年 1月14日	自民党と自由党の連立内閣が発足
3月24日	自民党と自由党プロジェクトチームが、「政府委員の廃止及びこれに伴う措置並びに副大臣の設置等に関する合意」(以下「自自合意」という。)を発表 → 翌日(3月25日)、国会対策委員長会談で報告
3月31日	上記の「自自合意」を受け、各党の国会対策委員長の下に、自民及び自由の与党2党と、民主、明改(公明党・改革クラブの略称)、共産及び社民の野党4党からなる実務者協議(衆参両院の議員が参加)の場が設けられ、協議を開始
5月2~5日	上記の「実務者協議」の衆議院のメンバーが「衆議院英国副大臣制度及び議会制度実情調査議員団」(団長:大島理森君)として、英国議会議を視察→ 英国に倣った党首討論を国会の場で行う案が浮上
6月14日	自民、自由、民主及び明改の4党が、従来からの合意事項である「政府委員の廃止及び副大臣等の設置」に、党首討論の場を設けるため「国家基本政策委員会の設置」を追加した「国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置並びにこれらに伴う関連事項の整理等に関する合意」(以下「四党合意」という。)を取りまとめ(共産は反対、社民は保留)
6月16日	4党の代表者から、衆議院議院運営委員長に法案起草を申入れ
7月13日	衆議院議院運営委員会国会法改正等小委員会における起草案の決定を経て、衆議院議院運営委員会において起草案を委員会提出とすることと決し(賛成一自民、民主、明改、自由、反対一共産、社民)、「国会審議活性化法案」は、衆議院本会議にて可決され、参議院に送付
7月26日	同法案が参議院本会議にて可決され、成立
7月30日	「国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律」(平成11年法律第116号)公布

(出所) 当室作成

(図表2) 国家基本政策委員会と合同審査会の関係



2 「運営申合せ」の決定と運営見直しの動き

(1) 「運営申合せ」決定までの経緯

国会審議活性化法が公布された後も、引き続き各党の国会対策委員長の下に設置された実務者協議で、合同審査会の運営に関する協議が続けられた。また、1999(平成11)年9

月10日には、各党の国会対策委員会幹部、予算委員会及び議院運営委員会理事による会談において、自民、自由、民主及び明改の4党が、第146回国会における党首討論の試行を提案した。なお、同月14日から18日にわたり、英国議会の「首相に対するクエスチョンタイム」をはじめとする議会制度の実情調査のため、衆参両院合同による英国議会制度等実情調査議員団が派遣された。

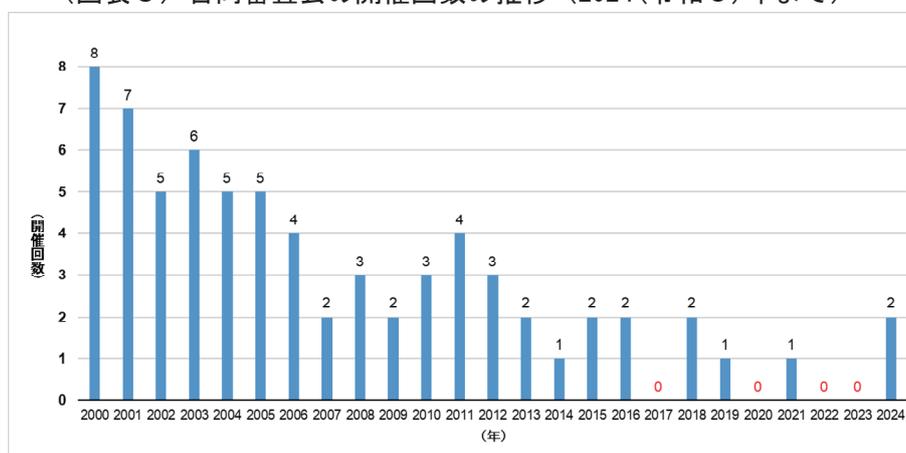
同年10月29日に召集された第146回国会では、11月10日及び17日の2回にわたり、衆参予算委員会の合同審査会の形で試行された。その後、議院運営委員会理事を中心とする衆参両院の議員19人から構成される「新制度に関する両院合同協議会」が設置され、合同審査会の運営について、試行を踏まえた協議が進められた。その結果、2000（平成12）年1月18日に「国家基本政策委員会等の運用等、国会審議のあり方に関する申合せ」が各党代表者によって合意され、翌19日の国会対策委員長会談において確認された。同申合せに基づき、合同審査会の運営に関する協議機関として「両院合同幹事会」が設置され、同年2月16日に「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」（以下「運営申合せ」という。）が決定された⁵（次頁図表4参照）。

(2) 開催回数の減少と運営見直しの動き

ア 開催回数の減少

合同審査会の開催回数は、導入当初の2000（平成12）年に8回開かれたものの、その後、減少傾向となり、2017（平成29）年、2020（令和2年）、2022（令和4）年及び2023（令和5）年は1回も開かれなかった（図表3参照）。

（図表3）合同審査会の開催回数の推移（2024（令和6）年まで）



（出所）当室作成

イ 運営見直しの動き

2025（令和7）年2月6日、浜田靖一衆議院議院運営委員長と与野党の国会対策委員長との会談において、2014年の申し合わせ⁶を踏まえて国会審議の更なる充実化を図ることを

⁵ なお、2003（平成15）年2月7日の両院合同幹事会で、討議時間を40分から45分に拡大するなどの見直しが行われている。

⁶ 「国会審議の充実に関する申し合わせ」（2014（平成26）年5月27日）。国会改革をめぐり、衆議院の各党の国

目的とした「国会改革に関する協議会」⁷（以下「協議会」という。）を新設することで合意し、同月18日、初会合が開かれた。

4月8日に開かれた協議会（3回目）において、国家基本政策委員会合同審査会について、「①党首討論は、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催をする。②党首討論の開会日時、配分時間、その他の運営に関わる詳細については、国家基本政策委員会の両院合同幹事会において協議をして決定する。」との口頭申合せがなされた⁸。これを受けて4月10日の両院合同幹事会で、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催をすることが決定された⁹。

両院合同幹事会は、合同審査会当日以外にも4月は2回、5月は1回、6月は1回開催され、上記の決定のほか、「総理以外の国务大臣の陪席」について「総理以外の国务大臣は、総理の求めに応じて陪席することを認める」こと等の合意事項が確認された（図表5参照）。一方で、党首討論への参加要件や配分時間等については、引き続き協議することとなった。

（図表4）国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

(H12.2.16 両院合同幹事会)
(H15.2.7 見直し反映)

国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ

1. 合同審査会の開会（総理と野党党首との討議）

衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣（以下、総理という。）と野党（衆議院又は参議院において所属議員10名以上を有する野党会派）党首との直接対面方式での討議を行う。

合同審査会においては、当該内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

2. 開会日時

合同審査会は、会期中、週1回40分間45分間、水曜日午後3時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない。また、開会中には開会しない。

3. 会長

合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。
~~毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする。~~

会長に事故があるときは、会長の属する議院の理事が、会長の職務を行う。

4. 開会場所

衆議院第1委員室と参議院第1委員会室を交互に使用し、会長の属する議院において合同審査会を開会することを原則とする。ただし、委員（会）室の都合により、会長の属しない議院においても開会することができるものとする。

委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

会対策委員長が「国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）は、内閣総理大臣が国会に出席する週にあっても弾力的な運用を図り、毎月1回実施できるようにする。月曜日を予備日とする。」「常任委員会定例日は原則委員会を開催する。」「提出議案は速やかに付託する。」等を申し合わせた。

⁷ 衆議院の全10会派の代表者で構成。座長：浜田靖一衆議院議院運営委員長。

⁸ 協議会において、各会派からは、国民に関心を持ってもらうため開始時刻を日中から夜にずらす案や、討議時間を45分から延ばす案なども提案された。

⁹ 4月23日の合同審査会の冒頭、泉委員長から「去る10日の両院合同幹事会において、合同審査会は、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催することになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。」との発言があった。（第217回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第1号1頁（令7.4.23））

5. 両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、両院併せて11名の幹事（自民4、民主2、明改2、自由1、共産1、社民1）により構成する。理事の割当てのない会派については、オブザーバー幹事とする。

6. 配分時間

40分間45分間の各党時間配分については、野党間で調整する。
当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

7. 野党党首の発言等

野党党首は、委員として発言する。
野党党首が出席できない場合の対応については、野党間で調整し、両院合同幹事会において協議する。

8. 総理の欠席

総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。

9. 総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、原則として合同審査会に陪席する。
なお、内閣法制局長官は、陪席する。

10. 発言通告

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

11. パネル等の使用

パネル等の資料を使用する必要がある場合には、予め両院合同幹事会に提示し、会長の許可を得なければならない。

12. 会議における発言（会長の議事整理）

会議における発言は、会長の議事整理に従う。
野党党首及び総理は、配分時間を厳守し、相互の発言時間を考慮しつつ、簡潔に発言を行うものとする。

13. 開会通知

合同審査会開会の通知は、衆議院公報及び参議院公報をもって行う。

14. 傍聴及び録音、撮影の許可

合同審査会における傍聴及び録音・撮影は会長が許可する。

15. 見直し

本申合せについては、第147回国会における合同審査会の運営の状況を踏まえ、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

(図表5)「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」見直し合意事項

(R7.6.11 両院合同幹事会)

「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」見直し合意事項

(合意事項)

2. 開会日時 (合意部分抜粋)

合同審査会は、常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催することとし、[以下略]

5. 両院合同幹事会の設置

合同審査会の運営について協議するため、両院合同幹事会を設置する。両院合同幹事会は、両院の委員長のほか、衆参いずれかの院で理事の割当てのある会派から少なくとも1名以上選出された幹事により構成する。理事の割当てのない会派については、その希望に応じ1名をオブザーバー幹事とする。

6. 配分時間

45分間の各党の時間配分については、野党間で調整する。
当該配分時間は、総理の発言時間を含むものとする。

~~8. 総理の欠席 全文削除 (以下、番号振り直し)~~

~~総理が、合同審査会に出席できない場合の対応については、両院合同幹事会において協議する。~~

8. 総理以外の国務大臣の陪席

総理以外の国務大臣は、総理の求めに応じて陪席することを認める。

14. 見直し

本申合せについては、国会審議の活性化を図る観点から必要がある場合には、所要の見直しを行うものとする。

(3)「運営申合せ」及び「運営申合せ」見直し合意事項 (以下「見直し合意事項」という)の概要

ア 総理と討議を行う野党党首の条件 (運営申合せ1、7)

衆議院又は参議院において所属議員10名以上を有する野党会派の党首が、総理と討議を行う。また、野党党首は、所属する院の国家基本政策委員会の委員として発言する。¹⁰

イ 討議 (運営申合せ1)

合同審査会においては、内閣の基本政策と各党の基本政策及び時々の重要テーマについて総理と野党党首が相互に議論を展開するものとし、国家の基本政策を審議する委員会にふさわしい内容のものとする。

ウ 開会日時 (運営申合せ2及び見直し合意事項2)

合同審査会は、会期中、週1回45分間、水曜日午後3時から開会する。

ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会せず、また、閉会中には開会しない。(運営申合せ2)

¹⁰ 第217回国会では、日本共産党は、参議院において所属議員10名以上を有していたが、党首が議席を有する衆議院において国家基本政策委員会の委員割当てがないため条件を満たさなかった。

常会においては、予算成立後、例年4月、5月、6月の各月に1回は開催することとする。(見直し合意事項2)

エ 会長及び開会場所 (運営申合せ3、4)

合同審査会の会長は、衆参の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。

開会場所は、衆参第1委員(会)室を交互に使用し、会長の属する議院において開会することを原則とするが、委員(会)室の都合により、会長の属しない議院においても開会したことがある。

また、委員席の配置は、与党と野党の対面方式とする。

オ 配分時間 (見直し合意事項6)

45分間の各党時間配分は、野党間で調整する。その配分時間は、総理の発言時間を含む(いわゆる「往復方式」)。

カ 総理以外の国務大臣の陪席 (見直し合意事項8)

総理以外の国務大臣は、総理の求めに応じて陪席することを認める。

キ 発言通告 (運営申合せ10)

野党党首は、発言の項目及びその要旨等を示して、原則として開会日の前々日正午までに通告する。

3 第217回国会に行われた合同審査会における主な討議内容

合同審査会は、これまでに計73回開かれており、直近では第217回国会において、4月23日、5月21日及び6月11日に開催されている。(図表6、7参照)

(図表6) 第217回国会に行われた合同審査会

開会日時	会長	場所	討議者
令和7年4月23日 午後3時	衆議院委員長 泉 健太君	衆議院 第1委員室	内閣総理大臣 石破 茂君 野党党首 野田 佳彦君 (立憲) 前原 誠司君 (維新) 玉木雄一郎君 (国民)
5月21日 午後3時	参議院委員長 浅田 均君	参議院 第1委員会室	
6月11日 午後6時 ¹¹	衆議院委員長 泉 健太君	衆議院 第1委員室	

(出所) 当室作成

¹¹ 6月5日の両院合同幹事会において、次回合同審査会を同月11日に開催し、開会時刻については前例にしないことを前提に午後6時とすることと決定した。合同審査会の午後6時からの開催は初めてである。なお、ビデオリサーチ社の調べによると、当日の合同審査会のNHK中継の平均世帯視聴率は関東地区で3.2%であった(4月23日は1.2%、5月21日は1.1%)。

(図表 7) 第217国会に行われた合同審査会における主な討議内容

月 日	討 議 者 及 び 主 な 討 議 内 容
4月23日	野田 佳彦君 (立憲) ・党首討論の意義 ・米国の関税政策をめぐる日米閣僚交渉における我が国の姿勢及び体制強化の必要性 ・G20財務大臣・中央銀行総裁会議に向けた我が国の方針 ・我が国が先頭に立ちEU及びアジア太平洋地域等との自由貿易を推進していく必要性
	前原 誠司君 (維新) ・日米安全保障条約の見直し及び憲法改正の必要性
	玉木雄一郎君 (国民) ・ガソリンの暫定税率の廃止に向けた見直し ・就職氷河期世代を支えるための年金制度改革関連法案を国会に提出する必要性
5月21日	野田 佳彦君 (立憲) ・年金制度改革関連法案の提出が遅れた理由及び高齢基礎年金引上げに関する改正が含まれなかった理由 ・年金制度改革関連法案について比較第一党 (自民) 及び第二党 (立憲) が修正案の協議を行う必要性 ・政府・与党の物価高対策についての具体的方策の有無 ・立憲民主党の物価高対策の3つの案 (臨時・時限的な食料品の消費税ゼロ税率、給付付き税額控除及び短期的な物価高対策) に対する石破内閣総理大臣の評価
	石破茂内閣総理大臣 ・立憲民主党の消費税減税案について税の減取分の補填策を示す必要性
	前原 誠司君 (維新) ・社会保険料の負担軽減に関する三党合意 (自民・公明・維新) の実現の可能性
	玉木雄一郎君 (国民) ・米価を下げるための方策、期限及び価格の目途 ・米の需給状況についての石破内閣総理大臣の認識 ・米の増産への政策転換及び米生産農家への直接支払による所得補償の必要性
6月11日	野田 佳彦君 (立憲) ・足下の物価高対策 ・立憲民主党の「原則1年、食料品消費税ゼロ%」に対する石破内閣総理大臣の評価 ・野党7党共同提出のガソリン税暫定税率廃止法案に対する与党の見解 ・米国の相互関税に対する交渉の進捗状況
	前原 誠司君 (維新) ・社会保険料の負担軽減に関する三党合意の進捗状況 ・来年4月から導入される子ども・子育て支援金制度の財源として医療費をかさ上げすることを見直す必要性 ・「社会保障国民会議」を作り、現状と乖離している財政検証を見直して新たな年金制度の議論をする必要性
	玉木雄一郎君 (国民) ・選挙対策として税収の上振れ部分を使い現金給付を行うことの妥当性

(出所) 当室作成

4 今後の課題

かつて「歴史的使命は終わった」との発言が出たこともある党首討論であるが、第217回国会で行われた見直しによって「再起動した」¹²との評価を得るなど、今般の見直しは、概ね好意的に受け止められた。ただし、党首討論への参加要件や配分時間等は継続協議とされ、見直しは途中である。引き続き与野党で協議して、更なる改善を重ね、より一層の国会審議の活性化につなげることが期待されている。

¹² 『朝日新聞』社説 (2025. 6. 15)

資料1 国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律の概要

(要綱を基に当室作成)

第一 趣旨 (第1章関係)

この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めること。

第二 国家基本政策委員会の設置 (第3条関係)

各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会を設置すること。

第三 政府委員制度の廃止 (第2条及び第4条関係)

一 国会における政府委員制度を廃止すること。

第五 副大臣等の設置等

一 副大臣及び副長官の設置 (第8条関係)

1 内閣府及び各省に副大臣を、各大臣庁に副長官を置くこと。

三 大臣政務官及び長官政務官の設置 (第10条関係)

1 内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置くこと。

資料2 英国議会のクエスチョンタイム (英国議会資料等を基に当室作成)

英国議会には、議員が政策課題や時事問題について政府に対し情報の開示や説明を求め手段として、口頭質問、緊急質問及び書面質問の3種類の質問制度が設けられている。クエスチョンタイムとは、このうち、本会議の場で議員が首相及び閣僚に答弁を求める「口頭質問(口頭答弁を求める質問-Questions for oral answer)」の時間を指すものである。

英国のクエスチョンタイムは、下院本会議場において、月曜日から木曜日までの本会議の冒頭、与野党の議員による質問に対し各省大臣が順番に日を定めて答弁に立つ形で行われている。その中でも、「首相に対するクエスチョンタイム」は水曜日の正午から30分間行われるもので、その時々政策課題について野党党首を含む与野党議員と首相との間で討議が展開されている。

(図表8) 党首討論(日本)と首相に対するクエスチョンタイム(英国)との主な相違点

	党首討論(日本)	首相に対するクエスチョンタイム(英国)
導入時期	2000年2月	1961年7月※1
実施形態	国家基本政策委員会合同審査会(討議)	下院本会議(口頭質問)
議事整理	会長(衆・参の国家基本政策委員長が交代で務める。)	下院議長
開会日時	週1回水曜日午後3時から45分間 (ただし、総理が本会議又は予算委員会等に出席する週には開会しない。)	毎週水曜日正午から30分間 (毎週必ず開会する。)
討議者	内閣総理大臣と 野党(衆議院又は参議院において所属議員10名以上を有する野党会派)党首	首相※2と ・野党第1党党首 ・野党第2党党首 ・抽選で選ばれた10名程度の下院議員 ・議長指名による6名程度の下院議員

※1 1961年6月以前は、各大臣に対するクエスチョンタイムの中で、首相にも質問していた。

※2 首相が他の公務の日程の都合で出席できない場合は、代わりの者が答弁することもある。しかし、首相の欠席率は比較的低い。

内容についての問合せ先

国家基本政策調査室 周藤首席調査員（内線68641）

予算委員会

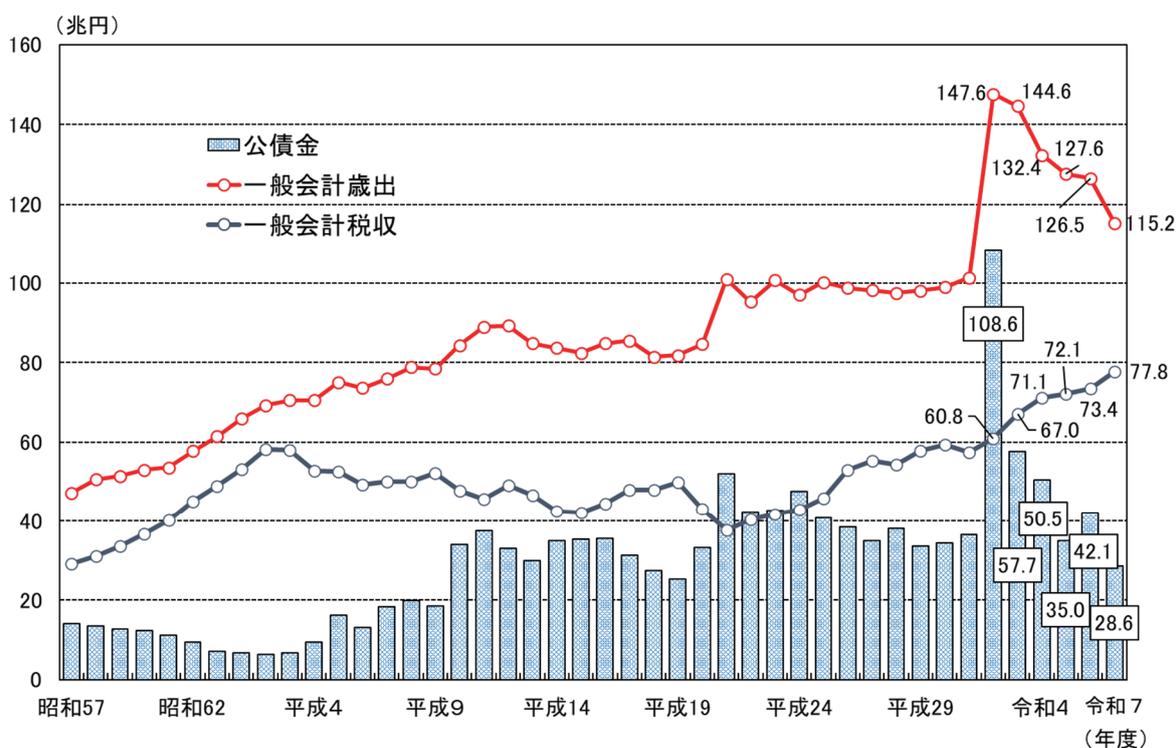
予算調査室

1 我が国の財政状況

(1) 一般会計における歳出・歳入の状況

令和7年度一般会計歳出（当初）は、政府案に対する国会修正を受けて、115.2兆円が計上された。令和6年度一般会計歳出（当初）から2.6兆円増額されている一方、歳入面では租税及び印紙収入が77.8兆円（歳入全体の67.6%）と前年度（当初）から8.2兆円増額し過去最高が見込まれることで、公債金は28.6兆円と前年度（当初）から6.8兆円減額され、公債依存度は31.5%から24.9%へと低下している（後掲3(4)参照）。

一般会計における歳入・歳出の状況

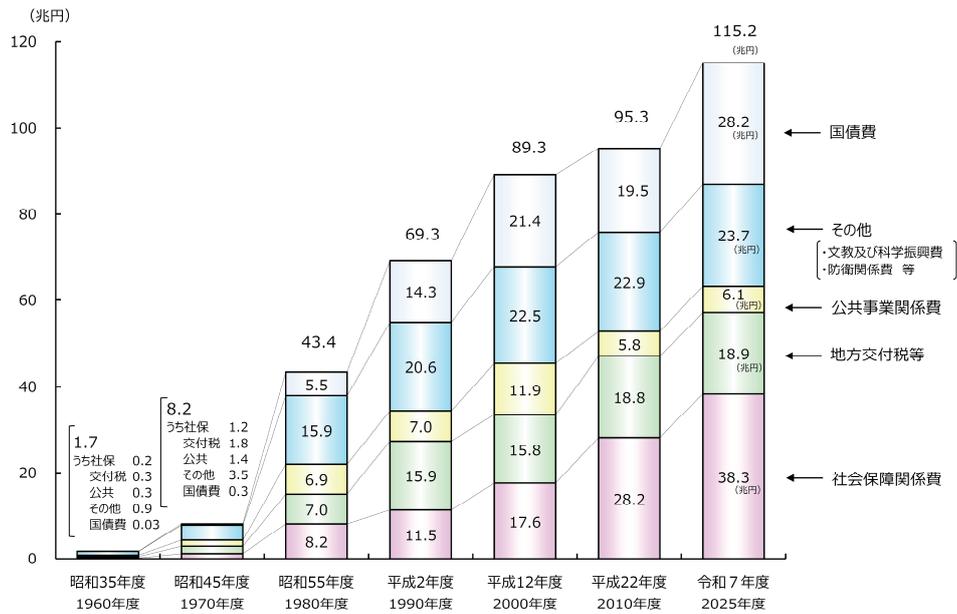


(注) 令和5年度までは決算、令和6年度は補正後、令和7年度は衆議院及び参議院修正後による。
 (出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和7年度予算（衆議院修正＋参議院修正後））』（令和7年3月）より作成)

近年の一般会計歳出では、国債の元利払いに充てられる費用（国債費）、社会保障関係費及び地方交付税交付金等が歳出全体の約4分の3を占めている。とりわけ高齢化の影響により社会保障関係費が急増しており、令和7年度予算では一般歳出¹の過半を占めている。

¹ 歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いた経費。

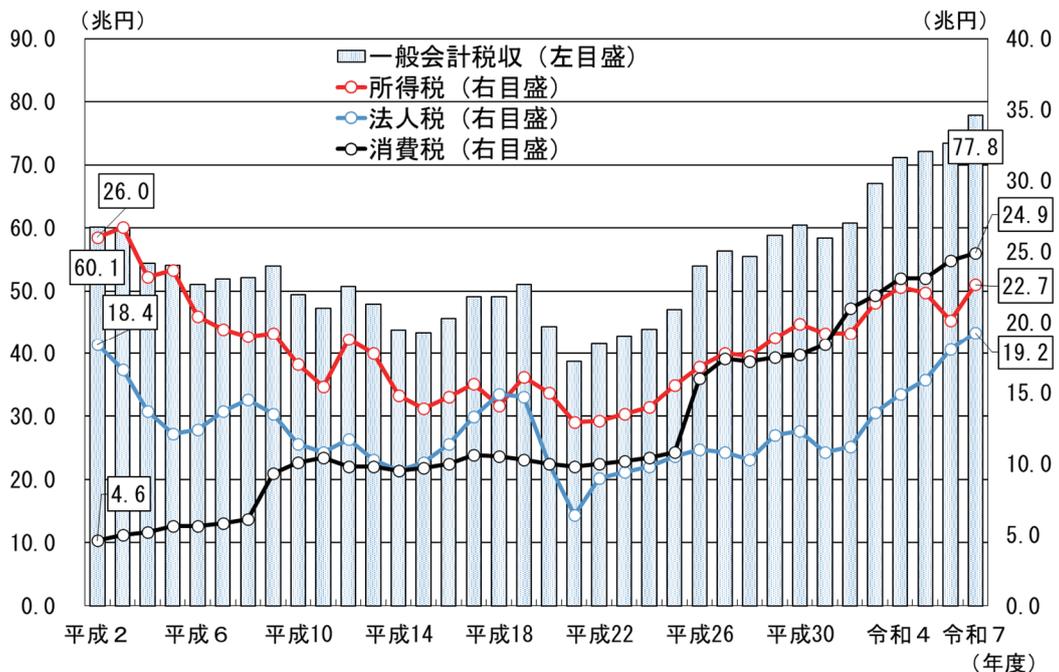
一般会計歳出の主要経費の推移



(注) 平成22年度までは決算、令和7年度は衆議院修正+参議院修正後予算による。
 (出所：財務省主計局『我が国の財政事情(令和7年度予算(衆議院修正+参議院修正後))』(令和7年3月))

歳入面では、税収構造がこの30年余りで大きく変化している。平成2年度と令和7年度の税収構造を比較すると、消費税が税収全体の7.7% (4.6兆円) から同32.0% (24.9兆円) へ大幅に増加し、最大の税収項目となっている。他方で、所得税は同43.3% (26.0兆円) から同29.1% (22.7兆円) へ、法人税は同30.6% (18.4兆円) から同24.7% (19.2兆円) へと割合が減少している。

一般会計税収の推移

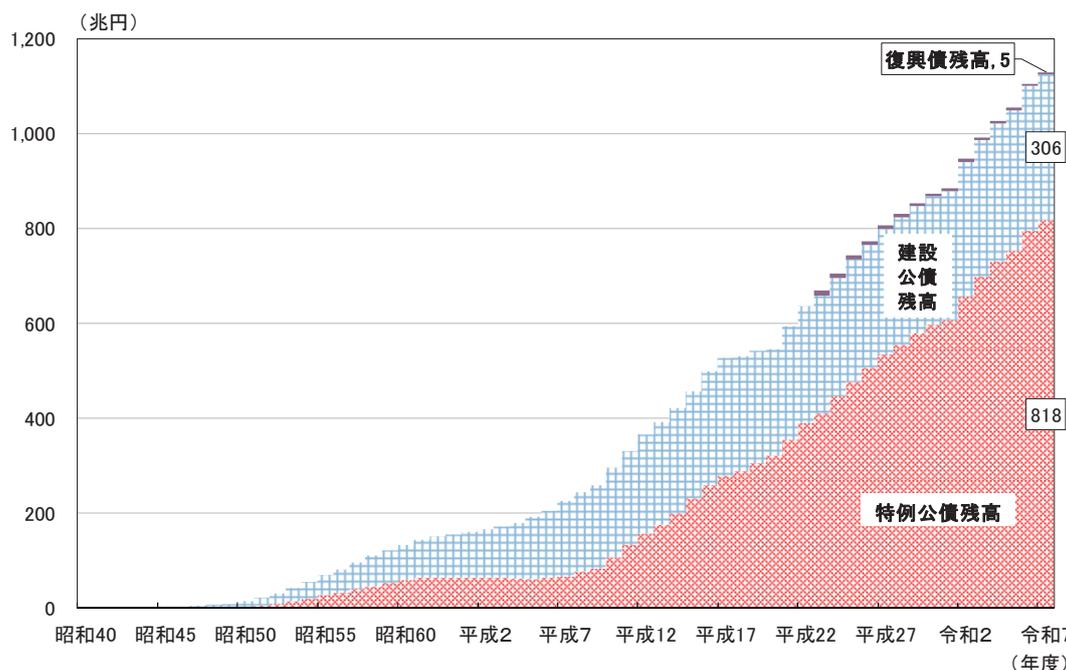


(注) 令和5年度までは決算、令和6年度は補正後予算、令和7年度は衆議院修正+参議院修正後予算による。
 (出所：財務省『日本の財政関係資料』(令和7年4月) 等より作成)

(2) 普通国債残高の推移

普通国債²残高は累増の一途をたどっており、令和7年度末には1,129兆円に上ると見込まれている。財務省によれば、特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高累増の要因としては、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加といった歳出の増加、過去の景気変動による税収減といった歳入の減少が挙げられている。近年は、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため積極的な財政出動が行われ、普通国債残高は一段と増加している。

公債残高の累増



(注1) 令和5年度末までは実績、令和6年度末は補正後予算、令和7年度末は衆議院修正+参議院修正後予算に基づく見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債を含む。

(注3) 令和7年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は1,074兆円程度。

(出所：財務省主計局『我が国の財政事情（令和7年度予算（衆議院修正+参議院修正後））』（令和7年3月）より作成）

(3) 国及び地方の長期債務残高

普通国債残高以外にも借入金や地方債務残高などの長期債務が存在している。令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため新規国債発行額が108.6兆円と過去最大になったことや名目GDPの水準が落ち込んだことから、国と地方の長期債務残高の対GDP比は大幅に上昇した。その後も高水準で推移しており、令和7年度末には1,330兆円（対GDP比211%）に達すると見込まれている³。

² 償還や利払いが主に税財源によって賄われている国債。

³ 令和7年度の名目GDPは政府経済見通しに基づく見込み。

国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

	平成							
	10	15	20	25	26	27	28	29
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)
対GDP比 (%)	55 (55)	87 (85)	106 (105)	145 (141)	148 (142)	149 (141)	152 (144)	154 (145)
地方	163	198	197	201	201	199	197	196
対GDP比 (%)	30	38	38	39	38	37	36	35
国・地方合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)
対GDP比 (%)	103 (103)	131 (130)	149 (148)	190 (185)	191 (186)	191 (183)	194 (186)	194 (185)

	平成	令和						
	30	元	2	3	4	5	6	7
国	901 (850)	914 (870)	973 (964)	1,017 (1,002)	1,053 (1,037)	1,080 (1,055)	1,133 (1,088)	1,159 (1,104)
普通国債 残高	874 (823)	887 (843)	947 (937)	991 (976)	1,027 (1,012)	1,054 (1,029)	1,104 (1,060)	1,129 (1,074)
対GDP比 (%)	157 (148)	159 (151)	176 (174)	179 (176)	181 (178)	177 (173)	180 (173)	179 (171)
地方	194	192	192	191	187	183	178	172
対GDP比 (%)	35	35	36	34	33	31	29	27
国・地方合計	1,095 (1,044)	1,106 (1,062)	1,165 (1,156)	1,208 (1,193)	1,239 (1,224)	1,262 (1,238)	1,311 (1,266)	1,330 (1,275)
対GDP比 (%)	197 (188)	199 (191)	216 (215)	218 (215)	219 (216)	212 (208)	214 (207)	211 (203)

(注1) 計数は各年度末の数値。

(注2) GDPは、令和5年度までは実績値、令和6年度及び令和7年度は政府経済見通しによる。

(注3) 債務残高は、令和5年度までは実績値。国は、令和6年度末については補正後予算、令和7年度末については予算(衆議院修正+参議院修正後)に基づく見込み、地方は、令和6年度末及び令和7年度末については地方債計画等に基づく見込み。

(注4) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債、GX経済移行債、及び子ども・子育て支援特例公債を普通国債残高に含めている。

(注5) 令和5年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和6年度末、令和7年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注6) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(令和7年度末で26兆円)である。

(注7) このほか、令和7年度末の財政投融资特別会計国債残高は91兆円。

(出所:財務省『日本の財政関係資料』(令和7年4月)より作成)

2 財政健全化に向けた取組

(1) 財政健全化目標

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」(第3章)及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定、以下「骨太の方針2021」という。)において、経済と財政の一体的な再生を目指し、全ての団塊世代が75歳になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする必要があるとされ、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支⁴(プライマリー

⁴ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、「借入れを除く税収等の歳入」から「過去の借入れに対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標。

バランス（以下「PB」という。)) 黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す財政健全化目標が設定された。

（「骨太の方針 2021」で定める歳出の目安）

機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの3年間の基盤強化期間と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

（出所：「骨太の方針 2021」より作成）

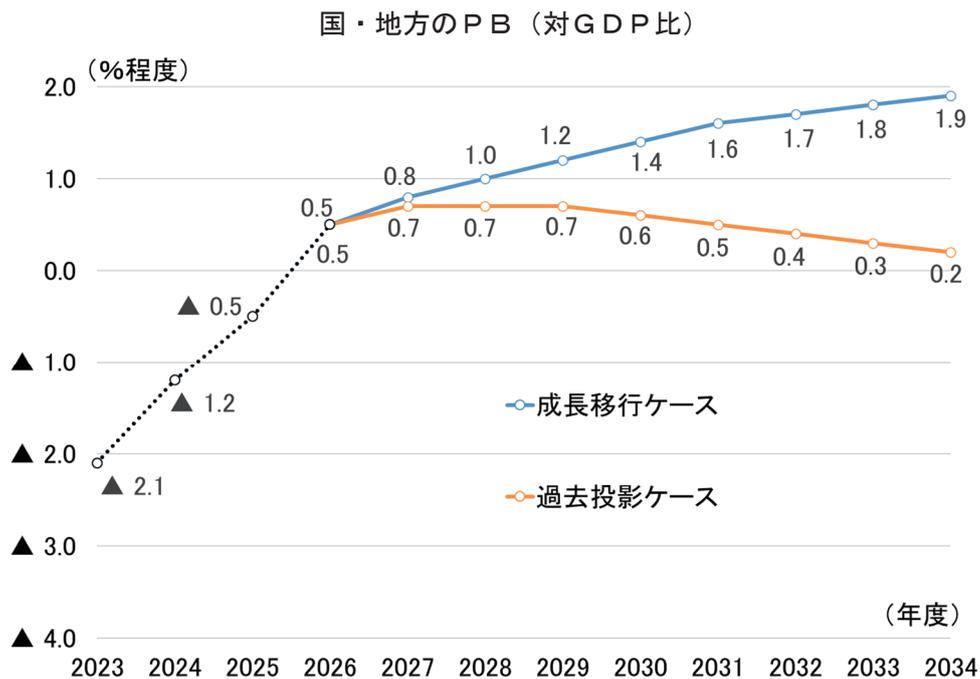
「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）では、累次の方針で掲げられていたPB黒字化目標への直接的な言及がなくなり、「財政健全化の『旗』を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。」とする一方で、「経済あつての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。」「必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。」とする考え方が示された。「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）においても、財政健全化について2022年の表現が踏襲された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定、以下「骨太の方針 2024」という。）では、2030年度までの6年間を対象期間とする、新たな経済財政の枠組みである「経済・財政新生計画」が盛り込まれるとともに、「2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す」とされ、PB黒字化目標が3年ぶりに明記された。「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定、以下「骨太の方針 2025」という。）においても、「2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す⁵」とされ、2027年度までの間の予算編成については、「骨太の方針 2024」で示された歳出改革努力を継続する」旨の方針が示された。

（2）国・地方を合わせたPB黒字化の見通し

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年8月7日経済財政諮問会議提出）によれば、令和7（2025）年度の国・地方を合わせたPB対GDP比は▲0.5%程度の赤字になると見込まれている。

⁵ ただし、骨太の方針 2025 では、「米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う」としている。



(出所：経済財政諮問会議資料より作成)

3 令和8年度予算編成に向けた動き

(1) 骨太の方針 2025

同方針では、我が国経済が緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクについて注意する必要性を示した上で、以下の令和8年度予算編成に向けた考え方を示している。

- ① 当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを旨とする。
- ② 令和8年度予算は、本方針及び骨太方針 2024 に基づき、中期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行う。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
- ③ 地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とする。
- ④ EBPM⁶・PDCA⁷を推進し、ワイズスペンディングを徹底する。「経済・財政新生計画」における重要課題への対応など、中長期視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進める。

⁶ Evidence Based Policy Making の略称。証拠に基づく政策立案をいう。

⁷ 企画立案 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) をいう。

(2) 令和8年度概算要求

政府は、令和7年8月7日の経済財政諮問会議における「令和8年度予算の全体像」のとりまとめ等を経て、翌8日、「令和8年度予算の概算要求について」を閣議了解した。その概要は以下のとおりである。

令和8年度予算は、「骨太の方針 2025」等に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映。

1. 要求・要望

- 年金・医療等については、前年度当初予算額にいわゆる自然増（4,000億円）を加算した範囲内で要求し、予算編成過程において、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算。
- 防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。
- 地方交付税交付金等については、「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費のうち人件費については、人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応。その他の義務的経費については、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求。経済センサスに必要な経費等の特殊要因を加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算に相当する額の範囲内で要求した上で、物価高対策を含む重要政策の推進のため、その額に100分の20を乗じた額の範囲内で要望可。
（参考）こども・子育てについては、特別会計への計上分も含め、「こども未来戦略」に基づいて要求。GXについては、「GX2040ビジョン」を踏まえ、特別会計において要求。AI・半導体については、「AI・半導体産業基盤強化フレーム」を踏まえ、特別会計において要求。

2. 要求期限

- 要求・要望に当たっては、8月末日の期限を厳守。

3. 予算編成過程における検討事項

- いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討。
- 物価高対策を含む重要政策等については、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。

（出所：内閣府資料より作成）

8月31日に締め切られた令和8年度の一般会計概算要求総額は、122兆4,454億円で過去最大となった。高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の要求額が32兆9,387億円（7年度当初予算比：3,516億円増）となったほか、防衛力整備計画等に基づく防衛力の抜本的強化を実現するため、防衛関係費が8兆8,454億円（同：3,706億円増）となった。また、利払費を計算する際の想定金利である予算積算金利が2.6%に引き上げられた⁸ことに伴い、国債費の要求額が32兆3,865億円（同：4兆1,686億円増）となった。なお、概算要求の段階では金額を明示せず事項のみを要求し、経費等については予算編成過程で検討を行ういわゆる「事項要求」についても各府省庁から多数の要求が示されており⁹、実質的な要求・要望額は更に膨張するものと考えられる。

⁸ 予算積算金利は、令和6年度は1.9%、令和7年度は2.0%であった。

⁹ 例えば、厚生労働省の「診療報酬改定・薬価改定への対応」や、経済産業省の「米関税等による影響を踏まえた中小企業等への金融支援」等が事項要求とされている。

令和8年度の財政投融资計画要求総額は12兆1,634億円であり、令和7年度当初予算から183億円の減少となっている。

令和8年度概算要求基準

*金額はR7予算(115.2兆円)		R8概算要求基準
年金・医療等	36.2	自然増(+0.40兆円) 予算編成過程で、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応(「基本方針2025」)に相当する増加分を加算
防衛力整備計画対象経費	8.5	「防衛力整備計画」を踏まえて要求
裁量的経費	14.3	物価高対策を含む重要政策推進のため20%要望可
義務的経費	9.2	人件費は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応 その他、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求 経済センスに必要な経費等の特殊要因を加減算
地方交付税交付金等	18.9	「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求
国債費	28.2	

(参考)

- ✓ こども・子育て：特別会計への計上分も含め、「こども未来戦略」に基づいて要求
- ✓ GX：「GX2040ビジョン」を踏まえ、特別会計において要求
- ✓ AI・半導体：「AI半導体産業基盤強化フレーム」を踏まえ、特別会計において要求

予算編成過程における検討事項

- * いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討。
- * 物価高対策を含む重要政策等については、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- * 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。

(出所：財務省資料)

4 今後の課題

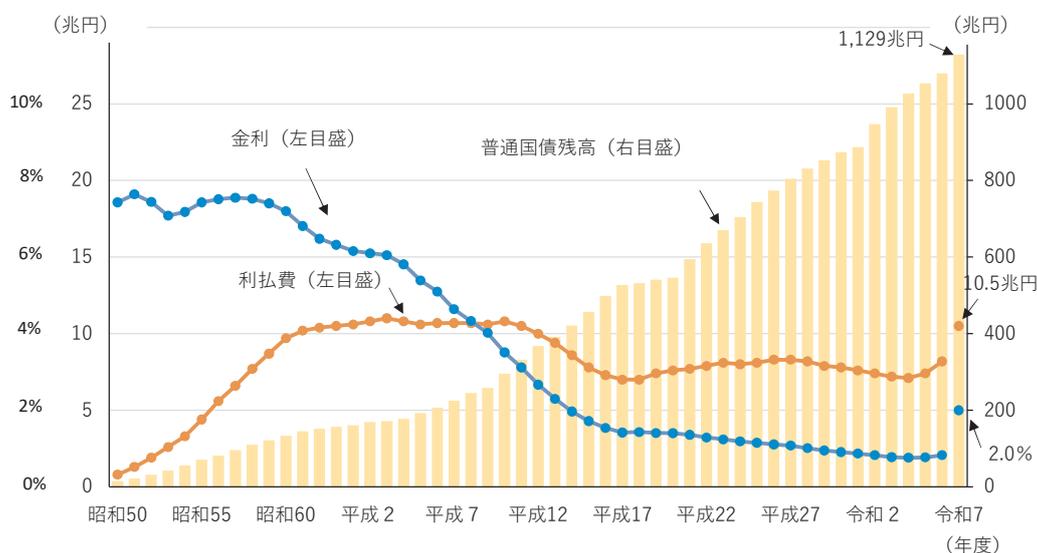
(1) 金利及び物価上昇局面における財政運営

令和8年度の概算要求総額は約122.4兆円と3年連続で過去最大を更新した。中でも前年度からの伸びが約4.2兆円と際立って大きかったのが国債費であり、過去最大の約32.4兆円が計上されている。国債費は、残高の累増に加え、足元で長期金利が上昇していることを背景に予算積算金利が2.6%に引き上げられたことから、利払費が増大した。過去には、低金利が続いていたため国債残高が増加する下でも利払費が減少した時期があった¹⁰

¹⁰ 平成27年度から令和4年度にかけて、普通国債残高は805兆円から1,027兆円に増加したにもかかわらず、利払費は8.3兆円から7.1兆円まで7年連続で減少を続けた。

が、令和5年度以降、利払費は増加に転じている¹¹。国債は、償還期限を迎えたものから、順次、新たな金利水準の国債に置き換わっていくため、今後、利払費は段階的に増加する。多額の国債を抱えている我が国では、金利上昇の影響が大きくなることが予想され、これにいかに対応していくかが課題の一つである。

利払費と金利の推移



(注1) 利払費は、令和5年度までは決算、令和6年度は補正後予算、令和7年度は予算（衆議院修正+参議院修正後）による。

(注2) 金利は、令和6年度までは普通国債の利率の加重平均値。7年度は政府の想定金利。

(注3) 普通国債残高は各年度3月末現在高。ただし、令和7年度は政府案に基づく見込み。

(出所：財務省主計局『我が国の財政事情（衆議院修正+参議院修正後）』等より作成）

衆議院予算委員会の公聴会（令和7年2月25日）で、河村小百合公述人¹²は、利払費に加えて一般歳出の増加を懸念する問題提起をしており、インフレによって税収が上がれば財政破綻が回避できるとの意見があるが、公共事業の発注費用や公務員の人件費等、物価に連動して上げなければならない費用があり、一般歳出も増加するため、国債費と一般歳出の増加を税収の伸びで賄うことは困難である旨指摘した。

令和8年度の概算要求に際しては、令和7年度に必要とされていた裁量的経費削減¹³の条件がなくなり、物価対策を含む重要政策推進のため令和7年度予算比20%増まで要望が可能となった。このルール変更が要求総額増加の一因となり、多くの省庁で要求額が前年度比二桁の大幅な増加率になったとの指摘もある¹⁴。物価高への対応とあわせて、歳出の効率化をいかに進めていくかも課題と考えられる。

¹¹ 令和5年度補正後予算：7.4兆円、令和6年度補正後予算：8.2兆円、令和7年度予算：10.5兆円。

¹² 株式会社日本総合研究所調査部主席研究員

¹³ 裁量的経費について、前年度当初予算額の10%削減を求める一方で、その削減額の3倍までを「重要政策推進枠」として要望できることとされていた。

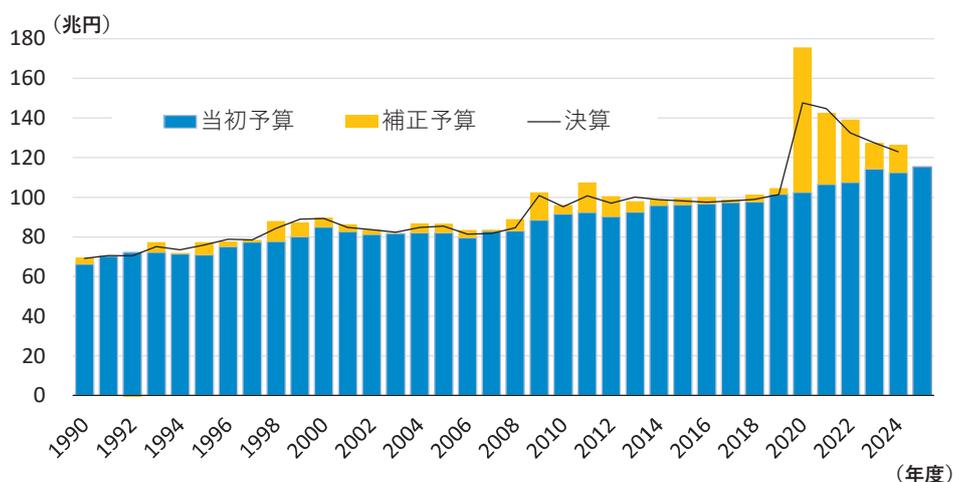
¹⁴ 『時事通信』（2025.8.30）他

(2) 経済対策及び補正予算

我が国経済は緩やかな回復を続けているものの、米国の関税措置への対応、当面の物価高への対応については万全を期す必要がある。本年7月の参議院議員通常選挙で掲げられた各党の公約も踏まえ、今後、給付金の支給や給付付き税額控除、消費税の減税、ガソリン暫定税率の廃止、米国の関税措置の影響を受ける企業への支援策等を含む経済対策や、その財源的裏付けとなる補正予算についての議論が本格化することとなる。

補正予算は、財政法では「特に緊要となった経費の支出」等に必要な予算の追加等を行う場合に限り作成するとされている（第29条）。しかし、実際には、補正予算はほぼ毎年度追加計上されており、コロナ禍以降、特にその規模が膨らんでいる。内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年8月7日経済財政諮問会議提出）によれば、名目成長率の堅調な推移と歳出改革努力の継続により、令和8年度にはPBが黒字化すると見込まれているが、今後、年度内に使い切ることができないほどの大型の補正予算が計上されれば、翌年に繰り越される予算が収支を悪化させ、PB黒字化の実現は困難になることが指摘されている¹⁵。補正予算の審議に当たっては、前提となる経済対策の内容を踏まえ、全体としての規模や経済効果だけでなく、個々の政策の短期的・中長期的効果やそれらが財政に及ぼす影響、緊要性や副作用等について、データや実績に基づいた幅広い議論が求められる。

一般会計歳出等の推移



(出所：財務省 財政統計（予算決算等データ）より作成)

内容についての問合せ先
予算調査室 竹田首席調査員（内線68660）

¹⁵ 土居丈朗『『税収上振れ』で財政は健全化するはずだが、『巨額の補正予算』を繰り返す“悪弊”が『2026年度プライマリーバランス黒字化』を絵空事にする』（東洋経済オンライン(2025. 8. 13)）

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

1 決算等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、議会における審査を通じ、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資するものである。

憲法第90条第1項は、決算について、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」として内閣に国会提出を義務づけており、その提出時期は、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」（財政法第40条第1項）とされている。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、国会が開会している場合には11月20日前後に提出されている¹。

令和6年度決算については、令和7年7月31日に概要が公表されており、今後、会計検査院の検査を経て、同院が作成する検査報告とともに、内閣から国会に提出されることとなる（令和7年10月6日現在）。また、令和5年度決算については、国会に提出後、継続案件²となっている。

以下では、まず、第219回国会（臨時会）に提出が見込まれる令和6年度決算の概要を説明した後、令和5年度決算等の概要等を説明することとする。

(1) 令和6年度決算の概要（令和7年7月31日公表）

一般会計決算は、収納済歳入額135兆9,808億円余、支出済歳出額123兆239億円余であった。また、財政法第6条の純剰余金は、2兆2,645億円余であった。これは、①歳出において、厚生労働省所管の「基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入」の項の決算額が予算計上額を下回ったこと³などにより4兆3,109億円余が不用となったこと、また、②歳入において、税収が見込みを1兆7,970億円余上回り、日本銀行納付金等の税外収入も見込みを1兆6,055億円余上回ったことや公債金を5兆円余減額したことなどによって生じたものである。

¹ 11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和2年度決算があり、第164回国会（常会）の召集日（平成18年1月20日）、第190回国会（常会）の召集日（平成28年1月4日）及び第207回国会（臨時会）の召集日（令和3年12月6日）にそれぞれ提出された。

² 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

³ 具体的には、年金特別会計基礎年金勘定において、基礎年金給付費が予算額を相当程度下回ると見込まれたことから、基礎年金給付費の財源である基礎年金国庫負担の繰入を一部抑制したこと等により不用が生じたものである。

(2) 令和5年度決算等の概要及び審議状況

ア 概要

一般会計決算は、収納済歳入額140兆2,016億円余、支出済歳出額127兆5,788億円余であり、財政法第41条の差引き剰余は12兆6,227億円余であった。また、財政法第6条の純剰余金は8,517億円余であった。これは、①歳出において、予備費の使用総額が予算計上額を下回ったことなどにより6兆8,910億円余が不用となったこと、また、②歳入において、税収が見込みを2兆4,651億円余上回り、日本銀行納付金等の税外収入も見込みを1兆7,032億円余上回ったことや公債金を9兆5,000億円余減額したことなどによって生じたものである。

特別会計決算（13特別会計⁶の単純合計）は、収納済歳入合計額428兆2,654億円余、支出済歳出合計額412兆5,344億円余であって、計15兆7,309億円余の決算上の剰余金が発生し⁷、そのうち、5兆4,319億円余を積立金に積み立てるなどし、8兆2,837億円余を各特別会計の令和6年度歳入に繰り入れ、2兆152億円余を令和6年度一般会計へ繰り入れることとした。

国税収納金整理資金の受払いは、収納済額100兆7,232億円余、支払命令済額及び歳入組入額99兆413億円余であり、資金残額は1兆6,819億円余である。

政府関係機関決算（4機関⁸の単純合計）は、収入決算総額1兆9,764億円余、支出決算総額1兆8,164億円余である。

国有財産の令和5年度末現在額は、令和4年度末現在額より5兆8,595億円余増加し、137兆6,943億円余である。

国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和5年度末現在額は、令和4年度末現在額より367億円余増加し、1兆2,804億円余である。

イ 審議状況

令和5年度決算等は、令和6年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月6日に内閣へ回付した。その後、決算等は、同月29日の閣議決定を経て、同日第216回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同年12月23日の本委員会への付託後、第217回国会（常会）令和7年5月12日に概要説明の聴取が行われ、第219回国会（臨時会）まで継続されている。

⁶ 脚注3参照

⁷ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆699億円余であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和6年度歳入に繰り入れることとした。

⁸ 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の各機関

2 予備費等

予算の執行段階において、当初予想し得なかった事態の発生や、事情の変更等により、経費の不足が生じたり、新たな経費が必要となることは免れ得ないことから、憲法第87条は「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。」（第1項）とし「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」（第2項）と定めている。

令和6年度予備費使用等の概要及び審議状況

ア 概要

令和6年度一般会計予備費の予算額は1兆円⁹である。その使用総額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等60件、6,958億円余であり、差引使用残額は3,041億円余である。

また、令和6年度においては、令和5年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は1兆円である。その使用総額は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費等2件、9,891億円余であり、差引使用残額は108億円余である。

なお、特別会計予備費の予算総額は5,998億円余（補正後）¹⁰であったが、その使用はなかった。

イ 審議状況

予備費の使用については、第217回国会（常会）の令和7年3月18日に「令和6年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」外1件¹¹が、同年5月27日に「令和6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）」がそれぞれ提出され¹²、同年6月19日の本委員会への付託後、第219回国会（臨時会）まで継続されている。

⁹ 当初予算で計上。なお、令和6年度補正予算（令和6年12月17日成立）により追加された予算総則第20条では、この予備費のそれまでに使用決定した金額を除く金額のうちの1,000億円については、「令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による被害の被災者の生活及び生業の再建その他同被害からの復旧・復興に要する経費に使用する」とされた。

¹⁰ 当初予算で6,548億円余計上、補正予算で550億円減額

¹¹ その他、「令和6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）」

¹² 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」の二つに区分されて国会に提出されている。

3 会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告（随時報告）

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できるとされている。

第217回国会（常会）の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和7年10月6日現在）。

報告件名	報告年月日
国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況について	令和7. 6. 27
各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について	令和7. 9. 12
国際機関等に対する拠出等の状況について	令和7. 9. 26

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。

第217回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和7年10月6日現在）。

報告事項名	要請年月日 要請元	報告年月日
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された振興策に関する会計検査の結果について	令和5. 6. 12 参議院（決算委員会）	令和7. 1. 29
官民ファンドにおける業務運営の状況に関する会計検査の結果について	令和5. 6. 12 参議院（決算委員会）	令和7. 5. 16

4 総務省が行う評価及び監視等の調査結果

本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の調査結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価及び行政運営改善調査がある。

(1) 政策評価

政策評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が自ら政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組である。総務省は、同法の規定等に基づき、特定分野の政策評価の点検（客観性担保評価）、政策評価の実施状況等を年1回取りまとめて国会報告を行う等の役割を担っている。

令和7年度において総務省が行った客観性担保評価の取組結果として、「令和6年度 規制に係る政策評価の点検結果」が令和7年7月22日に公表されている¹³。

(2) 行政運営改善調査

行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる主体である総務省が政策効果の把握・分析を行い、各府省自身では気付くことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示し、各府省における政策改善・政策推進に資する情報を提供する取組である。行政運営改善調査には、全国共通的な行政上の課題について全国的な調査網により調査する「全国計画調査」と地域に密着した行政上の課題について地方機関により調査する「地域計画調査」がある。このほか、行政運営改善調査として、複数の府省にまたがる政策について、政府全体としての政策の統一性又は総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）も行っている。

第217回国会（常会）の開会以降に総務省が行った行政運営改善調査は、次のとおりである（令和7年10月6日現在）。

名 称	勧告等 年月日	勧告等の 相手先府省	勧告等の概要
住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－ <結果に基づく通知> (全国計画調査)	令和7. 3. 28	国土交通省、 厚生労働省	①協議会の設立手順等の周知徹底に加え、既存会議体を活用した設立・運営が可能である旨を明確化し、市区町村に提示、②市区町村の各部局が共有可能な情報の例やこれを活用して実施することが期待される取組例を市区町村に提示、③居住支援法人に関する情報を市区町村に提供するよう都道府県に促す

¹³ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kisei.html

<p>倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査 <結果に基づく通知> (全国計画調査)</p>	<p>令和7. 3. 28</p>	<p>経済産業省</p>	<p>①関係省庁と連携しつつ、地方公共団体と事業者との情報共有の機会を適時に設けるよう促進、②事業者に対して、事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に提供するよう促進、③事前伐採は当事者が共に受益する取組であり、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知するとともに、事務分担及び費用負担の具体的な事例を収集・提供</p>
<p>民生委員・児童委員による証明事務に関する調査 <結果に基づく通知> (全国計画調査)</p>	<p>令和7. 3. 28</p>	<p>こども家庭庁、法務省、厚生労働省</p>	<p>①証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずる、②地方公共団体による見直しの参考とするため、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例等を情報提供</p>
<p>リチウムイオン電池等の回収・再資源化に関する調査 <結果に基づく通知> (全国計画調査)</p>	<p>令和7. 6. 25</p>	<p>経済産業省、環境省</p>	<p>①市区町村におけるリチウムイオン電池(以下LIB)等製品の適切な回収・処分を推進するため、市区町村に対して情報提供、②製品メーカー等の自主回収対象品目の追加等、③住民のLIB排出の実態解明の推進</p>
<p>生活道路における交通安全対策に関する政策評価 <評価結果及び意見の通知> (統一性・総合性確保評価)</p>	<p>令和7. 6. 27</p>	<p>国家公安委員会(警察庁)、国土交通省</p>	<p>①オープンデータ活用の手順書の作成や事故内容を踏まえた施設整備の好事例の活用等により、市区町村における事故実績等を踏まえた施設整備を推進、②都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について、市区町村に必要な情報を提供するよう指導</p>
<p>外国年金受給者の生存証明手続の円滑化に関する調査 <結果に基づく通知> (全国計画調査)</p>	<p>令和7. 7. 7</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>①市区町村による生存証明書の認証に代えて、住民票の写しの添付とすることなどを外国年金運営機関等と協議、②生存証明書の様式とその日本語訳などを日本年金機構のウェブサイトに掲載</p>

(出所) 総務省資料を基に作成

内容についての問合せ先
 決算行政監視調査室 近藤首席調査員 (内線 68680)

災害対策特別委員会

第三特別調査室

(災害対策特別委員会担当)

1 最近の自然災害をめぐる状況

(1) 我が国における自然災害の状況

我が国は、その位置、地形、気象等の自然的条件から、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑り等による災害が発生しやすい環境にある。

最近の我が国の主な自然災害（令和7年8月21日現在）

年 月 日	災 害 名	主 な 被 災 地	死者・行方不明者数(人)
R元. 9. 7～9. 9	令和元年房総半島台風	関東地方(特に千葉)、伊豆諸島	9
10. 10～10. 13	令和元年東日本台風	関東、東北地方	108
2. 7. 3～7. 31	令和2年7月豪雨	全国(特に九州地方)	88
3. 7. 1～7. 14	7月1日からの大雨(熱海市土石流災害等)	全国(特に静岡)	29
8. 7～8. 23	8月の大雨	全国(特に長野、広島、長崎)	13
4. 9. 17～9. 20	令和4年台風第14号	九州、中国、四国地方	5
9. 23～9. 24	令和4年台風第15号	東海地方(特に静岡)	3
5. 5. 5	石川県能登地方を震源とする地震(M6.5)	石川	1
6. 29～7. 16	梅雨前線による大雨	福岡、佐賀	14
6. 1. 1	令和6年能登半島地震(M7.6)	石川、富山、新潟	636
8. 26～9. 3	令和6年台風第10号	全国(特に九州、四国、東海地方)	8
9. 20～9. 22	9月20日からの大雨	全国(特に石川)	17
7. 8. 6～8. 12	8月6日からの低気圧と前線による大雨	石川、福岡、熊本、鹿児島	8

(出所) 令和7年版防災白書、内閣府資料等より作成(※死者数には災害関連死を含む。)

(2) 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生し、北陸地方を中心に強い揺れが観測された。津波による浸水、海岸隆起¹、土砂崩壊等に伴う交通網の寸断、停電、断水等が生じ、また、広い範囲で液状化による被害が出た。各地で火災、住宅倒壊等が発生し、死者・行方不明者636名(うち災害関連死406名)、住家被害165,186棟(令和7年8月5日付消防庁資料)の甚大な被害となった。

政府は、同日、非常災害対策本部を設置して²対応に当たり、同月11日、この地震による災害を「激甚災害³」及び「特定非常災害⁴」に指定し、同月19日には、「非常災害⁵」に

¹ 国土地理院の発表(令和7年9月26日)によると、同年7月1日時点の都道府県別面積は、海岸隆起の影響等により、石川県の面積が4.74㎢増加し、福井県との順位が入れ替わった。

² 政府は、令和6年1月1日17時30分に防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部を設置したが、被害状況等に鑑み、同日22時40分に内閣総理大臣を本部長とする非常災害対策本部に格上げした。

³ 4(7) 激甚災害制度 参照

⁴ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号)に基づき指定される。指定により、被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための各種措置(免許証等の有効期間の延長等)がとられる。

⁵ 「大規模災害からの復興に関する法律」(平成25年法律第55号)に基づき指定される。指定により、地方公

指定した。

公費解体の完了は令和7年10月末を目標としているが、人口流出や人手不足による復興への影響が懸念されるとともに、液状化に伴う土地境界のズレにより、再画定に時間を要し、住宅再建の妨げとなっているほか、液状化対策の工法や費用負担の在り方が課題となっている。

(3) 令和7年8月6日からの大雨

8月6日から12日にかけて、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定な状況が続き、石川県や鹿児島県、九州北部地方で線状降水帯が発生し、記録的な大雨⁶となった。気象庁は、鹿児島県霧島市や熊本県の5市2町に大雨特別警報を発表した。

この大雨により、河川氾濫や浸水害等が発生し、死者8名、住家被害7,914棟（令和7年8月21日付消防庁資料）の被害となった。なお、政府は、8月18日、当該災害を「激甚災害³」に指定する見込みであることを発表した。

(4) カムチャッカ半島沖地震に伴う津波

令和7年7月30日の午前8時25分頃、カムチャッカ半島付近を震源とするマグニチュード8.8の地震が発生した。気象庁は太平洋側を中心に津波警報・注意報を発表し、岩手県の久慈港では、13時52分に1.4mの津波が観測された。発表されていた津波警報及び津波注意報は、同日16時30分に全て解除された。避難所における熱中症対策や避難車両による渋滞発生等の課題が顕在化したため、石破内閣総理大臣は、8月1日、住民避難が適切に行われたかを検証するよう全閣僚に指示を行った。

2 国土強靱化の推進

(1) 国土強靱化基本法、国土強靱化基本計画

東日本大震災を契機に、強靱な国づくりを進めていく必要性が認識されたことにより、平成25年12月（第185回国会）に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「強靱化法」という。）が成立した。強靱化法は、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定など国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣に国土強靱化推進本部を設置することを定めている。

強靱化法に基づき、国土強靱化推進本部は「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、施策分野（個別施策分野と横断的分野）ごとに、国土の健康診断に当たる「脆弱性評価」を行い、その結果を受けて政府は、基本計画を閣議決定している⁷。なお、基本計画

共団体の要請に基づき、災害復旧事業等に係る工事を国等が代行できる。

⁶ 8月6日から12日にかけての総降水量は、熊本県や福岡県では600mmを超えたほか、鹿児島県、新潟県、長崎県、長野県、石川県、山口県でも500mmを超え、平年の8月の3倍以上となった所があった。

⁷ 強靱化基本計画はおおむね5年ごとに見直しを行うものとされている（平成26年6月閣議決定、平成30年12月改定、令和5年7月改定）。

においては、毎年度の国土強靱化に係る施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を取りまとめた計画を年次ごとに策定することとされている。

(2) 第1次国土強靱化実施中期計画

平成30年12月、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策⁸」を定め、特に緊急に実施すべき施策について3年間（平成30年度～令和2年度）で集中的に実施することとした。その後、引き続き、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があるとして、令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、令和3年度から7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとした。

地方自治体等からは、5か年加速化対策終了後も継続的・安定的な対策の実施が求められていたが、同対策は法的根拠がなかったため、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月（第211回国会）の強靱化法改正により、「国土強靱化実施中期計画」の策定が法定された。

これを受け、令和7年6月6日に「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定された。気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進するとの基本的な考え方の下、「推進が特に必要となる施策」（全114施策（234指標））の事業規模は、令和8～12年度の5年間でおおむね20兆円強程度を目途としている。

3 地震・津波対策

(1) 南海トラフ地震対策

ア 南海トラフ法に基づく地震対策

平成26年3月、中央防災会議において、駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る南海トラフ沿いで発生する大規模な地震⁹（以下「南海トラフ地震」という。）について「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法¹⁰」（平成14年法律第92号）に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項等を定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「南海トラフ基本計画」と

⁸ 重要インフラの緊急点検を実施した結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとして取りまとめられたものであり、民間事業者等による事業も含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模をもって目標の達成を図ることとされた。

⁹ 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は80%程度（令和7年1月15日発表）とされていたが、新たな知見を評価に反映させ、同年9月26日、長期評価の一部改訂が行われた。同委員会は2つのモデルを用いて計算を行ったが、どちらが適当か科学的に優劣をつけられないため、改訂後の評価は、①60%～90%程度以上、②20%～50%の両確率値が併記された。確率の具体的な値を示す必要がある場合には、2つの計算方法の中でも、より高い方の確率値を強調することが望ましいとしている。

¹⁰ 平成25年11月（第185回国会）、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、題名も本文のとおり改められた。

いう。)が策定されるとともに、「地震防災対策推進地域」(29 都府県 707 市町村)及び「津波避難対策特別強化地域」(14 都県 139 市町村)が指定された。

イ 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応(南海トラフ地震臨時情報等)

令和元年5月31日に、中央防災会議は、南海トラフ基本計画の変更を決定した¹¹。変更された南海トラフ基本計画では、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(以下「臨時情報」という。)を発表することとし、同情報が発表された場合に国、地方公共団体のとるべき対応が明示された。

令和6年8月8日、16時42分に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6を記録した。この地震を受け、19時15分に気象庁が臨時情報(巨大地震注意)を発表¹²した。政府は、15日の17時をもって巨大地震注意に伴う防災上の呼びかけを終了したが、この臨時情報は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があったことから、自治体や事業者の対応状況を検証するとともに、情報発信の在り方の検討を行った。12月20日、政府は、臨時情報の改善方策として、①平時からの周知・広報の強化、②臨時情報発表時の呼びかけの充実、③各主体における防災対応検討の推進について取りまとめた。

さらに、内閣府は、令和7年8月7日に「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン¹³」を改訂し、「巨大地震注意」の場合、鉄道は、原則として運行規制はしないこと等を明記した。

また、同月20日、「巨大地震警戒」発表時に、津波に備え、自治体が事前避難を求める住民数が15都県128市町村で約50万5千人に上る調査結果を公表した(9月19日一部修正)。そのうち、全住民が対象となる住民事前避難対象地域で約25万8千人、要配慮者が対象となる高齢者等事前避難対象地域で約24万8千人となっている。

南海トラフ地震 臨時情報		発表条件
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(出所) 内閣府資料

¹¹ 南海トラフ基本計画は、その後、令和3年5月に施行された災害対策基本法等の改正等を踏まえ、同月にも変更されている。

¹² 当該発表の後、防災担当大臣が、関東から沖縄県の太平洋側の地域に対し、今後1週間、日頃からの地震の備えの再確認や直ちに避難できる態勢をとるよう呼びかけを行った。

¹³ 内閣府は、平成31年3月から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を作成・公表してきたが、今般の改訂により名称が改められた。

ウ 南海トラフ基本計画の見直し

南海トラフ基本計画の策定から10年を迎えることを踏まえ、令和5年3月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」が設置された。同WGは、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理を行なった上で、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会¹⁴」で検討した新たな計算手法を用いて、防災対策の進捗を反映した被害想定の見直しを行うとともに、近年の社会変化や自然災害等の特徴も踏まえて、今後実施すべき防災対策をとりまとめ、令和7年3月31日に報告書を公表した。同報告書では、新たな被害想定として、死者：最大約29万8千人（冬・深夜）、全壊焼失棟数：最大約235万棟（冬・夕方）の甚大な被害が発生するとし、前回（平成26年）の想定¹⁵から微減にとどまっている。

これを踏まえ、中央防災会議は、7月1日に南海トラフ基本計画の変更を決定し、今後10年間で、①死者数：約29万8千人からおおむね8割減少、②建築物の全壊焼失棟数：約235万棟からおおむね5割減少との減災目標を設定し、具体的実施すべき主な対策として、①社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築、②被害の絶対量を減らす取組、③ライフライン・インフラの強化、④救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX、⑤被災者支援、災害関連死防止の対策を掲げている。

(2) 首都直下地震対策

ア 首都直下地震対策の概要

大規模な首都直下地震¹⁶が発生し、政治、行政及び経済の中核機能に障害が生じた場合、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源に被害が生じるとともに、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障をきたすことが懸念される。平成25年12月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ¹⁷」が示した被害想定では、死者は最大約2万3千人、全壊・倒壊家屋は最大約61万棟、経済的被害は最大約95兆円とされている。

平成26年3月、「首都直下地震対策特別措置法¹⁸」（平成25年法律第88号）に基づき、首都中枢機能の維持をはじめとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める「首都直下地震緊急対策推進基本計画¹⁹」及び首都直下地震発災時に政府が業務を円滑に継続するための対応方針や執行体制を定める「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定されるとともに、「首都直下地震緊急対策区域」（10都県の309市区町村）及び「首都中枢機能維持基盤整備等地区」（東京都の千代田区、中央区、港区及び新宿区）が指定された。令和

¹⁴ 令和5年2月、最新の科学的知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定手法等を検討するため、内閣府に設置された。

¹⁵ 平成26年の基本計画においては、死者数：最大約33.2万人、全壊焼失棟数：最大約250.4万棟を想定。

¹⁶ 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後30年以内に南関東でM7クラスの地震が起きる確率は70%程度とされている。

¹⁷ 平成24年3月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。

¹⁸ 平成25年11月（第185回国会）、首都直下地震発生時の首都中枢機能の維持と、国民の生命、身体及び財産の保護を目的として制定された。

¹⁹ 平成27年3月31日、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標等が設定された。

7年3月には、減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、令和5年12月、中央防災会議防災対策実行会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策が検討されている²⁰。

イ 帰宅困難者対策

他の地域での大規模地震と比して特に問題となる帰宅困難者等対策²¹について、内閣府は、平成27年3月、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した。

その後、公共交通機関の耐震対策やデジタル化の進展などの社会状況の変化等を踏まえ、内閣府は、令和3年11月、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を設置し、令和4年8月に「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」を取りまとめた。この対応方針に沿って、関係機関との具体施策に関する検討や上記検討委員会からの意見聴取を経て、令和6年7月、ガイドラインが改定された。

同ガイドラインには、①帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方、②一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止、の2つの観点が追加された。従来からの「一斉帰宅抑制の基本原則」(原則3日間)を前提とし、帰宅が可能な状況になった場合であっても直ちに帰宅を開始するのではなく、分散帰宅に努めることとしている。

4 災害に関する法制度等の動向

(1) 防災庁の設置等

令和6年10月4日の衆参本会議での所信表明演説において、石破内閣総理大臣は、防災庁の設置に向けた準備²²を進めることや災害関連死ゼロを実現すべく避難所の在り方の見直しに言及し、政府は、令和8年度中の防災庁の設置に向けて、赤澤防災庁設置準備担当大臣の下、防災庁設置準備室を11月1日に発足させた。一方、避難所の在り方については、12月13日、スフィア基準²³を踏まえた自治体向けの避難所に関する取組指針やガイドライン等の改定を行った。

また、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について、外部有識者から意見を聴取する防災庁設置準備室アドバイザー会議が設けら

²⁰ 同ワーキンググループの検討は、令和5年12月20日の第1回会合以降、能登半島地震の影響により中断していたが、令和6年6月から再開され、報告書の取りまとめに向けて検討が進められている。

²¹ 東日本大震災では、首都圏において約515万人(内閣府推計)の帰宅困難者が発生し、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性が顕在化した。なお、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ(平成24年～25年)」の最終報告(平成25年12月)では、平日の12時に都心南部直下の地震が発生した場合、東京都市圏で約1,700万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

²² 令和7年度においては、災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算(令和7年度当初予算約146億円(対前年約73億円増))・人員(220人(対前年110人増))の両面で抜本的に強化した。

²³ 「スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準」に記載されている人道支援の普遍的な基準。スフィアプロジェクトは、同ハンドブックを作成するため、複数の人道支援を行うNGOと国際赤十字・赤新月運動により1997年に開始された。

れ、令和7年1月30日に第1回会議が開催された。その後、アドバイザー会議で検討が重ねられ、6月4日に報告書が公表された。同報告書では、事前防災・災害対応等の司令塔として、防災庁に求められる組織体制について、①内閣直下に設置するとともに、専任の大臣を置き、各府省庁等に対する平時からの勧告等の権限を付与、②十分な人員体制と防災対策の抜本的推進に必要な予算の確保²⁴、③専門人材の確保・育成等が提言された。

さらに、令和7年9月2日の防災立国推進閣僚会議²⁵において、防災庁設置時に「総合調整（官房機能）」、「事態対処」、「戦略的な防災計画・対策の企画立案」、「地域防災力強化」を担う部署を置く方向性が示された。なお、地方公共団体と広域連合など20以上の団体が、地方拠点の誘致を表明しており、政府において検討が続けられている。

(2) 災害対策関連法の整備等

令和6年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、令和7年の通常国会（第217回国会）において、災害対策基本法等の一部を改正する法律案が提出され、5月28日に成立、6月4日に公布された（令和7年法律第51号）。

同法は、災害の定義の例示への地盤の液状化の追加、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体（ボランティア団体等）の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、救助の種類への福祉サービスの提供の追加、従事命令の対象の拡大、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監の新設等の措置を講ずるもので、一部の規定を除き7月1日に施行された。

同日、被災者援護協力団体の事前登録制度が開始され、6月には先行して、キッチンカーやトイレカー等の災害対応車両登録制度の運用を開始するとともに、内閣府は、従来、東京（立川防災合同庁舎）だけだった災害備蓄拠点を全国8か所²⁶に新設してプッシュ型支援の強化を図る等、避難環境の向上や災害関連死の抑止に向けた取組が進められている。

(3) 地震防災対策特別措置法（地防法）

「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）は、全国どこでも発生し得る地震災害に対応するため、全国の都道府県における「地震防災緊急事業五箇年計画」の作成、同計画に基づく事業に対する国の財政上の支援等の特例措置、地震調査研究推進本部²⁷（地

²⁴ 令和8年度概算要求では、「防災庁」（仮称）の新設に伴う体制整備については、内閣官房から事項要求となっている。

²⁵ 防災立国推進閣僚会議は、令和6年12月17日、災害対応の強化や政府の組織体制強化に向け関係行政機関の緊密な連携を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、内閣総理大臣を議長、全閣僚を構成員として設置された。

²⁶ 北海道札幌市、宮城県仙台市、愛知県長久手市、兵庫県三木市、高知県香南市、福岡県須恵町、熊本県益城町、沖縄県糸満市

²⁷ 本部長（文部科学大臣）と本部長（関係府省の事務次官等）で構成され、地震本部の下に学識経験者等で構成される「政策委員会」（委員長：福和伸夫 名古屋大学名誉教授）と「地震調査委員会」（委員長：平田直 東京大学名誉教授）が設けられ、「地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進」を基本的な目標としている。

震本部) の設置等について定めるもので、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機として制定された。特例措置については、委員会提出法律案により5年ごとに期限を延長する改正が計5回行われており、現行法は、令和8年3月31日が期限となっている。

(4) 避難対策（災害対策基本法）

ア 避難情報に関するガイドライン

市町村長には、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）により、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されており、多くの市町村は、内閣府の策定した「避難情報に関するガイドライン²⁸」を参考にして避難指示等の発令基準を定めている。

同ガイドラインは、災害の教訓等を踏まえて都度改定されており、令和元年5月には、水害・土砂災害等からの住民の主体的な避難行動を支援するため、防災情報からとるべき行動を直感的に理解できるものとするよう、避難のタイミングについて「警戒レベル」を5段階に整理し、段階ごとに住民がとるべき行動を明確化する等の改定が行われた。

しかしながら、令和元年東日本台風（台風第19号）等で顕在化した、行政による避難情報や避難の呼びかけの分かりにくさ等の課題を踏まえ、令和3年4月（第204回国会）に災対法が改正され、避難勧告・避難指示の避難指示への一本化及び緊急安全確保の指示の創設が行われた。また、内閣府は同年5月、法改正等を踏まえてガイドラインを改定した。

5段階の警戒レベル

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当 氾濫注意情報	—
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当 —	—

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

(出所) 内閣府資料

²⁸ 平成29年1月の改定により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に名称が変更され、令和3年5月の改定により、現在の名称に変更された。

## イ 避難行動要支援者に係る個別避難計画

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、平成 25 年（第 183 回国会）の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、同年 8 月に内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、避難行動要支援者一人ひとりに「個別避難計画」を策定することが望ましいとされた。

しかしながら、その後においても、高齢者や障害者の犠牲が多い実情があるため、令和 3 年 4 月（第 204 回国会）の法改正で、同計画の作成が市町村の努力義務となった（同年 5 月 20 日施行）。また、内閣府は同年 5 月、法改正等を踏まえて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定し、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね 5 年程度で作成に取り組むとの目標等が盛り込まれた。

各市町村（1,741 団体）における個別避難計画の策定状況は、令和 7 年 4 月 1 日現在、1,691 団体（97.1%）が着手しているが、作成率 20%以下が 920 団体（52.8%）となっている（令和 7 年 6 月 20 日付内閣府・消防庁資料）。

## (5) 災害救助法による救助

「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）は、一定規模以上の災害が発生した場合等²⁹に適用され、現に救助を必要とする者に対し、避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食品の給与や飲料水の供給、住宅の応急修理などの救助が、原則として現物により行われる。

同法に基づく救助は、都道府県知事等が行い、市町村長がこれを補助して実施することとされており³⁰、救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示）（以下「救助の実施基準」という。）に従って都道府県知事等が定めることになっている。令和元年房総半島台風（台風第 15 号）等では、多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常生活に著しい支障が生じたことから、内閣府は、令和元年 10 月、救助の実施基準を改正し、住宅の応急修理について、これまでの内容³¹に加え、準半壊³²の場合も同法による救助の対象とすることが認められた（同年 8 月 28 日から適用）。

住宅の応急修理については、修理期間が長期化し、その間、被災者が避難所生活等を継続せざるを得ない事例が多数存在することが課題となっていた。従来、応急修理と応急仮設住宅への入居との併給は認められなかったが、令和 2 年 7 月豪雨の被災自治体からの要望を受け、内閣府は同月、応急修理の期間が 1 月を超えると見込まれる者であって、自宅

²⁹ 令和 3 年の第 204 回国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 30 号）により、災害が発生するおそれがある場合で、国の災害対策本部（特定・非常・緊急）が設置されたときにも適用することが可能になった（令和 3 年 5 月 20 日施行）。

³⁰ 救助に関する事務の市町村長への委任は可能

³¹ ①住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）、が対象とされていた。

³² 損害割合が 10%以上 20%未満。なお、各区分の損害割合は、全壊が 50%以上、大規模半壊が 40%以上 50%未満、中規模半壊が 30%以上 40%未満、半壊が 20%以上 30%未満、準半壊に至らない（一部損壊）が 10%未満となっている。

が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者を対象に、災害発生日から原則6月まで応急仮設住宅への入居を可能とする事務連絡を発出した。

また、平成28年の熊本地震や令和6年能登半島地震³³等で災害関連死が多数生じたことから、大規模災害発生時において、高齢者や障害者といった要配慮者に対する福祉支援の必要性が指摘され、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による福祉支援の法制上の明確化が地方公共団体や福祉関係者等から求められてきた。こうした状況を踏まえ、令和7年（第217回国会）における災害対策基本法等の一部改正³⁴に伴い、災害救助法も改正が行われ、救助の種類が66年ぶりに追加³⁵され、「福祉サービスの提供」が同法に明記された。これにより、避難所のみならず、在宅避難者や車中泊避難者に対してもDWA Tによる支援が可能となった。

## （6）被災者生活再建支援制度

災害時の具体的な被災者支援策については、市町村と連携しつつ、都道府県が重要な役割を担い、国がそれを支援する仕組みとなっている。

住宅被害を受けた被災者には、

- ①一定規模以上の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災地方公共団体が一定の支援金を支給する³⁶。
- ②同法の適用に至らない被害であった地域については、必要に応じて被災地方公共団体が支援金等による被災者支援などの措置を講じる³⁷。

という枠組みにより支援が行われる。

同法に基づき、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金として、全壊等の世帯には100万円、大規模半壊世帯には50万円が支給されるとともに、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金として、居住する住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、民間住宅を賃借する世帯には50万円が支給され、基礎支援金と加算支援金を合わせて、最高で300万円が支給される。

被災者生活再建支援金の支給対象は、全壊世帯等及び大規模半壊世帯とされてきたが、令和2年11月（第203回国会）に同法が改正され、支援金の支給対象が、住家半壊³⁸世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）まで拡大された（令和2年7月豪雨から適用）。中規模半壊世帯には、加算支援金として、建

³³ 1 (2) 令和6年能登半島地震 参照

³⁴ 4 (2) 災害対策関連法の整備等 参照

³⁵ 救助の種類追加の直近例は、狩野川台風（昭和33年9月）を契機として、昭和34年に災害救助法施行令を改正し、「死体の捜索・処理」、「障害物の除去」を追加したもの。

³⁶ 支援金額の1/2に相当する額を国が補助する。

³⁷ 都道府県が同法と同等の範囲内で独自の支援を行った場合には、都道府県による支援金支給額の1/2が特別交付税により措置される。

³⁸ 損害割合が20%以上50%未満。大規模半壊及び中規模半壊については脚注32参照。

設・購入する世帯には 100 万円、補修する世帯には 50 万円、民間住宅を賃借する世帯には 25 万円が支給される。

## (7) 激甚災害制度

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担の緩和又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令により当該災害を激甚災害として指定³⁹し、併せて適用すべき措置も指定するものである。激甚災害に指定されると、公共土木施設や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ、「中小企業信用保険法」（昭和 25 年法律第 264 号）による災害関係保証の特例等、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。

激甚災害には、①全国規模で指定基準を上回る規模となった災害について指定される激甚災害（いわゆる「本激⁴⁰」）と、②市町村単位で指定基準を上回る規模となった災害について指定される局地激甚災害（いわゆる「局激⁴¹」）がある。②の局激の指定は、被災規模と被災地方公共団体の標準税収入等を勘案する必要があるため、年度末に一括して指定されることが通例であるが、災害発生時点で局激の要件を満たすことが明らかな場合⁴²は、年度末を待たずに速やかに指定される（早期局激指定）。

本激及び早期局激の指定は、被害状況を的確に把握し、基準に照らして判断するため、一定の期間⁴³を要するが、政府は、激甚災害の指定に関する政令の閣議決定を待たずに中央防災会議の答申⁴⁴を受けた段階で指定見込みを公表する等の運用改善に取り組んできた。平成 29 年 12 月には、中央防災会議幹事会は、激甚災害指定の更なる早期化に向け、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、指定基準に達したものから順次、内閣府が激甚災害の指定見込みを公表すること等を決定し、これにより、災害の終息後、最速で 1 週間程度経った時点から指定見込みを公表することが可能となった。

**内容についての問合せ先**  
**第三特別調査室 小林首席調査員（内線68740）**

³⁹ 坂井防災担当大臣は、令和 7 年 9 月 16 日の記者会見で、豪雨被害の状況が変わりつつある中、市町村全体の被害額が積み上がり、現行指定基準に該当しない場合があることを課題に挙げ、激甚災害指定基準の見直しを検討するよう指示した旨表明した。

⁴⁰ 災害被害に係る査定見込額等が所定の基準を超えた場合、地域を指定することなく、その災害自体を激甚災害に指定するもの。

⁴¹ ある特定地域に激甚な被害を及ぼすような場合に対応する制度で、市町村における被害の額が所定の基準を超えた場合、その災害と適用の対象となる地域の両方を指定するもの。

⁴² 査定見込額等が局地激甚災害指定基準の 2 倍超

⁴³ おおむね 1～1.5 か月

⁴⁴ 激甚災害の指定に関する政令は、中央防災会議の諮問・答申を経て閣議決定される。

## 政治改革に関する特別委員会

第二特別調査室

## 1 選挙制度改革

## (1) 衆議院選挙制度改革

## ア アダムズ方式による定数配分の導入

第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において一人別枠方式とこれによる選挙区割りを違憲状態とした最高裁大法廷判決（平成23年3月23日）等¹を受けた各党間の協議や、「衆議院選挙制度に関する調査会答申²」を受け、平成28年5月20日、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法³」が成立した。同法により、小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙のブロック別の定数配分は、10年ごとの大規模国勢調査における日本国民の人口に基づきアダムズ方式により配分することとされ、平成32年（令和2年）の大規模国勢調査から導入することとされた。

## アダムズ方式

各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

## イ 令和2年国勢調査に基づく公職選挙法の改正（区割り改定）

令和2年国勢調査の結果に基づき、令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する勧告を受け、10月25日（第210回国会（臨時会））、同勧告を踏まえた小選挙区選挙の区割りの改定（10増10減）と令和2年国勢調査に基づく比例代表選挙のブロック別定数の改定を内容とする法律案が国会に提出され、11月18日、成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）」）。これにより、選挙区間の最大較差は、2.096倍から1.999倍（令和2年国勢調査日本国民人口）に縮小した。

新たな区割りで行われた第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）（選挙当日有

¹ 第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）において複数の政党が掲げた衆議院議員定数削減の公約や同選挙に係る平成23年最高裁大法廷判決を受け、平成23年10月に衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、協議が重ねられたが結論が得られず、平成24年11月16日、1人別枠方式を廃止した上で小選挙区の都道府県定数配分を0増5減することを内容とする「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」が成立した。同法に基づく新たな区割りにより第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）が行われたが、最高裁大法廷は、平成27年11月25日、0増5減の対象県以外は1人別枠方式を含む従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

² 平成26年6月19日に議長の下に設置された有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」が平成28年1月14日に提出した答申であり、その主な内容は①衆議院小選挙区比例代表並立制を維持すること、②衆議院議員の定数を10減（小選挙区6減、比例代表4減）すること、③一票の較差是正のため、小選挙区選挙の都道府県定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差2倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うこと、などであった。

³ 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号）」

権者数比率 最大2.059倍)の小選挙区選挙における区割規定の合憲性に係る訴訟について、令和7年9月26日、最高裁判所第二小法廷は、現行制度は、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう設けられたもので、合理性を有することから、合憲との判断を示した。

## ウ 小選挙区選挙の区割り改定

小選挙区の区割りについては、10年ごとに行われる大規模国勢調査（次回は令和12年）に基づいて都道府県別定数が見直され、区割り改定案の作成及び勧告が行われる⁴。

なお、中間年（大規模国勢調査が行われた年から5年目に当たる年）に実施される簡易国勢調査において、選挙区間の人口較差が2倍以上となったときは、各都道府県別定数は変更せずに関係選挙区の区割り改定案が作成され、その勧告が当該国勢調査の速報値の公表から1年以内に行われる⁵。

令和7年簡易国勢調査に基づく区割り改定（想定）	
令和7年10月	簡易国勢調査実施
令和8年5月まで	速報値公表（日本国民の人口公表） 区割り審が区割り改定作業を開始
令和9年5月まで	区割り審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告（速報値公表から1年以内） 政府が新たな区割り改定法案を国会に提出、成立、公布
公布から1か月後	新たな区割り改定法施行

## エ 衆議院選挙制度に関する協議会の設置に係る経緯と同協議会の概要

10増10減の区割り改定等を行った令和4年の公職選挙法改正に際して、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会⁶において、附帯決議が付された。

### 公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。
- 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。
- 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うこと。

⁴ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第4条第1項

⁵ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第3項及び第4条第2項

⁶ 本委員会は、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会として設置されてきたが、第213回国会（常会）の令和6年4月11日、院議によりその目的、名称等が変更された。

これを受けて、衆議院議員選出のための望ましい選挙制度の在り方等について幅広く協議するため、与野党6党（自民、立憲、維新、公明、国民、共産）の国対委員長会談の要請を受けて、令和5年2月に政党間の実務者レベルの協議機関として衆議院選挙制度協議会が設置された⁷。同協議会は、同年12月、選挙制度について、現行制度や在り方に係る論点の整理、今後本格的な議論を更に深めていく際に必要な「視点」の提示などを内容とする報告書⁸を取りまとめ、与野党国対委員長に提出した⁹。

同報告書では、令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力していくことが、次のステップとして重要であるとしている。

自由民主党及び立憲民主党の国会対策委員長は、与野党を代表して、令和6年11月28日に額賀衆議院議長に対し、衆議院の選挙制度の抜本的な改革に向けた検討を行うため、議長の下に全ての会派が参加する協議の場を早期に設置するよう申し入れた¹⁰。

衆議院議院運営委員会は、同年12月19日、衆議院の選挙制度について、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うため、衆議院議長の下に、全ての会派が参加する衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）を置くことを決定した。

協議会の検討の対象は、①衆議院倫理選挙特別委員会の附帯決議（令和4年11月8日）の検討事項、②与野党6党の国対委員長会談の要請を受けて設置された「衆議院選挙制度協議会」の報告書（令和5年12月）において整理された事項、③協議会が必要と認める事項とし、協議会は、①の附帯決議を踏まえ、令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとされ、協議が進められている。

---

⁷ 『朝日新聞』（令5.2.3）

⁸ 同報告書で提示された「視点」は、①人口動態の変化を踏まえた一票の較差の是正と地方の声の反映、②政党本位、政策本位の実現と残された課題への対応、③あるべき選挙制度と国民目線の見直しの3点で、これらは、協議会が衆議院の正式な機関（協議体）に移行した場合に議論を開始するポイントとなり得るものとされている。

⁹ 『読売新聞』（令5.12.27）

¹⁰ 『日本経済新聞』（令6.11.28）

このほか「政治改革の柱として衆議院選挙制度の抜本改革を実現する超党派議員連盟」は、令和6年6月27日及び11月22日に、額賀衆議院議長に対し、衆議院選挙制度の抜本的な検討を行う協議体を早期に設置するよう申し入れを行った。

## (2) 参議院選挙制度改革

平成30年改正公職選挙法（定数6増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率 最大3.00倍）について、令和2年11月18日、最高裁判所大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長（当時）の下に設置された「参議院改革協議会」は、令和4年6月8日（第208回国会（常会））、山東議長に対し、議論を令和4年の通常選挙後の次の協議会に引き継ぐとする「参議院改革協議会報告書」を提出した。

同年11月11日（第210回国会（臨時会））、尾辻参議院議長（当時）の下に改めて「参議院改革協議会」が設置された。さらに、同年12月16日に「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会」が設置され、令和6年6月7日（第213回国会（常会））、同専門委員会は、これまでの協議内容について取りまとめ、合区は解消すべきとの意見が大勢であるが、具体的な選挙制度の枠組みについては意見の集約が難しく、参議院として引き続き真摯な検討を続けるべきとする「選挙制度に関する専門委員会報告書」を松山改革協議会座長に提出した。

なお、第26回参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）¹¹の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率 最大3.03倍）について、令和5年10月18日、最高裁判所大法廷は、同選挙までの間、較差の更なる是正のための法改正の見通しが立つに至っていないのはもとより、その実現に向けた具体的な検討が進展しているともいい難いものの、較差は有意な拡大傾向にあるともいえず、立法府の較差の更なる是正に向けた取組について、合理的な成案に達するにはなお一定の時間を要することが見込まれる等として、合憲と判示した。

さらに、第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月20日執行）¹²の選挙区選挙における議員定数配分の合憲性に係る訴訟（選挙当日有権者数比率 最大3.13倍）が各地で提起された¹³。各高裁・支部の判決は、本年10月以降に示されると報じられている¹⁴。

---

¹¹ 参議院選挙制度については、平成30年以降法改正が行われておらず、第26回及び第27回参議院議員通常選挙は第25回参議院議員通常選挙と同じ選挙区及び定数により執行された。

¹² 同上

¹³ 『朝日新聞』（令7.7.23）

¹⁴ 『共同通信』（令7.9.17）

## 2 その他の公職選挙法関係

### (1) 最近における選挙をめぐる状況への対応

第217回国会（常会）において、選挙ポスターの品位保持規定を設ける公職選挙法改正案が成立した（「公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第19号）」）。

同法の附則には、令和6年11月執行の兵庫県知事選挙等において発生した、選挙に関するSNS等の利用の状況に係る問題や、他の候補の当選を目的にしたいわゆる「二馬力」の選挙運動に関する問題を受け、「選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方」に係る検討条項が規定された。

これを踏まえ、与野党7党（自民、立憲、維新、国民、公明、れいわ、共産）による「選挙運動に関する各党協議会」は、SNSを利用した選挙運動に関する規制の在り方及びいわゆる「二馬力」の選挙運動への対応を優先課題として議論を行っている。

### (2) 被選挙権年齢の引下げの議論

選挙権年齢の18歳以上への引下げ（平成28年6月施行）を踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が行われている。

第197回国会（臨時会）の平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若者政策推進議員連盟」が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれた。同議員連盟は、第213回国会（常会）の令和6年6月17日にも改めて同趣旨の提言を取りまとめ、各党の政策責任者に「被選挙権年齢及び供託金引き下げに関する協議会設置の要望書」とともに提言の申入れを行った。

立憲は、第217回国会（常会）に、衆議院議員及び地方議会議員の被選挙権年齢を満18年に、参議院議員及び首長の被選挙権年齢を満23年に、それぞれ引き下げることを内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（第217回国会衆法第50号）」を提出し、同法律案は継続審査となっている。

また、第27回参議院議員通常選挙（令和7年7月20日執行）においても、多くの党が被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた。

### 3 政治資金制度改革

令和5年12月、政治資金パーティーをめぐり、いわゆる派閥の政治団体と国会議員側との間で、収支報告書に記載のない多額の資金移動があったとする問題が報道され、以降、国会では政治資金制度に関する多くの議論がなされ、政治資金規正法の改正等が行われた。

#### (1) 令和6年6月改正（第213回国会（常会））

第213回国会（常会）においては、「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号。以下「令和6年6月改正」という。）」が成立した。その主な内容は以下のとおりである。

##### 【令和6年6月改正の概要】

- 1 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等（代表者の監督責任、罰則の強化等）
  - 2 政治資金監査の強化（国会議員関係政治団体の範囲の拡充^{※1}、翌年への繰越しの金額の確認等）
  - 3 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進（収支報告書等のオンライン提出の義務化^{※2}等）
  - 4 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ（20万円超→5万円超）^{※2}
  - 5 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（口座振込みによる方法への制限）
  - 6 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
  - 7 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保（みなし国会議員関係政治団体）
  - 8 個人寄附者等の個人情報の保護^{※2}
- （注）  
施行期日：原則として、令和8年1月1日から施行  
※1 令和7年10月1日から施行  
※2 令和9年1月1日から施行

（注）上記改正に含まれていた「いわゆる政策活動費の使途公開」は、令和6年12月改正により削除された。

- 以下の事項については、今後の検討事項とされた。
- 1 政党交付金の交付停止等の制度の創設
  - 2 政策活動費の支出に係る上限金額の設定及び使用状況の公開に関する制度の具体的な内容
  - 3 政治資金に関する独立性が確保された機関の設置
  - 4 検討
    - (1) 外国人等による政治資金パーティーの対価の支払に係る収受の適正化を図るための実効的な規制
    - (2) 個人による政治活動に関する寄附を促進するための措置
    - (3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外
    - (4) 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

なお、本委員会での採決に際し、附帯決議が付された。

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 1 政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。
- 2 政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。
- 3 政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。
- 4 政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。
- 5 国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

## (2) 令和6年12月改正（第216回国会（臨時会））

令和6年6月改正に多くの検討条項が設けられたこと等を受け、引き続き各党において政治資金規正法の再改正等の検討が行われた。

第216回国会（臨時会）においては、①「政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）」、②「政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）」及び③「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）」（以下「令和6年12月改正」という。）が成立した。各法律の主な内容は以下のとおりである。

## 【令和6年12月改正の概要】

## ① 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和7年法律第1号）

渡切りの方法による経費支出の禁止

〔施行期日：令和8年1月1日から施行〕

## ② 政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）

- 1 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実（政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化及び収支報告書に係るデータベースを用いた公表）
- 2 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等
- 3 租税特別措置法の一部改正（公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする）*

〔施行期日：原則として、令和9年1月1日から施行〕

（※ 令和8年1月1日から施行）

(注) 改正法附則において、政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置については、この法律の公布の日(令和7年1月8日)後1年以内を目途として講ずるものとされた。

**③ 政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律(令和7年法律第3号)**

政治資金監視委員会等の設置(政治資金監視委員会及び両院合同協議会の設置)

(注) いわゆる「プログラム法」であり、今後委員会の設置等のための法律の整備が行われることとされている。

なお、本委員会での採決に先立ち、理事会において、「企業・団体献金禁止法案については、衆議院政治改革特別委員会において精力的に議論を行い、令和6年度末までに結論を得る。」との申合せがなされた。

**(3) 第217回国会(常会)及びその後の議論**

令和6年12月改正に際しての理事会申合せを受け、企業・団体献金について、第217回国会(常会)において、本委員会で精力的に議論が行われた。しかし、結論を得るに至らず、企業・団体献金に係る自民提出の2法律案及び立憲、維新、有志及び参政の4党派提出の法律案は、いずれも継続審査となっている。各法律案の主な内容は以下のとおりである。

<b>自民案</b> 政治資金規正法の一部を改正する法律案(第217回国会衆法第4号)	会社、労働組合、職員団体その他の団体が政党関係政治団体に対してした寄附に関する状況を明らかにするための措置を講ずる。
<b>自民案</b> 政治資金規正法の一部を改正する法律案(第217回国会衆法第5号)	政治資金規正法の基本理念に、政治団体の構成員に係る党費又は会費の債務の負担が自由な意思に基づいて行われること及び法人等のする寄附等についてその構成員の意思が尊重されることについて規定する。
<b>立憲・維新・有志・参政党案</b> 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(第217回国会衆法第21号)	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに政治団体による政治活動に関する寄附に係る上限額の創設及び引下げをするとともに、個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずる。

**4 選挙等をめぐる最近の動き**

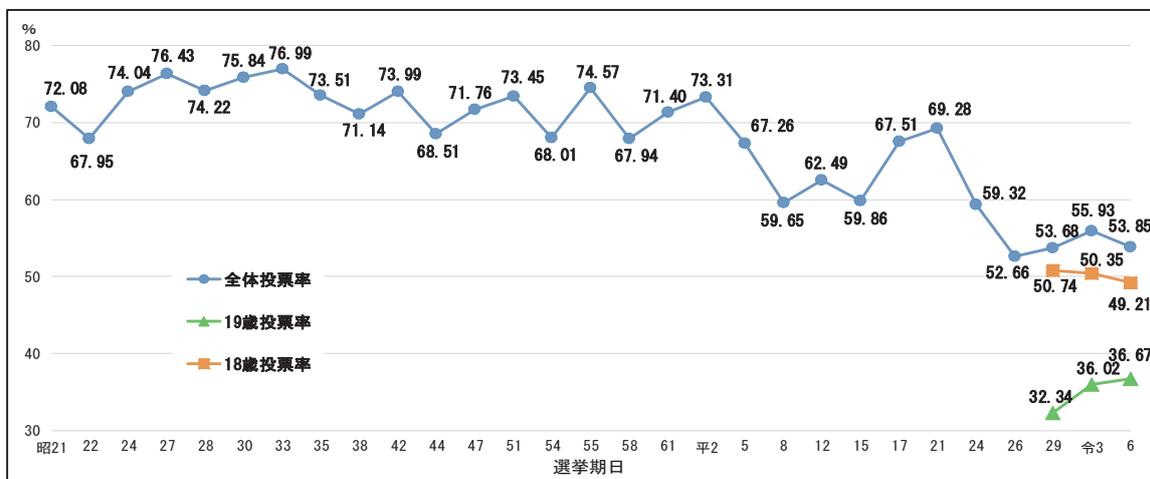
**(1) 投票率の低下**

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にあり、特に若年層で低下が著しくなっている。

第50回衆議院議員総選挙(令和6年10月27日執行)における投票率(小選挙区選挙)は、53.85%で、前回から2.08ポイント減少し、戦後3番目に低い投票率であった。このうち18歳の投票率は49.21%、19歳の投票率は36.67%であった。前回の総選挙(令和3年10月31

日執行)と比べて、19歳は0.65ポイント微増したものの、18歳は1.14ポイント微減となり、全体の投票率と比較して依然低水準となった。

(図表) 衆議院議員総選挙における投票率の推移



※18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。

(注) 平成8年以降は、小選挙区選挙の結果である。

(出所) 総務省資料をもとに当室作成

また、直近の国政選挙である第27回参議院議員通常選挙(令和7年7月20日執行)の投票率は、比例代表選挙、選挙区選挙いずれも58.51%で、前回の通常選挙(令和4年7月10日執行)の投票率(比例代表52.04%、選挙区52.05%)を6.45ポイント程度上回った。

投票率の低下については、国会でもしばしば言及されており、過疎化や市町村合併等により投票所が減少したこと、政治的関心が低下していること等がその要因として指摘されている¹⁵。このような問題への対策としては、投票機会の確保については投票環境の向上に向けた取組が、政治的関心の低下への対策については主権者教育の拡充等の取組が行われている¹⁶。

## (2) 投票環境の向上方策

総務省では、平成26年5月12日から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。

同研究会では、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上(インターネット投票)等が検討されており、それらの現状はイ・ウで述べるとおりである。

¹⁵ 第210回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第6号(令4.11.8)、第189回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第4号(平27.5.29)等

¹⁶ 総務省「主権者教育に関する取組事例集」(令和6年3月)

なお、令和4年10月14日（第210回国会（臨時会））、最高裁判所裁判官国民審査法改正案が提出され、11月11日に成立した¹⁷。これにより、在外国民は在外選挙と同様に、在外国民審査においても、①在外公館投票（分離記号式投票）、②郵便等投票（分離記号式投票）、③国内における投票が可能とされ、第50回衆議院議員総選挙（令和6年10月27日執行）で初めて実施された。

## ア 共通投票所や移動支援等の充実

「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告（平成27年3月27日の中間報告、平成28年9月9日の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等を内容とする公職選挙法等の改正が行われた¹⁸。

各選挙管理委員会は、大学・高等学校や有権者の利便性の高い商業施設等への期日前投票所の設置を増やしたほか、移動が困難な有権者のための投票所等への移動支援や移動期日前投票所の設置など、地域の実情等を踏まえて工夫した取組を行っている¹⁹。

## イ 郵便等投票の対象者の拡大

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成28年12月9日から、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、平成29年6月13日に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した²⁰。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、現状では要介護5の者に限られている対象を要介護3及び要介護4の者まで拡大することが提言された²¹。

第196回国会（常会）の平成30年5月18日、自由民主党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護3及び要介護4の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした²²が、第218回国会まで提出には至っていない。

¹⁷ 「最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和4年法律第86号）」

在外国民に対して最高裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示した令和4年5月25日の最高裁判決を受け、在外国民による在外国民審査を可能とすること等を内容としたもの

¹⁸ 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し（平成28年法律第8号）、②共通投票所制度の創設、期日前投票の投票時間の弾力化、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大（平成28年法律第24号）、③都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、在外選挙人名簿の登録制度の見直し、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し（平成28年法律第94号）

¹⁹ 総務省「投票環境向上に向けた取組事例集」（平成29年3月）、「移動期日前投票所の取組事例」（令和4年3月）

²⁰ 総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年6月13日）

²¹ 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約186万人（要介護3の者：約95万人、要介護4の者：約91万人）増えることが想定される（厚生労働省HP「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和7年6月分））。

²² 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第4号4頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

## ウ 在外インターネット投票の検討

「投票環境の向上方策等に関する研究会」は平成29年12月26日から、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ICTの利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成30年8月10日に報告を公表した²³。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和2年1月末から2月上旬に全国5市区町²⁴で実証実験を行うなど、在外選挙のインターネット投票について調査研究を進めている。

令和7年5月22日（第217回国会（常会））、村上総務大臣は衆議院総務委員会での答弁において、インターネット投票については、システムのセキュリティー対策のほか、確実な本人確認や投票の秘密保持、自由意思によって投票できる環境の確保といった選挙特有の課題に対応する必要がある、また、インターネット投票という新たな投票方法の導入は、選挙制度の根幹に関わることから、選挙の公正確保の観点も含めて各党各会派で十分御議論いただきまとめていただきたい旨を述べた²⁵。

内容についての問合せ先

第二特別調査室 花房首席調査員（内線68720）

²³ 総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告」（平成30年8月10日）

²⁴ 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小都市

²⁵ 第217回国会衆議院総務委員会議録第15号（令7.5.22）

# 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

第一特別調査室

(沖縄及び北方問題に関する特別委員会担当)

## 1 沖縄関係

### (1) 沖縄振興

#### ア 沖縄の日本復帰と特別措置法の制定・改正の経緯

米国の施政権下におかれた沖縄は、戦後 27 年にわたり我が国の復興政策や産業政策等が適用されなかったこともあり、本土に比べて社会資本整備や産業基盤の面で大きく立ち遅れていた。このほか、広大な米軍施設・区域の存在や基地依存型と言われる経済構造、低い県民所得、高い失業率など多くの分野において本土との著しい格差が存在していた。そのため、政府は、沖縄の日本復帰に先立って「沖縄振興開発特別措置法」「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律¹」「沖縄振興開発金融公庫法」等の法律を制定し、昭和 47(1972)年 5 月の復帰以降、これらの法律に基づいて沖縄振興策を進めてきた。

沖縄振興開発特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄の振興開発を図る施策を推進することを目的とした 10 年間の限時法であり、昭和 47(1972)年 5 月 15 日の施行後、2 度の期限延長を経て、平成 13 年度までの約 30 年間、同法に基づき国が策定する沖縄振興開発計画(第 1 次～第 3 次計画)により様々な施策が実施された²。その結果、社会資本整備の面では本土との格差が縮小するなど一定の成果が上がったものの、1 人当たり県民所得は全国平均の約 7 割にとどまり、失業率も全国平均を大きく上回るなど、依然として沖縄の特殊事情に起因する課題が存在していた。

(図表 1) 沖縄の特殊事情

歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中
自然的事情	我が国でも稀な亜熱帯・海洋性気候。台風常襲・深刻な塩害等

(出所) 内閣府資料

こうした状況の下、従来の社会資本整備に加え、沖縄の地域的特性を生かした民間主導による自立型経済の構築と豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とした「沖縄振興特別措置法」が 10 年間の限時法として平成 14(2002)年 3 月に新たに制定(同年 4 月 1 日施行)され、沖縄の特殊事情に鑑み、同法に基づいて国が策定する沖縄振興計画(第 4 次計画)により振興策が進められることとなった³。

¹ 沖縄の復帰後、直ちに、本土の諸制度を適用した場合、沖縄の社会、経済の全般にわたって急激な変化を伴うことから、制度の移行過程における県民生活の安定や企業の保護等を目的として制定された。経済分野の特別措置として、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置や揮発油に係る揮発油税の軽減措置等が盛り込まれた。

² この期間に実施された施策には、高率補助制度や沖縄開発庁(現在は内閣府沖縄担当部局)への予算の一括計上等がある。

³ このとき、新たに盛り込まれた特別措置は、銀行業・証券業等の金融業務の集積を図るための「金融業務特別地区」等の創設や国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学の整備等である。

沖縄振興特別措置法は、平成 24（2012）年 3 月に改正され、同年 4 月 1 日から 10 年間の限時法として施行された。この改正では、法の目的に「沖縄の自主性の尊重」が追加されるとともに、沖縄県が主体的に施策を展開できるよう、沖縄振興計画の策定主体が国から県に変更されたほか、使途の自由度が高い沖縄振興一括交付金の創設や経済特区制度の拡充・創設等が行われた。県は、政府が策定した沖縄振興基本方針を踏まえ、同年 5 月に、同法に基づく沖縄振興計画（平成 24 年度～令和 3 年度）（第 5 次計画）としての性格を併せ持つ「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定し、各種振興策を実施した。

その後、同法は平成 26（2014）年 3 月に改正され、従来の「金融業務特別地区」を抜本的に見直した「経済金融活性化特別地区」に係る特例措置の創設、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲の拡大等が行われた。

### イ 令和 4 年の沖縄振興特別措置法の改正及びその後の沖縄振興策

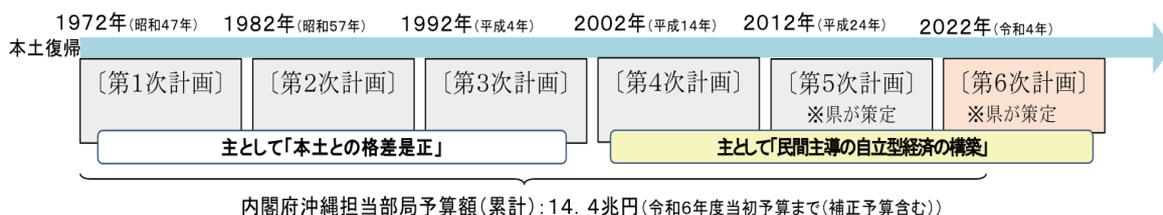
令和 4（2022）年 3 月、同月末に期限が切れることとなっていた沖縄振興特別措置法が改正された⁴。改正法の延長期間はこれまでと同様に 10 年とした一方、施行後 5 年以内の見直し規定が新たに盛り込まれた。この改正では、更なる産業振興のため、全ての特区・地域（観光、情報通信、産業イノベーション、国際物流、経済金融）において、事業者が作成した設備投資等に係る措置実施計画の沖縄県知事による認定制度が導入されたほか、沖縄振興の充実を図るため、離島や北部地域の振興、子どもの貧困対策、脱炭素社会の実現、多様な人材を育成するための教育の充実、デジタル社会の形成等に関し、国及び地方公共団体の努力義務規定が創設された。

政府は、同年 5 月 10 日、改正法に基づき新たな沖縄振興基本方針を策定し、約半世紀にわたって講じられてきた沖縄振興策について「社会資本の整備や観光及び情報通信関連産業等のリーディング産業の成長など、一定の成果を挙げてきている」と評価した上で、子どもの貧困問題や一人当たりの県民所得の低さなど様々な課題が引き続き存在していると指摘し、「沖縄振興策を総合的かつ積極的に推進していく必要がある」とした。

県は、同基本方針を踏まえ、同月 15 日に第 6 次沖縄振興計画に相当する「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（令和 4 年度～13 年度）を策定した。同計画は、2030 年頃の沖縄の将来像を示した「沖縄 21 世紀ビジョン」（平成 22（2010）年 3 月策定）の後半期間に当たり、「自立的発展と県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現」を目標に、今後 10 年間の沖縄の施策展開の基本方向として、社会、経済、環境の 3 つの分野で「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を目指すとしている。なお、改正沖縄振興特別措置法の施行後 5 年以内の見直し規定を踏まえ、県は、令和 7（2025）年から沖縄振興計画関連の見直しを進めており、内閣府も沖縄振興審議会において、同法の施行状況を検討し、見直しの方向性等について令和 8 年度中に一定の結論を得ることとしている。

⁴ このほか、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」や「沖縄振興開発金融公庫法」などの改正も併せて行われた。なお、これらの改正を含む法律案に対し、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、6 会派共同提案による 11 項目の附帯決議が全会一致で付された。

(図表 2) 沖縄振興計画による振興策



(出所) 内閣府資料

### ウ 沖縄振興予算（令和8年度沖縄振興予算概算要求）

沖縄振興予算については、沖縄振興計画に基づく関連事業の全体把握及び事業相互間の進捗調整等を図る観点から、これらの事業に必要な経費は内閣府に一括計上され、必要に応じて事業を実施する所管省庁に予算を移し替えて執行される。

令和7（2024）年8月29日、内閣府は、令和8年度沖縄振興予算の概算要求について、令和7年度当初予算比187億円増の総額2,829億円+事項要求とすることを公表した。令和4年度以降、5年連続で要求額が3,000億円を下回ることとなった⁵。

(図表 3) 沖縄振興予算：近年の概算要求額及び当初予算額の推移

(単位：億円)



(出所) 内閣府資料を基に当室作成

主な事項では、内閣府は、県が自主的な選択に基づき沖縄振興に資する事業を実施できる沖縄振興一括交付金について、前年度当初予算比57億円増の778億円を要求した。また、県を通さずに国から市町村や民間企業に直接配分される沖縄振興特定事業推進費については、同5億円増の100億円を要求した。

公共事業関係費等は同26億円増の1,284億円を要求し、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進等に必要な経費について事項要求を行っている。

⁵ 安倍内閣総理大臣（当時）は、平成25（2013）年12月の閣議において、沖縄への投資は未来への投資であり、沖縄振興の取組を強化するため、現行の沖縄振興計画期間（平成24～令和3年度）においては、沖縄振興予算について、毎年3,000億円台を確保すると表明した。以降、令和3年度まで毎年3,000億円台の予算額が確保されていた。

このほか、沖縄科学技術大学院大学（O I S T）、沖縄農林水産物条件不利性解消事業、沖縄型クリーンエネルギー導入促進事業、沖縄こどもの貧困緊急対策事業、北部振興事業（非公共）、沖縄離島活性化推進事業、沖縄離島住民交通コスト負担軽減事業、沖縄不発弾等対策事業、沖縄振興開発金融公庫補給金・出資金等は、令和7年度当初予算と比べて増額の要求となった。他方、沖縄・地域安全パトロール事業は、減額の要求となった。

主な新規事業としては、沖縄先端医療技術基盤形成促進事業に12億100万円、次世代情報通信基盤実装調査事業に1億2,000万円、沖縄離島教育環境向上支援事業に5,000万円を要求した。

## エ 近年の主な施策

### (7) 「GW2050 PROJECTS」の早期実現に向けた取組

那覇空港の機能強化と今後返還が予定される那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場の周辺エリアの一体的な開発を目指す「GW（ゲートウェイ）2050 PROJECTS」に関して、県経済界と基地返還予定地を有する那覇市、浦添市及び宜野湾市で構成する推進協議会は、全県俯瞰的な視点で調査・検討を行い、グランドデザインを策定して令和7（2025）年5月に発表した。令和8年度沖縄振興予算概算要求では、関連予算として「GW2050 PROJECTS」を始めとする駐留軍用地跡地の利用推進等のために75億円が要求されているが、県の計画への関与や基地の返還時期は不透明である。

### (1) 沖縄科学技術大学院大学（O I S T）の整備

沖縄科学技術大学院大学（O I S T [オイスト]：Okinawa Institute of Science and Technology Graduate University）は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興策の1つとして位置付けられており、平成21（2009）年7月に制定された「沖縄科学技術大学院大学学園法」（以下「学園法」という。）に基づき、平成24（2012）年9月に開学した。

学園法では、O I S Tの設置について、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とすると規定されている。

令和3（2021）年8月に内閣府の「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」が取りまとめた最終報告では、O I S Tについて「研究の質は高く、少数精鋭で世界レベルの研究成果をあげている」と評価した上で、「設置目的の達成には、なお国の財政支援は必要であり、国に対して適切に支援することを求める」とされた。また、O I S Tの高い研究力や国際的なネットワークを生かし、沖縄の振興にいかに関与していくかについては課題とされた。

令和4（2022）年3月、沖縄振興特別措置法の改正に合わせて学園法も改正され、O I S Tに対する財政支援の在り方その他同法の施行の状況の検討について、「おおむね5年ごと」に行うことが規定された。同年5月策定の沖縄振興基本方針では、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を持続的に推進し、沖縄の振興と日本及び世界の発展に貢献できるよう、O I S Tに外部資金の調達を拡大を促しつつ、O I S Tにおける教育研究活動への支援を適切に図るとの方針が示された。その後、内閣府は、有識者により構成され

る「OISTの今後の在り方に関する検討会」を設置し、令和7（2025）年3月より検討を進めている。

#### **(ウ) 子どもの貧困**

沖縄の子どもを取り巻く環境については、高い離婚率や若年出生率に起因すると考えられる母子世帯の出現率（全国平均の約2倍）、1人当たり県民所得（全国最下位）のほか、非正規雇用の割合（全国6位）、大学等進学率（全国最下位）等の指標からも明らかのように、全国と比較して極めて厳しい状況にある。また、沖縄の子育て世帯に占める困窮世帯の割合（小中学生）は、29.9%（平成27年度）から21.8%（令和6年度）に改善しつつあるが、依然として深刻な状況にある。

令和4（2022）年5月策定の沖縄振興基本方針では、支援員の配置や子どもの居場所の運営の支援、雇用の確保を始めとする保護者の支援、担い手となる専門人材の育成・確保等の取組を通じて、子どもの貧困の解消と貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すとしており、内閣府は、寄添い型の支援を行うための「支援員」の配置や、子どもが安心して過ごせる「居場所」の運営支援等を行っている。

## **(2) 在沖米軍基地問題等**

### **ア 在沖米軍基地の現状と政府及び県の対応**

在沖米軍基地については、これまで北部訓練場の過半や西普天間住宅地区等の返還が実現してきているが、今なお国土面積の0.6%の沖縄に、全国の在日米軍専用施設・区域面積の70.3%が集中している。

このような状況を踏まえて、政府は、沖縄の基地負担軽減に向けて、平成25（2013）年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で合意された嘉手納飛行場以南の土地の返還等、現行の合意の実施に取り組んでいく考えを示している。

他方、県は、米軍基地について、県土の振興開発上の大きな制約となっているだけでなく、航空機騒音、墜落事故、米軍人等による凶悪犯罪、基地周辺での高濃度PFASの検出等に象徴される過重な負担を沖縄にもたらしているとしており、令和4（2022）年5月に決定した「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」において、在沖米軍基地の更なる整理縮小や基地負担の軽減など基地問題の早期解決を図ることを求めている。

### **イ 普天間飛行場移設問題**

#### **(7) 普天間飛行場の移設計画**

在日米海兵隊の航空基地である普天間飛行場には24機のオスプレイ等が配備され、岩国飛行場と並ぶ拠点となっているが、周辺には住宅や学校等が密集しているため、その危険性の除去が課題となっている。普天間飛行場については、平成7（1995）年に発生した米軍兵士による少女暴行事件を契機として沖縄県民の怒りの声が高まったことを背景に、平成8（1996）年4月の橋本総理・モンデール駐日米国大使会談で全面返還が合意され、同年12月の「沖縄に関する特別行動委員会」（SACO）最終報告において、5年ないし7年以内に代替施設が完成し運用可能になった後に全面返還されることが明記された。

その後、日米両政府、沖縄県、関係市町村の間で協議が進められ、平成11（1999）年12月に代替施設を辺野古沿岸域に建設する旨の政府方針が閣議決定された。また、平成18（2006）年5月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された「再編実施のための日米のロードマップ」において、辺野古沿岸域を埋め立て（図表4）米軍普天間飛行場



（出所）防衛省資料

#### （イ）辺野古崎大浦湾側の工事をめぐる経過

普天間飛行場代替施設の建設地である名護市辺野古では、平成30（2018）年12月から埋立区域への土砂の投入が開始され、辺野古崎南側の埋立区域は陸地化した。

他方、辺野古崎北側の大浦湾側では、海底に広がる軟弱地盤への対応が課題となっている。防衛省は現在、軟弱地盤に約7万1,000本の砂杭等を打ち込んで地盤を強化する改良工事を実施しており、令和元（2019）年12月、この地盤改良工事を含む全体の工期を、県による設計変更承認から約12年、総工費を約9,300億円とする再試算の結果を公表した。

防衛省は令和2（2020）年4月、軟弱地盤改良工事の追加等に伴う辺野古埋立ての設計変更承認申請を県に提出したが、玉城知事は令和3（2021）年11月、埋立予定地の地盤の調査や環境保全対策が十分でないとして不承認とする処分を下した。

これを受けて、国は県の不承認を取り消す等の処分を行い、県はこれらを不服として国地方係争処理委員会の審査を経て関与取消訴訟を提起したが、令和5（2023）年9月までに最高裁で県の敗訴が確定し、県は設計変更を承認する義務を負った。その後、県は対応を検討していたが、国土交通大臣が設計変更を承認するよう県に勧告・指示したのに対し、玉城知事が期限内に承認することは困難と回答した。このため、国土交通大臣は同年10月に承認の代執行に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に提起し、同年12月、同支部は県に防衛省の設計変更を承認するよう命じたが、県はこれを承認せず、国は地方自治法に基づき初めて代執行した。これを踏まえ、国は令和6（2024）年1月に工事を始め、12月には軟弱地盤改良工事に着手したが、前記の防衛省による再試算に基づけば普天間飛行場の移設は早くとも2030年代半ば以降になるとみられる。

設計変更をめぐり、県の不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求める抗告訴訟について、令和7（2025）年1月、最高裁は県の上告を退けた。これにより、普天間飛行場の辺野古移設をめぐり、国と県との訴訟14件は全て終結し、和解や取下げの4件を除く10件でいずれも県の敗訴が確定した。

## ウ 日米地位協定

日米地位協定⁶は、日米安全保障条約第6条に基づき、在日米軍の日本における施設・区域の使用と法的地位を規定したもので、米軍に対する施設・区域の提供手続や米軍人・軍属⁷・家族の出入国、租税、刑事裁判権、民事請求権等に関する事項について幅広く規定している。

日米地位協定をめぐっては、例えば、米軍人・軍属による公務外犯罪では日本側が第一次裁判権を持つが、米側からの被疑者の身柄引渡しは起訴後とされているために日本側が十分に捜査できないケースがあることや、米軍基地が汚染源と見られる環境汚染が発生しているにもかかわらず基地内への立入調査が認められないことなど、様々な問題点が指摘されている。しかし、日米地位協定は昭和35（1960）年の締結以来、一度も改正されておらず、日米両政府は運用改善や補足協定の締結により対処してきた⁸。

これまでに行われた運用改善の例としては、平成7（1995）年の米軍兵士による少女暴行事件を受けて、殺人又は強姦という凶悪犯罪については起訴前の被疑者の身柄引渡しに米国が「好意的な考慮を払う」ことを定めた日米合同委員会合意がある。また近年では、地位協定の内容を補足するものとして、平成27（2015）年には環境補足協定が、平成29（2017）年には軍属補足協定が締結された。さらに令和元（2019）年7月、米軍の施設・区域外で発生した米軍機事故に際し日本の当局が米側の設定した制限区域内に迅速に立ち入ることができるよう「航空機事故ガイドライン」の改正が行われた。ただし、これらの運用改善でも、例えば、起訴前の被疑者引渡しに応じるか否かの判断や、米軍機事故に際し日本側当局の規制線内への立入りに同意するか否かの判断が事実上、米側に委ねられているなど、依然として多くの課題⁹が残されている。

このような状況を踏まえ、県は地位協定の抜本的な見直しを求めており、平成29（2017）年9月、17年ぶりに地位協定の見直し案を取りまとめ、日米両政府に要請した。同案には、県が従来要請してきた起訴前の被疑者の身柄引渡しや基地内への立入り、航空法や環境、検疫等に関する国内法の適用、緊急時以外の米軍による民間空港及び港湾の使用禁止等に加え、米軍機事故等を念頭に、米軍の施設・区域外にある米軍の財産に対し日本当局が捜索、差押え又は検証する権限を明記することなどが盛り込まれている。また、県は、米国が他国と締結している地位協定について独自に調査を行い、欧州諸国や豪州、フィリピンでは、基地受入国の国内法を米軍にも適用していることなどを紹介している。

---

⁶ 正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

⁷ 合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するものをいう。（日米地位協定第1条（b））

⁸ この理由について、政府は「日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、事案に応じて効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている」と説明している。第200回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第3号10頁（令和元年11月27日）有馬外務省大臣官房参事官答弁

⁹ 例えば、令和5（2023）年11月に屋久島沖でオスプレイが墜落した際には、日本側は捜査の協力を要請したが、米側は日本側が回収した機体の残骸を回収し、日本側による主体的な墜落原因の調査や捜査が事実上不可能になった。

## エ 「沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラム」の開催

令和7（2025）年5月、米軍人による犯罪の抑止に向けた日米の新協議体「沖縄コミュニティ・パートナーシップ・フォーラム」の初会合が、米軍キャンプ・フォスターで開催された。このフォーラムは、相次ぐ米軍人による性暴力事件を受けて令和6（2024）年7月に在日米軍が創設を発表したもので、開催まで10か月を要した。初会合において、米側は、基地外での米兵の行動を規制する「リバティ制度」や既存の再発防止策の概要を説明し、各部隊が沖縄に着任した米軍関係者に提供する「沖縄オリエンテーション概要」（平成28（2016）年作成）の更新に向け、意見や提案を求めた。また、沖縄市で実施されている日米合同地域安全パトロールについて評価を行い、定期的な実施や那覇市を含む他地域への拡大なども話し合った。

## オ 南西地域の防衛体制の強化等

我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、尖閣諸島周辺への領海侵入を繰り返す中国が令和4（2022）年8月に与那国島近海に弾道ミサイルを落下させ、台湾有事の可能性も指摘されている。こうした状況の中、自衛隊は、沖縄を含めた南西地域の防衛体制の強化を進めており、平成28（2016）年以降、与那国島及び宮古島に駐屯地を開設した。また、石垣島でも令和5（2023）年3月に駐屯地を開設し、地対空、地対艦誘導弾部隊を配備している。

令和4（2022）年12月16日、政府は、国家安全保障に関する最上位政策文書である「国家安全保障戦略」など安全保障関連3文書を閣議決定した。このうち「国家防衛戦略」では、沖縄を「安全保障上極めて重要」と位置付けたうえで、「一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく」こととしている。また、「防衛力整備計画」では、南西地域における補給処支処の新編や空港・港湾等の整備・強化に取り組むとともに、那覇駐屯地に拠点を置く第15旅団を「師団」に改編することとしている。

その後、令和7（2025）年8月29日に公表された令和8年度防衛省予算概算要求では、第15旅団を「師団」に改編するための経費に加え、北大東島のレーダー配備、石垣駐屯地の電子戦部隊配備、与那国駐屯地の対空電子戦部隊配備などのための経費が計上された。

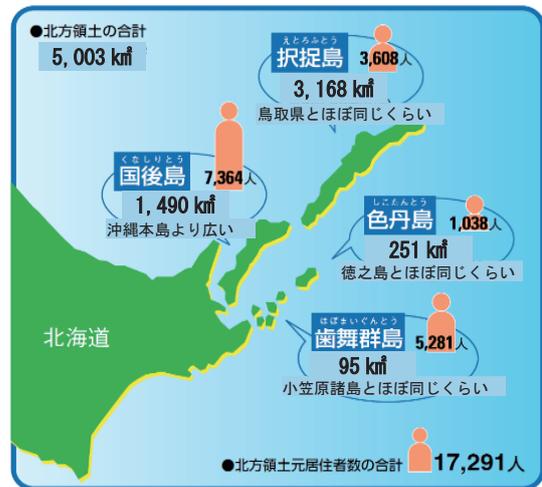
## 2 北方関係

### (1) 北方領土問題と平和条約締結交渉

#### ア 北方領土問題の発生と日本政府の基本方針

昭和 20 (1945) 年 8 月 9 日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約¹⁰を無視して対日参戦し、日本のポツダム宣言受諾後の同年 8 月 28 日から 9 月 5 日までの間に、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）を占領した。当時、北方四島に住んでいた約 17,000 人¹¹の日本人は強制退去等を余儀なくされ、以降、今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いている。なお、北方領土問題について、日本政府は、「領土問題を解決し、平和条約を締結する」との基本方針¹²に基づいて、ロシア政府との間で平和条約締結交渉を行うとしている。

(図表 5) 北方領土の面積・元居住者数等



(出所) (独) 北方領土問題対策協会資料を基に当室作成  
面積は外務省HP (最終アクセス: 令和 7 年 9 月 30 日)

#### イ 北方領土問題と平和条約締結交渉の歴史的経緯

北方領土問題と平和条約締結交渉の歴史的経緯の概要は、次のとおりである。

年 月	概 要
1855 年 2 月	日魯通好条約調印 (1856 年 12 月発効) 択捉島とウルップ島の間に国境を定める。
1875 年 5 月	樺太千島交換条約署名 (同年 8 月発効) ウルップ島以北の千島列島を日本領とし、樺太をロシア領とする。
1905 年 9 月	ポーツマス条約署名 (同年 10 月発効) 日露戦争の結果、北緯 50 度以南の南樺太が日本に割譲された。
<b>【第二次世界大戦開始後の動き】</b>	
1945 年 2 月	ヤルタ協定 (米英ソ三国の首脳により署名) ソ連の対日参戦の条件の一つとして、「樺太の南部及びこれに隣接する全ての諸島がソ連に返還されること、及び千島列島がソ連に引き渡されること」が規定された ¹³ 。
8 月	9 日、ソ連が当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦 14 日、日本、ポツダム宣言受諾 (同年 9 月 2 日発効) 28 日、ソ連が択捉島に侵攻開始 (同年 9 月 5 日北方四島を占領) (これ以降、不法占拠し続けている)

¹⁰ 同条約の有効期間は 5 年間 (昭和 21 (1946) 年 4 月 24 日まで有効) であり、期間満了の 1 年前までに破棄を通告しなければ 5 年間自動的に延長されると規定、ソ連は昭和 20 (1945) 年 4 月に同条約を延長しない旨を通告した。

¹¹ 元島民等の団体である千島歯舞諸島居住者連盟 (千島連盟) によれば、令和 7 (2025) 年 6 月末現在の元島民数は 4,907 人、平均年齢は 89.6 歳となっている。

¹² 外務省HP では「北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結する」としている。

¹³ ソ連 (ロシア) は、ヤルタ協定により、北方四島のソ連への引渡し of 法的確認が得られたと主張しているが、日本は、同協定は当時の連合国の首脳間で戦後の処理方針を述べたに過ぎず、領土の最終的処理に関する決定ではなく、また当事国でないことから法的にも政治的にも拘束されないとの立場である。なお、米国も昭和 31 (1956) 年 9 月 7 日の覚書で、ヤルタ協定に関する法的効果を否定している。

1951年 9月	<b>サンフランシスコ平和条約署名（1952年 4月発効）</b> 日本が千島列島 ¹⁴ と北緯 50 度以南の南樺太に対する権利、権原及び請求権を放棄することが規定された。
1956年 10月	<b>日ソ共同宣言署名（同年 12月発効）</b> （鳩山総理、河野農林大臣、松本衆議院議員－ブルガーニン議長、シェピーロフ外務大臣） 両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約締結交渉を継続することとし、平和条約締結後に歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことで合意した。
1960年 1月	<b>ソ連政府の対日覚書</b> （新日米安保条約締結を受け）日本からの外国軍隊（米軍）の撤退及び日ソ間の平和条約の調印を条件として、歯舞群島及び色丹島が引き渡されるだろうと通告した。 この対日覚書に対し、我が国は、同年 2月の対ソ覚書により、国際約束である日ソ共同宣言の内容を一方的に変更することはできない旨反論した。
1991年 4月	<b>日ソ共同声明（海部総理－ゴルバチョフ大統領）</b> 北方四島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象と初めて文書で確認した。
<b>【ロシア連邦発足後の動き】</b>	
1993年 10月	<b>東京宣言（細川総理－エリツィン大統領）</b> 領土問題を北方四島の帰属に関する問題と位置付け、この問題を歴史的・法的事実 に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として 解決することにより平和条約の早期締結に向けて交渉を継続すること、また、日ソ間 の全ての条約その他の国際約束が日露間で引き続き適用されることを確認した ¹⁵ 。
1997年 11月	<b>クラスノヤルスク合意（橋本総理－エリツィン大統領）</b> 東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことで合 意した。
1998年 4月	<b>川奈合意（橋本総理－エリツィン大統領）</b> 平和条約が東京宣言第 2 項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21 世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むべきことで一致した。
2001年 3月	<b>イルクーツク声明（森総理－プーチン大統領）</b> 1956年の日ソ共同宣言が平和条約締結交渉プロセスの出発点と位置付け、その法的 有効性を文書で確認した。
2003年 1月	<b>日露行動計画（小泉総理－プーチン大統領）</b> 日ソ共同宣言、東京宣言、イルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属の 問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化する ことを目的とした交渉における基礎と認識し、交渉を加速することを確認した。
2013年 4月	<b>日露パートナーシップの発展に関する共同声明（安倍総理－プーチン大統領）</b> 戦後 67 年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常との認識で一致 し、双方の立場の隔たりを克服して、四島の帰属に関する問題を双方に受入れ可能な 形で最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。
2016年 12月	<b>プレス向け声明（安倍総理－プーチン大統領）</b> 北方四島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始すること が、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るとして、共同経済活動に関する 交渉を進めることに合意し、平和条約問題を解決する真摯な決意を表明した。

¹⁴ 日本は、同条約にいう千島列島に北方四島は含まれないとしており、米国も昭和 31（1956）年 9月 7日の覚書で「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならない」としている。しかし、ソ連（ロシア）は、同条約により日本は北方四島を含む千島列島を放棄したと主張している。

¹⁵ ソ連は、平成 3（1991）年 12月の独立国家共同体（C I S）創設協定署名の際、ロシア、ベラルーシ及びウクライナの指導者により消滅が確認されるなどしたことから、事実上解体した。なお、エリツィン大統領は、日露間で有効な国際約束に日ソ共同宣言も含まれると発言した。

2018年11月	<b>日露首脳会談（シンガポール、安倍総理－プーチン大統領）</b> 首脳会談終了後の記者会見で、安倍総理は「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる。本日そのことをプーチン大統領と合意した」と述べた。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（出所）外務省資料等を基に当室作成

## ウ 近年の情勢

### （7）平成30（2018）年11月の日露首脳会談後の状況とロシア側の動き

平成30（2018）年11月のシンガポールでの日露首脳会談後、日露双方は、外務大臣を責任者として平和条約に関する交渉を積み重ね、令和元（2019）年6月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談では、平和条約締結交渉を引き続き進めていくことで一致した。その一方、同年12月には、北方四島周辺水域で操業していた日本の漁船5隻がロシアの警備当局により国後島に「連行」され、また、令和2（2020）年7月には、領土の割譲禁止等が盛り込まれた改正憲法が発効するなど、ロシア側が実効支配を強める動きも見られた。

### （イ）ロシアによるウクライナ侵略後の状況

令和4（2022）年2月24日、プーチン大統領はウクライナ東部の親露派支配地域に住む住民の保護を目的に特別軍事作戦を実行すると表明し、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。これを受けて翌25日、日本政府は、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、対露制裁措置を速やかに実施することとした。日本の対露制裁措置に対し、3月21日、ロシア外務省は声明を発表し、「ロシアには現状において日本との平和条約に関する交渉を継続する意思はない」とした上で、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱や北方四島交流等の中止を表明した。

令和6（2024）年1月、ロシアのメドヴェージェフ安全保障会議副議長（前大統領）が北方領土問題は「永久に解決済み」との考えを示し、その後、ロシアは北方領土で軍事パレードを繰り返し行うなど、北方領土問題を含み平和条約締結交渉の進展は厳しい状況にある。このような状況の中、令和7（2025）年1月、石破総理は第217回国会の施政方針演説で「日露関係は厳しい状況にあるが、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持する」と表明した。

### （2）北方四島における共同経済活動に関する動き

平成30（2018）年9月の日露首脳会談において、北方四島における共同経済活動について、5件のプロジェクト候補¹⁶の実施に向けた「ロードマップ」を承認した。令和元（2019）年6月の日露首脳会談において「ゴミ処理」及び「観光」のパイロット・プロジェクトを実施することで一致し、その後、国後島及び択捉島への観光パイロットツアー等が実施された。

ロシアが令和4（2022）年3月に導入したクリール諸島（北方領土と千島列島のロシア側呼称）への外国企業誘致を目的とした免税特区について、日本政府は、北方四島におけ

¹⁶ 平成29（2017）年9月の日露首脳会談において、早期に取り組むプロジェクトの候補として合意された①海産物の共同増養殖、②温室野菜栽培、③島の特性に応じた観光ツアーの開発、④風力発電の導入、⑤ゴミ処理のことである。

る共同経済活動の趣旨と相容れない旨を申し入れた。これに対し、ロシア外務省は、北方四島における共同経済活動に関する対話からの離脱を表明し、先行きの見えない状況となっている。

### (3) 北方四島訪問に関する枠組み（北方四島交流等事業）

日本政府は、北方四島に対するロシアの管轄権を前提にした形で我が国の国民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が国の法的立場と相容れないとして、北方領土問題の解決までの間、①北方四島交流（旅券・査証を必要としない相互訪問、いわゆる「ビザなし交流」）、②自由訪問（元島民及びその家族が旅券・査証なしで元居住地等を訪問）、③北方領土墓参（元島民及びその家族による北方四島への墓参）の枠組みに基づく訪問を除き、四島への入域を行わないよう国民に求めている。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況やロシアによるウクライナ侵略の影響により、北方四島交流等事業の実施は見送られている。このような状況の中、北海道や元島民等の団体である千島連盟による洋上慰霊や納沙布岬での慰霊祭等が実施されてきたが、令和4（2022）年9月、ロシアは北方四島交流と自由訪問に関する合意の効力を停止する政府令を発表した。

日本政府は、「北方領土墓参の枠組みは維持されていることについては確認が取れている」としているが¹⁷、墓参の対象者である元島民等の団体である千島連盟がロシア最高検察庁により「千島連盟の活動がロシアの領土保全を侵害し、ロシアの憲法秩序と安全を脅かしている」との理由で「望ましくない外国NGO団体」に指定されるなど、事業の早期再開に向けた具体的な展望は見通せない状況にある。

内容についての問合せ先

第一特別調査室 志村首席調査員（内線 68700）

¹⁷ 林内閣官房長官記者会見（令和6（2024）年8月1日）

# 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室

※肩書は当時のもの

## 1 北朝鮮による拉致問題

### (1) 北朝鮮による拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。行方不明事案に対する当局の捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言によって、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚である複数の事案が明らかになってきたことを受けて、1991（平成3）年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮側は頑なに否定し続けた。しかし、北朝鮮は、2002（平成14）年9月の第1回日朝首脳会談において、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国した。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004（平成16）年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていない。さらに、日本政府は、いわゆる特定失踪者¹も含め北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る関連情報の提供についても、繰り返し要求してきている。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたまま、現在も救出を待っている。

北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、①拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、②拉致に関する真相究明、③拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していくこととしている²。

北朝鮮による拉致が相次いだ1970～80年代から40年以上の時間が経過しているが、5人が帰国した2002（平成14）年以降、未帰国の認定拉致被害者の家族が次々と亡くなり、親世代で御存命なのは横田めぐみさんの母親の早紀江さんのみとなるなど、拉致被害者だけではなく拉致被害者家族の高齢化も深刻な問題となっている。

### (2) 北朝鮮による拉致問題の経緯と現状

#### ア 経緯と現状

北朝鮮による拉致疑惑が表面化したのは、1988（昭和63）年1月に、1987（昭和62）年11月の大韓航空機爆破事件で犯行を自供した北朝鮮工作員金賢姫（キム・ヒョンヒ）が「日本人女性『李恩恵（リ・ウネ）』から日本人化教育を受けた」と供述し、翌2月に日韓両国の捜査当局が、李恩恵が北朝鮮により拉致されたとする捜査資料を発表したことがきっかけである。「李恩恵」問題は、

¹ 特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者のことを意味する。

² 「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策（平成25年拉致問題対策本部決定）」

1988（昭和63）年3月に参議院予算委員会において取り上げられ、政府は答弁で北朝鮮による拉致事件の存在に初めて言及した³。

拉致問題がより広く知られるようになったのは、1997（平成9）年2月、新聞各紙が、「1977（昭和52）年に新潟県で失踪した少女が北朝鮮に拉致された可能性が強まった」旨報道してからである。また、同月、政府は答弁書⁴において「北朝鮮に拉致された疑いのある日本人の数は、これまでに6件、9人であり、また、拉致が未遂であったと思われるものは、1件、2人であると承知している」と答弁している⁵。

こうした中、同年3月に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」（家族会）が結成され、また、1998（平成10）年4月には「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」（救う会）が結成された。

2002（平成14）年9月17日、小泉総理と金正日（キム・ジョンイル）国防委員会委員長（以下「金正日国防委員長」という。）との第1回日朝首脳会談において、拉致問題に大きな動きがみられた。両者が日朝国交正常化に向けた「日朝平壤宣言」に署名した同会談において、日本側が8件11人及び欧州にて失踪した2人の拉致容疑について北朝鮮側にただしたところ、金正日国防委員長は、13人の日本人を拉致した事実を初めて認め、謝罪した。しかし、そのうち生存者は5人に過ぎず、8人は既に死亡していると通告された。拉致被害者5人は同年10月に、その御家族8人は2004（平成16）年5月及び7月に帰国・来日した。

なお、日本側が拉致されたとして調査依頼を行った事案と北朝鮮側が拉致を認めた事案の内容には食い違いがあり、北朝鮮側は、久米裕さんについては入境を否定した一方で、日本側が調査依頼をしていなかった曾我ひとみさんについて拉致を認めた。また、その後の調査において、北朝鮮側は、曾我ひとみさんと同時に行方不明となった母親の曾我ミヨシさんについて入境の事実はない旨主張した。

政府は、その後の調査を踏まえ、田中実さんを2005（平成17）年4月に、松本京子さんを2006（平成18）年11月に、それぞれ拉致被害者と認定したが、北朝鮮側は両名の入境を否定した。

現在、政府は、12件17人について北朝鮮による拉致被害者と認定している⁶（図表1参照）。なお、このほかに、認定拉致被害者ではないものの、警察庁は、1974（昭和49）年6月に朝鮮籍の高敬美（コ・キョンミ）さんと高剛（コ・ガン）さん姉弟が日本国内から拉致された事案を2007（平成19）年4月に北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。

³ 第112回国会参議院予算委員会会議録第15号7頁（1988（昭和63）年3月26日）梶山静六国家公安委員会委員長の答弁

⁴ 内閣衆質140第1号（平成9年2月7日）「衆議院議員西村眞悟君提出北朝鮮工作組織による日本人誘拐拉致に関する質問に対する答弁書」

⁵ その後、警察庁は、1997年5月及び2002年3月に、それぞれ1件1人を新たに拉致容疑事案と判断して公表

⁶ 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（平成14年法律第143号）は第2条で「この法律において、『被害者』とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者」と定義している。

(図表1) 拉致被害者支援法に基づく認定拉致被害者⁷一覧(12件17人、    は帰国者)

		拉致被害者(敬称略) ( )の数字は当時の年齢	事 件・事 案 ( )内は失踪場所	北朝鮮からの回答	備 考
北朝鮮側が拉致を認め た13人	第1回目朝首脳会談以前に政府が北朝鮮による拉致の疑いがあるとしていた8件11人 及び欧州行方不明者2人	久米 裕 (52)	宇出津事件 (石川県) 1977年9月	入境を否定	
		横田めぐみ (13)	少女拉致容疑事案 (新潟県) 1977年11月	1986年に結婚 1987年に一児を出産 1994年病院で自殺	北朝鮮側が提供した遺骨はDNA鑑定の結果他人のものと判明
		田口八重子 (22)	リ・ウネ 李恩恵拉致容疑事案 (不明) 1978年6月頃	1984年原敎晃さんと結婚 1986年交通事故死	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明北朝鮮側は李恩恵の存在を否定
		<span style="background-color: #ccccff;">地村 保志 (23)</span> <span style="background-color: #ccccff;">地村(瀆本) 富貴恵 (23)</span>	アベック拉致容疑事案 (福井県) 1978年7月		2002年10月帰国 家族は2004年5月に帰国
		<span style="background-color: #ccccff;">蓮池 薫 (20)</span> <span style="background-color: #ccccff;">蓮池(奥土) 祐木子 (22)</span>	アベック拉致容疑事案 (新潟県) 1978年7月		2002年10月帰国 家族は2004年5月に帰国
		市川 修一 (23) 増元るみ子 (24)	アベック拉致容疑事案 (鹿児島県) 1978年8月	1979年に結婚 1979年市川修一さん 心臓麻痺で死亡 1981年増元るみ子さん 心臓麻痺で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		原 勲 (43)	シン・グァンス 辛光洙事件 (宮崎県) 1980年6月中旬	1984年田口八重子さんと結婚 1986年病死	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		有本 恵子 (23)	欧州における日本人女性 拉致容疑事案(欧州) 1983年7月頃	1985年石岡亨さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		石岡 亨 (22)	欧州における日本人男性 拉致容疑事案(欧州) 1980年5月頃	1985年有本恵子さんと結婚 1988年ガス中毒で死亡	北朝鮮側は墓地に埋葬された遺骸は豪雨により流失と説明
		松木 薫 (26)		1996年交通事故死	北朝鮮側が提供した遺骨はDNA鑑定の結果他人のものと判明
		<span style="background-color: #ccccff;">菅我ひとみ (19)</span>	母娘拉致容疑事案 (新潟県) 1978年8月		2002年10月帰国 家族は2004年7月に帰国・来日
		<span style="background-color: #ccccff;">菅我ミヨシ (46)</span>		入境を否定	
		田中 実 (28)	元飲食店店員拉致容疑事案 (兵庫県) 1978年6月頃	入境を否定 ⁸	
松本 京子 (29)	女性拉致容疑事案 (鳥取県) 1977年10月	入境を否定 ⁹			

(出所) 政府拉致問題対策本部ホームページ等を基に当室作成

⁷ 認定日は、田中実さんが2005年4月27日、松本京子さんが2006年11月20日、それ以外の15人は2003年1月6日

⁸ 田中実さんと、警察庁が「拉致の可能性を排除できない」とする金田龍光さん(韓国籍)に関しては、2014年に北朝鮮側から生存が伝えられ、一時帰国も打診されたとする情報もあったが、政府は、今後の様々な働き掛けに影響を及ぼすおそれがあることから、その具体的内容や報道の一つひとつにお答えすることは差し控えたいとしている(第211回国会衆議院予算委員会議録第16号13頁(2023(令和5)年5月24日)岸田文雄内閣総理大臣の答弁等)。

⁹ 松本京子さんに関しては、マカオで失踪したタイ人女性とみられる人物とともに平壤郊外に居住していることを韓国の拉致被害者でつくる「拉北者家族会」の崔成龍代表が明らかにしたことが2019年11月に報じられた。

## イ 「特定失踪者」等

第1回日朝首脳会談で、金正日国防委員長が、日本人拉致を認めた後、政府認定に係る拉致被害者以外にも、拉致された疑いが濃厚な失踪事案が多数存在するのではないかと多くの意見がマスコミ等に寄せられた。こうした世論を受けて、特定失踪者問題調査会¹⁰は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人を「特定失踪者」と称して、調査を行っている。

政府も、北朝鮮に対し、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る方々¹¹」について関連情報の提示を求めている（図表2参照）。

（図表2）北朝鮮に拉致された疑いがある方々

警察庁公表	北朝鮮による「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」	871人
特定失踪者問題調査会の調査による「特定失踪者」（政府認定拉致被害者を含む。）		約470人
	リスト公開	274人
	拉致濃厚	77人

（出所）警察庁及び特定失踪者問題調査会のホームページ（ともに2025年9月現在）等を基に当室作成

## 2 国会の対応

第159回国会の2004（平成16）年2月13日、北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する調査を行い、我が国外交政策の樹立に資するため、衆議院外務委員会に「北朝鮮による拉致及び核開発問題等に関する小委員会」が設置された。その後、第161回国会の同年11月30日に、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、「北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会」（以下「拉致問題特別委員会」という。）が衆議院に設置された¹²。

### （1）北朝鮮関連法の制定及び改正等

国会は、帰国者の支援、北朝鮮への制裁等を実施するため、以下のとおり北朝鮮関連法を制定及び改正している（図表3参照）。

¹⁰ 北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）が、2003（平成15）年1月に、拉致の可能性の調査を行う独立した調査機関として設立

¹¹ 政府では、関係省庁・関係機関において調査・捜査を進めている事案が「特定失踪者」の事案に限らないため、この表現を用いている。

¹² 参議院は、第159回国会の2004（平成16）年6月2日に設置

(図表3) 主な北朝鮮関連法

## ① 被害者支援・人権関連法

法律名	制定・改正	委員会	主な内容
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (拉致被害者支援法)	2002年 制定	厚生労働	被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国被害者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給等必要な施策を講ずるもの
	2010年 一部改正	拉致問題	「拉致被害者等給付金」の支給期間を5年から10年に延長
	2014年 一部改正	拉致問題	永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、高齢給付金の支給等の施策を講ずるもの
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 (北朝鮮人権法)	2006年 制定	拉致問題	2005年12月16日に国連総会で採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明及びその抑止を図るため、拉致問題の解決を国の責務として明記し、北朝鮮による人権侵害状況が改善されない場合には、経済制裁等の必要な措置を講ずるものとするもの
	2007年 一部改正	拉致問題	政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決等に資するものとなるよう十分に留意するとともに、外国政府及び国際機関等に対する適切な働き掛けを行わなければならないとする条項を追加

## ② 主な経済制裁関連法

法律名	制定・改正	委員会	主な内容
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律 (外為法)	2004年	財務金融	従来は国際的な枠組みの中でしか行えなかった経済制裁について、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき、送金の許可制や輸出入の承認制等の措置を日本単独で行うことを可能とするもの
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法 (特定船舶入港禁止法)	2004年	国土交通	北朝鮮船籍の入港制限を念頭に、政府が我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときは、閣議決定に基づき、期間を定めて、特定の外国の国籍を有する船舶等(「特定船舶」)の日本の港への入港を禁止することができるものとするもの
国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法	2010年	国土交通	国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資等の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が特別の措置として北朝鮮特定貨物の検査等を実施するもの

(出所) 当室作成

## (2) 拉致問題等に関する調査

拉致問題特別委員会では、(1)で述べた被害者支援・人権関連法の制定・改正に係る審査・起草を行うとともに、国政調査として、政府に対する質疑、拉致被害者家族等の参考人質疑、拉致現場等への委員派遣や視察、海外派遣、決議等を行っている(図表4参照)。

(図表4) 拉致問題特別委員会の主な活動(第218回国会まで) ※ 通常の対政府質疑を除く

事項	内容	実績	直近の例
参考人質疑	拉致被害者家族や有識者等からの意見聴取及び質疑	9回	2024年5月28日(第213回国会) 横田拓也家族会代表外3名
委員派遣・視察	拉致現場の視察や拉致被害者家族への面会等	8回 (うち視察6回)	2022年9月14日(第209回国会閉会中) 茨城県(KDD I八俣送信所) [委員派遣]
海外派遣	海外における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査	2回	2017年8月27日～9月3日(第193回国会閉会中) 欧州各国における北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため、ベルギー外3か国を訪問
委員会決議	拉致被害者の早期帰国の実現等を求める決議	3件	2013年7月26日(第183回国会閉会中) 全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のための具体的な施策の拡充を求める件
連合審査会	国の安全保障に関する件 (北朝鮮による弾道ミサイル発射等に関する件)	1回	2022年10月13日(第210回国会) 安全保障委員会外務委員会北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会連合審査会

(出所) 当室作成

### 3 政府の取組

#### (1) 日本と北朝鮮との会談・協議等

北朝鮮側との交渉において、政府は日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現する¹³との方針の下、北朝鮮に対して拉致問題の解決に向けて行動するよう強く要求するとともに、各国に対し、理解と協力を求めてきた。主な日朝会談・協議等の場として、日朝間交渉や六者会合が挙げられる。

#### ア 日朝間交渉

2002（平成14）年9月17日、小泉総理は平壤を訪問し、金正日国防委員長と第1回首脳会談を行った。両首脳は、日朝が国交を回復するに当たって障害となっている諸問題を解決するための原則を示す「日朝平壤宣言」（図表5参照）に署名し、同宣言に基づき、同年10月に日朝国交正常化交渉が再開された。

（図表5）「日朝平壤宣言」の概要

- ・2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開
- ・日本側は過去の植民地支配について、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明
- ・日本側は国交正常化の後に、無償資金協力などの経済協力を実施。1945年8月15日以前に生じた財産請求権は、相互に放棄
- ・日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題について、北朝鮮側は再発しないよう適切な措置をとることを確認
- ・北東アジア地域の平和と安定のために、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備
- ・核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進
- ・北朝鮮側はミサイル発射のモラトリアムを2003年以降も延長

（出所）外務省資料を基に当室作成

しかし、2004（平成16）年11月の日朝実務者協議（於：平壤）で横田めぐみさんのものとして提供された遺骨から別人のDNAが検出されるなど、北朝鮮側の説明には不自然な点が多く、その信憑性が疑われた¹⁴。

その後、2014（平成26）年5月の日朝政府間協議（於：ストックホルム）で、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（いわゆる「ストックホルム合意」）（図表6参照）。日本側も、北朝鮮側のこうした動きを踏まえ、北朝鮮側が調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、我が国独自の対北朝鮮措置の一部を解除することとした。しかし、調査結果の具体的な回答がない中、北朝鮮による2016（平成28）年1月の核実験及び同年2月の弾道ミサイル発射等を受け、日本が独自制裁の実施を発表したところ、北朝鮮はこれに反発し、調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方向的に宣言した。

これ以降、拉致問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。

¹³ 内閣衆質 217 第 89 号（令和 7 年 3 月 21 日）「衆議院議員島田洋一君提出北朝鮮による拉致問題の「可視化」の意味に関する再質問に対する答弁書」

¹⁴ 政府拉致問題対策本部資料「すべての拉致被害者の帰国を目指して－北朝鮮側主張の問題点－」

(図表6) 「ストックホルム合意」の概要

「ストックホルム合意」(2014年5月の日朝政府間協議に基づく合意)	
北朝鮮	残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束
日本	北朝鮮に科している独自制裁措置の一部解除を約束
(1) 合意後の経過	
2014年7月	北朝鮮側が日朝政府間協議で特別調査委員会の体制を説明(1日) 北朝鮮側は調査開始を発表、日本側が独自制裁の一部を解除(4日)
2016年2月	北朝鮮の核実験(1月6日)、弾道ミサイル発射(2月7日)を受け、日本が独自制裁措置の実施を発表(10日) 北朝鮮は特別調査委員会の調査中止、同委員会の解体を表明(12日) 以後、日本側に「ストックホルム合意」に基づく公式な調査結果の回答がないまま、協議が中断
(2) 日朝の立場	
日本	北朝鮮に対して「ストックホルム合意」の履行を求めつつ、全ての拉致被害者の1日も早い帰国を実現すべく全力を尽くす
北朝鮮	「ストックホルム合意」について「既に無くなった」(宋日昊(ソン・イルホ)日朝国交正常化交渉担当大使、2017年4月17日)

(出所) 外務省資料等を基に当室作成

## イ 六者会合

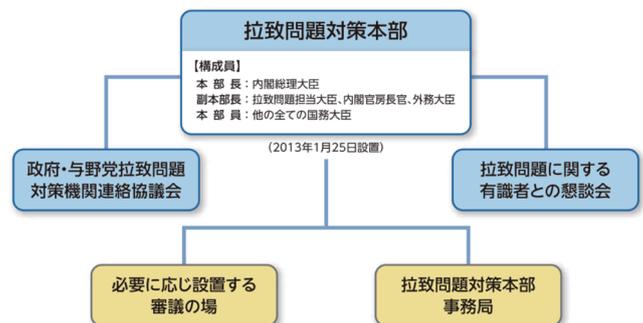
六者会合は、北朝鮮の核問題について、その平和的解決を図るため、2002(平成14)年から2003(平成15)年の北朝鮮核危機(第二次核危機)の発生を契機に、多国間(日本、米国、韓国、中国、ロシア及び北朝鮮)で協議する場として開催されたものであり、2008(平成20)年12月までに6回行われた。同会合は、単なる核問題だけではなく、拉致問題の解決を含む日朝国交正常化の問題も同時に解決する包括協議の場となっていたが、非核化の検証方法などをめぐり対立が激化し、2008(平成20)年12月の第6回六者会合首席代表者会合を最後に開催されていない。

## (2) 「拉致問題対策本部」の設置

拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、第2次安倍政権下の2013(平成25)年1月、閣議決定により、拉致問題対策本部が設置された。同対策本部は、総理大臣を本部長、拉致問題担当大臣、内閣官房長官、外務大臣を副本部長、他の全ての国務大臣を本部員として構成される。

なお、「拉致問題対策本部」という機関が設置されるのは3度目で、1度目は、第1次安倍政権下の2006(平成18)年9月、2度目は、旧民主党の鳩山政権下の2009(平成21)年10月である。

## 「拉致問題対策本部」の組織体制



(出所) 政府拉致問題対策本部ホームページ

### (3) 近年の日本政府の動き

安倍総理は、2018（平成30）年1月の第196回国会における施政方針演説までは「北朝鮮に対する国際社会の圧力を梃子としつつ、北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた決断を迫ることが不可欠」として、北朝鮮に対し圧力を重視する方針を維持していた。しかし、同年、平昌（ピョンチャン）冬季オリンピック競技大会や南北首脳会談を通じて南北の融和が進展したことや、6月に初の米朝首脳会談が実現するなど対話へのムードが高まる中、安倍総理も「私自身が金正恩（キム・ジョンウン）委員長と向き合わなければならない」と言及するようになり、2019（令和元）年5月には「私自身が金正恩委員長と向き合わなければならない、条件を付けずに向き合わなければならないという考え」と表明した¹⁵。

2022（令和4）年10月、岸田総理は「拉致問題は時間的制約のある人道問題」と述べた¹⁶。さらに、2023（令和5）年5月には、「首脳会談を早期に実現すべく、私直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」と表明し¹⁷、同年11月には、「様々なルートを通じて様々な働き掛けを絶えず行い続けているが、早期の首脳会談実現に向け、働き掛けを一層強めていく」と述べた¹⁸。

2024（令和6）年6月13日、韓国の中央日報が、日本と北朝鮮が5月にモンゴルのウランバートルで接触していたと複数の消息筋の話として報じたが、同日、林官房長官は記者会見で「報道は承知しているが、事柄の性質上、答えは差し控える」と述べている。

なお、同年10月に就任した石破総理も、同月4日の第214回国会における所信表明演説で、「時間的に制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題、国家主権の侵害であり、政権の最重要課題」とした上で、「全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、私自身の強い決意の下で、総力を挙げて取り組んでいく」旨表明した。

### (4) 北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮は、2006（平成18）年に初めての核実験を行って以来、核実験や弾道ミサイル発射をたびたび行うなど、国際社会への挑発行為を繰り返している。

これに対し、国連は、安保理決議に基づき、北朝鮮に対し、弾道ミサイル技術を使用した発射、核実験又はその他の挑発をこれ以上行わないこと等を義務付けるとともに、加盟各国に対し、制裁の履行を求めている。さらに、我が国や米国、韓国等は、独自の制裁措置の実施により更に圧力を強化することで、北朝鮮に政策変更を促してきた。我が国は独自制裁措置として、2023（令和5）年以降3度にわたり、核・ミサイル開発に関与した団体や個人を資産凍結等の対象とする追加制裁措置を行った（図表7参照）。

¹⁵ 2019（令和元）年5月6日 安倍総理記者会見

¹⁶ 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」2022（令和4）年10月23日

¹⁷ 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」2023（令和5）年5月27日

¹⁸ 首相官邸ホームページ「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」2023（令和5）年11月26日

(図表 7) 我が国が北朝鮮に対して行っている主な制裁措置

2025年9月現在 ※ 下線：国連安保理決議に基づく措置
<b>1 人・船舶・航空機の往来</b>
(1) 人的往来の規制 (国連安保理決議上の特定人物の渡航禁止も担保) 北朝鮮籍者の入国の原則禁止、日本人に対する北朝鮮への渡航自粛要請、我が国国家公務員の北朝鮮渡航の原則見合せ等
(2) 全ての北朝鮮籍船舶 (人道目的のものを含む)、北朝鮮に寄港した全ての船舶 (日本籍船舶を含む) 及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止
(3) 北朝鮮との間の航空チャーター便の乗入れ禁止
(4) <u>禁制品を積載している疑いのある航空機の離着陸・上空通過の不許可</u>
<b>2 物資の流れ</b>
(1) 北朝鮮への全ての品目の輸出禁止 (安保理決議上の輸出禁止 (武器 (小型武器を含む)、奢侈品、航空燃料、新品のヘリコプター及び船舶等)、原油及び石油精製品の北朝鮮への供給規制も担保)
(2) 北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止 (安保理決議上の輸入禁止 (武器、特定の天然資源 (石炭、鉄、鉄鉱石、銅、ニッケル、銀、亜鉛等を含む)、海産物、繊維製品等) も担保)
(3) 貨物検査法等に基づく北朝鮮関連の特定貨物の検査 (安保理決議上の検査を担保)
<b>3 資金の流れ</b>
(1) 北朝鮮の核・ミサイル計画等に関する団体・個人の資産凍結 (安保理決議に基づく措置を含む。)
(2) 北朝鮮との間の資金の移転の防止措置の強化
① <u>北朝鮮の核関連計画等</u> に貢献しうる活動に寄与する目的で行う送金、送金の受取、資本取引の禁止
② 北朝鮮向けの送金の原則禁止
③ 北朝鮮を仕向地とする現金等の携帯輸出入届出下限額: 10 万円超
(3) <u>本邦金融機関等による北朝鮮における支店開設及び北朝鮮の金融機関とのコルレス関係の確立、並びに北朝鮮金融機関の本邦における支店開設等の原則全面禁止</u>

(出所) 外務省資料を基に当室作成

## (5) 国際社会に対する働き掛け

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働き掛けることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠とされる。そのため、政府は、米国や韓国を始めとする各国首脳との会談やG7サミット、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題について提起している。また、2005 (平成 17) 年 12 月から人権担当大使を任命しているほか、米国等との共催により、拉致問題解決に向けた国連シンポジウムを開催している。2025 (令和 7) 年 2 月には、日米首脳会談において、石破総理は拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。また、8 月及び 9 月に行われた日韓首脳会談において石破総理は、李在明 (イ・ジェミョン) 大統領と拉致問題解決の重要性を共有した。

## (6) 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動

拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることに鑑み、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006 (平成 18) 年 6 月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」 (平成 18 年法律第 96 号) が公布・施行された。

同法に基づき政府は、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とし

た研修、北朝鮮向けラジオ放送（日本語・朝鮮語）、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。特に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間¹⁹では、政府や地方自治体等が多くの会議、シンポジウム等を開催し、国内外に拉致問題等の解決を訴えている。

また、拉致問題対策本部は、拉致問題に触れる機会の少ない若い世代への啓発活動が重要な課題となっていることを踏まえ、動画投稿サイト「ユーチューブ」に公式チャンネルを、「X（旧ツイッター）」に公式アカウントを開設して情報を発信しているほか、小中高生向け電子図書館の開設、拉致問題に関する中学生サミットの開催など、若年層への啓発も行っている。

#### 4 近年の北朝鮮の動き

北朝鮮は、核開発に関し、2022（令和4）年1月には、米国に対して論じてきた「信頼醸成措置」の全面的な再考と「暫定的に中止していた全ての活動」の再稼働を指示したとされる²⁰。これについて、防衛省は「北朝鮮は核実験を実施するための準備が整っている可能性がある」として、「引き続き、米国、韓国等と緊密に連携しながら、必要な情報の収集、そして分析及び警戒監視に全力を挙げていく」との方針を示している²¹。

また、北朝鮮は、金正恩体制（2012（平成24）年以降）になってから高い頻度でミサイル発射を繰り返しており、特に2022（令和4）年における弾道ミサイルの発射は少なくとも31回、59発と、過去最多となった。

北朝鮮は、2024（令和6）年も弾道ミサイルや衛星打ち上げを目的とした弾道ミサイル技術を使用した発射を12月末までに計11回、2025（令和7）年には9月末までに2回行っている²²。

一方、国連安保理は、北朝鮮への対応を協議するため、事あるごとに会合を開催している。国連安保理は、2006（平成18）年から2017（平成29）年にかけて、11件の北朝鮮制裁決議をいずれも全会一致で採択してきたが、2022年5月、制裁を強化する米国提出の決議案が初めて否決されるなど、欧米と中露の意見が対立し、議長声明の採択など一致した対応には至っていない。さらに、対北朝鮮制裁の実施状況を調査してきた安保理の専門家パネルが、ロシアの拒否権によって任期が延長されず、2024（令和6）年4月30日で活動を停止しており、北朝鮮による核・ミサイル開発への国連の監視が弱まることが懸念されている²³。

なお、韓国の鄭東泳（チョン・ドンヨン）統一部長官は、今年9月25日の記者団との懇談で、北朝鮮が核兵器に使える濃縮度90%以上の高濃縮ウランを最大で2t保有しているとの推定を明らかにした。米国の専門家が2023年に発表した分析内容という。韓国メディアは核爆弾100発分相当としている²⁴。

¹⁹ 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、12月10日から同月16日までとする。」と規定されている。

²⁰ 2022（令和4）年1月20日 時事通信ニュース

²¹ 第210回国会参議院外交防衛委員会会議録第1号5頁（令和4年10月13日）浜田靖一防衛大臣の答弁

²² 防衛省ホームページ

²³ 2024（令和6）年4月30日 NHKニュース

²⁴ 2025（令和7）年9月25日 共同通信

## 5 米朝協議の動き

北朝鮮は、2006（平成18）年10月、2009（平成21）年5月、2013（平成25）年2月、2016（平成28）年1月、同年9月及び2017（平成29）年9月の計6回にわたり核実験を実施している。これらの核実験により、北朝鮮は、必要なデータの収集を行うなどして核兵器開発計画を進展させている可能性が高いとみられている。

こうした北朝鮮の核開発問題等について協議するため、2018（平成30）年6月に、米国のトランプ大統領と金正恩委員長による史上初の米朝首脳会談がシンガポールで開催された。同会談においては、共同声明で、米国は北朝鮮に対し安全の保証の提供を約束すること、北朝鮮は朝鮮半島の完全な非核化に向けての取組を約束すること等が明記された。しかし、2019（平成31）年2月にベトナムのハノイで行われた2回目の交渉は非核化に向けた協議で合意に至らず決裂し、同年6月の南北軍事境界線がある板門店（パンムンジョム）での3回目の面会では、両国が膠着状態にある非核化交渉の再開で合意することとどまった。米朝交渉の実現により、朝鮮半島の非核化のみならず拉致問題の解決に対する期待も膨らんだが、2019（令和元）年10月の実務者協議が物別れに終わって以降は、米朝間の公式な協議は行われなかった。

続くバイデン政権では、政権発足直後から複数のルートで「非核化に向けた措置をとるなら、米国も段階的に（制裁緩和で）対応する用意がある」と北朝鮮へ対話を呼び掛けてきたが、北朝鮮は対話を受け入れることはなかった。

2025（令和7）年1月に第2次政権を発足させたトランプ大統領は、8月25日に行われた米韓首脳会談において、金正恩委員長と「今年中に会いたい」と述べるなど再会談に意欲を示した²⁵。

一方、金正恩委員長は、9月21日に平壤で開かれた最高人民会議で演説し「（北朝鮮の）非核化は絶対にあり得ない」と述べた上で、米国が非核化への執着を捨て、共存を望む場合は「向き合えない理由はない」と対話の可能性を示唆したと報じられている²⁶。

## 6 国連における活動等

### (1) 国連における活動

国連では、人権理事会²⁷、総会（第3委員会（社会開発・人権問題）及び本会議）において、北朝鮮による外国人拉致などの人権侵害を非難した「北朝鮮人権状況決議」が採択されている。また、安保理においては、北朝鮮の人権問題について公式会合で協議する等の取組が行われている。

国連人権理事会においては、2008（平成20）年から18年連続で、外国人の拉致問題を含む北朝鮮による人権侵害を非難し、早期の解決を求める「北朝鮮人権状況決議」が採択されており、直近の決議は2025（令和7）年4月に採択されている²⁸。日本は2018（平成30）年までEUと共同で決議案を提出してきたが、2019（平成31）年以降は米朝首脳会談の結果や拉致問題などを取り巻く諸情勢

²⁵ 2025（令和7）年4月14日 産経新聞

²⁶ 2025（令和7）年9月23日 朝日新聞

²⁷ 2006（平成18）年3月15日、国連総会の決議により、国連人権委員会が発展的に解消され、同年6月に、人権問題に広く対応するための国連人権理事会が創設された。

²⁸ 前身の国連人権委員会では、2003（平成15）年から3年連続で「北朝鮮人権状況決議」を採択した。

に鑑み、共同提出を見送っている²⁹。2019（平成31）年は採択には賛成、2020（令和2）年以降は、決議案の共同提案国³⁰になり、採択に賛成している。

国連総会（第3委員会、本会議）でも同様に、2005（平成17）年から20年連続で「北朝鮮人権状況決議」が採択されている。総会でも、日本は2019（令和元）年以降の決議案の共同提出を見送り、共同提案国として賛同するにとどまっている。

また、国連安保理においても、2014（平成26）年から4年連続で北朝鮮の人権問題が公式議題化され、議論が行われた。なお、2020（令和2）年から2022（令和4）年は、非公式、非公開の会合が行われ、会議終了後、日本や米国等8か国が共同声明を発表した。2023（令和5）年からは3年連続で再び公式議題化されている。

## （2）家族会・救う会等の活動

政府だけでなく、拉致被害者家族や救う会等も、国内はもとより、国際シンポジウムへの参加等を通じて国際社会に拉致問題の早期解決を訴えている。

2025（令和7）年4月から5月にかけて、家族会メンバー等は、超党派拉致議連のメンバーとともに、米国のワシントンD. C. を訪問し、米国政府の要人等と面会し、拉致問題解決への理解と協力を得たほか、6月に開催された「拉致問題に関するオンライン国連シンポジウム」では、横田拓也家族会代表等が参加し、拉致被害者家族の心情を訴えた。

また、2019（令和元）年5月にトランプ米国大統領が国賓として来日した際には、拉致被害者家族が同大統領と面会し、拉致問題解決のための支援を直接訴えたほか、2022（令和4）年5月には、訪日したバイデン米国大統領と面会し、拉致問題の一刻も早い解決のための米国の支援を求めた。なお、2025（令和7）年10月末に予定されているトランプ大統領の来日の際には、拉致被害者家族との面会が調整されている³¹。

さらに、2019（平成31）年2月、2021（令和3）年4月及び2023（令和5）年2月、家族会・救う会は、金正恩委員長宛てに「全拉致被害者の即時一括帰国を決断していただきたい」とのメッセージを発表している。

今年10月4日、自由民主党の新総裁に高市早苗衆議院議員が選ばれたことを受け、拉致被害者家族は一刻も早い解決を求めた。横田めぐみさんの母親の早紀江さんは「本気で立ち上がってほしい」とコメントした。また、人権を無視した問題に家族や国民が何十年も闘い続けているとし、高市氏が解決に向け「まっすぐ貫いてくれることを祈るばかりだ」とした³²。

内容についての問合せ先

拉致問題特別調査室 周藤首席調査員（内線 68640）

²⁹ 決議案への対応を変更した理由について、菅官房長官は、2019（平成31）年3月13日の記者会見で「（2月28日の）米朝首脳会談の結果や拉致問題等を取り巻く諸情勢を総合的に検討した結果」としている。

³⁰ 決議案に関しては、文案作成を主導した「提出国」と、関与の度合いは低いもののその趣旨に賛同し文案修正に参加できる「提案国」とがある。

³¹ 2025（令和7）年10月3日 読売新聞

³² 2025（令和7）年10月5日 産経新聞

# 消費者問題に関する特別委員会

第一特別調査室

(消費者問題に関する特別委員会担当)

## 1 令和8年度消費者庁予算概算要求等の概要

### (1) 概算要求の概要

令和8年度予算概算要求において、消費者庁の要求額は、令和7年度当初予算比19.1億円(13.5%)増の160.2億円となっている。主な取組の概要として、①地方消費者行政の充実・強化、②消費者を取り巻く取引環境の変化への対応、③食品関係政策の総合的な推進、④消費者政策の推進に必要な基盤の整備を挙げている。

また、定員については計30名の増員を要求している。地方消費者行政の充実・強化への取組を反映し、このうちの8名は同分野に向けた人員となっている。

### (2) 地域の消費者行政の充実・強化に関する概算要求の概要

消費者行政の現場は「地域」にあり、地方公共団体による消費者行政(地方消費者行政)の役割が極めて大きい。国で法律や制度を作っても、地方消費者行政が充実していなければ、消費者が安心・安全に消費生活を送ることは困難である。

地方消費者行政は、地方自治法上の自治事務と位置付けられており¹、地方公共団体自らが予算の措置、人員の配置に努めることにより、その充実・強化を図ることが基本とされている。

政府は平成21年の消費者庁設立に当たり、消費生活センターの設置や相談員の人件費を支援する「地方消費者行政活性化基金」を創設し、地方消費者行政を支援してきた。基金による支援は交付金に引き継がれ、平成30年からは「地方消費者行政強化交付金」によって、国が取り組むべき重要政策のため、国が定める推進事業に積極的に取り組む地方公共団体を支援するとの建て付けで実施されているが、同交付金の交付期限は、多くの地方公共団体で令和7年度までとなっている。

そこで、地方消費者行政の後退を防ぐとともに、高齢化の加速やデジタル化等の環境変化に対応するため、令和8年度概算要求においては、従来の消費生活センターの運営支援に加え、高齢者等の見守り活動や相談員の担い手確保等の支援を促進する枠組みを導入する等の見直しを行うとして、令和7年度当初予算比10億円増の25.5億円の交付金を要求している。また、消費生活相談に係る地方自治体への支援強化を図るため、(独)国民生活センター運営費交付金についても令和7年度当初予算比2.3億円増の33.6億円を要求する等、地方支援を重視する内容となっている。

¹ 昭和44年の地方自治法の改正により「消費者の保護」が地方公共団体の事務(いわゆる「固有事務」)として規定された。その後、平成12年の地方自治法の改正により、現在では、地方公共団体における消費者行政に関する事務は「自治事務」として位置付けられている。

### (3) 食品関係政策の総合的な推進に関する概算要求の概要

令和6年度から、食品衛生行政のうち、食品の衛生規格基準等の食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されている。令和8年度は、食品添加物の更なる安全性の確保に向け、諸外国の調査等によりリスク管理措置の検討等を行うとしており、令和7年度当初予算比1.6億円増の16.9億円を要求している。

また、機能性表示食品の信頼性を高めるための措置の着実な実施に向け、令和7年度当初予算と同額の2.1億円を要求している。具体的には表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について専門家の意見を聴く仕組みの運営や、立入検査に必要な体制の運用、届出に対する科学的根拠の確認体制の強化等を実施するとしている。

#### (図表1) 機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置

##### (1) GMP^{※1}の要件化 ※1 Good Manufacturing Practice (適正製造規範)

- ・製造工程管理による製品の品質の確保を徹底する観点から、機能性表示を行うサプリメント^{※2}についてはGMPに基づく製造管理を食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする
- ・届出者が自主点検をするとともに、必要な体制を整備した上で消費者庁が食品表示法に基づく立入検査等を行う

※2 現行の機能性表示食品の届出等に関するガイドラインにおいては、サプリメント形状の加工食品とは、「本制度の運用上、天然由来の抽出物であって分画、精製、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である食品を指す」とされている

##### (2) その他信頼性の確保のための措置

- ・新規の機能性関与成分に係る機能性表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について科学的知見を有する専門家の意見を聴く仕組みの導入等、消費者庁における届出時の確認をより慎重に行う手続（販売前提出期限の特例）を食品表示基準に明記
- ・届出後の定期的な自己評価・公表など、届出後の遵守事項の遵守を要件化
- ・PRISMA2020の準拠について令和7年4月からの新規届出から導入
- ・事後チェックのための買上げ事業の対象件数の拡充
- ・特定保健用食品（トクホ）との違いや摂取上の注意事項の記載方法などの表示方法や表示位置などの方式の見直し

(出所) 内閣官房「紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」より抜粋

また、「食品ロス削減・食品寄附等の促進」として、フードバンク団体の認証取得への支援や、「食品寄附ガイドライン」「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及や定着に向けた研修会の実施等に令和7年度当初予算より1千万円増の7千万円を要求している。

さらに食品表示制度については令和7年度当初予算より4千万円増の2.4億円を要求し、表示の監視や法執行だけでなく、検査法の開発や、デジタル技術の活用を含めた合理的かつシンプルでわかりやすい食品表示制度について調査等を行うとともに、外食・中食事業者等における食物アレルギーの情報提供に関する取組の検討も進めることとしている。

## 2 最近の消費生活相談の傾向と特徴

### (1) 消費生活相談の傾向と特徴

全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、令和6（2024）年度 91.0 万件で、令和5（2023）年度の 89.3 万件に比べ約 2 万件増加した。

また、相談件数について、契約当事者を年代別にみると、70 歳以上の相談の割合が 26.2% と依然として最も高くなっている。

令和6（2024）年度において、前年度に比べ相談件数の増加が見られた商品・役務等としては、①覚えのない未納料金を請求する不審な電話に関する相談や、「自分宛に身に覚えのない商品が届いた」という相談がみられた「商品一般」、②「インターネット広告を見てサプリメントを注文したところ、複数回商品が届き定期購入商品であることが分かった。商品を返品したい」といった相談がみられた「健康食品」、③「無料カウンセリングのみのつもりで美容外科に行ったところ、高額な契約を勧誘された」といった相談がみられた「医療サービス」、④「2 時間後に電話が使用できなくなるという国の機関をかたった電話があった」といった相談がみられた「他の電報・固定電話サービス」、⑤「パソコンに警告画面がでて、サポート詐欺に遭い口座にお金を振り込んでしまった」といった相談がみられた「他の役務サービス」などがある。

(図表 2) 2024 年度に件数が増加した商品・役務等（上位 10 位）

順位	商品・役務等	2024年度	2023年度	差	対前年度比(%)
1	商品一般	103,737	86,955	16,782	119.3
2	健康食品	41,306	32,171	9,135	128.4
3	医療サービス	15,648	10,109	5,539	154.8
4	他の電報・固定電話サービス	7,976	4,236	3,740	188.3
5	他の役務サービス	28,434	25,272	3,162	112.5
6	インターネット接続回線	20,536	18,477	2,059	111.1
7	賃貸アパート・マンション	34,838	33,152	1,686	105.1
8	ガス瞬間湯沸器	2,684	1,225	1,459	219.1
9	米	1,856	600	1,256	309.3
10	化粧品	60,346	59,131	1,215	102.1

(注) 表中の対前年度比は2023年度の総件数を100として算出し、小数点以下第2位を四捨五入した値である。

(出所) (独) 国民生活センター「2024 年度全国の消費生活相談の状況－PIO-NET より－」

全国で受け付けられた消費生活相談は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T²）によって集約されており、その情報は法執行の端緒となったり、消費者政策の立案に活用されたりしている。

² P I O - N E T（パイオネット）とは、(独) 国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。なお、現在、消費生活相談のデジタル化が進められており、P I O - N E Tは令和8年10月にシステム更改が予定されている。

## (2) インターネット通販・定期購入に関する相談

令和6（2024）年度の消費生活相談件数を販売方法・手口別にみると、1位が「インターネット通販」、2位が「定期購入」となっており、令和5（2023）年度と比べると相談件数は「インターネット通販」が約1万件的減少、「定期購入」が約9千件の増加となっており、両者とも依然として多くの相談が寄せられている。

(図表3) 販売方法・手口別の相談件数（2024・2023年度、上位10位）

順位	2024年度	件数	順位	2023年度	件数
1	インターネット通販	190,834	1	インターネット通販	201,129
2	定期購入	94,178	2	定期購入	85,217
3	家庭訪販	55,000	3	家庭訪販	50,147
4	電話勧誘販売	50,238	4	電話勧誘販売	42,946
5	かたり商法（身分詐称）	34,271	5	かたり商法（身分詐称）	22,933
6	代引配達	20,416	6	代引配達	19,630
7	点検商法	19,215	7	無料商法	16,077
8	無料商法	16,962	8	サイドビジネス商法	15,861
9	サイドビジネス商法	14,350	9	フィッシング	14,425
10	フィッシング	11,791	10	偽サイト	14,004

(注1) 1件の相談に複数の販売方法・手口が含まれる場合は、各々に対し1件ずつカウントしている。

(注2) 「インターネット通販」「家庭訪販」「電話勧誘販売」「代引配達」は、販売方法に問題があるとカウントされたもののみを対象に集計した。

(注3) 「インターネット通販」「定期購入」は、販売購入形態が「通信販売」以外のものも含めて集計した。

(出所) (独) 国民生活センター「2024年度全国の消費生活相談の状況-PIO-NETより」

インターネット通販に関する消費生活相談は、ショッピングサイト等で商品を購入する「商品」に関する相談と、コンテンツ配信等のサービスを契約する「サービス」に関する相談に分けられ、令和6（2024）年のインターネット通販の相談は、約24万件で、そのうち「商品」に関する相談が約7割を占めている。

また、令和5（2023）年の通信販売における「定期購入」に関する消費生活相談について、年齢層別にみると40歳以上の年齢層が占める割合が大きい傾向にあり、商品・サービス別では化粧品や健康食品が上位を占め、特に化粧品の相談件数が多くなっている。

定期購入における具体的な相談事例としては「1回のつもりで美容クリームを購入したが、後で定期購入品だと分かった。解約したいが電話がつかない」等、消費者が定期購入であることを認識しないまま商品を注文しているケースがみられ、解約したくても事業者と連絡がとれないといった相談や、「購入回数縛り一切なしのファウンデーションを購入したが、初回のみでの解約を断られた」、「お試しのつもりでダイエットサプリを注文。

すぐに解約したはずだが、2回目、3回目の商品が届いた」等、解約をめぐる相談もみられる。

(図表4) 「定期購入」に関する消費生活相談の商品・サービス別上位件数(2024年)

順位	商品・サービス	件数	割合	順位	商品・サービス	件数	割合
1	他の健康食品	24,715	27.5%	11	洗顔クリーム	1,515	1.7%
2	化粧品クリーム	15,872	17.7%	12	電子タバコ	1,348	1.5%
3	乳液	8,267	9.2%	13	酵素食品	1,286	1.4%
4	ファンデーション	4,700	5.2%	14	他の医薬品	872	1.0%
5	歯みがき粉	3,802	4.2%	15	化粧水	844	0.9%
6	養毛剤	3,755	4.2%	16	毛髪着色料	791	0.9%
7	シャンプー	3,164	3.5%	17	善玉菌含有食品	777	0.9%
8	化粧品(全般)	2,805	3.1%	18	制汗・消臭剤	526	0.6%
9	健康食品(全般)	2,515	2.8%	19	染毛剤	478	0.5%
10	化粧品その他	1,740	1.9%	20	皮膚病薬(全般)	463	0.5%

黄緑色 : 健康食品

ピンク色 : 化粧品

(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2025年3月31日までの登録分)。  
2. 通信販売での「定期購入」に関する相談件数。  
3. 品目は商品キーワード(下位)。

(出所) 消費者庁「令和7年版消費者白書」

このような定期購入に関するトラブルに関して、(独)国民生活センターでは消費者に向けて、①インターネットで注文する際は、契約条件を最後までしっかり確認し、契約条件が示されている画面はスクリーンショットで保存する、②特定商取引法により申込みの意思表示を取り消すことができる場合がある、③不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等へ相談する、といったアドバイスを行うとともに、契約条件のチェックリストを作成し注意喚起を促している。

### 3 不当寄附勧誘防止法施行後の動向

令和4(2022)年7月に発生した安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件を契機として、旧統一教会に関連していわゆる靈感商法への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていたことを踏まえ、同年、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るため、不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めた「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)が制定され、令和5(2023)年6月1日をもって全面施行された。

消費者庁の分析によると、令和6年度の不当勧誘に関する情報の件数は1,201件、そのうち、不当勧誘が疑われ新たに調査すべきとされたものは44件あり、勧告・命令の行政措置が実施されたものは0件である。(図表5参照)

また、令和5年4月、消費者庁は、不当寄附勧誘防止法第6条及び第7条に基づく不利益処分に関する基準(「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消

費者庁長官の処分に係る処分基準等について」³⁾を公表した。

なお、法附則第5条では、施行後2年（令和7（2025）年）を目途に、法律の施行状況や経済社会情勢の変化を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。この検討を行うため、令和7年8月、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」が消費者庁に設置された。同会議では、制度の運用状況等を踏まえた検討が行われ、その結果、勧誘の停止などの「勧告」や「命令」といった行政措置を行った事案はなく、法の全面施行から2年を経過した現時点において、法改正すべき立法事実は認められないと結論付けられた。なお、今後、相当程度の期間における事案の蓄積状況を注視し、必要に応じて検討すること、法の執行及び周知啓発については更なる充実を図ることとされている⁴⁾。

(図表5) 寄附の不当勧誘^{※1}に係る情報の受理・処理等件数概要

期間 ^{※2}	令和6年度上半期 R6. 4. 1 ~ R6. 9. 30	令和6年度下半期 R6. 10. 1 ~ R7. 3. 31
情報の受付件数	699	502
調査対象情報件数 ^{※3}	33	31
新受（当期受理件数）	21	23
旧受（前期調査中件数）	12	8
処理件数	25	20
(1) 勧告又は命令を実施したもの	0	0
(2) 勧告又は命令を実施する法令上の要件を満たさないもの	0	0
(3) 寄附の不当勧誘の事実が認められないもの	8	6
(4) 匿名又は連絡不通等により調査が不能なもの	11	14
(5) 法律施行日前の事案と認められるもの等	6	0
調査中件数	8	11

※1 寄附の不当勧誘：不当寄附勧誘防止法で定める配慮義務（第3条）又は禁止行為（第4条、第5条）の規定に違反するもの

※2 期間：消費者庁における手続の期間

※3 調査対象情報件数：情報の受付件数計上の全件について、寄附の不当勧誘が疑われる内容を含むものを確認した結果、調査すべき対象として受理した情報の新受及び旧受

（出所）消費者庁資料を基に当室作成

#### 4 食品ロスの削減の推進

まだ食べられるのに廃棄される食品、「食品ロス」の削減については、昨今の環境に対する意識の高まりや、人口増加、気候変動による食糧不足への懸念から、国際社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

我が国でも、令和元（2019）年の第198回国会に成立した「食品ロスの削減の推進に関

³⁾ 令和5（2023）年4月17日消政策第136号

⁴⁾ 消費者庁消費者政策課 寄附勧誘対策室「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る報告書」（令和7年9月）

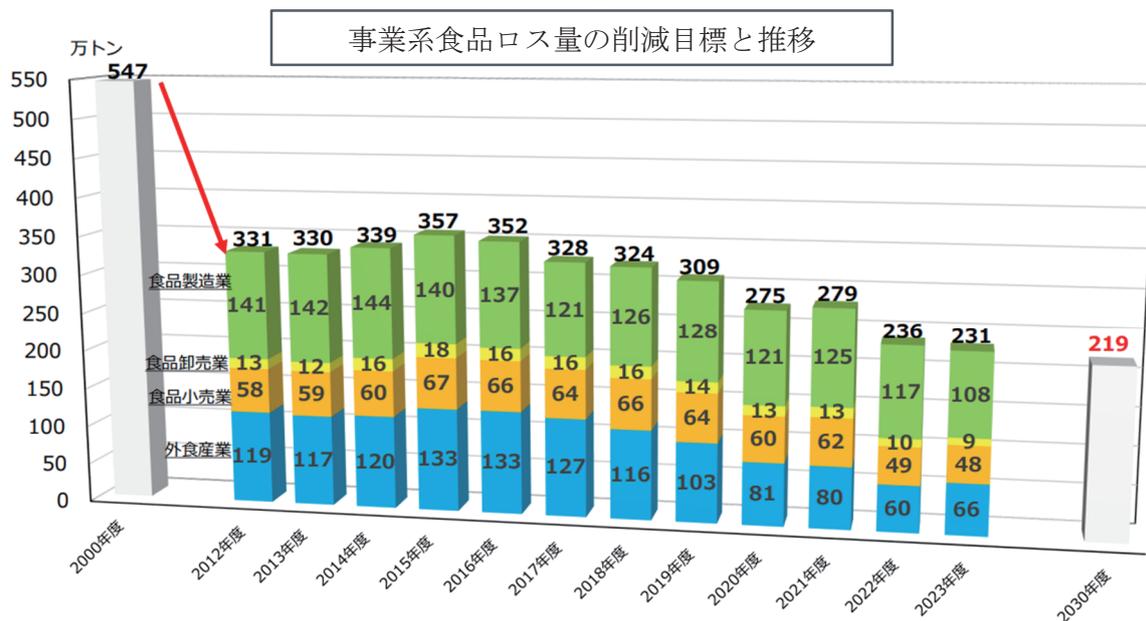
する法律」(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)に基づき閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に沿って、様々な取組が実施されている。

令和7(2025)年3月に閣議決定された第2次基本方針においては、家庭系及び事業系ともに食品ロスを2030年度までに2000年度(980万t)と比べて半減させるとの目標について、事業系については8年前倒しで目標を達成したことから、新たな目標として60%減が設定された。また、目標達成までに更に20万tの削減が必要な家庭系食品ロスについては、引き続き早期達成を目指すこととされた⁵。

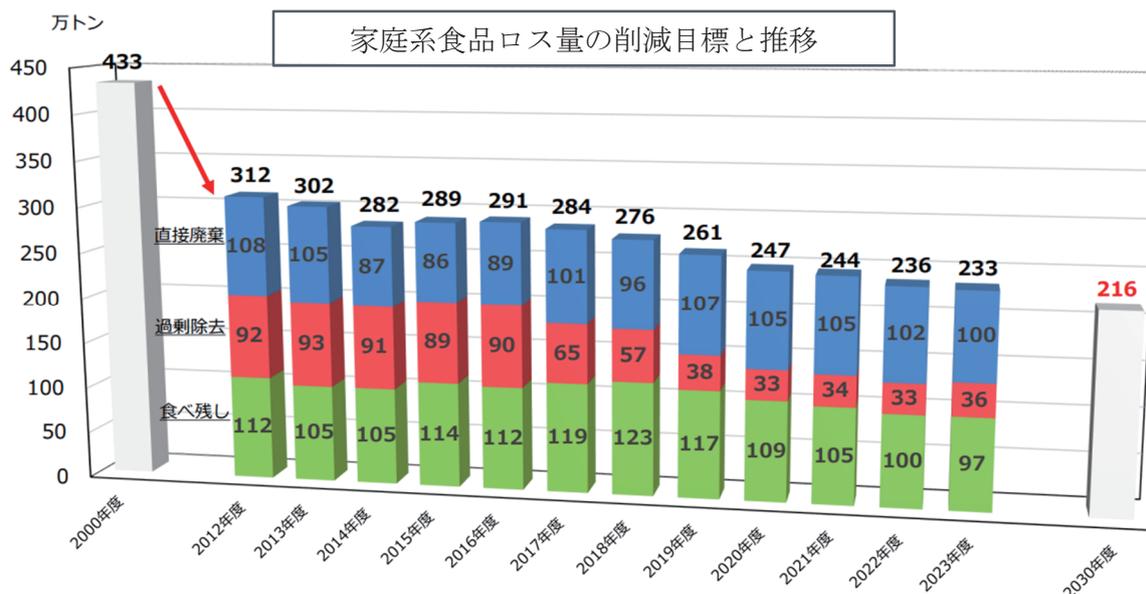
また、同基本方針においては、地域における食品ロス削減推進サポーター育成等の普及啓発活動が盛り込まれたほか、事業者への支援策として、納品期限の見直しや賞味期限の大括り表示等の周知・徹底等、商慣習の見直し推進、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正内容の周知等の施策が提示されている。

食品ロス削減推進法においては、各地方公共団体は、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、特に策定率が低い市区町村について、計画策定の促進に向け、引き続き国による情報提供や先進事例の共有が求められる。

(図表6) 食品ロス量の推移と削減目標



⁵ 「我が国の食品ロスの発生量の推移等」(令和7年6月27日 環境省プレスリリース「我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和5年度)の公表について」添付資料)



(出所) 環境省資料

## 5 機能性表示食品制度をめぐる状況

機能性表示食品制度は、事業者が、食品の安全性と機能性に関する科学的な根拠などの必要な事項を販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度として、平成27(2015)年4月から始まったものである。

令和6(2024)年3月22日、小林製薬株式会社が同社の販売する紅麹を使った機能性表示食品について、摂取した消費者において腎疾患などの健康被害が報告されたとして自主回収する旨を公表して以降、死亡事例も明らかとなり、購入者からは不安の声が上がるなど影響が広がった⁶。

同月29日、「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」(以下「関係閣僚会合」という。)が開催され、官房長官より今後の対応について指示があった⁷。これを受け、消費者庁は、4月19日、様々な分野の有識者から構成される「機能性表示食品を巡る検討会」を設置し、5月27日、同検討会は報告書を取りまとめた。こうした中、同月31日の第2回関係閣僚会合において、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応が示された。そこでは、健康被害の原因究明は継続中であるものの、再発防止の取組について早急に対応が必要であるとされ、①健康被害の情報提供の義務化、②機能性表示食品制度の信頼性を高めるための措置、③情報提供のDX化、消費者教育の強化、の3点について、速やかに対応を実施することとされた。

こうした状況を踏まえ、消費者庁は、8月23日、機能性表示食品制度が規定されている

⁶ 『読売新聞』(2024.3.27)

⁷ 今後の対応として、厚生労働省において食品による健康被害等に関する情報収集体制の見直し及び国の関与の在り方、消費者庁において今回の事案を受けた機能性表示食品制度の今後の在り方等について、5月末を目途に取りまとめるよう指示があった。(「紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合」議事要旨)

- 「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令第 10 号）の一部改正を行った⁸。主な改正内容は、
- ①機能性表示食品について、事業者（届出者）は、健康被害と疑われる情報を収集し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等へ情報提供すること（令和 6 年 9 月 1 日施行 即日実施）
  - ②機能性表示を行うサプリメント⁹について、GMP¹⁰（Good Manufacturing Practice：適正製造規範）に基づく製造管理を届出時はもとより、届出後の遵守事項とすること（令和 6 年 9 月 1 日施行 令和 8 年 9 月 1 日実施）
  - ③医薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載するなどの表示方法や、「機能性表示食品」の文字を主要面上部に枠で囲むなどの表示方式の見直し（令和 6 年 9 月 1 日施行 令和 8 年 9 月 1 日実施）
  - ④新規の機能性関与成分の届出資料について、慎重な確認が必要と消費者庁長官が認める場合、その提出期限を販売日の 120 日営業日前とすること（令和 7 年 4 月 1 日施行 即日実施）
- などである。

なお、消費者委員会は、同食品表示基準改正の答申に付した附帯意見において、報告期限の短期間化、情報の積極的収集、早期の公表に向けた仕組みづくり等について、消費者庁等に対し更なる検討等を求めている¹¹。

<p>内容についての問合せ先 第一特別調査室 志村首席調査員（内線 68700）</p>
--------------------------------------------------

---

⁸ 同日、「食品衛生法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部改正も行われており、機能性表示食品の営業者（届出者）に対し、健康被害と疑われる情報（医師が診断したものに限る。）を把握した場合、都道府県知事等への情報提供が義務付けられた。

⁹ 天然物、若しくは天然由来の抽出物を用いて分画、精製、濃縮、乾燥、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品

¹⁰ GMP は原料の受入れから最終製品の出荷に至るまでの全工程において、「適正な製造管理と品質管理」を求めるもの

¹¹ 消費者委員会「答申書」（令和 6 年 7 月 16 日）

## 東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室

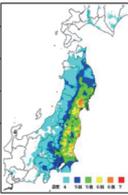
## 1 東日本大震災復興

## (1) 東日本大震災の概要

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災¹をもたらした、三陸沖を震源地とする「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」が発生した。

地震の規模は、モーメントマグニチュード 9.0 という我が国の観測史上最大であり、世界でも 1900 年以降 4 番目の巨大地震であった。震源域は岩手県沖から茨城県沖までに及び、長さ約 450 km、幅約 200 km の断層が 3 分程度にわたり破壊されたものと考えられている。そのため、広範囲に揺れが観測され、また大津波が発生し（岩手県大船渡市の綾里湾で 40.1m の遡上高を観測）、被害は広域にわたった。

また、東日本大震災は、激しい地震の揺れと巨大な津波に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）による放射性物質の放出、拡散という、複合的かつ広域な未曾有の大災害となった。

東日本大震災		(参考) 阪神・淡路大震災	
発生日時	平成23年3月11日14:46		平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0		7.3
地震型	海溝型		内陸型
被災地	農林水産地域中心		都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉) 震度7:宮城県北部 震度6強:宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部南部		1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、石巻市鮎川8.6m以上)		数十cmの津波の報告あり、被害なし
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅		建築物の倒壊 長田区を中心に大規模火災が発生
死者 行方不明者	死者 19,782名(震災関連死を含む) (うち岩手:5,147名、宮城:10,571名、福島:3,948名) 行方不明者 2,550名(うち岩手:1,107名、宮城:1,215名、福島:224名)		死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,053棟(うち岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,483棟)		104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)		25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(震災当初)		—

(出所) 復興庁資料

緊急災害対策本部とりまとめ報(令和7年3月10日)及び令和4年版「防災白書」を基に作成

## (2) 復興庁の設置

復興の円滑かつ迅速な遂行を図るため、司令塔となる組織が必要となり、平成 24 年 2 月、復興庁設置法に基づき内閣に復興庁が設置された。復興庁は当初、令和 2 年度までの時限組織として創設されたが、令和 2 年に復興庁設置法が改正され、設置期間が 10 年間延長されることとなり、令和 12 年度末まで存続することとなった。

¹ 東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成 23 年 4 月 1 日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされた。

### (3) 復興の基本方針の策定等

東日本大震災からの復興について、政府は法に基づき基本方針を策定し、取組を進めてきており、その基本方針の変遷については以下の図のとおりである。

集中復興期間 平成23～27年度	平成23年7月	<b>東日本大震災からの復興の基本方針</b> 東日本大震災復興対策本部決定 ・復興期間を10年間とし、前期5年を「集中復興期間」と定める。財源・体制など総論・基本的考え方と復興施策を列挙。 ・集中復興期間終了前に必要な見直しを行う旨規定。
	平成28年3月	
第1期復興・創生期間 平成28～令和2年度	平成31年3月	<b>「復興・創生期間」における復興の基本方針</b> 閣議決定 ・後期5年を「復興・創生期間」と定める。大部で網羅的内容である当初方針を残して新規策定。 ・3年後(平成31年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。  <b>「復興・創生期間」における復興の基本方針</b> (全部変更) 閣議決定 ・復興施策の総括を行った上で、今後の対応を検討する旨を規定。 令和元年7月～10月 復興推進委員会「東日本大震災の復興施策の総括に関するWG」で復興施策を総括
	令和元年12月	
	令和3年3月	
第2期復興・創生期間 令和3～7年度	令和6年3月	<b>「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針</b> 閣議決定 ・地震・津波被災地域は、復興・創生期間後5年間(令和7年度)で復興事業がその役割を全うすることを目指す。 ・原子力災害被災地域は、当面10年間(令和12年度)、5年目(令和7年度)に事業全体のあり方を見直す。 ・復興庁の設置期間(令和2年度末まで)を10年延長。令和7年度に組織のあり方を検討。  <b>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針</b> (名称変更を伴う全部変更) 閣議決定 ・上記の主な考え方は踏襲。 ・令和3～7年度の5年を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和7年度までの財源フレーム等を整理。 ・3年後(令和6年3月)を目途に必要な見直しを行う旨を規定。  <b>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について</b> (全部変更) 閣議決定 ・上記の主な考え方は踏襲。 ・「第2期復興・創生期間」開始後に大きな進展のあった復興施策の状況や、自治体の状況を踏まえて、令和7年度までの第2期復興・創生期間での復興を見据えた修正を行う。
	令和7年6月	
第3期復興・創生期間 令和8～12年度	復興庁設置期限	<b>「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針</b> (全部変更)閣議決定 ・第2期復興・創生期間の次の5年間(令和8～12年度「第3期復興・創生期間」)までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める。

(出所) 復興庁資料

直近の基本方針の改訂は、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」(令和7年6月20日閣議決定)であり、その中で令和8年度から12年度までの5年間は「第3期復興・創生期間」として位置付けられた。

新たな基本方針においては、地震・津波被災地域について、「これまでの復興事業により、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業や生業の再生も進展しているが、人口減少や高齢化といった課題にも直面している。この中で、心のケア等の中長期的に取り組むべき課題がある」とし、第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取組み、第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進するとした²。また、心のケア等や被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で、第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応するとしている。

一方で、原子力災害被災地域については、「避難指示解除の時期によって地域の状況は大きく異なり(中略)ようやくスタートラインに立った地域もあれば、いまだに帰還困難区域を抱えている地域、復興の進捗により新たな課題等に直面している地域もある。このように原子力災害被災地域の中でも、地域ごとに復興のスピードや進捗が大きく異なることを踏まえ、地域の実情を丁寧に把握し、それに応じた施策をきめ細やかに実施していくことが重要である」としている。

² 宮城・岩手の両復興局を令和8年3月に廃止し、本庁が直接する体制に移行するとされている。

「第3期復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針【概要】

**基本姿勢及び各分野における主な取組**

**1. 原子力災害被災地域**

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。

- **事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）**
  - ・ 廃炉については、安全確保を最優先にしつつ、持続的な人的体制・資金の確保、**廃炉を通じたイノベーションの促進**、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
  - ・ ALPS処理水の処分については、**輸入規制の即時撤廃、水産業支援**に取り組み
- **環境再生に向けた取組**
  - ・ 福島県内の除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取組む
  - ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し**復興再生利用を推進**。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、**福島県外での最終処分に向けた取組**を政府一体となり進める
  - ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化
- **帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興**
  - ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、**ハード・ソフト両面で生活環境を整備**
  - ・ 住民が里山の恵みを楽しむことができるよう、森林整備の再開を始め、「**区域から個人へ**」の考え方の下、**安全確保を大前提とした活動の自由化等**、住民等の今後の活動の在り方を検討
  - ・ 交流・関係人口の拡大に向け、**福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用**や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等
  - ・ ホープツーリズムを始めとした、**観光振興策を戦略的に推進**
- **福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進**
  - ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、**施設整備の可能な限りの前倒し**
  - ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備
- **福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建**
  - ・ 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「**実証の聖地**」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
  - ・ **ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連**の先進的な取組、スタートアップの誘致
- **農林水産業の再建**
  - ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し**営農再開の加速化**、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
  - ・ **帰還困難区域内の森林整備再開**に向け条件整備の上で**本格復旧に着手**、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
  - ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
  - ・ 食品規制等を科学的・合理的の見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

**2. 地震・津波被災地域**

- ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取組み
- ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- ・ **心のケア**等や被災した子どもに対する支援等の**中長期的取組が必要な課題**については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

**3. 教訓・記憶の後世への継承**

- ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の中で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

**復興を支える仕組み等**

- **財源等**
  - ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、**今の5年間に以上力強く復興施策を推進していくための財源を確保**する
  - ・ **令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度の見込み**
  - ・ この中で、**福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるもの**と見込まれる
- **自治体支援**
  - ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続
- **組織**
  - ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
  - ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備
- **その他**
  - ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し

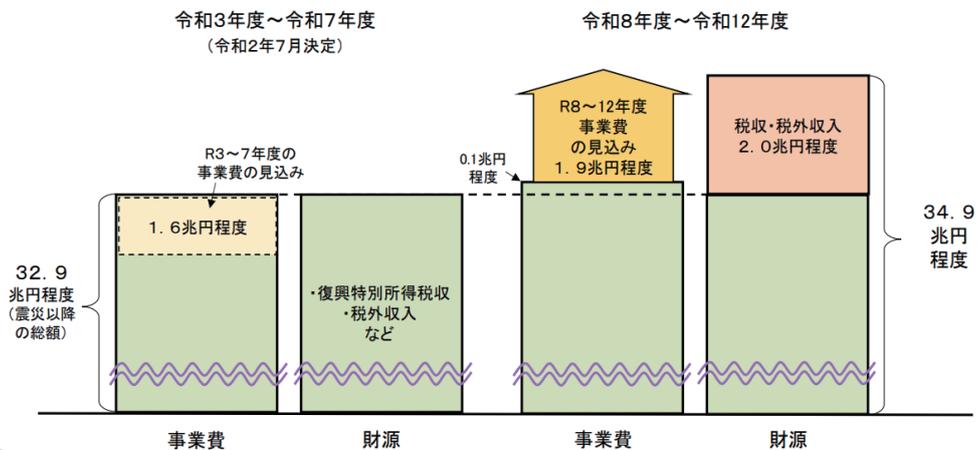
(出所) 復興庁資料

(4) 復興財源フレーム

発災当初に決定された復興の基本方針（平成23年7月）より、復興期間の事業規模の見込みを示した上で、あらかじめ財源を示す「復興財源フレーム」を策定することとされており、これまで復興の進捗等を踏まえ事業規模や財源の見直しが行われてきた。

直近では、令和7年6月に変更が閣議決定された復興の基本方針において、令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度が見込まれるとされ、令和12年度までの20年間で合計34.9兆円程度³が見込まれるとされた。

復興財源フレーム



(注) 上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。

(出所) 復興庁資料

³ 第2期復興・創生期間で追加的に必要となった経費（0.1兆円程度）が含まれる。

## (5) 復旧・復興の現状

地震・津波被災地域では、住まいの再建やインフラ整備が進み、復興は総仕上げの段階を迎えた。また、福島における原子力災害被災地域でも、帰還困難区域の一部で住民の帰還が実現するなど、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。

その一方で、発災から14年7か月が経過し、地域によって復興の進捗状況に違いが生じるとともに、被災者一人ひとりが直面している課題は多様化・個別化してきており、心のケア等、政府は今後も残された課題に取り組むとしている。

		震災前又は最大値	現 状
被災者	避難者数	47万人 (発災当初)	2.7万人 【令和7年8月】
	応急仮設住宅の入居者数	31.6万人 【平成24年4月(最大)】	781人 【令和7年4月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 (青森、岩手、宮城、福島)	570km (計画)	570km (100%) 【令和3年12月】
	災害公営住宅 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野) ※帰還者向けを除く	29,654戸 (計画戸数)	29,654戸 (100%) 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 (岩手、宮城、福島)	18,226戸 (計画戸数)	18,226戸 (100%) 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 (岩手、宮城、福島)	10兆7,637億円 【平成22年】	11兆6,193億円 【令和2年】
	営農再開可能な農地面積 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉)	19,640ha (津波被災農地面積)	18,920ha (96%) 【令和7年3月】

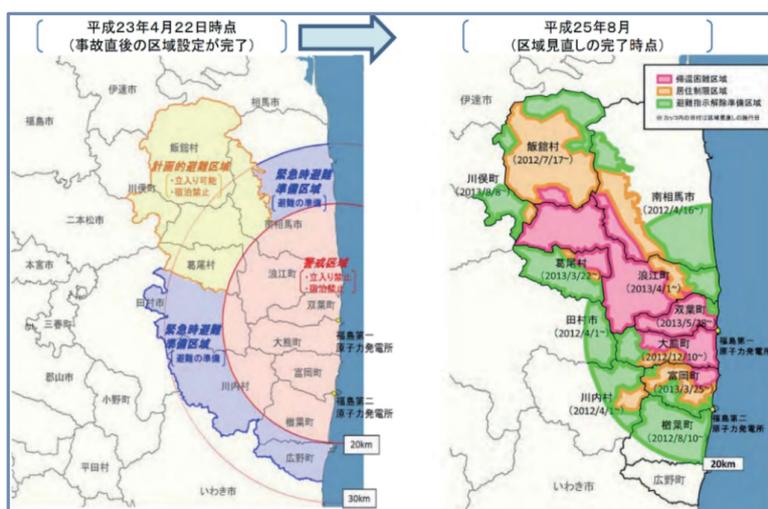
(出所) 復興庁資料を基に当室作成

## (6) 福島の復興・再生

### ア 福島第一原発事故に伴う避難指示区域の状況

#### (7) 避難指示の解除状況

福島第一原発事故を受け、設定された「警戒区域」及び「計画的避難区域」は、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、放射線量の水準に応じ、平成25年8月までに「帰還困難区域」、「居住制限区域」及び「避難指示解除準備区域」に再編された⁴。



(出所) 復興庁資料

⁴ 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超える地域を「帰還困難区域」、20mSvを超えるおそれがあると確認された地域を「居住制限区域」、20mSv以下となることが確実であると確認された地域を「避難指示解除準備区域」とした。

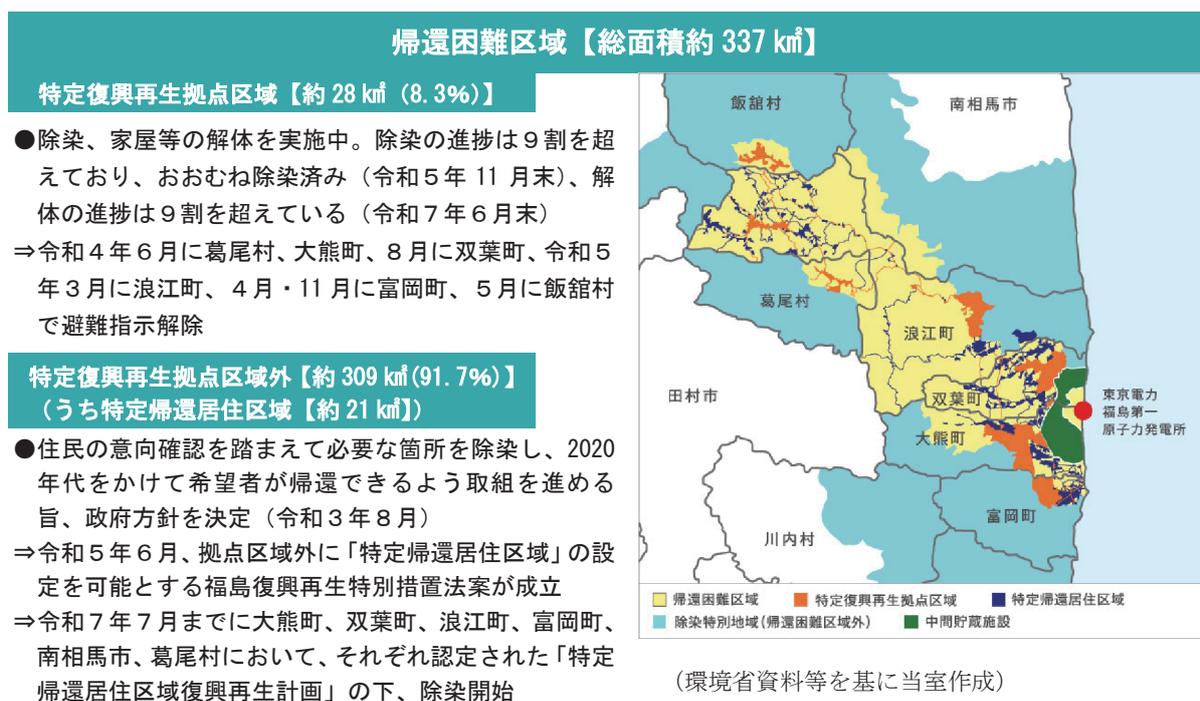
再編された各区域では、避難指示解除が進められ、令和2年3月、帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除された。

#### (1) 帰還困難区域の復興・再生

現在も南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の7市町村に帰還困難区域が残されている。

政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能などころから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている⁵。

こうした方針等を踏まえ、平成29年の改正福島復興再生特別措置法により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（以下「拠点区域」という。）を定めることが可能となった⁶。当該制度に基づき策定された双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定の下、令和5年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。



政府は、特定復興再生拠点区域外についても、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議）に基づき、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除の取組を進めていくこととしている。

⁵ 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議）

⁶ 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

これを受け、令和5年の改正福島復興再生特別措置法により、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還等を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設された⁷。

令和7年7月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市、葛尾村の「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定され、当該計画に基づき順次、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組が進められている。

## イ 中間貯蔵施設に保管されている除去土壌等の県外最終処分に向けた取組

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備が、福島第一原発を取り囲む形で大熊町と双葉町で行われている。

環境省は、帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等について、令和3年度末までにおおむね中間貯蔵施設への搬入を完了するとの目標をおおむね達成した。現在、特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進めている。

中間貯蔵施設で保管された除去土壌等は、法律上⁸、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月）に福島県外で最終処分することとされており、その実現に向けて平成28年4月に策定された「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」では、除去土壌等の減容技術の開発や再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等の取組を推進することとされた。また土壌等の減容・再生利用に必要な技術の開発の目標や優先順位を明確にし、処理を実施するための基盤技術の開発を今後10年程度で一通り完了させ、令和7年度以降に最終処分の方向性に係る検討を進めていくこととされた。

令和6年12月からは、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するための「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が開催されている。同会議では、令和7年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」が、同年8月にその基本方針を実行するためのロードマップが決定された。

基本方針では、①8,000ベクレル/kg以下の除去土壌等について「復興再生利用」を進めること、②それ以外の除去土壌等について減容技術の効率化等及び最終処分場の候補地の選定など最終処分に向けた検討を進めること、③これらについて全国民的な理解の醸成に取り組むこととされた。また、ロードマップでは、それら目標に向けて当面5年程度で取り組むべきこととして、①公共事業等における土地造成・盛土・埋立て等への利用、②県外最終処分の候補地の選定・調査、③中間貯蔵施設等の見学会の実施などが挙げられている。

⁷ 市町村長は、住民の帰還意向を踏まえ、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

⁸ 「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」（平成15年法律第44号）

## ウ 福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策

### (7) 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの改訂

福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策は、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所廃止措置等に向けた中長期ロードマップ⁹⁾」（令和元年12月27日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定。以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき行われており、中長期ロードマップには廃炉に向けた中長期の取組を実施していく上での基本方針と主要な目標工程等が定められている。

#### 中長期ロードマップ（令和元年12月改訂）

- **周辺地域で住民帰還と復興**が徐々に進む中、「**復興と廃炉の両立**」を大原則として打ち出し。

（リスクの早期低減、安全確保を最優先に進める。）

- **地域との共生。当面（10年程度）の工程を精査し、「廃炉作業全体の最適化」。**

- **廃止措置終了**までの期間「**30～40年後**」は堅持。

#### ① 燃料デブリの取り出し



**燃料デブリを取り出す初号機と、その取り出し方法を確定。**  
具体的には、**2号機**で、**気中・横から試験的取り出しに着手（2021年内）**。  
その後、段階的に取り出し規模を拡大。

#### ② プール内燃料の取り出し



**1・2号機で、工法を変更しダスト飛散を抑制。**  
取り出し開始は、**1号機で4～5年、2号機で1～3年後**を倒し。  
**2031年内までに、1～6号機全てで取り出し完了**を目指す。

#### ③ 汚染水対策

- これまでの対策により、汚染水発生量が大幅に抑制。  
(540m³/日(2014年5月) → 170m³/日(2018年度))



1日あたりの汚染水発生量について、**2020年以内に150m³まで低減させる現行目標を堅持。**  
加えて、**2025年以内に100m³まで低減させる新たな目標を設定。**

※なお、ALPS処理水の取扱いについては、引き続き総合的な検討を進めていく。

（出所）経済産業省資料

このうち、燃料デブリの取り出しについては、令和6年11月、令和7年4月の2回にわたり、2号機において試験的取出しに成功しており、同年7月には、3号機における大規模取出しに向けた準備工程が公表された。燃料デブリの取出しを開始するに当たっては、工事干渉物の撤去・線量低減等の環境整備やデブリ取出し設備の設置等の準備工事が必要であるとされ、その準備工事に、12年から15年程度要する見込みであるとされた¹⁰⁾。

### (4) 東京電力福島第一原発のALPS処理水の海洋放出

令和5年8月24日、東京電力は福島第一原発から発生するALPS処理水の海洋への放出を開始した。

我が国のALPS処理水の海洋放出計画については、令和5年7月4日に岸田総理（当時）がIAEAのグロッシェ事務局長から受領したALPS処理水の安全性に対する評価を含む包括報告書において、「国際的な安全基準に合致している」とされ、計画通りの段

⁹⁾ 中長期ロードマップは名称を含めこれまで5回改訂されている。

¹⁰⁾ 現在の中長期ロードマップでは、燃料デブリの取り出し開始について令和13年末までに開始するとされていたが、準備工事に12年以上かかる見込みであることが判明したことから、デブリ取り出しの開始時期については、令和19年以降となる見込みである。

階的な放出であれば、人や環境への放射線の影響は「無視できるほどごくわずかである」と評価されている。また、東京電力等が放出開始前から実施している海域モニタリングでは、放出開始後も大きな変化がないことが確認されている。なお、令和7年9月までに、15回（合計117,650m³）のALPS処理水の海洋放出が行われた。

一方、中国、香港、マカオ、ロシアは、ALPS処理水の海洋放出に伴い日本産水産物への輸入規制を強化した結果、特に日本からの中国向け水産物の輸出額は大きく減少した。政府は、令和5年9月、総額1,007億円の「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表し、これに基づき、全国の水産業支援策を講じるとともに、中国等による科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃を強く働きかけてきた。

そのような中、令和7年6月、中国は輸出関連施設の登録手続きが完了され次第、37道府県の水産物の輸出を再開¹¹することとされた。

## エ 福島国際研究教育機構（F－REI¹²）の設立

令和5年4月1日、福島復興再生特別措置法に基づき、福島県浪江町に「福島国際研究教育機構（F－REI）」（理事長：山崎光悦前金沢大学学長）が設立された。F－REIは、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す特殊法人である。

福島の優位性が発揮できる5分野（①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信）を基本とした研究開発や産業化、人材育成に取り組むとともに、既存施設等の取組に横串を刺す司令塔の役割を有する。第一期中期計画期間（令和5年～11年度）における研究開発等の事業規模として、1,000億円程度が想定されており、50程度の研究グループによる研究体制を整備すること等が目標として掲げられている。また、施設整備については、「福島国際研究教育機構の施設基本計画」（令和6年1月30日復興大臣決定）に基づき整備が進められている。その工期については、復興庁設置期間内での順次共用開始を目指し、さらに可能な限り前倒しに努めるとされている。

なお、東日本大震災復興特別会計終了以降においてもF－REIが持続的・自立的に発展できるよう、復興庁が中心となって必要な財源を検討することとされている。

¹¹ ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制の実施以前に、福島第一原発事故に伴う輸入規制が実施されており、それについては現在も継続中である。

¹² 福島国際研究教育機構(Fukushima Institute for Research, Education and Innovation)の略称

## 2 原子力問題

### (1) 原子力問題調査特別委員会の設置等

#### ア 原子力問題調査特別委員会の設置

平成 23 年 3 月に発生した福島第一原発事故の調査のため、政府は、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」を設置し、同年 6 月から調査を開始した。

国会においても、政府から独立した立場で調査を行う第三者機関を設置することについて与野党間で協議が行われた結果、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（国会事故調）が設置され、同年 12 月 8 日に調査を開始し、翌 24 年 7 月に 7 項目にわたる提言をまとめた報告書を衆参両院の議長に提出した。

同報告書は、国会に原子力問題に関する常設の委員会等を設けて規制当局の活動を監視し、定期的に当局から報告を求めるよう提言しており、当該委員会には専門家からなる諮問機関を設けるよう求めている。同提言を受けて、第 183 回国会、平成 25 年 1 月 28 日の衆議院本会議において、原子力に関する諸問題を調査するための「原子力問題調査特別委員会」の設置が議決された¹³。また、諮問機関の設置については、委員会設置後も引き続き与野党間で協議が続けられ、平成 29 年 5 月 25 日の原子力問題調査特別委員会理事会において、助言機関「アドバイザリー・ボード」の設置が決定された。

以降、令和 7 年 8 月の第 218 回国会まで、召集日（平成 29 年 9 月 28 日）に本院が解散された第 194 回国会を除き、各国会の会期の始めに原子力問題調査特別委員会とアドバイザリー・ボードの設置が行われてきた。

#### イ 原子力規制委員会の発足

福島第一原発事故の発生後、資源エネルギー庁の原子力安全・保安院と内閣府の原子力安全委員会によるダブルチェック体制の実効性や規制と推進の分離が不十分であることなど、これまでの原子力安全規制体制の問題点が指摘された。

これらの指摘を受け、平成 24 年 9 月、いわゆる三条委員会の「原子力規制委員会」¹⁴を環境省の外局として設置し、その事務局として「原子力規制庁」が設置された¹⁵。

これに伴い、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会は廃止された。また、翌 25 年 4 月には、原子力規制に関する業務の一元化のため、それまで文部科学省が所管していた原子力規制に関する業務が原子力規制庁に移管された。さらに、同年の第 185 回国会において、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」が成立し、翌 26 年 3 月に独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）が規制委員会（原子力規制庁）に統合された。

¹³ 参議院においても、第 184 回国会から「原子力問題特別委員会」が設けられたが、その後「東日本大震災復興特別委員会」と統合され、第 189 回国会から第 191 回国会まで「東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会」が設置されていた。

¹⁴ 現在の委員長の中中伸介氏は、令和 4 年 9 月、更田豊志氏の後任として任命された。また、現在の委員は、杉山智之委員、長崎晋也委員、山岡耕春委員、神田玲子委員の 4 名となっている。

¹⁵ 平成 24 年の第 180 回国会において、原子力安全規制改革関連の政府案及び自民・公明案が提出されたが、与野党協議の結果、同年 6 月に政府案及び対案を撤回の上、「原子力規制委員会設置法案」（衆議院環境委員長提出、衆法第 19 号）が起草され、可決・成立した。

## (2) 現行の規制基準の概要等

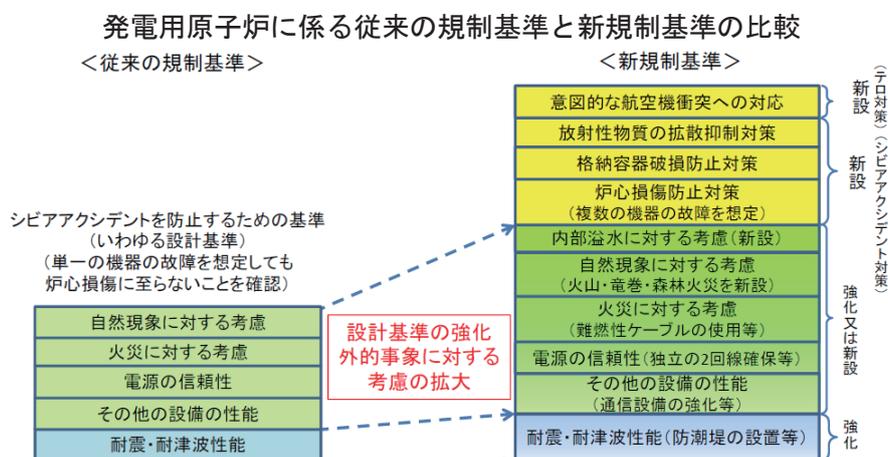
### ア 原子炉等規制法に基づく規制基準の見直し

福島第一原発事故を受け、事故の教訓や最新の技術的知見、IAEA安全基準等の海外の動向等を踏まえた新たな規制を導入するため、平成24年の第180回国会において「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)が改正され、法の目的に、国民の健康の保護、環境の保全等が掲げられた。また、実用発電用原子炉施設(原子力発電所)については、以下の措置等が講じられた。

- ① 重大事故(シビアアクシデント)対策の強化
- ② 最新の技術的知見を取り入れ、既に許可を得た原子力施設にも新たな規制基準への適合を義務付ける制度(バックフィット制度)の導入
- ③ 運転期間延長認可制度の導入
- ④ 発電用原子炉の安全規制に関する規定の原子炉等規制法への一元化

この法改正を受けて、平成25年7月に、実用発電用原子炉施設の新たな規制基準(新規規制基準)が施行された。

新規規制基準では、地震・津波に対する基準を強化した上で、「深層防護¹⁶」の考え方の下、仮に新規規制基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制など、影響を最小限に抑えられるようなシビアアクシデント対策を要求している。



(出所) 原子力規制委員会HP

### イ 実用発電用原子炉施設の適合性審査の進捗状況

平成25年7月の新規規制基準施行を受け、各電力会社は同基準への適合性審査を相次いで申請し、原子力規制委員会において順次審査が進められている。

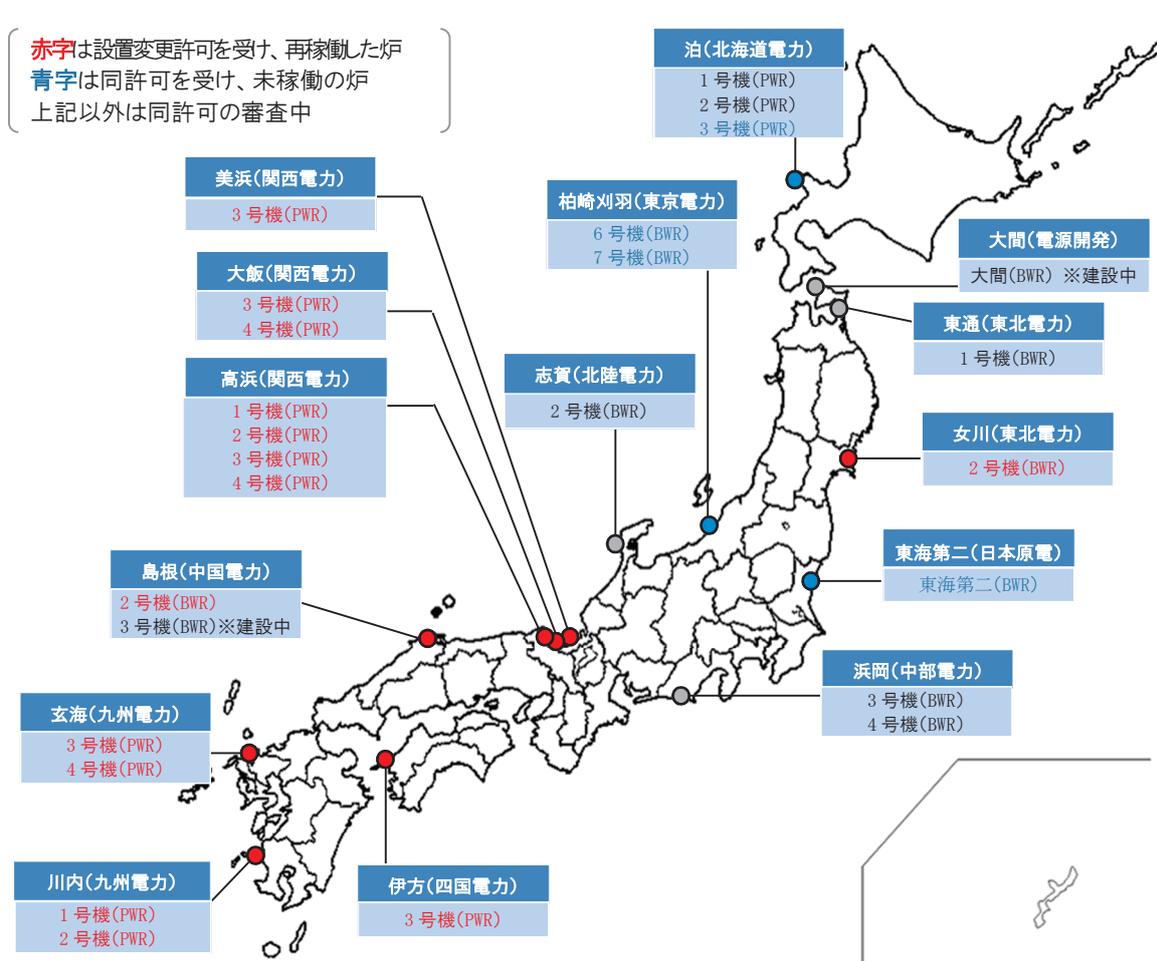
これまでに各事業者から27基の原子炉設置変更許可の申請があり、令和7年10月1日

¹⁶ 原子力施設の安全確保に関する考え方の一つで、安全対策が多層的に構成されていることをいう。この考え方では、ある目標(「異常発生防止」「事故発生時の影響の最小化」など)を持ったいくつかの障壁(防護レベル)が設定され、各層ごとの対策が独立して有効に機能することが求められる。

現在、18基が許可（14基が稼働済み）され、8基が審査中、1基が不許可（詳細は後述）となっている。

なお、原発の再稼働に当たっては、立地自治体の同意¹⁷が実質的な条件となっている¹⁸。

### 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査状況（令和7年10月1日現在）



※ 我が国で使用している実用発電用原子炉は、蒸気を発生させる仕組みの違いによって沸騰水型炉（BWR）と加圧水型炉（PWR）の2種類に分けられる。

（出所）原子力規制委員会資料を基に作成

¹⁷ 同意は法定の要件ではないが、設備の新增設や再稼働に当たっては、原子力安全協定に基づき、原子力事業者が事前に立地自治体の同意を得ることが通例となっている。

¹⁸ 避難計画の策定は、地域住民の安全、安心の観点から、原発が稼働するか否かにかかわらず必要であり、しっかりとした避難計画がない中での再稼働は実態として進むことはないとされている（第211回国会参議院経済産業委員会会議録第10号10頁（令5.5.18）等）。

## 原子炉設置（変更）許可に至った原発の審査経過等（令和7年10月1日現在）

会社名	発電炉名	原子炉設置(変更)許可手続		工事計画認可	営業運転再開
		審査申請	審査書決定		
北海道電力	泊3	2013.07.08	2025.07.30		
東北電力	女川2	2013.12.27	2020.02.26	2021.12.23	2024.12.26
日本原子力発電	東海第二	2014.05.20	2018.09.26	2018.10.18	
東京電力	柏崎刈羽6	2013.09.27	2017.12.27	2024.09.02	
	柏崎刈羽7	2013.09.27	2017.12.27	2020.10.14	
関西電力	美浜3	2015.03.17	2016.10.05	2016.10.26	2021.07.27
	高浜1	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.08.28
	高浜2	2015.03.17	2016.04.20	2016.06.10	2023.10.16
	高浜3	2013.07.08	2015.02.12	2015.08.04	2016.02.26
	高浜4	2013.07.08	2015.02.12	2015.10.09	2017.06.16
	大飯3	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.04.10
	大飯4	2013.07.08	2017.05.24	2017.08.25	2018.06.05
中国電力	島根2	2013.12.25	2021.09.15	2023.08.30	2025.01.10
四国電力	伊方3	2013.07.08	2015.07.15	2016.03.23	2016.09.07
九州電力	玄海3	2013.07.12	2017.01.18	2017.08.25	2018.05.16
	玄海4	2013.07.12	2017.01.18	2017.09.14	2018.07.19
	川内1	2013.07.08	2014.09.10	2015.03.18	2015.09.10
	川内2	2013.07.08	2014.09.10	2015.05.22	2015.11.17

（出所）一般社団法人日本原子力産業協会資料、原子力規制委員会HPを基に作成

原子力規制委員会は、令和6年11月、日本原子力発電敦賀発電所2号機の敷地内断層について、その活動性及び原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性が否定できず、新規規制基準に適合しているとは認められないとする審査書を決定し、これを踏まえ、同発電所2号機の原子炉設置変更許可の申請について、不許可とする決定をしている。

### ウ 特重施設の設置

新規規制基準は、意図的な航空機の衝突等のテロリズムへの対策として、可搬型設備の分散保管・接続を要求している。また、信頼性向上のためのバックアップ対策として、航空機の衝突等の際に遠隔で原子炉の冷却などを行うための「特定重大事故等対処施設」（特重施設）を導入している。

特重施設は、設置期限が原発本体の工事計画認可から5年以内とされているが、大規模な工事が必要なため、設置期限に間に合わないとの見通しが九州、四国、関西電力から示された。これに対して、平成31年4月、特重施設の期限内設置が行われない原発について、その設置者に対し、使用停止命令を行う方針が原子力規制委員会によって決定された。

ただし、同年10月の原子力規制委員会で、定期検査により使用を停止していることが明らかである発電用原子炉施設には、使用の停止を命ずることはしない方針が了承されている。この結果、電力各社は特重施設が期限内に完成しない発電用原子炉施設の使用を定期検査により停止しているため、原子力規制委員会による停止命令が行われたことはない。

## エ 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制

### (7) GX脱炭素電源法の成立

令和5年の第211回国会において、従来の原子炉等規制法における運転期間に係る規定¹⁹を利用と規制の観点から改めて峻別し、電気事業法と原子炉等規制法の2つに再整理する内容を含む「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）」が成立し、令和7年6月6日より本格施行された。これにより、運転期間の定めについては、これまで規定が置かれていた原子炉等規制法から削除され、電気事業法上に新たに設けられることとなった。

#### (イ) 運転期間

GX脱炭素電源法では、発電用原子炉の運転期間について、最長60年（運転期間は40年、延長を認める期間は20年）とする従来の枠組みを維持した上で、事業者から見て他律的な要素によって停止していた期間に限り、60年の運転期間のカウントから除外することが認められている。なお、運転期間の延長には、経済産業大臣の認可²⁰が必要となる。

運転期間のカウントから除外する期間には、東日本大震災以降の安全規制等に係る法令改正等への対応、行政指導等のために運転を停止した期間などが当たるとされている。他方で、事業者の行為に対する不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じた事が客観的に明らかな場合については、カウント除外の対象に含まれないとされている²¹。

#### (ウ) 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制

GX脱炭素電源法に基づく原子炉等規制法の改正により、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制として、運転開始後30年を超えて運転しようとする発電用原子炉に対して、10年を超えない期間ごとに、事業者があらかじめ施設の将来の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画）を策定して原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。

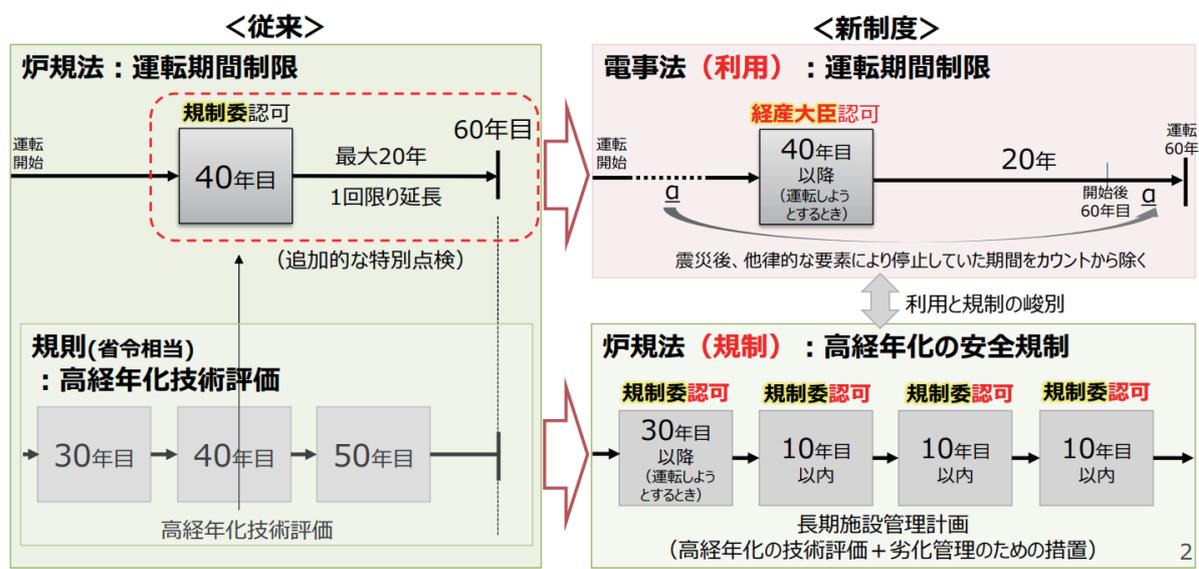
長期施設管理計画認可制度の下、令和7年9月8日時点で、13基が同計画の認可を受けている。

¹⁹ GX脱炭素電源法施行前は、発電用原子炉を運転することができる期間は、運転開始から40年とされ、原子力規制委員会の認可を受けた場合は、1回に限り、20年を上限として延長できると原子炉等規制法で定められていた。

²⁰ 認可の要件として、①電力の安定供給の選択肢確保への貢献、②電源の脱炭素化によるGX推進への貢献、③安全マネジメントや防災対策の不断の改善に向けた組織運営態勢等の構築等が挙げられている。

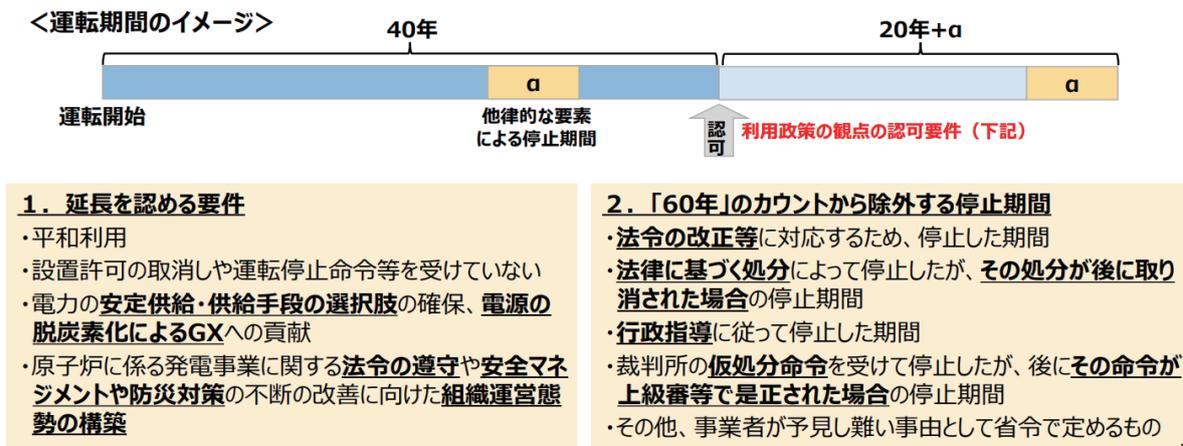
²¹ 運転期間のカウント除外の対象に含めない事例として、①東京電力柏崎刈羽原子力発電所において、事業者の不適切な行為の結果として、原子力規制委員会から実質的に運転を禁止する命令が出され、運転できない状態にあった期間や、②日本原電敦賀発電所2号機において、新規制基準の適合性審査が行われる中で、事業者の不適切な行為の結果として、原子力規制委員会の決定や行政指導に基づき、審査全体が中断されていた期間が挙げられる。

原子炉の運転期間と高経年化原子炉の規制のイメージ（電気事業法、原子炉等規制法）



(出所) 資源エネルギー庁HP

利用政策の観点からの運転期間の取扱い



(出所) 資源エネルギー庁HP

オ 次世代型原子力発電所への建て替えに向けた動き

令和7年2月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、原発を含む脱炭素電源を最大限活用するとし、廃炉を決めた原発を有する事業者の原発のサイト内で次世代革新炉への建て替えの具体化を進めていくとしている。

関西電力は、令和7年7月、美浜発電所の後継機設置を検討するための自主的な現地調査を再開することを発表し、安全性が高いとされる革新軽水炉の導入を検討している。

### (3) 原子力規制検査制度

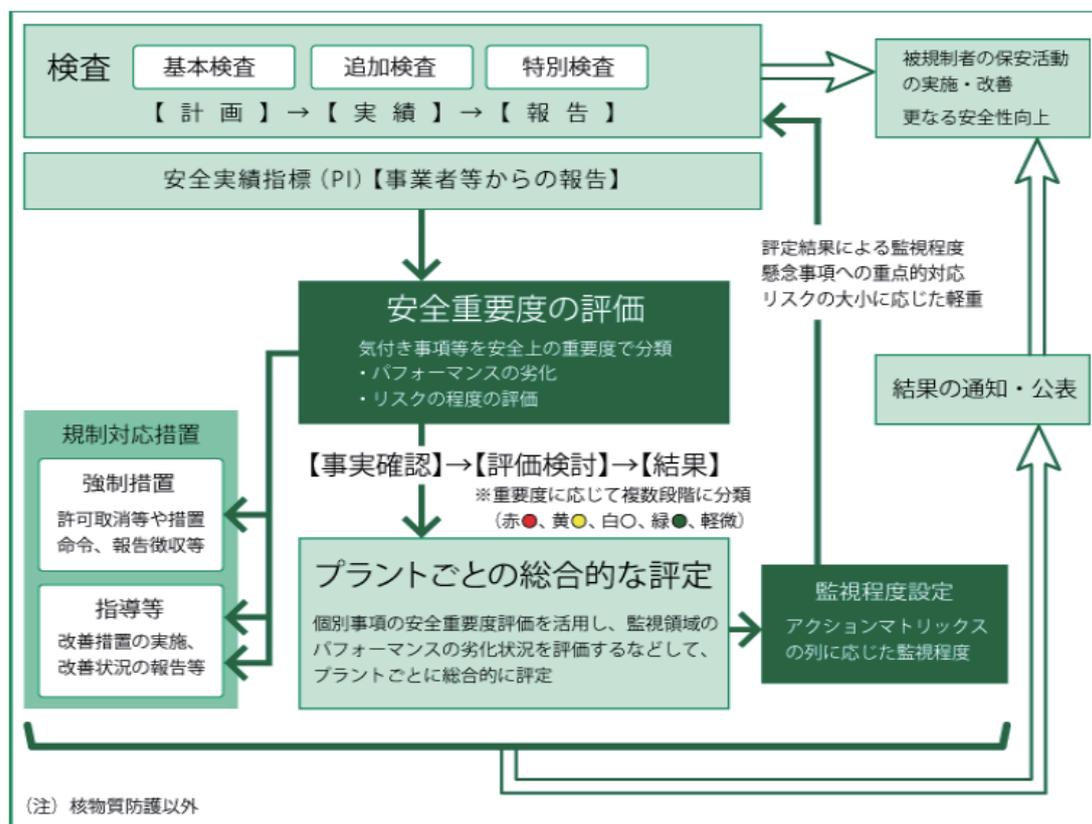
#### ア 現行の検査制度

平成 29 年の第 193 回国会において改正された原子炉等規制法により、事業者検査及び原子力規制検査等の見直しを始めとする原子力事業者等に対する検査制度の見直しに関する規定等が整備され、現行の検査制度（原子力規制検査）が令和 2 年 4 月 1 日に施行された。

それまでの検査制度には事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが不明確などの問題点があったが、改正後の制度では、事業者自らに検査義務等を課した上で原子力規制検査が行われている。

これにより、原子力規制庁が、事業者に対し、自ら改善活動を積極的かつ的確に運用することを求めた上で、原子力規制検査を行うことで、事業者の弱点や懸念点等に注視して監督を行えるようになり、安全上の影響が大きい事象に至る前に改善に結びつくことが期待されている。

#### 原子力規制検査における監視業務の概略フロー



(出所) 原子力規制委員会HP

#### イ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の状況

東京電力柏崎刈羽原子力発電所では、令和 2 年度において、①東京電力社員が他人の I Dカードを使用して防護区域にある中央制御室まで入域した事案と②核物質防護設備の機能の一部が喪失し、複数箇所において不正侵入を検知できない可能性がある状態となっていた事案が発覚した。

原子力規制委員会は令和3年4月、同発電所における特定核燃料物質の移動を禁止する是正措置命令を発出するとともに追加検査を開始した。その後、令和5年12月の原子力規制委員会において、追加検査報告書が了承され、是正措置命令の解除が決定された。

なお、同発電所の再稼働については、令和6年9月、政府の原子力関係閣僚会議が、再稼働に向けた対応として、避難路や屋内退避施設の整備など、避難対策の実効性向上に向けた具体的方針を決定している。また、令和7年8月、同会議では、同発電所の周辺自治体から要望が出ていた原発の周辺自治体の財政支援の対象範囲の拡大を決定し、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）の対象地域を発電所の概ね30km圏内に広げることとしている。

#### (4) 原子力災害対策

現行の原子力災害対策は、原子力規制委員会が策定した「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害対策重点区域等が設定され、緊急時には定められた基準に則って避難や屋内退避等の防護措置が実施されることとなっている。

##### 原子力災害対策重点区域

###### **OPAZ：予防的防護措置を準備する区域（即時避難区域）**

原子力施設から概ね半径5km圏内（発電用原子炉の場合）。  
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

###### **OUPZ：緊急防護措置を準備する区域（避難準備区域）**

PAZの外側の概ね半径30km圏内（発電用原子炉の場合）。  
・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。  
・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。



（出所）内閣府HPを一部加工

地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記PAZ及びOUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等及び施設の特徴を勘案して原子力災害対策重点区域を設定することとされている。また、地方公共団体は、地域防災計画等に基づき避難方法や経路等に関して避難計画を策定している。

地域防災計画・避難計画の策定に当たっては、原発が立地する13の地域ごとに内閣府が設置した「地域原子力防災協議会」及びその作業部会において、その具体化・充実化の取

組が行われている。同協議会において、各自治体の避難計画を含む当該地域の「緊急時対応」が取りまとめられ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることが確認された上で、全閣僚と原子力規制委員長等で構成される「原子力防災会議」に確認結果が報告され、「緊急時対応」に対する国としての了承が行われる。

これまで、「原子力防災会議」において、地域の緊急時対応の確認結果が了承されたのは、川内、伊方、高浜、泊、玄海、大飯、女川、美浜、島根及び柏崎刈羽の計10地域となっている。

原子力災害対策指針では、万が一、原子力発電所が全面緊急事態²²となった場合、UPZ内の住民は被ばく低減を目的とする防護措置として屋内退避をすることとしているが、同指針では、放射性物質の放出後に空間放射線量率を踏まえた避難や一時移転の実施が定められているものの、屋内退避の解除や避難への切替えの判断は示されていない。

そのため、原子力規制委員会において、自治体との意見交換や能登半島地震の状況等を踏まえ、屋内退避の実施や解除等の判断の在り方に関する検討が行われ、令和7年3月に報告書がまとめられた。さらに、令和7年9月、原子力規制委員会において、同報告書を反映した原子力災害対策指針の改正案が正式に決定された。

同指針では、屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々行うこととし、物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、地方公共団体と連携して避難への切替えを判断するとしている。

また、屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることとしている。

#### 内容についての問合せ先

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別調査室

○東日本大震災復興 小林首席調査員（内線 68770）

○原子力問題 荒井首席調査員（内線 68790）

²² 原子力施設で冷却機能喪失などの事象が発生し、住民に放射線による影響が生じる可能性が高い段階。

# 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

地域・こども・デジタル特別調査室

## 1 地域活性化

### (1) 地方創生

#### ア 地方創生10年の取組と地方創生2.0

我が国は、急速に人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少¹が、我が国の経済成長の制約になることが懸念されている。加えて、地方からの人口流出と東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への人口集中が続いており、地方の人手不足や地域産業の衰退等が大きな課題となっている²。

このような課題に対処するため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法³」（平成26年法律第136号。以下「創生法」という。）が制定され、これ以降、①活力ある地域社会の実現、②東京圏への一極集中の是正などを目標として、地方創生の取組が進められており、政府は、地方公共団体の取組を地方創生の交付金などで支援してきた。

また、令和3年10月に発足した岸田内閣は、デジタル技術の活用によって、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進し、この中で、デジタルの力を活用した地方創生の取組を進めた。

しかし、これらの10年にわたる地方創生の取組にもかかわらず、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至らなかった。

このような中、令和6年10月に発足した石破内閣は、地方創生をめぐる成果と反省を活かし、「地方創生2.0」として再起動させるとの方針を示し、具体的な取組として、①地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指す、②「新しい地方経済・生活環境創生本部」を創設し、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」を策定するなどとした。これを受け、同月、「新しい地方経済・生活環境創生本部」（本部長：内閣総理大臣）が設置され、基本構想の策定に向けた検討が進められた。

#### イ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（新地方創生交付金）の創設

石破内閣は、令和6年度補正予算（令和6年12月成立）において、「地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増」する先行的な取組として、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」（以下「新地方創生交付金」という。）を創設し、1,000億円を措置した。次いで、令和7年度当初予算において、前年度までの地方創生交付金の当初予算額1,000億円を倍増し、新地方創生交付金2,000億円を措置した。

¹ 生産年齢人口（15～64歳人口）は、平成7年（8,716万人）をピークに減少しており、令和2年国勢調査では7,509万人（平成7年比1,208万人減）となっている。

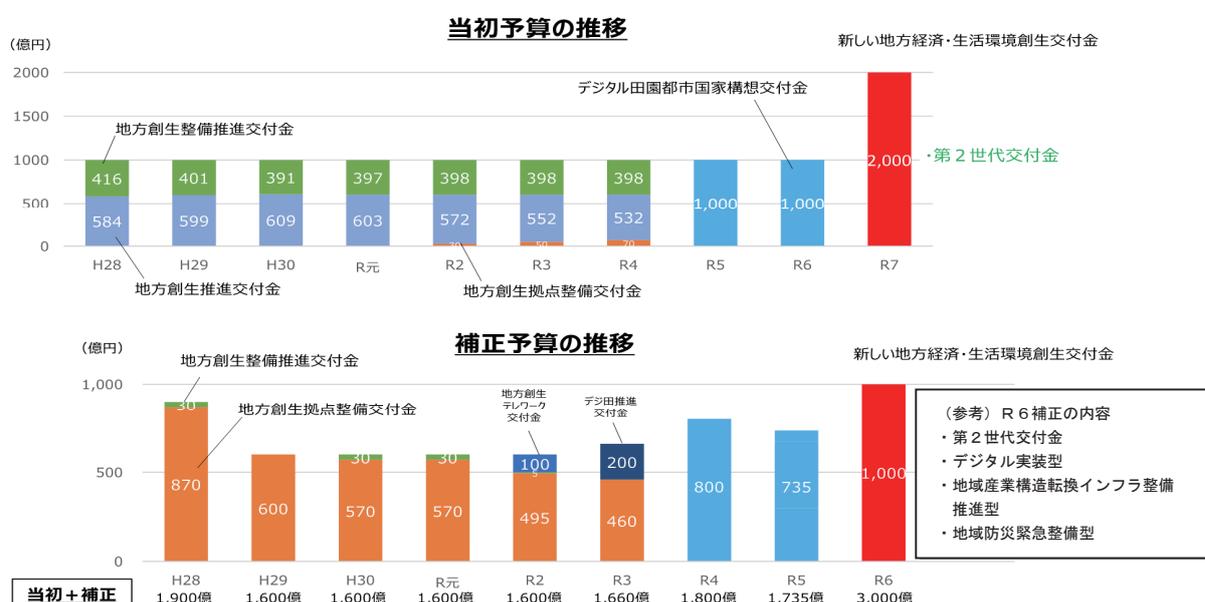
² 東京圏の転入超過数の大半は若年層（15～29歳）が占めているため、地方の若い世代が出生率の低い東京圏に流出することにより、我が国全体の少子化・人口減少を加速化させているとの指摘もある。

³ まち・ひと・しごと創生（地方創生）について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略（政府が講ずべき施策を総合的・計画的に実施するための計画）の作成等について定めたもの。

新地方創生交付金には、①第2世代交付金、②デジタル実装型、③地域産業構造転換インフラ整備推進型、④地域防災緊急整備型の4種類が設けられたが、このうち、①第2世代交付金（地方創生に資する地域の独自の取組を支援するもの）については、従来の地方創生交付金では別々に申請する必要のあったソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業について、一本の申請で受け付けることを可能としたほか、インフラ整備事業の対象事業の拡大、地方公共団体ごとの申請上限件数や交付上限額の引上げなどの運用改善が行われた。

なお、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算における新地方創生交付金の予算額計3,000億円に対する採択額は、令和7年9月末時点で2,334億円となっている。

### 地方創生交付金の推移



（出所）内閣官房・内閣府資料

### ウ 「地方創生2.0基本構想」の策定

政府は、「新しい地方経済・生活環境創生本部」等での検討を経て、令和7年6月、「地方創生2.0基本構想」（以下「基本構想」という。）を閣議決定した。

基本構想は、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を提示するもので、10年後に目指す姿として、強い経済基盤と豊かな生活基盤の上に「新しい日本・楽しい日本」を創るとし、「東京圏から地方への若者の流れを倍増」、「関係人口⁴を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出」などの14項目の定量的な目標を示した。

また、地方創生2.0の基本姿勢・視点として、これまでの地方創生の取組の反省点を踏まえ、当面は人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくとしたほか、「若者や女性にも選ばれる

⁴ 関係人口とは、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者のことで、具体的には、地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる者や、副業・兼業で週末に地域の企業等で働く者などである。

地域づくり」を重視するとした。

さらに、「政策の5本柱⁵」を示した上で、政策パッケージとして、80項目を超える個別施策を掲げ、その方向性や当面の目標が示された。

#### 政策パッケージにおける個別施策と当面の目標（一部抜粋）

個別施策	当面の目標
民主導でハード整備からソフト運営まで担う新しいタイプの企業城下町、人を惹き付ける質の高いまちづくりの推進	令和7年6月中に総理をトップとする会議を新地方創生本部の下に創設する。 ※令和7年6月、「民主導による新たなまちづくり推進会議」（議長：内閣総理大臣）を開催
全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版CCRC）2.0の展開	3年後に、全国で100か所小規模・地域共生ホーム型CCRC ⁶ の展開を目指す。
政府関係機関の地方移転	移転の類型を提示し、地方からの提案を募集する。国でも主体的に検討し、順次結論を出す。
本社機能の地方分散	2027年度までの3年間で本社機能の移転・拡充に伴う従業員増加数を約1万人とすることを目指す。
関係人口を可視化する仕組み（ふるさと住民登録制度）の創設	関係人口を可視化。関係施策と連携し、今後10年間で実人数1,000万人、延べ人数1億人を目指す。
都道府県域を超える広域リージョン連携の枠組みの創設	先行して3か所の広域リージョン ⁷ においてプロジェクトを開始し、全国展開を目指す。 ※総務省は、令和7年9月に「広域リージョン連携推進要綱」を制定

（「地方創生2.0基本構想」等を基に当室作成）

今後の進め方については、国は、基本構想で示した方針を踏まえ、地方創生2.0の取組に早急に取り掛かるとともに、具体的な施策を記述した「まち・ひと・しごと創生総合戦略⁸」を令和7年中に策定するとした。その上で、地方に対しても、地方創生2.0を推進する取組に早期に着手するとともに、「地方版総合戦略⁹」の検証及び見直しに取り組むことを求めている。

⁵ 政策の5本柱として、①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、②稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～、③人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～、④新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用、⑤広域リージョン連携が掲げられている。

⁶ 小規模・地域共生ホーム型CCRCとは、「小規模であっても年齢や障害の有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場」とされており、具体的には、老朽化した特別養護老人ホーム・老健施設等や病床削減に伴う医療機関の一部などを転換・活用し、シェアハウスやグループホーム等の居住機能と地域交流の機能を備えた施設とされている。

⁷ 複数都道府県の区域における地方公共団体と経済団体等の多様な主体による構成体が、複数のプロジェクトに連携して取り組むことを宣言する新たな枠組みをいう。

⁸ 政府は、これまで、創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、地方創生の取組を進めてきた。現在の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和5年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改定版）」である。

⁹ 創生法に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。地方版総合戦略の策定は任意であるが、ほぼ全ての地方公共団体で策定されている。

## (2) 地方分権改革

### ア 提案募集方式による地方分権改革

地方分権改革は、平成5年6月の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を契機として取組が推進されてきたもので、第1次分権改革（平成5年～）、三位一体の改革（平成16年～）、第2次分権改革（平成18年～）を経て、平成26年以降は、提案募集方式による改革が進められている。

#### 地方分権改革のあゆみ

年	主な動き	改革等の概要
平成 5	地方分権の推進に関する決議（衆参両院）	
7	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足（～平成13年7月） （平成8年12月第1次～平成10年11月第5次勧告）	<b>【第1次地方分権改革】</b> ・機関委任事務制度の廃止と事務の再編成 ・国の関与の新しいルール創設 ・権限移譲 ・条例による事務処理特例制度創設 等
11	地方分権一括法成立	
16	三位一体改革（平成14～17年骨太の方針） 国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革（平成16～18年度）	
18	地方分権改革推進法成立	<b>【第2次地方分権改革】</b> ・地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直しなど） ・国から地方への事務・権限の移譲 ・都道府県から市町村への事務・権限の移譲 等
19	地方分権改革推進委員会発足（～平成22年3月） （平成20年5月第1次～平成21年11月第4次勧告）	
23	国と地方の協議の場法成立 第1次一括法成立 第2次一括法成立	
25	地方分権改革推進本部発足 地方分権改革有識者会議発足 第3次一括法成立	
26	第4次一括法成立 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ 提案募集方式（平成26年～）	
27	第5次一括法成立 ）	<b>【提案募集方式】</b> ・委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討
令和 7	第15次一括法成立	

（当室作成）

提案募集方式は、従来の委員会勧告方式に代えて個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、毎年1回、3か月程度の期間提案募集が実施されている。

地方からの提案等に関し政府は、毎年12月、対応方針を閣議決定し、このうち、法制化が必要な事項については、翌年の通常国会に、地方分権一括法案を提出しており¹⁰、平成27年から令和7年までの間に第5次一括法から第15次一括法が成立している。

なお、地方分権改革有識者会議は令和5年12月、提案募集方式を導入してから10年目の節目を迎え、その総括と地方分権改革を一層推進する観点から、今後の方向性を取りまと

¹⁰ 地方分権改革推進本部「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月）

め、公表した¹¹。この中では、引き続き「提案募集方式」による取組の推進を求めた上で、①提案を行ったことのある町村の割合が3割弱にとどまっていること、②近年、現行制度の見直しにとどまる提案が少なくないこと、③国民の関心が高まっているとはいえないことなどを指摘し、これらの課題への適切な対応を求めている。

## イ 令和7年の提案募集

令和7年の提案募集では、内閣府において、同年1月27日から4月18日まで、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和に係る提案の募集が実施され、地方から408件の提案がなされた。

今回の提案募集においては、重点募集テーマとして「デジタル化」及び「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」が設定されており、「デジタル化」に関する提案が121件、「人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等」に関する提案が44件となっている¹²。

受け付けた提案については内閣府が実現に向けて関係府省との調整等を行い¹³、有識者会議の調査審議を経て、提案に関する対応方針について、年末までに、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うとされている。

## ウ 計画等の策定の見直しに関する取組

我が国においては、計画等の策定を通じた行政が進められる中で、近年、計画等の策定の義務付け等の規定（努力義務規定及び「できる」規定を含む。）が増加してきている¹⁴。

計画等の策定については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたものの、平成22年から令和2年の10年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等に関する条項数が約1.5倍になっており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要している。

こうしたことを背景として、令和5年3月、地方分権改革推進本部における決定を経て、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」が閣議決定された。この中では、新規の計画等の策定や既存計画等の統合などの基本原則¹⁵を踏まえ、各府省の制度の検討等に当たっての計画行政の指針が示された。

各府省における既存計画の見直し状況については内閣府において取りまとめられ、平成26年以降、何らかの見直しを行った計画数が累積で451（令和6年12月末時点）となり、全

¹¹ 地方分権改革有識者会議「地方分権改革の今後の方向性について—提案募集方式の導入以後10年の総括と展望—」（令和5年12月15日）

¹² 令和7年の地方からの提案状況（「第62回地方分権改革有識者会議・第174回提案募集検討専門部会 合同会議」配布資料）

¹³ 特に重要と考えられる提案については、有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進めることとされている。

¹⁴ 計画等の策定を努力義務や任意としながら財政支援等の要件とするケースも増加傾向にある。

¹⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」（令和4年6月閣議決定）において、計画等の策定に関する基本原則が明記された。

498計画の9割を超えることが地方分権改革有識者会議に報告されている¹⁶。

### (3) 国家戦略特区制度

#### ア 概要

国家戦略特区制度は、平成25年6月、第2次安倍内閣における成長戦略である「日本再興戦略」に盛り込まれ、同年12月、国家戦略特区法¹⁷の成立により創設された。

同制度は、岩盤規制の突破口を開き、世界で一番ビジネスのしやすい環境を作ることを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行うもので、岩盤規制を突破する「特例措置の創設」と、実現した特例措置を実際に活用する「個別の事業認定」の2つのプロセスを経て各措置が実施に移される。

「特例措置の創設」のための提案は、誰でも行うことができる。特例措置は、国家戦略特区諮問会議等での審議を踏まえ、国家戦略特区法等の改正により創設される。

「個別の事業認定」は、各国家戦略特区の区域会議¹⁸が特例措置を含む区域計画案を作成し、総理大臣が区域計画を認定する。区域計画の認定後、自治体は実現した特例措置を活用し、国際競争力の強化と地域の課題解決につなげていくとされている。

また、国家戦略特区で実現した特例措置は、全国で活用できるよう、積極的な全国展開が進められている。

#### イ 国家戦略特区の指定区域

国家戦略特区には、これまでに以下の区域が指定されている。

##### 国家戦略特区の指定区域

平成26年：東京圏（東京都・神奈川県・成田市）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、 沖縄県、新潟市、養父市、福岡市
平成27年：愛知県、仙台市、仙北市
平成28年：広島県・今治市、北九州市、千葉市 ¹⁹
令和4年：【スーパーシティ型】つくば市、大阪市 ²⁰ 【デジタル田園健康特区】加賀市・茅野市・吉備中央町
令和6年：【連携“絆”特区】福島県・長崎県、宮城県・熊本県 【金融・資産運用特区】北海道
令和7年：千葉県 ²¹

（内閣府国家戦略特区HPを基に当室作成）

¹⁶ 第61回 地方分権改革有識者会議・第173回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録(令和7年1月27日)

¹⁷ 「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)

¹⁸ 「国家戦略特別区域会議」区域ごとに、自治体、事業者、内閣府等により組織される。(国家戦略特区法第7条)

¹⁹ 東京圏の一部として指定

²⁰ 既に指定されている大阪府とともに指定

²¹ 東京圏の一部として指定

スーパーシティとは、自動運転、遠隔医療、キャッシュレス決済など生活全般にわたり、大胆な規制改革と併せてデータ連携基盤を活用して、複数の先端的サービスを提供する未来社会を先行実現することを目指すものである。また、デジタル田園健康特区は、デジタル技術を活用し、健康・医療などをはじめとした地域の課題解決に重点的に取り組むものである。

連携“絆”特区とは、地理的に離れた複数の自治体が連携して共通課題の解決を目指すものであり、福島県と長崎県はドローン等の新技術実装について、宮城県と熊本県は人材不足に対処し半導体を核とした産業拠点形成について、それぞれ連携して取り組むものである。

金融・資産運用特区とは、国内外の金融・資産運用業者の集積と成長分野の発展を目指す取組であり、新たに指定された北海道では、GX（グリーン・トランスフォーメーション）と金融集積を結び付けた取組を進めるものである。

#### ウ 国家戦略特区をめぐる最近の動き

令和7年6月10日、国家戦略特別区域諮問会議が開催され、国家プロジェクトである成田空港の機能強化を進めるに当たり、千葉県全域を東京圏の国家戦略特区として追加することとされた²²。また、同会議を受け、地方創生2.0において特区を再起動させるため、成果の普遍化（全国措置化の推進）や新たなチャレンジへのサポート・情報発信等の強化等を内容として基本方針²³の変更が行われた²⁴。

---

²² 令和7年7月2日政令改正

²³ 「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）

²⁴ 令和7年6月24日閣議決定

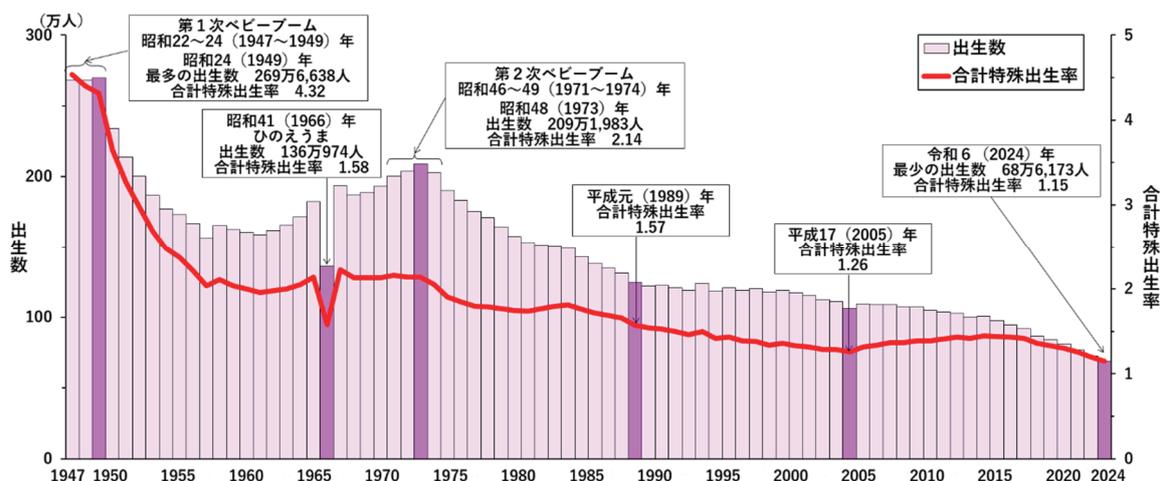
## 2 こども政策

### (1) 少子化

#### ア 現状

令和6年、我が国の出生数は68万6,173人と、統計を開始した明治32年以来最低の数字となり、合計特殊出生率も過去最低の1.15となった。

出生数及び合計特殊出生率の推移



(厚生労働省「令和6年人口動態統計(確定数)」等を基に当室作成)

#### イ 対策

令和5年12月、政府は、次元の異なる少子化対策として、「こども未来戦略」を策定し、3つの基本理念²⁵の下、政策の抜本的な強化に取り組むこととした。同戦略のうち、「こども・子育て支援加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)とされた具体的施策は、令和6年度から令和8年度までの3年間を集中取組期間として、その大半を実施することとされた。

加速化プランの財源については、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて所得に応じて徴収する「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度から10年度にかけて段階的に構築することとされている²⁶。

### (2) 保育政策

#### ア 保育政策の新たな方向性

こども家庭庁は、令和6年12月、持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現に向けて「保育政策の新たな方向性」を取りまとめた。これまでの待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から転換し、令和7年度から令和10年度末を見据えた保育

²⁵ ①構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、②社会全体の構造や意識を変えること、③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること

²⁶ 第213回国会(常会)において、加速化プランを具体化するとともに、「子ども・子育て支援金制度」について定める「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)が成立した。

政策は、①地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進、③保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善といった三つの柱を軸に推進するとした。

## イ 保育士等の処遇改善、保育人材の確保

認可保育所等における保育士の人件費は、子どもの人数に対する保育士の配置に関する基準²⁷（以下「職員配置基準」という。）等を基に算出される公定価格がベースとなっている。職員配置基準は、令和6年度に一部改善されたが、保育の安全性と質を確保・向上させるため、令和7年度以降の対応として、加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施とエビデンスに基づいた配置基準の改善の検討を進めるとされている²⁸。

保育士の平均賃金は全産業平均を下回っているところ、令和6年度は、保育士等の公定価格上の人件費について過去最大の10.7%の改善が実施されたが、保育士の有効求人倍率は2.58倍（令和7年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べて依然高い水準となっており、保育士不足が問題となっている。第217回国会（常会）において成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律²⁹」（以下「改正児童福祉法」という。）では、保育人材を確保するため、潜在保育士の再就職あっせん等を行う保育士・保育所支援センターの法定化や、国家戦略特区における地域限定保育士制度の一般制度化が行われた。

### 保育所等の職員配置基準

子どもの年齢	配置基準	備考
0歳	3：1	
1歳	6：1	加速化プラン期間中の早期に5：1への改善を進める
2歳	6：1	
3歳	15：1	令和6年度に改善されたが、当分の間(※)は従前の基準（20：1）により運営することも妨げないとする経過措置あり
4・5歳	25：1	令和6年度に改善されたが、当分の間(※)は従前の基準（30：1）により運営することも妨げないとする経過措置あり

※「当分の間」とする経過措置の終了期間は示されていない。  
（当室作成）

## ウ こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる制度である。同制度は、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として各自治体の判断で実施）され、令和8年度の給付化（乳児等のための支援給付として全

²⁷ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、保育所の職員配置に関する基準が定められている。

²⁸ 令和7年度の1歳児職員配置については、配置基準そのものは据え置くものの、業務の情報通信技術（ICT）化を進める等の職場環境改善を進めている施設において配置改善した場合の加算措置が設けられている。

²⁹ 令和7年法律第29号

自治体で実施)に向けて検討が進められている。

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭等の小学生に対しては、放課後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）³⁰が実施されている。

放課後児童クラブの登録児童数は令和7年5月1日時点で156万8,588人（前年比48,636人増）と過去最多となり、受け皿となる支援の単位数³¹も増加しているものの、利用できなかった児童数（放課後児童クラブの待機児童数）は1万7,013人と高水準にある³²。

政府は、令和6年12月、「放課後児童対策パッケージ2025」を取りまとめ、民間事業者の参入促進や人材確保支援、夏季休業期間中における開所支援の拡充等に取り組んでいる。

### (4) こどもの居場所づくり

こども家庭庁は、「こどもの居場所づくりに関する指針³³」に基づき、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するとしている。同指針では、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得るものであり、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るとしている。

具体的施策としては、地域の実情に合わせてこどもの視点に立った多様な居場所づくりを進める「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」や「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」のほか、放課後や夏休み等におけるこどもの居場所、災害時のこどもの居場所、困難を抱えるこどもの居場所（こども若者シェルター）等に関連する取組が進められている。

### (5) こどもの貧困対策、ひとり親家庭等の支援

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼす。特に、ひとり親家庭の相対的貧困率は44.5%と、子どもの貧困率11.5%と比較して高い水準にある³⁴。

こどもの貧困の解消に向けて、こども家庭庁は、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給に加え、あらゆる困難を抱えるこどもを対象とした基本的な生活習慣の習得支援・学習支

³⁰ 放課後児童クラブ、学童クラブ及び学童保育は、いずれも放課後児童健全育成事業の通称である。

³¹ 支援の単位とは、児童の集団の規模を示す基準であり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）によって、1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とされている。

³² こども家庭庁「令和7年度放課後児童クラブの実施状況（速報値）」（令和7年7月29日）

³³ 令和5年12月22日閣議決定

³⁴ 厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」による。相対的貧困率とは、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整したもの）の中央値の半分の額）に満たない世帯員の割合をいう。子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

援等を行う事業やこどもの未来応援基金を通じた学習支援に取り組んでいる。

## (6) 障害児・医療的ケア児等への支援

政府は、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域支援体制の構築を図るとともに、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいる。

こども家庭庁では、障害児通所支援（児童発達支援³⁵、放課後等デイサービス³⁶）や障害児入所支援のほか、医療的ケア児³⁷等に対する支援を実施している。

## (7) 児童虐待防止対策等

### ア 児童虐待防止対策

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加を続けており、令和5年度は22万5,509件と過去最多を更新した。

政府は、令和6年12月、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の改定を行い、児童福祉司等の増員や負担軽減による児童相談所の体制強化等に取り組んでいる。

改正児童福祉法では、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設や、児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会通信制限に関する規定の整備等の措置が講じられた。

### イ こども性暴力防止法

こどもに対する性犯罪・性暴力の防止については、令和6年6月、こども性暴力防止法³⁸が成立し、学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教育や保育に従事させようとする者の性犯罪の前科確認など、こどもへの性暴力を防止するための措置を講ずることが定められた。同法については、関係者や論点が多岐にわたるところ、令和8年12月の施行に向けた検討が進められている。

---

³⁵ 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行うもの

³⁶ 学校通学中の障害児に対して、授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うもの

³⁷ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童

³⁸ 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号）

### 3 デジタル社会形成

#### (1) デジタル行財政改革

令和5年10月、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、「デジタル行財政改革会議」が設置された。

同会議は、令和7年6月に「デジタル行財政改革取りまとめ2025」及び「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し³⁹、今後、政府として、①「地方創生2.0」の加速、②各分野におけるイノベーションに即した規制・制度の見直しとDXの推進、③データとAIが好循環するデータ駆動社会の構築の3本柱で、デジタルによる社会変革を加速していくとの方針を示した⁴⁰。

同月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画⁴¹」（以下「令和7年重点計画」という。）においては、「デジタル行財政改革取りまとめ2025」に基づき取組を実行することとされたほか、国民生活に密着し社会・経済的な重要性が高い分野（教育、子育て、医療、介護、モビリティ、インフラ、防災等）について、利用者起点で規制・制度の見直しやデジタル活用を進めるとともに、国・地方の共通基盤の整備を推進することとされた⁴²。

#### (2) データ利活用制度の在り方に関する検討

データは、長年、「現代の石油」に例えられ、利活用の必要性が主張されてきた。他方で、我が国におけるデータ利活用を通じた価値の創出は、行政データを含めて立ち遅れており、その背景として、個人情報保護法⁴³を始めとする法制度や運用ルールが社会全体でのデータ利活用を前提にしていないこと等が指摘されている⁴⁴。

そこで、基本方針においては、①データ利活用による新たな価値の創造、②AI（人工知能）で強化される社会の実現とリスクへの対応、③透明性・信頼性の確保、の視点から検討し、データとAIが好循環を形成するデータ駆動社会の構築に取り組むこととされた⁴⁵。

また、令和7年重点計画においては、基本方針に基づき取組を加速し、横断的な法制度について官民データ活用推進基本法⁴⁶の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期常会への法案提出を目指すこととされた⁴⁷。

³⁹ 令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定

⁴⁰ 第11回デジタル行財政改革会議 議事録等（令和7年6月13日）8頁

⁴¹ 令和7年6月13日閣議決定

⁴² 令和7年重点計画15頁

⁴³ 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）

⁴⁴ 基本方針1頁

⁴⁵ 基本方針3-5頁

⁴⁶ 平成28年法律第103号

⁴⁷ 前掲注42参照。また、これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て提出を目指すこととされた。

### (3) マイナンバー制度

#### ア マイナンバー

マイナンバーは、本人を識別するための12桁の番号である。日本国内に住民票を有する個人に対して付番され、最新の「基本4情報」（氏名、生年月日、性別、住所）と関連付けて管理されている。また、マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において利用を促進することとし、マイナンバーを利用できる事務は法律又は条例において限定列挙されている（ポジティブリスト方式）。

マイナンバー制度は、マイナンバー法⁴⁸に基づき、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることの確認を行うための基盤である。同法は、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、国民が利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めている。

#### イ マイナンバーカード

マイナンバーカードは、住民の申請により市区町村長が本人に交付するICチップ付きのプラスチック製のカードである。表面には基本4情報・顔写真・有効期限等が表示され、本人確認書類として利用でき、裏面にはマイナンバーが表示される。

マイナンバーカードのICチップ内に記録されている情報のうち、電子証明書⁴⁹及び空き領域は、行政手続のオンライン申請、健康保険証（マイナ保険証⁵⁰）、運転免許証（マイナ免許証⁵¹）、図書館カードのほか、各種民間サービスにおいて利活用が進められている。

#### ウ 近年の法改正

令和5年の法改正⁵²において、マイナンバーの利用範囲の社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務への拡大（国家資格等に関する事務等）、戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加のほか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）等の措置が講じられた。

また、令和6年の法改正⁵³により、基本4情報等⁵⁴のスマートフォンへの搭載が可能とな

⁴⁸ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

⁴⁹ 署名用電子証明書（インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用。パスワードは6～16桁の英数字）及び利用者証明用電子証明書（インターネットサイト等にログインする際に利用。パスワードは4桁数字）

⁵⁰ マイナ保険証を保有していない者に対しては、当分の間、「資格確認書」が申請によらず交付される。また、スマートフォンのマイナ保険証利用（スマホ保険証）については、令和7年9月19日から機器の準備が整った医療機関・薬局で順次、利用可能となっている（厚生労働省HP〈[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html)〉（2025.10.2閲覧））。

⁵¹ 令和7年3月24日から運用開始。マイナ免許証への切替えは任意でマイナ免許証と運転免許証の2枚持ちも可能。

⁵² 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）

⁵³ 「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第46号）

⁵⁴ 基本4情報、マイナンバー及び顔写真

った⁵⁵ほか、性別の情報について、次期マイナンバーカード⁵⁶のICチップ内には記録した上で、券面には記載しないこととされた。

さらに、第15次地方分権一括法⁵⁷及び令和7年の法改正⁵⁸により、国家資格等に関する事務等が追加された⁵⁹。

## エ マイナンバー制度・マイナンバーカードの普及と利活用の推進

令和7年重点計画においては、令和7年の法改正⁶⁰を踏まえ、マイナンバーを正確かつ効率的に収集した上で、添付書類の省略等を徹底するための環境整備や運用改善を進めるとともに、公金受取口座登録や預貯金口座付番等を引き続き推進することとされたほか、マイナンバーカードを活用したオンライン市役所⁶¹や、マイナンバーカードの市民カード化⁶²、民間ビジネス利用及びスマホ搭載等の推進に取り組むとされた⁶³。

### 内容についての問合せ先

#### 地域・こども・デジタル特別調査室

- 地域活性化 相原首席調査員（内線 68777）
- こども政策、デジタル社会形成 正木首席調査員（内線 68780）

⁵⁵ iPhoneについては令和7年8月5日からデジタル庁が提供する「マイナンバーカード対面確認アプリ」において、本人確認機能の提供を開始している。なお、Android端末は令和8年秋頃の搭載実現を目指すとしている（デジタル庁HP〈<https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/>〉（2025.10.2閲覧）、令和7年重点計画13頁）。

⁵⁶ 政府は、令和10年度中の導入を目指すとしている（令和7年重点計画57頁）。

⁵⁷ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和7年法律第35号）

⁵⁸ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」（令和7年法律第38号）

⁵⁹ 政府は、当該追加により必要なマイナンバーの利用可能事務の追加が実現できるため、現時点で今後の追加は予定していないとしている（第217回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第9号15頁（令7.4.17）楠政府参考人（デジタル庁統括官）答弁）。

⁶⁰ 前掲注58参照

⁶¹ スマホからオンラインで様々な行政手続（公金受取口座活用、出生、引越手続等）ができるサービス

⁶² 保険証、免許証等との一体化のほか、救急業務、被災者支援等、日常生活の様々な局面で利用可能とするもの

⁶³ 令和7年重点計画10-14頁